

直方市地域防災計画

令和 7 年

直方市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章	計画の目的・性格等		
第1節	計画の目的	1編ー	1
第2節	計画の性格等	1編ー	3
第3節	用語の定義	1編ー	5
第2章	災害の想定及び特性		
第1節	災害の想定	1編ー	6
第2節	直方市の概況	1編ー	15
第3章	防災関係機関等の業務の大綱		
第1節	処理すべき事務又は業務の大綱	1編ー	17
第2節	市民及び企業等の基本的責務	1編ー	29
第4章	計画の運用等		
第1節	平常時の運用	1編ー	30
第2節	災害時の運用	1編ー	31
第3節	計画の周知	1編ー	31

第2編 災害予防計画

第1章	防災活動体制の整備		
第1節	市の各部局における平素の業務	2編ー	1
第2章	防災基盤の強化		
第1節	水害の予防	2編ー	5
第2節	土砂災害の防止	2編ー	8
第3節	火災の予防	2編ー	16
第4節	都市構造の防災化	2編ー	19
第5節	建築物及び文化財等の災害予防	2編ー	23
第6節	高層建築物の災害予防	2編ー	25
第7節	ライフライン災害の予防	2編ー	27
第8節	交通施設災害の予防	2編ー	30

第3章 市民等の防災力の向上

第1節	市民が行う防災対策	・ ・ ・ ・ ・	2編一	3 2
第2節	自主防災組織の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	3 4
第3節	企業等防災対策の促進	・ ・ ・ ・ ・	2編一	4 2
第4節	防災知識の普及	・ ・ ・ ・ ・	2編一	4 5
第5節	防災訓練の充実	・ ・ ・ ・ ・	2編一	5 1
第6節	市民の心得	・ ・ ・ ・ ・	2編一	5 5

第4章 効果的な応急活動のための事前対策

第 1 節	広域応援体制等の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	5 9
第 2 節	防災体制・施設・資機材等の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	6 1
第 3 節	災害救助法等の運用体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	6 6
第 4 節	情報収集・伝達体制等の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	6 7
第 5 節	広報・広聴体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	7 2
第 6 節	二次災害の防止体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	7 4
第 7 節	救出救助体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	7 6
第 8 節	避難体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	7 7
第 9 節	交通・輸送体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	8 7
第10節	帰宅困難者支援体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	9 0
第11節	医療救護体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	9 4
第12節	要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備	・ ・ ・ ・	2編一	9 8
第13節	災害ボランティアの活動環境等の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	10 8
第14節	物資の調達、災害備蓄物資等の整備・供給	・ ・ ・ ・ ・	2編一	11 0
第15節	住宅の確保体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	11 5
第16節	保健衛生・防疫体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	11 6
第17節	ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	2編一	11 7
第18節	農業の災害予防	・ ・ ・ ・ ・	2編一	11 9
第19節	複合災害の予防	・ ・ ・ ・ ・	2編一	12 0

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節	市の防災組織	3編一	1
第2節	市の組織体制の確立	3編一	14
第3節	自衛隊の災害派遣要請	3編一	20
第4節	応援要請	3編一	29
第5節	災害救助法の適用	3編一	32
第6節	要員の確保	3編一	34
第7節	災害ボランティアの受入れ・支援	3編一	36

第2章 災害応急対策活動

第1節	防災気象情報等の伝達	3編一	38
第2節	災害情報の収集・伝達	3編一	48
第3節	通信	3編一	52
第4節	広報・広聴	3編一	54
第5節	避難対策の実施	3編一	59
第6節	水防対策の実施	3編一	76
第7節	消防活動	3編一	77
第8節	林野火災応急対策（空中消火）	3編一	79
第9節	警備対策の実施	3編一	82
第10節	救出活動	3編一	83
第11節	医療救護	3編一	86
第12節	飲料水の供給	3編一	90
第13節	食料の供給	3編一	92
第14節	生活必需品等の供給	3編一	96
第15節	交通対策の実施	3編一	98
第16節	緊急輸送の実施	3編一	102
第17節	保健衛生、防疫、環境対策	3編一	105
第18節	要配慮者の支援	3編一	109
第19節	安否情報の提供	3編一	111
第20節	遺体の搜索、収容及び火葬	3編一	113
第21節	障害物の除去	3編一	117
第22節	文教対策の実施	3編一	119
第23節	住宅の確保	3編一	125
第24節	ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理	3編一	130

直方市地域防災計画

第25節	一般通信施設、放送施設の災害応急対策	3編	134
第26節	電気施設、ガス施設の災害応急対策	3編	135
第27節	上水道、下水道施設の災害応急対策	3編	136
第28節	交通施設の災害応急対策	3編	138
第29節	土砂災害の応急対策	3編	140
第30節	高層建築物の災害応急対策	3編	142
第31節	二次災害の防止	3編	144
第32節	農林施設等の災害応急対策	3編	145
第33節	大気汚染による災害応急対策	3編	146

第4編 地震災害対策計画

第1章 災害予防計画

第1節	重点的に取り組むべき対策	4編	1
第2節	建築物等の安全化	4編	3
第3節	情報管理体制の整備	4編	8
第4節	救出救助・避難体制の整備	4編	9
第5節	災害応急体制の整備	4編	11

第2章 地震災害応急対策計画

第1節	地震災害の応急対策の方針等	4編	12
第2節	市の災害応急体制の確立	4編	12
第3節	被害情報の収集伝達	4編	16
第4節	二次災害の防止	4編	19
第5節	救出活動	4編	22
第6節	避難対策の実施	4編	24

第5編 災害復旧計画

第1章 災害復旧・復興の基本方針

第1節	基本方針	5編一	1

第2章 災害復旧事業の推進

第1節	復旧事業計画	5編一	2
第2節	激甚災害の指定	5編一	5

第3章 被災者等の生活再建等の支援

第1節	罹災証明証の発行	5編一	6
第2節	被災者台帳の整備	5編一	8
第3節	生活相談	5編一	10
第4節	女性のための相談	5編一	11
第5節	雇用機会の確保	5編一	12
第6節	義援金品の受付及び配分計画	5編一	13
第7節	生活資金の確保	5編一	16
第8節	租税の徴収猶予、減免	5編一	19
第9節	災害弔慰金等の支給	5編一	21
第10節	災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	5編一	22

第4章 経済復興の支援

第1節	金融措置	5編一	23
第2節	生活必需物資等対策	5編一	26

第5章 復興計画

第1節	復興計画作成の体制づくり	5編一	27
第2節	復興に対する合意形成	5編一	27
第3節	復興計画の推進	5編一	28

直方市地域防災計画

第1編 総 則

第 1 章 計画の目的・性格等

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づき直方市防災会議が、直方市の地域にかかわる災害対策に関し定めるものであり、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について、市域の総合的かつ計画的な防災行政の整備推進を図って、地域の防災及び市民の生命、身体、財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉を確立していくことを目的とする。

計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。

たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、効果的な災害対策を講ずるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減する。

計画に基づく市の災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。

- 一 本市の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第1編 総 則

計画の推進に当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大する。

第 2 節 計画の性格等

第 1 計画の性格等

- 1 この計画は、防災に関する調査、研究、危険地域の解消及び防災訓練の実施など平素から災害を未然に防止し、災害の発生時における被害を最小限にとどめるために必要な事業の実施について定める。
- 2 この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画等と併せて活用することによって、はじめて効果が発揮できるものであり、又、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定に基づく「直方市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第 2 計画の構成

この計画は、本市において過去に発生した災害及びこれに対する応急対策の状況等を基礎として、今後予想される災害に備えるため策定するものであり、下記の 5 編をもって構成する。

1 編 総則

この計画においては、市地域防災計画の目的・性格等、市の災害の想定及び特性、防災関係機関の業務の大綱等について定める。

2 編 災害予防計画

この計画においては、風水害、地震等全ての災害に共通する災害予防にかかわる事項について定める。

3 編 災害応急対策計画

この計画においては、風水害、地震等全ての災害に共通する災害応急対策にかかわる事項について定める。

4 編 地震災害対策計画

この計画においては、地震災害に備えるため、災害予防及び災害応急対策について定める。

5 編 災害復旧計画

この計画においては、甚大な災害による被害を受けた被災者の生活再建を基本に復旧・復興について定める。

第 3 計画の修正

この計画は、「基本法」第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、法令が改正された場合、防災基本計画、防災業務計画、県地域防災計画等の計画が修正された場合等必要があるときは修正するものとする。

第4 他計画との調整

この計画は、福岡県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

第5 防災関係各機関

防災関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、日ごろから防災に関する訓練等を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対して周知を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第 3 節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法・・・・・・・・・・災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）をいう。
- 2 救助法・・・・・・・・・・災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）をいう。
- 3 県地域防災計画・・・・・・・・災害対策基本法第 4 0 条に基づき、福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画をいう。
- 4 市地域防災計画・・・・・・・・災害対策基本法第 4 2 条に基づき、市防災会議が作成する直方市地域防災計画をいう。
- 5 県災対本部・・・・・・・・・・災害対策基本法第 2 3 条に基づき、設置する福岡県災害対策本部をいう。
- 6 県地方本部・・・・・・・・・・福岡県地域防災計画に基づき、地方に設置する福岡県災害対策地方本部をいう。
- 7 市災対本部・・・・・・・・・・災害対策基本法第 2 3 条に基づき、設置する直方市災害対策本部をいう。
- 8 県災対本部長・・・・・・・・・・福岡県災害対策本部長をいう。
- 9 県地方本部長・・・・・・・・・・福岡県災害対策地方本部長をいう。
- 10 市災対本部長・・・・・・・・・・直方市災害対策本部長をいう。
- 11 要配慮者・・・・・・・・・・高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等の特に配慮を要する者をいう。
- 12 避難行動要支援者・・・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

第 2 章 災害の想定及び特性

第 1 節 災害の想定

第 1 全般

直方市の地域に発生する災害は、台風、大雨を要因とする風水害と、地震、大火災、危険物の爆発、大規模な交通事故等、その発生が全く予知できないものと大別することができる。

しかし、本市の気象、地勢その他周辺地域の特性を考慮するとき、最も発生頻度の高いものとして大雨による水害があげられる。

風水害の規模としては、過去の災害で被害が大きかった昭和 28 年、昭和 38 年、平成 13 年、平成 15 年、平成 21 年、平成 22 年、平成 24 年及び平成 30 年の梅雨前線による集中豪雨並びに平成 3 年の台風 19 号の災害を基準として想定し、併せて、これら以上の大災害にも対処し得るよう、この計画を作成するものである。

地震の規模としては、市の東に福智山断層、西に西山断層があることから、平成 7 年の阪神・淡路大地震及び平成 17 年の福岡県西方沖地震の規模以上の直下型地震の発生を想定し、発生直後の迅速な救命・救助体制の確立等による被害の最小化に重点を置き、計画を作成するものである。

また、火災については、本市は幸い過去において大火災の発生を見たことがなかったが、市街地の現況は必ずしも予断を許さない地域もあるので、市街地火災予防対策に重点を置き、計画を作成するものである。

第 2 計画作成上の基礎とする想定

計画作成上の基礎とする想定は、次のとおりとする。

1 台風による災害

平成 3 年の台風 19 号と同程度の規模以上の台風が襲来した場合を想定する。

2 集中豪雨等異常降雨による災害

昭和 28 年、昭和 38 年、平成 13 年、平成 15 年、平成 21 年、平成 22 年、平成 24 年及び平成 30 年の梅雨前線による集中豪雨と同程度以上のものを想定する。

3 竜巻による災害

4 地震による災害

福岡県防災アセスメント調査結果（平成 24 年 3 月）を基礎とした県地域防災計画（地震・津波対策編）に基づき、市に影響を及ぼすと思われる警固断層、西山断層、小倉東断層及び福智山断層の活断層の地震を想定する。

5 大規模な火災

中心市街地の大火災を想定する。

第 3 災害の特性

1 大雨の特徴 ※詳細は資料編「災害の特性－大雨の特徴」を参照

(1) 一般的特性

直方市の位置する北部九州における大雨の特性は、九州山脈の西側に当たる佐賀県、長崎県方面と共に、前線による大雨が顕著であり、東側の大分県、宮崎県方面では台風による大雨が顕著である。

この地域差は、九州山脈の影響により起こるもので、九州の北部及び西部方面では南西の気流で大雨が降り、東部方面では南東の気流で大雨が多い。

(2) 遠賀川上流域の降雨が直方市に及ぼす影響

上流域で降った雨は、約 2～3 時間後に市に到達し、日の出橋の水位を上昇させる。

(3) 市域の地形等から発生しやすい内水はん濫

遠賀川、彦山川及び犬鳴川の兩岸の低地においては、宅地化が進み、また、低地にある市街地を流れる居立川等は、堤内地に溜(た)まった雨水を排水ポンプにより強制的に本川に吐き出している。近年、時間雨量 50 mm を越える集中豪雨が増加傾向にあり、下水道、支川等の排水ポンプ等の排水能力や施設の計画規模を大きく上回る雨水流出が生じている。

2 竜巻

福岡県では、1961 年以降 23 回の竜巻が確認されており、発生時の気象状況としては台風接近時よりも前線の影響によるものが多い。

そのうち、直方市の近傍で発生している竜巻は、北九州市で 3 回（寒冷前線の影響×1、暖気移流×2）、遠賀郡芦屋町で 1 回（寒冷前線の影響）発生している。

3 地震の特徴 ※詳細は資料編「災害の特性－地震の特徴」を参照

(1) 福岡県の地震

福岡県は、日本のほかの地域と比べると地震の少ない地域と言われてきたが、糸島地震（1898年（明治31年）、マグニチュード6.0）以来、100年ぶりにマグニチュード6以上の大地震が平成17年3月20日に福岡県西方沖（福岡市の北西約30kmを震源とする最大震度6弱（深さ9km、マグニチュード7.0））において発生した。

日本海側に位置する福岡県下で発生する地震は、太平洋プレートなどが毎年数cmの速さで日本列島（陸プレート）の下に、もぐり込むことによって発生する海洋型地震の地震ではなく、活断層などの断層で起きる。

(2) 災害の想定（県地域防災計画（地震・津波対策編）「第1編－第3章災害の想定」のうち、直方市にかかわるものを抜粋）

市及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。

この計画の策定に当たっては、地震に関する防災アセスメント調査（平成24年3月 福岡県）及び津波に関する防災アセスメント調査（平成24年3月 福岡県）の結果を基礎とした。なお、上記アセスメント調査は、地震防災対策特別措置法（平成7年7月18日施行）及び津波対策推進法（平成23年6月24日施行）に基づくものである。

(3) 活断層と地震

活断層とは、第四紀（紀元前約200万年前から現在まで）に繰り返し活動し、今後も活動すると思われる断層のことで、この活断層がずれることによって地震が発生する。

これまでに福岡県近辺で発生した筑紫地震（679年）、壱岐・対馬地震（1700年）、糸島地震（1898年）、福岡県西方沖地震（2005年）は、いずれも陸域において発生した地震である。一般に陸域の活断層に起因する地震は、発生頻度は非常に低く、海洋型の地震と比較して発生間隔は長い。

福岡県には、小倉東断層、福智山断層帯、西山断層帯、警固断層帯、水縄断層帯、宇美断層帯がある。今後30年以内に地震が発生する確率は、国などによる評価によると、福智山断層帯についてはほぼ0～3%、警固断層帯（南東部）については0.3%～6%と報告されている。小倉東断層、水縄断層帯では発生の可能性は少なく、警固断層帯（北西部）、西山断層帯、宇美断層帯についてはその判別が得られていない。

地震調査研究推進本部の資料によれば、福岡県西方沖地震の発生により、震源域南東部に隣接する警固断層帯南東部の地震発生確率は高まったと考えられている。

(4) 市に影響及ぼす活断層

国等における活断層の評価

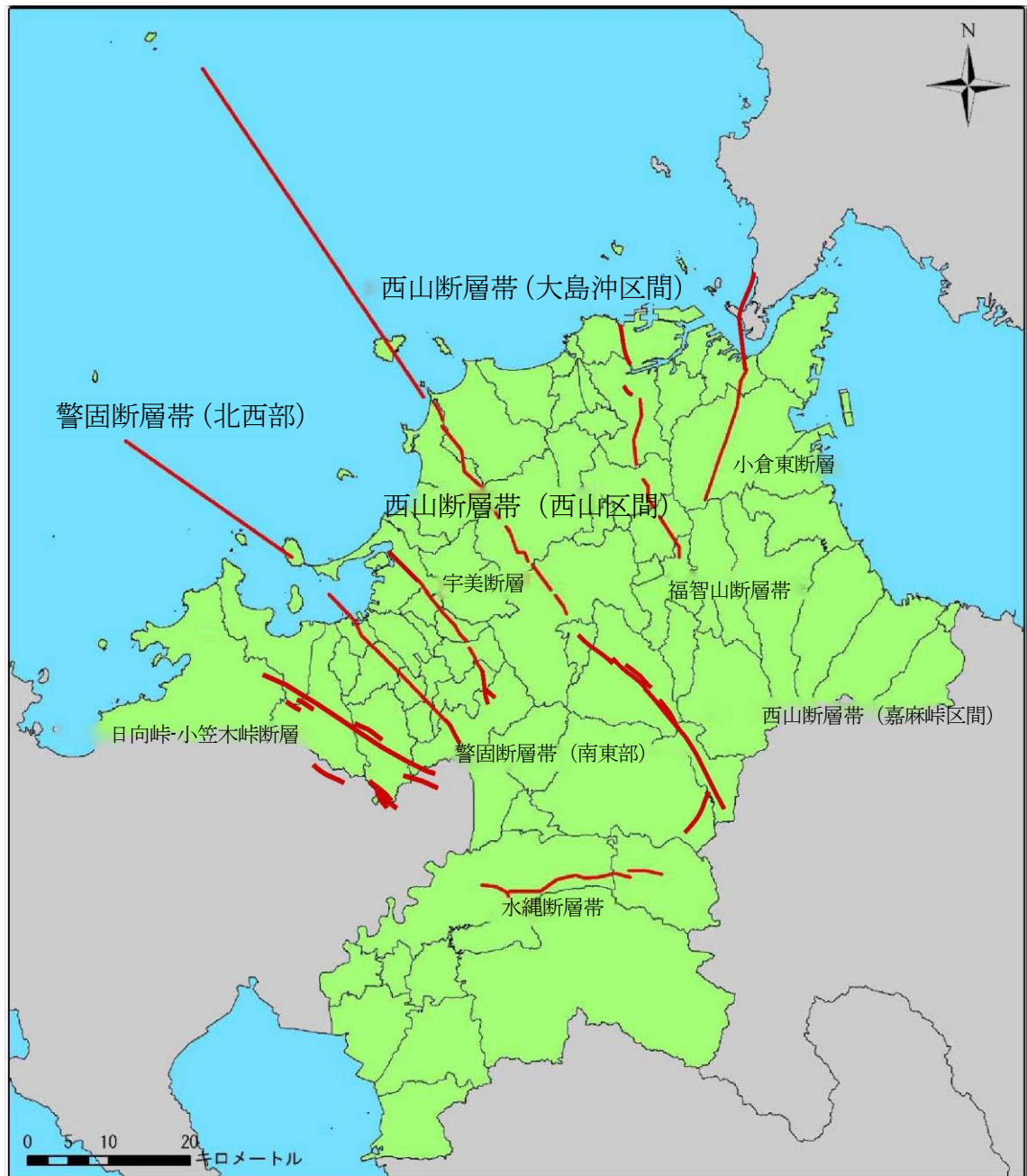
活断層名	警固断層帯 (北西部)	警固断層帯 (南東部)	福智山断層	西山断層
断層の長さ(km)	② 2.5	② 2.7	① 2.8	② 4.3
マグニチュード M	② 7.0	② 7.2	④ 7.2	② 7.6
平均的な活動間隔	② 不 明	② 3,100 年～ 5,500 年	⑤ 9,400 年～ 32,000 年	② 不 明
最新の活動時期	② 2005 年福岡西 方沖地震	② 4,300 年 前 以 後、3,400 年 前 以前	⑤ 28,000 年 前 以 後、13,000 年 以 前	② 13,000 年 前 以 後、概ね 2,000 年前以前
今後 30 年以内に地 震が発生する確率	② 不 明	② (0.3～6%)	⑥ ほぼ 0～3%	② 不 明
摘 要	① 国（地震調査研究推進本部）による長期評価 ② 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図			

(5) 想定地震

市に最も影響を及ぼす活断層は、警固断層（北西部）、警固断層（南東部）、福智山断層、西山断層であり、想定地震の震源断層の位置は、図 1 のとおりである。

また、地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性があるため、各市町村において震度 6 弱程度の地震を想定している（基盤一定）。

【図1 想定地震の震源断層位置】



ア 市の地震動の予測結果

断層名	破壊開始	摘 要
小倉東断層北東部	中央下部	市域に震度6弱となる地域がある。
	北東下部	市域に震度6弱となる地域がある。
西山断層（南東部）	南東下部	市域に震度6弱となる地域がある。
	中央下部	市域に震度6弱となる地域がある。
	北西下部	市域に震度6弱となる地域がある。
西山断層（延長）	中央下部	市域に震度6弱となる地域がある。
	北西下部	市域に震度6弱となる地域がある。
福智山断層	南東下部	市域に加速度400galを超える地域がある。
		市域に震度6弱となる地域がある。
		市域に震度6強となる地域がある。
福智山断層	中央下部	市域に加速度400galを超える地域がある。
		市域に震度6弱となる地域がある。
		市域に震度6強となる地域がある。
福智山断層	北西下部	市域に加速度400galを超える地域がある。
		市域に震度6弱となる地域がある。
基盤一定	基盤一定	市域に震度6弱となる地域がある。

イ 液状化の予測結果

液状化現象とは、地下水を豊富に含んだ砂質地盤が、地震動によって高くなった地下水压により、砂の粒子間の結合と摩擦力が低下し、液体のように緩んで動くことであり、流動化現象とも呼ばれる。このため、水・砂・泥を高く吹き上げる噴砂、噴泥によって地盤が盛り上がり、不同沈下、陥没を生じたりするので建物や土木構造物の転倒、沈下、傾斜につながる。

液状化現象により次のような被害が発生する。

- ① 地中のガス管・上下水道管・地下埋設物等、軽量構造物の浮上。
- ② 杭等の深い基盤で支えていない建物、橋梁等の重量構造物の沈下・傾斜。
- ③ 堤防等、盛土の基礎地盤の液状化に伴う構造物沈下や滑り破壊の発生
- ④ 護岸や擁壁の側方流動、押し出し。
- ⑤ その他

(6) 市の被害想定（県の想定結果）

ア 建物被害

断層名	破壊開始	木造住宅		SRC造・RC造		軽量鉄骨造		その他	
		全壊	半壊	大破	中破	大破	中破	大破	中破
小倉東断層	中央下部	6	16						
	北東下部	19	47			0	1		
西山断層	南東下部	4	8						
	中央下部	65	216	0	1	1	3	1	2
	北西下部	31	148			0	2	0	1
警固断層 (南東部)	中央下部	1	2						
	北西下部	0	2						
基盤一定	基盤一定	31	120			0	1	0	1

(単位:棟)

イ 地震火災被害の想定

(ア) 想定条件

想定した季節及び時刻は、最も出火率が高くなる冬の夕刻（午後5時～6時）とし、風の条件を福岡市の冬季（12月～2月）の平均風速である約3.2m/秒（気象庁：日本気候表）よりも大きな風速を想定して4m/秒で想定されている。

(イ) 市の被害想定

市域においては、西山断層（中央下部）で全出火1棟である。

ウ 人的被害の想定

(ア) 人的被害の分類（定義）

死 者	建物の被害及び斜面崩壊による死者を対象とする。避難生活における心労・疲労による死者は含まない。
負 傷 者	建物の倒壊等による重傷者・軽傷者
要 救 出 現 場	倒壊建物のうち建物が完全に倒壊した現場数
要 救 出 者	要救出現場における在宅人口のうち逃げ遅れた人
要後方医療搬送者	後方医療による搬送が必要な重傷者
避 難 者	建物の倒壊（在宅の被災）等により、当面の住居を失う者
要 救 護 者	食料、給水、生活物資の支障により救援を要する人

第 1 編 総 則

(イ) 要救援者の想定結果

断 層	破壊開始	死者	負傷者	要救出		要後方医療搬送者	避難者数	要救援者（供給）		
				現場	数			食料 (人)	給水 (世帯)	生活物資 (世帯)
小倉東断層	南西下部	0	0	0	0	0	0	452	199	0
	中央下部	0	59	2	1	6	11	7,007	3,084	11
	北東下部	1	117	8	6	12	34	12,205	5,372	34
西山断層	南東下部	0	46	2	1	5	7	7,233	3,184	7
	中央下部	5	249	27	21	25	119	32,321	14,227	119
	北西下部	3	157	12	10	16	55	20,568	9,053	55
警固断層 (南東部)	南西下部	0	0	0	0	0	0	226	99	0
	中央下部	0	20	0	0	2	2	1,356	597	2
	北西下部	0	0	0	0	0	0	452	199	0
基盤一定	基盤一定	2	157	12	9	16	55	31,027	11,242	55

(ウ) ライフライン被害の想定

断 層	破壊開始	上水道	下水道	都市ガス	電柱	電話柱
小倉東断層	南西下部	2	0	0	0	0
	中央下部	31	0	1	0	0
	北東下部	54	0	2	0	0
西山断層	南東下部	32	0	1	0	0
	中央下部	143	1	7	2	1
	北西下部	91	0	3	1	0
警固断層 (南東部)	南西下部	1	0	0	0	0
	中央下部	6	0	0	0	0
	北西下部	2	0	0	0	0
基盤一定	基盤一定	113	0	5	1	0

(単位：箇所)

4 大火災の特徴

(1) 火災の一般的特徴

ア 燃焼の 3 要素と消火

燃焼が成立するには、空気（酸素）、エネルギー（温度）、可燃物（燃料）の 3 つが欠かせない。消火するためには、この 3 要素の一つを除去すればよいということになる。空気を除去するのが「窒息消火」、温度を除去するのが「冷却消火」、可燃物を除去するのが「除去消火」である。

イ 市街地大火の特性

市街地大火は、初期対応段階において、「燃え」の力が「消し」の力を上回った時に発生する。具体的には、地震等において同時多発火災が発生する場合、強風により延焼拡大が急速に促進される場合に発生する。

市街地火災では、同時に延焼している面積が広範囲に及ぶために火災面積が大きくなる。また、延焼範囲が大きいとそれだけ流入する空気流も大きくなり、強い火事場風が発生し、そのうえ、火災旋風も発生し易くなる。

関東大地震では、強大な火災旋風が発生して、多数の犠牲者が出た。この延焼範囲が大きく火災面積が大きいことは、輻射熱や熱気流が強くなることに加えて、飛び火が無数に発生して、火災の延焼拡大力をも大きくなる。

(2) 本市における大火災の特徴

本市における大火災の特徴は、地勢、気象、市街地形を総合的に検討すると、次のとおり想定される。

大火の最大要因をなす風は、地勢の影響が著しく、南北を軸に冬期は北西風、夏期には南北風が多い。また、木造構造物を主体とした密集地が南北に連なる。

従って、本市の大火災は、南北いずれかの方位に延焼する公算が大である。火災期に当たる冬期の北西強風時に最大の注意を要する。

第 2 節 直方市の概況

第 1 位置

市は、九州最北部を占める福岡県の北部にあつて、遠賀川に沿ってひらける直方平野のほぼ中央に位置している。

本市は、東は福智山系で北九州市小倉南区と接し、西は鞍手郡の鞍手町、宮若市と境を接しており、南は飯塚市、田川郡福智町、鞍手郡小竹町と、北は北九州市八幡西区と境を接している。

第 2 地勢

市の東部に福智山（900.8m）を主峰にその支脈（平均標高 600m）が南北に走っており、西部には六ヶ岳（339.0m）の丘陵が北西に広がり、中央には小さな丘が起伏しているが、比較的平な地域となっている。

この地域の中央を彦山川、犬鳴川などの支流を集めながら、総延長 61.0 km、流域面積 1030.0k m²の 1 級河川である遠賀川が北流し、遠賀郡芦屋で玄界灘に注いでいる。

市街地は、この遠賀川と J R 筑豊本線に挟まれた地帯の低地にあり、東部、西部地域は住宅地帯、南部地域は工業地帯、北部地域は農村地帯を中心に形成されている。

第 3 地形・地質

福智山山系は、古期岩類及び中世層から成り、その西側は全て断層のため急斜面をもってそびえたち、さらに山麓^{ろく}は洪積層の段丘地帯となっている。この山塊から福地川、近津川、尺岳川が発して、いずれも遠賀川に注いでいる。

六ヶ岳は、中世層の鞍手花崗岩閃緑岩地帯からなり、やや急斜面をもってその裾^{すそ}を抬げている。彦山川、遠賀川、犬鳴川の両側は、沖積層に覆われた海進地帯の低地となっている。

筑豊炭田は、北辺を除く三方が古期岩類で囲まれ、さらに炭田内を北北西方向に走る三条の古期岩類よりなる小山塊により、第三紀層は東西に四つの区域に分かれて分布する。各区域とも第三紀層の各層で規則正しい配列をなし、一般走向北北西で東に緩傾斜しており、東方ではいずれも大断層で基盤岩と接し、その断層近くで急に西方に急傾斜又は直立している。

第 4 気 象

1 市の気象

市の気候区分としては、日本海型気候区に属している。昼夜、夏冬の気温差が大きく、一般に風は弱いことが特徴である。

また、特に夜間の風が弱いこと、放射冷却が激しいことにより、霧が発生し易い気候でもある。

2 降水量

市での年間降水量は、1 0 0 0 mm未満から2, 0 0 0 mm以上と、その年によって大きな差がある。

なお、6、7月頃の梅雨期には、強い雨が集中して降る傾向にある。

第5 人口

市の人口は、令和6年3月末現在55,021人となっており、市街地での人口集積が高い。

また、65歳以上の高齢者人口は、18,380人であり、全人口の33.41%を占めている。

第 3 章 防災関係機関の業務大綱

第 1 節 処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関の処理すべき業務又は業務の大綱はおおむね次のとおりである。

第 1 市

(災害予防)

- ・直方市防災会議に係る事務に関すること
- ・直方市災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- ・防災施設の整備に関すること
- ・防災にかかわる教育、訓練に関すること
- ・県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ・他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること
- ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること
- ・市内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関すること
- ・住民の自発的な防災活動の促進に関すること
- ・災害危険区域の把握に関すること
- ・各種災害予防事業の推進に関すること
- ・防災知識の普及に関すること
- ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること
- ・企業等の防災対策の促進に関すること
- ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること
- ・災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること

(災害応急対策)

- ・水防、消防等応急対策に関すること
- ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- ・避難の準備情報・勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
- ・災害時における文教、保健衛生に関すること
- ・災害広報及び被災者からの相談に関すること
- ・被災者の救難、救助その他保護に関すること
- ・被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること
- ・復旧資機材の確保に関すること
- ・災害対策要員の確保、動員に関すること
- ・災害時における交通、輸送の確保に関すること

- ・被災建築物の応急危険度判定に関する事
- ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事
- ・災害ボランティアの活動支援に関する事
- ・市所管施設の被災状況調査に関する事

(災害復旧)

- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事
- ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関する事
- ・市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事

第2 福岡県

県地域防災計画に掲げる所掌業務

第3 福岡県警察本部（直方警察署）

(災害予防)

- ・災害警備計画に関する事
- ・警察通信確保に関する事
- ・関係機関との連絡調整に関する事
- ・災害装備資機材の整備に関する事
- ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- ・防災知識の普及に関する事

(災害応急対策)

- ・災害情報の収集及び伝達に関する事
- ・被害実態の把握に関する事
- ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事
- ・行方不明者の捜索に関する事
- ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難の指示、誘導に関する事
- ・不法事案等の予防及び取締りに関する事
- ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事
- ・避難路及び緊急交通路の確保に関する事
- ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事
- ・広報活動に関する事
- ・遺体の死因・身元の調査等に関する事

第4 指定地方行政機関

1 九州管区警察局

(災害予防)

- ・警備計画等の指導に関すること

(災害応急対策)

- ・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
- ・広域的な交通規制の指導調整に関すること
- ・他の管区警察局との連携に関すること
- ・管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
- ・災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
- ・警察通信の運用に関すること
- ・津波警報等の伝達に関すること

2 福岡財務支局

(災害応急対策)

- ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること
- ・国有財産の無償貸付等の措置に関すること

(災害復旧)

- ・地方公共団体に対する災害融資に関すること
- ・災害復旧事業の査定立会い等に関すること

3 九州厚生局

- ・災害状況の情報収集、通報に関すること
- ・関係職員の現地派遣に関すること
- ・関係機関との連絡調整に関すること

4 九州農政局

(災害予防)

- ・米穀の備蓄に関すること
- ・防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること
- ・農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること

(災害応急対策)

- ・応急用食料の調達・供給に関すること
- ・農業関係被害の調査・報告に関すること
- ・災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること
- ・種子及び飼料の調達・供給に関すること
- ・災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること

(災害復旧)

- ・被害農業者等に対する融資等に関すること
- ・農地・施設の復旧対策の指導に関すること
- ・農地・施設の復旧事業費の査定に関すること
- ・土地改良機械の緊急貸付に関すること
- ・被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること

- ・技術者の応援派遣等に関する事
- 5 九州森林管理局福岡森林管理署
(災害予防)
 - ・国有保安林・治山施設の整備に関する事
 - ・林野火災予防体制の整備に関する事(災害応急対策)
 - ・林野火災対策の実施に関する事
 - ・災害対策用材の供給に関する事(災害復旧)
 - ・復旧対策用材の供給に関する事
- 6 九州経済産業局
(災害予防)
 - ・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事(災害応急対策)
 - ・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事
 - ・り災事業者の業務の正常な運営確保に関する事
 - ・電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事(災害復旧)
 - ・生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事
 - ・被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事
- 7 九州産業保安監督部
(災害予防)
 - ・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事(災害応急対策)
 - ・鉱山における応急対策の監督指導に関する事
 - ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関する事
- 8 九州運輸局（福岡運輸支局）
(災害予防)
 - ・交通施設及び設備の整備に関する事
 - ・宿泊施設等の防災設備に関する事(災害応急対策)
 - ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事
 - ・災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事
 - ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事
 - ・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事
 - ・緊急輸送命令に関する事
- 9 大阪航空局（福岡空港事務所及び北九州空港事務所）

(災害予防)

- ・ 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること
- ・ 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること

(災害応急対策)

- ・ 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること
- ・ 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること

10 第七管区海上保安本部

(災害予防)

- ・ 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
- ・ 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること

(災害応急対策)

- ・ 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
- ・ 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること
- ・ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
- ・ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること
- ・ 海上の流出油等に対する防除措置に関すること

11 福岡管区気象台

(災害予防)・(災害応急対策)

- ・ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- ・ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- ・ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- ・ 地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること
- ・ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

12 九州総合通信局

(災害予防)・(災害応急対策)

- ・ 非常通信体制の整備に関すること
- ・ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
- ・ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器移動電源車及び発電機の貸し出しに関すること
- ・ 災害時における電気通信の確保に関すること
- ・ 非常通信の統制、管理に関すること
- ・ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること

13 福岡労働局

(災害予防)

- ・ 事業場における災害防止のための指導監督に関すること
- ・ 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること

(災害応急対策)

- ・労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること

(災害復旧)

- ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること

14 九州地方整備局

国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。

(災害予防)

- ・気象観測通報についての協力に関すること
- ・防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- ・災害危険区域の選定または指導に関すること
- ・防災資機材の備蓄、整備に関すること
- ・雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備に関すること
- ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
- ・水防警報等の発表及び伝達に関すること
- ・港湾施設の整備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- ・遠賀川の洪水予警報の発表及び伝達に関すること
- ・水防活動の指導に関すること
- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- ・災害広報に関すること
- ・緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること
- ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること
- ・通信途絶時における市との通信確保（ホットライン確保）に関すること
- ・市その他防災機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること

(災害復旧)

- ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること

15 九州防衛局

(災害応急対策)

- ・災害時における防衛省（本省）との連携調整
- ・災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援

16 国土地理院九州地方測量部

(災害応急対策)

- ・災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること

(災害復旧)

- ・復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

17 九州地方環境事務所

(災害予防)

- ・ 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関する事
- ・ 環境監視体制の支援に関する事

(災害復旧)

- ・ 災害廃棄物等の処理対策に関する事

第 5 自衛隊

(災害予防)

- ・ 災害派遣計画に関する事
- ・ 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事

(災害応急対策)

- ・ 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に關する事

第 6 指定公共機関

1 九州旅客鉄道会社

(災害予防)

- ・ 鉄道施設の防火管理に関する事
- ・ 輸送施設の設備等安全輸送体制の整備に関する事
- ・ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事

(災害応急対策)

- ・ 災害時における鉄道車両等による救護物資、避難者等の緊急輸送に関する事
- ・ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事

(災害復旧)

- ・ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

2 西日本電信電話株式会社（九州支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ（九州支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

(災害予防)

- ・ 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- ・ 応急復旧通信施設の整備に関する事

(災害応急対策)

- ・ 気象警報の伝達に関する事
- ・ 災害時における重要通信に関する事
- ・ 災害関係電報、電話料金の免除に関する事

3 日本銀行（福岡支店、北九州支店）

(災害予防)・(災害応急対策)

- ・銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること
- ・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること
- ・金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること
- ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること
- ・各種措置に関する広報に関すること

4 日本赤十字社（福岡県支部）

（災害予防）

- ・災害医療体制の整備に関すること
- ・災害医療用薬品等の備蓄に関すること

（災害応急対策）

- ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- ・避難所等奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること

5 日本放送協会（福岡放送局）

（災害予防）

- ・防災知識の普及に関すること
- ・災害時における放送の確保対策に関すること

（災害応急対策）

- ・気象地象予警報等の放送周知に関すること
- ・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- ・災害時における広報に関すること

（災害復旧）

- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

6 西日本高速道路株式会社

（災害予防）

- ・管理道路の整備と防災管理に関すること

（災害応急対策）

- ・管理道路の疎通の確保に関すること

（災害復旧）

- ・被災道路の復旧事業の推進に関すること

7 日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

（災害予防）

- ・緊急輸送体制の整備に関すること

（災害応急対策）

- ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること

（災害復旧）

- ・復旧資材等の輸送協力に関する事
- 8 九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社
(災害予防)
 - ・電力施設の整備と防火管理に関する事(災害応急対策)
 - ・災害時における電力の供給確保に関する事(災害復旧)
 - ・被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
- 9 西部ガス株式会社
(災害予防)
 - ・ガス施設の整備と防災管理に関する事
 - ・導管の耐震化の確保に関する事(災害応急対策)
 - ・災害時におけるガスの供給確保に関する事(災害復旧)
 - ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事
- 10 日本郵便株式会社九州支社（郵便局株式会社直方郵便局）
(災害応急対策)
 - ・災害時における郵便事業運営の確保
 - ・災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保

第 7 指定地方公共機関

- 1 筑豊電気鉄道株式会社
(災害予防)
 - ・鉄道施設の防火管理に関する事
 - ・輸送施設の設備等安全輸送の確保に関する事
 - ・災害時における緊急輸送体制の整備に関する事(災害応急対策)
 - ・災害時における鉄道車両等による援護物資、避難者等の緊急輸送の確保に関する事
 - ・災害時における鉄道通信施設の利用に関する事(災害復旧)
 - ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
- 2 公益社団法人福岡県トラック協会（直方分会）
(災害予防)
 - ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関する事(災害応急対策)

- ・緊急・救援物資の輸送協力に関すること
- 3 一般社団法人福岡県LPガス協会
(災害予防)
 - ・LPガス施設の整備と防災管理に関すること
 - ・LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること(災害応急対策)
 - ・災害時におけるLPガスの供給確保に関すること(災害復旧)
 - ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
- 4 公益社団法人福岡県医師会（直方鞍手医師会）
(災害予防・災害応急対策)
 - ・災害時における医療救護の活動に関すること
 - ・負傷者に対する医療活動に関すること
 - ・防災会議における行政関係機関及び県医師会・医療機関間の連絡調整に関すること
- 5 公益社団法人福岡県歯科医師会（直方鞍手歯科医師会）
(災害予防)
 - ・歯科医療活動体制の整備に関すること(災害応急対策)
 - ・災害時の歯科医療救護活動に関すること
- 6 公益社団法人福岡県看護協会
(災害予防)
 - ・災害看護についての研修や訓練の実施に関すること(災害応急対策)
 - ・要配慮者への支援に関すること
 - ・指定避難所等における看護活動の実施に関すること
 - ・災害支援看護師の要請・受入れ等の支援に関すること
- 7 公益社団法人福岡県薬剤師会（直方鞍手薬剤師会）
(災害予防)
 - ・患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関すること(災害応急対策)
 - ・災害医療救護活動に関すること
 - ・医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること
 - ・医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関すること
 - ・指定避難所等での避難者支援（服薬指導等）に関すること
 - ・その他公衆衛生活動に関すること
- 8 公益社団法人福岡県獣医師会
(災害予防) ・ (災害応急対策)

- ・災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関する事

- 9 株式会社西日本新聞社、株式会社朝日新聞西部本社、株式会社毎日新聞西部本社、株式会社読売新聞西部本社、株式会社時事通信社福岡支社、一般社団法人共同通信社福岡支社、株式会社熊本日日新聞社福岡支社、株式会社日刊工業新聞社西部支社

(災害予防)

- ・防災知識の普及に関する事
- ・災害時における報道の確保対策に関する事

(災害応急対策)

- ・気象予警報等の報道周知に関する事
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- ・災害時における広報に関する事

(災害復旧)

- ・被災報道施設の復旧事業の推進に関する事

- 10 RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社

(災害予防)

- ・防災知識の普及に関する事
- ・災害時における放送の確保対策に関する事

(災害応急対策)

- ・気象予警報等の放送周知に関する事
- ・避難所等への受信機の貸与に関する事
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- ・災害時における広報に関する事

(災害復旧)

- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

- 11 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（直方市社会福祉協議会）

(災害予防)

- ・社会福祉法人・施設を対象とした防災訓練の実施に関する事
- ・職員や住民の災害に対する意識の向上に関する事

(災害応急対策)

- ・福祉の観点から要配慮者への支援を充実に関する事
- ・災害ボランティアの活動体制強化に関する事
- ・福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関する事

第 8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

産業経済団体、商工会議所、農業協同組合、建設業団体、その他事業団体は被害調査を行い、

第1編 総 則

対策の指導、必要資機材、融資の斡旋等について協力する。

1 病院等医療施設の管理者

避難施設としての整備及び避難訓練を実施するとともに、災害時には、病人、被災負傷者等の受入れ、治療等医療救護活動について協力する。

2 社会福祉施設の管理者

避難施設としての整備及び避難訓練を実施するとともに、災害時には、受入者の保護、避難誘導等を行う。

3 金融機関

被災事業者等に対する資金融資を行う。

4 文化、厚生、社会団体

自治会等は、被害調査、被災者の救助等の応急対策活動、義援金の募集等に協力する。

5 防災上重要な施設の管理者

危険物貯蔵取扱い施設などその他の防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市及びその他の防災関係機関の防災活動について協力する。

第2節 市民及び企業等の基本的責務

第1 市民の基本的責務

市民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に災害に備えるものとする。また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。

第2 企業等の基本的責務

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講ずるとともに、国、県、市町村との物資・役務の供給協定の締結に努める

第4章 計画の運用等

第1節 平常時の運用

第1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

1 施策・事業の企画段階での防災上の検討（市の各課、防災関係機関）

市、県及び防災関係機関は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行うものとする。

また、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画中に記載するよう努めるものとする。

2 施策・事業の総合調整（市、県、防災関係機関）

市、県及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとする。

また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第2 災害応急対策計画等の習熟と対処マニュアル（活動要領）の整備

災害時の防災活動は、災害応急対策、災害復旧計画に沿って行われることから、その成否は担当する職員の活動計画等への習熟程度によって左右される。

このため、市職員は関係する計画及び各種災害対処マニュアルに日ごろから習熟するとともに、担当課は所掌マニュアルを整備するものとする。

第3編第1章第1節第2「市災対本部」2項「市災対本部の組織及び所掌事務」に示す各班長、係長は、応急対策活動のマニュアルを作成するものとする。特に、応急対策活動のためのマニュアルの作成においては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的に整理するものとし、各班、係毎にマニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 事業業務継続性の確保

地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保に努めるものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うよう努めるものとする。

第1編 総 則

第2節 災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

第3節 計画の周知

この計画は、市職員及び関係防災機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民に広く周知徹底するものとする。

第2編 災害予防計画

第1章 防災活動体制の整備

市は、災害応急対策を的確・迅速に実施するため、平素から防災活動体制を整備する。

第1節 市の各部局における平素の業務

市は、市の地域にかかわる災害の予防及び災害発生後の災害応急対策を的確・迅速に実施するため、平素から防災活動体制を整備する。

【市の各部局における平素の業務】

部 局 名	平 素 の 業 務	備 考
各部局共通	1 市災対本部の所掌及び動員計画に基づいた呼集体制の整備に関すること 2 関係する指定地方行政機関、県の部局及び出先機関並びに指定公共機関等からの災害予防及び応急対策に関する情報収集及び連絡・調整に関すること 3 所管施設の防災対策及び災害時の被害調査に関すること 4 公共建築物の耐震化に関すること 5 職員の災害時の所掌業務の遂行要領の徹底に関すること 6 職員の救助法及び救助法に基づく業務遂行要領（運用マニュアルの作成等による）への習熟に関すること 7 その他、市長が命じた事項	
総合政策部	1 他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること 2 防災に関する総合調整に関すること 3 防災会議の運営に関すること 4 市災対本部の設置及び組織体制整備に関すること 5 地域防災計画及び水防計画の見直し・変更に関すること 6 各種防災訓練、研修の計画・実施に関すること 7 防災拠点の整備、防災資機材・緊急物資（食料、寝具、生活必需品等）の整備に関すること 8 情報収集・伝達体制の整備及び防災気象情報等伝達・通信計画の作成に関すること 9 のおがたコミュニティ無線の維持・運営に関すること 10 緊急輸送等、交通・輸送体制の整備及び応急輸送計画の作成に関すること 11 救出・救助体制の整備に関すること	

第2編 災害予防計画

	12 ハザードマップの作成に関すること 13 避難体制の整備及び避難計画の作成に関すること ・ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成に関すること ・ 避難場所の指定、避難実施要領の策定及び住民への周知に関すること ・ 地域住民及び自主防災組織と連携した避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）の策定に関すること ・ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の指定に関すること 14 救出計画の作成に関すること 15 災害ボランティアの育成支援に関すること 16 市民等の防災活動の促進及び防災対策の向上に関すること 17 自主防災組織の充実・育成指導及び自主防災組織整備計画の作成に関すること 18 企業等防災対策特に事業継続計画の普及に関すること 19 広域応援体制の整備及び計画の作成に関すること 20 自衛隊との連絡・調整に関すること 21 災害用臨時ヘリポートの整備に関すること 22 医療・救護体制の整備支援に関すること 23 災害時の民間協力体制（避難場所、食料等物資の供給）の整備に関すること 24 他の部局に属さない計画の作成に関すること 25 各関連業務に関する資料の作成に関すること	
市民部	1 救助法運用体制の整備に関すること 2 避難計画のうち、避難所の開設・運営マニュアルの作成に関すること 3 社会福祉施設等の避難計画の作成指導に関すること 4 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保対策等の整備及び要配慮者（避難行動要支援者）の名簿、支援計画（避難支援プランの策定を含む）の作成に関すること 5 福祉避難所の指定等に関すること 6 災害ボランティアの活動環境等の整備及び災害ボランティア受入・支援計画の作成に関すること 7 災害医療・助産及び救護体制の整備並びに医療・助産計画の作成に関すること 8 救援物資の受入れ体制の整備及び生活必需品等供給計画の作成に関すること	

第2編 災害予防計画

	9 保健衛生の整備及び保健衛生、防疫、環境対策計画の作成に関する こと 10 遺体の収容、火葬計画の作成に関すること 11 各関連業務に関する資料の作成に関すること	
産業建設部	1 都市防災化に関すること 2 民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関すること 3 建築物等の安全化の推進に関すること 4 土砂災害予防及び土砂災害応急対策計画の作成に関すること 5 交通施設の災害予防及び交通施設災害応急対策計画の作成に 関すること 6 企業等防災対策の促進に関すること 7 交通応急対策計画の作成に関すること 8 災害時の民間協力体制（機械力、オペレーター）の整備に 関すること 9 障害物除去計画の作成に関すること 10 応急仮設住宅計画（主に設計・施工）の作成に関すること 11 各関連業務に関する資料の作成に関すること	
上下水道・ 環境部	1 上下水道施設の耐震化等の災害予防に関すること 2 給水体制の整備に関すること 3 上水道、下水道施設等施設災害応急対策計画の作成に 関すること 4 防疫体制の整備及び保健衛生、防疫、環境対策計画の作成に 関すること 5 ごみ・し尿・産業廃棄物等処理体制の整備及びごみ・し尿・一 般廃棄物等処理計画の作成に関すること 6 大気汚染による災害応急対策計画の作成に関すること 7 各関連業務に関する資料の作成に関すること	
会計課	1 義援金の受付・配分・配分の体制整備に関すること 2 災害時における緊急物資調達体制の整備に関すること	
教育委員会	1 文化財等の災害予防に関すること 2 避難施設、学校給食用施設の耐震化と整備に関すること 3 避難計画のうち、指定避難所の開設・運営マニュアルの作成に 関すること 4 学校等の避難計画の作成指導に関すること 5 学校における環境衛生の確保に関すること 6 文教対策の確立に関すること	

第2編 災害予防計画

	7 各関連業務に関する資料の作成に関すること	
消防本部	1 火災予防及び消防計画の策定に関すること 2 危険物施設の点検及び安全対策等の指導に関すること 3 高層建築物の災害予防対策及び高層建築物災害応急対策計画の作成に関すること 4 救出・救助体制の整備に関すること 5 民間防火組織の育成・強化に関すること 6 事業所との消防団活動協力体制の整備に関すること 7 防災訓練の実施及び防災知識の普及に関すること 8 消防訓練の計画・実施に関すること 9 消防・救急無線の整備に関すること 10 救出用資機材の整備に関すること 11 二次災害の防止のための震災消防体制の整備に関すること 12 林野火災応急対策に関すること 13 各関連業務に関する資料の作成に関すること	

第2章 防災基盤の強化

第1節 水害の予防

第1 河川改修

1 全般

市は、河川管理者と連携、協力して、重要水防箇所等の整備・改修を推進する。

2 遠賀川水系（遠賀川、彦山川、犬鳴川）の改修（遠賀川河川事務所）

基本高水は、昭和28年6月洪水や昭和55年8月、昭和60年6月洪水等の既往洪水について検討した結果、穂波川、彦山川そのピーク流量を基準地点日の出橋において4,800 m^3/s として、これを河道に配分する。

千手川、山田川、穂波川等の合流量を合わせて、川島地点において2,150 m^3/s として、庄内川及び彦山川等を合わせ、日の出橋地点等において4,800 m^3/s とし、さらに犬鳴川、笹尾川、黒川等合流量を合わせ、芦屋橋地点で6,000 m^3/s とし、河口まで同量とし改修を実施する。

3 県管理の河川（福地川、川端川、尺岳川、近津川、藤野川）の改修（県河川整備課）

安全で安心な生活のための社会資本整備として、地域性に配慮しながら河道拡幅や築堤等の河川改修事業を実施する。

4 市管理の河川（土木課）

平時から河川を巡視して河川施設の状況把握の徹底等維持管理の強化に併せて、河川の修繕、改良等の改修事業を促進する。

第2 浸水想定区域の把握及び住民等への周知

1 浸水想定区域等の把握及び公表（河川管理者）

河川管理者（遠賀川河川事務所、県）は、洪水による危険性をより正確に認識できるように、浸水想定区域等を把握し、その公表及び周知に努める。

2 浸水想定区域の指定

(1) 河川管理者は、水防法の一部改正（H27.5）により、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を調査し、洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

ただし、現況の浸水想定区域を想定最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域が指定されるまでの間、法改正後の洪水浸水想定区域とみなす。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(2) 市は、洪水浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として

第2編 災害予防計画

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。)の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自営水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

※参照：資料編「浸水想定区域内の要配慮者利用施設等」

(3) 浸水想定区域における避難措置等に住民への周知

市は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ)を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民へのわかりやすい周知に努めるとともに、その他の必要な措置を講じるものとする。

(4) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、水害が発生する恐れがある場合における防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自営水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

当該計画及び当該自営水防組織の構成員等を変更したときも同様とする。

第3 内水氾濫防止策(土木課)

- 1 市街地の内水氾濫による浸水解消を重点とした生活環境の整備を図り、快適な生活を確保するため、平成15年7月11日、平成21年7月24日、平成22年7月14日及び平成30年7月6日の浸水被害状況等を参考のうえ、排水施設等の整備事業を促進する。

2 排水ポンプ及び水門・樋門等の管理の適切

大雨による本川から支川への逆流を防止するため、各水門・樋門ごとの本流の水位に応じた開閉の時期及び排水ポンプの作動時期を定めるとともに、各施設の操作体制を確立する。

第4 農業用施設等の防災(土木課)

農地及び農業用施設を洪水による被害から防止するため、排水ポンプ、樋門、排水路等の新設、改修を促進する。

第5 ため池防災(土木課)

1 ため池施設の安全対策

ため池の管理者等は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。

(主な実施機関)

第 2 編 災害予防計画

ため池管理者、市、県（農村森林整備課）

- (1) 市には、大小 95 箇所のため池があり、そのうち人的被害を与える恐れのある防災重点農業用ため池は、90 箇所ある。

参照：災害危険箇所編「防災重点農業用ため池」

- (2) ため池施設整備の方針

ため池のうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」で策定した推進計画に基づき、決壊した場合の下流への影響度やその他の状況等を総合的に勘案して、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事を計画的に実施する。なお、堤体、余水吐、取水施設等の整備を必要とするため池については、ため池受益者からの申請に基づき、県営ため池等整備事業、団体営ため池等整備事業等を活用して、整備を推進する。

また、緊急を要するものについては適切な処置を講ずる。

- (3) 市は、ため池の管理者である水利組合等と連携してため池を調査し、安全対策の指導及び防災情報連絡体制の確立を図る。

- 2 市は、ため池の決壊による災害を未然に防止するため、老朽化の状況や危険度を考慮し、下流への影響度を踏まえたうえで、優先度の高いため池から点検、整備を実施する。

また、防災重点農業用ため池については、ハザードマップ等を作成し、ホームページ等により住民等への周知に努める。

第2節 土砂災害の防止

市、県及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。

なお、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮するものとする。

特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等の指定をし、市はそれに基づき、ハザードマップの作製など、警戒避難体制の整備を行い、土砂災害の防止に努める。

また、計画を上回る災害が発生しても、その計画の効果が粘り強く発揮できるよう努めるものとする。

市及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

第1 土石流対策（土木課）

1 用語の定義等

- (1) 土石流とは、山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。
- (2) 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域。
- (3) 「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域。

参照：災害危険箇所編「6 土砂災害危険箇所」

2 対策

(1) 避難体制等の整備

市は、土砂災害警戒区域等に所在する関係住民を安全な避難場所に誘導するため、次の措置を講ずる。

ア 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップに掲載し、関係住民に周知するとともに、危険溪流については、危険溪流標識等を設置し周知の徹底を図る。

イ 警戒避難雨量の設定

警戒及び避難を行うべき基準雨量を土石流危険溪流ごと又は地域ごとに定める。

ウ 警報装置等の整備

関係住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるよう簡易雨量計、警報装置等を整備する。

(2) 情報収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

市は、県からの土砂災害警戒情報及び関係住民等からの土石流発生の前兆現象などの情報を収集するとともに、過去の災害事例等を参考に土石流の発生のおそれのある雨量等の資料を整備する。

イ 情報伝達体制の整備

市は、関係住民に対する気象予報等情報伝達及び警報の発令等を容易にするため「のおがたコミュニティ無線」を整備するとともに、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や直方市公式ラインの周知を図る。

(3) 防災知識の普及

市は、関係住民に対し、日ごろから継続的に下記事項を始めとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生するおそれのある時期（梅雨・台風期）に先がけまた全国的に実施される土砂災害防止月間等において、各種行事や情報の伝達及び避難行動等の防災訓練等の実施に努める。

ア 土石流災害の特性

イ 警戒避難すべき土石流の前兆現象

- (ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- (イ) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合
- (ウ) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合
(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため)
- (エ) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (オ) 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合

ウ 災害時の心得

- (ア) 気象予警報等の聴取方法
- (イ) 避難の時期、方法、場所
- (ウ) 飲料水、非常食料の準備
- (エ) その他災害特性に応じた措置

(4) 砂防指定地の指定

主務大臣は、砂防法第2条により、「治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長する行為を制限するために指定を行う。

(5) 砂防事業の実施

県は、危険溪流における既設砂防えん堤の有無、保全対象及び砂防事業の必要性等を考慮し、順次砂防事業を実施していくものとする。

第2 地すべり対策（土木課）

1 地すべり防止区域の指定

- (1) 主務大臣は、「地すべり等防止法」第3条に基づき、地すべりによる災害を防止するため、「地すべり防止区域」を指定する。
- (2) 市内に地すべり防止区域が指定された場合の地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理は、県が行う。

2 地すべり防止区域等の指定状況

地すべり防止区域に指定されている区域については、県地域防災計画資料編2（災害危険箇所一覧）（7「土砂災害危険箇所」「地すべり防止区域一覧表」）に掲げたものいう。

参照：資料編2（災害危険箇所一覧）（「土砂災害危険箇所」：令和5年1月現在、市地域に指定箇所なし）

3 対策

- (1) 市は、住民が安全な避難を行えるよう、土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップに掲載し、関係機関及び住民に周知するとともに、情報の収集・伝達体制の整備、防災知識の普及等避難体制等の確立を推進する。
- (2) 地すべり対策事業の実施

県は、地すべり対策事業の実施により、地すべり防止に努める。

なお、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期

に関する情報を提供するものとする。

第3 急傾斜地の崩壊対策（土木課）

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

(1) 災害危険区域の指定

県は、急傾斜地崩壊危険区域やその区域以外で急傾斜の崩壊によって著しく危険の及ぶ区域を建築基準法39条に基づき、災害危険区域として指定する。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域として指定している区域については、県地域防災計画資料編2（災害危険箇所一覧）（7「土砂災害危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所（①自然斜面 ②人工斜面）」「急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表」）に掲げたものをいう。

参照：資料編2（災害危険箇所一覧）（「土砂災害危険箇所」）

2 対策

(1) 県は、崩壊危険区域内において、「がけ地」の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき規制し、「がけ地」の保全を図るとともに、居住用建物に関しては、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、建築制限を行う。

また、移転を必要とし、かつ移転可能な居住用建物については、費用の助成、融資のあっせん等を行い、移転を促進する制度がある。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業の実施

「急傾斜地法」第9条により、土地の所有者等は、急傾斜地の崩壊が生じないように必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。ただし、土地所有者が急傾斜地崩壊防止工事を施工することが困難又は不相当と認められる場合、法第12条に基づき、緊急度の高い箇所及び地域住民の協力が得られる箇所を県が施工する。市は、県と連携して急傾斜の崩壊による災害から市民の生命を保護するため急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

(3) 避難体制等の整備

市は、県が選定した土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップに掲載し、関係機関及び住民に周知するとともに、情報の収集・伝達体制の整備、防災知識の普及等を図るとともに、地域の自主防災組織と連携した避難体制、特に避難行動要支援者の避難支援体制の確立を推進する。

自主防災組織の未組織化地域については、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動により被害の最小化を図るため、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行う。

(4) 土砂災害警戒区域等の防災パトロール及び点検の実施

市は、直方市警察署及び消防本部等と連携して、梅雨期、台風期又は豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施し、崩壊の兆候等を事前点検するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等についての的確に把握しておく。

特に、雨量については、各危険区域に設置された簡易雨量計により、自主的な観測体制を整える。

(5) 情報の収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

市及び関係機関は、日頃から、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

イ 情報の伝達

市は、土砂災害警戒区域等に対する気象予警報等情報の伝達を円滑に実施するため「のおがたコミュニティ無線」の整備を促進するとともに、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や直方市公式ラインの周知を図り、危険区域における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実施者に夜間の緊急な伝達方法も、十分に配慮しておく。

第4 土砂災害防止法の推進（防災・地域安全課、土木課）

1 土砂災害の定義

「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。）又は地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

(1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）及び国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査を実施し、その結果を公表する。公表にあたっては特別警戒区域に相当する区域がわかるよう努める。また、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として、県が指定する。

- ・「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域。
- ・「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域。

参照：資料編2（災害危険箇所一覧）「7 土砂災害危険箇所」

(2) 市域に警戒区域の指定があったときは、警戒区域ごとの土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設・その他の避難場所及び避難路・その他の避難経路に関する事項、救助に関する事項、土砂災害にかかわる避難訓練に関する事項を定めて、安全な避難場所の確保等避難体制の充実・強化を図る。

(3) 指定された警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設については、その名称及び所在地等を定める。また、当該施設の円滑かつ迅速な避難が行えるよう施設ごとの所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

※参照：資料編「警戒区域内に所在し避難を確保する必要がある要配慮者利用施設」

(4) 市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を印刷物等（ハザードマップ等）により住民等に周知する。

なお、基礎調査の結果、警戒区域に相当することが判明した区域についても、警戒区域の指定後、上記と同様の措置を講ずるものとする。

3 警戒区域ごとの警戒避難体制の整備等

- (1) 市は、自主防災組織又は自治会、状況により校区を避難単位（以下「避難単位」という。）として、警戒区域が所在する避難単位ごとに避難所、避難経路、危険箇所、要配慮者利用施設、土砂災害の特徴や前兆現象及び防災情報の伝達要領等を記載したハザードマップを含めた土砂災害対処マニュアルを作成するとともに、これを自主防災組織（自治会）及び住民等と共有を図り、このマニュアルに基づいた避難訓練等を出水時期前に実施して、迅速かつ円滑な避難が行えるよう警戒避難体制を整備する。

ア 避難単位ごとの土砂災害対処マニュアルの作成

市は、自主防災組織等と連係して、土石流の特別警戒区域、急傾斜地の特別警戒区域、土石流の警戒区域、急傾斜地の警戒区域内に居住する危険度の高い住民の順に電話等による防災情報の直接的な伝達体制を整備するとともに、警戒区域外に所在する公民館を避難場所とし通行止めとなる可能性の高い土砂災害警戒区域、溪流河川及び水路（以下「危険箇所」という。）の横断を避けるよう避難経路を指定する。

公民館が警戒区域内に所在する又は浸水のおそれがある場合には、校区内に所在する指定緊急避難場所への避難経路を指定する。

イ 土砂災害に関する情報収集及び伝達並びに警報の発令及び伝達体制の整備

(ア) 防災情報の収集・伝達体制の整備

- a 土石流及び急傾斜地の特別警戒区域等が多数所在する自治会等において、警戒区域内の住民に拡声器の音声による伝達が可能な範囲にある公共施設等にMCA無線の屋外拡声局の設置を推進するとともに、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や直方市公式ラインの周知を促進する。
- b 土石流の警戒区域が多く所在する上頓野校区の安入寺自治会、藤田丸自治会及び山田自治会等、福地校区の永満寺自治会及び畑自治会等の溪流河川の上流域等危険度の高い住家等の住民から警戒区域の降雨量及び土石流等の前兆現象等の情報を入手できる体制を整備する。

(イ) 防災情報の伝達及び警報の発令

大雨により土砂災害の危険度が高まった場合、県砂防課と気象台が共同して発表する福岡県土砂災害警戒情報が市域に発表された場合は、その警戒区域の自治会長（校区長）、住民、要配慮者利用施設等関係機関に対し、土砂災害警戒情報が発表された地域、危険度情報、危険雨量に達した旨の情報をMCA無線、登録制メール、電話等複数の伝達手段を使用して伝達し、土砂災害発生の危機が迫っていることを認識させて土砂災害に対する警戒を促すとともに、雨のピークが夜間に及ぶ場合、警戒区域に居住する住民及び警戒区域を通行しなければ避難できない経路を活用する場合など危険度の高い警戒区域内の住民に対しては、指定緊急避難場所などへの自主避難を呼びかけるとともに、避難指示等の発令の判断を早めるものとする。

(2) 避難指示等の発令・解除

ア 避難指示等の発令

土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とし、夜間であっても躊躇することなく避難指示等を発令するが、できる限り、夕方の時点における夜間の降雨予測情報等を活用し、夜間になる前に避難指示や高齢者等避難等を発令する。

この際、避難指示等を的確に発令できるよう、国・県の土砂災害に関する専門知識を有する専門家の助言を受ける。

避難指示等の発令に当たっては、第3編第2章第5節の「避難計画」第1「避難

の指示等の通知」6項の「避難指示等の実施」の別表2「避難指示等の発令基準」により判断する。

避難指示等の発令に当たっては、TV放送、ラジオ放送、MCA無線、緊急速報メール、登録制メール、電話・FAX等あらゆる手段を使用して伝達するとともに、避難単位ごとの土砂災害対処マニュアルを活用して、最終受信者に受信確認を行う。

イ 避難指示等と住民に求める避難行動

市は、出前講座、防災訓練等を通じて避難指示等が発令された場合における住民に求める避難行動等について、周知・徹底を図る。

(7) 避難指示等が発令された場合には、住民は危険な区域から一刻も早く安全な場所へ移動する立ち退き避難を行うのを基本とする。

- ① 時間的余裕がある場合は、指定緊急避難場所（指定避難所）への避難
- ② 自宅から移動しての安全な場所（公共施設、親戚や友人宅等）への避難
- ③ 時間的余裕がない場合は、近隣の堅牢で高い建物の高層階等への避難

(4) 小規模な斜面崩壊が想定される箇所、既に建物の外に出て避難することが危険な状態になっている場合には自宅の斜面と反対側の2階以上の部屋等に移動する。

(9) 避難指示等により立ち退き避難が必要な住民等に求める行動

区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
(警戒レベル3) 高齢者等避難	高齢者は立ち退き避難をする。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。
(警戒レベル4) 避難指示	・ 指定緊急避難場所等へ立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 災害が発生する恐れが極めて高い状況となっており、緊急に避難する、
(警戒レベル5) 緊急安全確保	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

ウ 避難指示等の解除

市は、大雨警報や土砂災害警戒情報の解除を目安として、気象状況及び自主防災組織や消防団等が行う巡視・点検による土砂災害の前兆現象がないことや住民が帰宅までの避難経路が安全などの現地状況を十分確認した上で、避難指示等を解除する。

避難指示等の解除の判断に当たっては、必要により国・県に専門的な助言を求める。

(3) 避難単位ごとの住民主体の防災体制づくり

市は、自治会内に警戒区域を含み、かつ自主防災組織が組織化されていない自治会を重視して、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所の把握、安全な箇所、避難場所に至る安全な避難経路を導き出す（土砂災害ハザードマップづくり）住民主体の図上訓練等を行い、行政と住民が土砂災害について共通の認識を持つとともに、避難行動要支援者（要配慮者）の安全な避難の必要性等を認識させ、警戒避難体制を構築するなど自主防災組織づくりを推進する。

(4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の警戒避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、土砂災害が発生する恐れがある場合における防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の

第2編 災害予防計画

計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び訓練の実施結果について市長に報告するものとする。当該計画を変更したときも同様とする。

イ 要配慮者利用施設等の管理者は、避難の実効性を高めるために、職員の研修や防災訓練を通じて計画の点検を行うものとする。

(5) 防災訓練・防災教育

ア 市は、土砂災害対処マニュアルに基づいた避難訓練等防災訓練を出水時期前に実施して、迅速かつ円滑な避難が行えるよう警戒避難体制を整備する。

訓練の実施に当たっては、警戒区域内の避難行動要支援者を含む多数の住民参加を基本として、自主防災組織・自治会、消防本部・消防団、直方警察署、県・国、その他関係機関等と連携するとともに、土砂災害情報の伝達、避難指示等の発令、避難場所の開設、住民の避難行動、避難行動要支援者の避難支援等を夜間をも含めた実際の土砂災害の発生を想定した実践的な防災訓練を実施するものとする。

イ 市は、警戒区域内の住民を含む多数の住民を対象とした出前講座を行い、土砂災害の種類・発生の様相、特徴、前兆現象及び土砂災害の危険性等の教育により、立ち退き避難の必要性を認識させるとともに防災意識の向上を図る。

次世代の地域防災の担い手となる児童・生徒を対象に、早い段階から学校や地域を中心とした防災教育に取り組み、児童・生徒自身とその家族及び住民などの地域関係者の命を守る力と防災意識の向上を図る。

第5 山地災害対策（土木課）

1 山地災害危険地の定義

「山地災害危険地」とは、県が山地災害危険地区調査要領（平成7年10月20日付け林野治第2914号）に基づく調査により、山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂流出の危険性があり、人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるとされた地区で、県地域防災計画災害危険箇所編（4「土砂災害危険箇所」「山地災害危険箇所」）に掲げているものいう。

参照：災害危険箇所編（「山地災害危険箇所」）

2 対策

(1) 山地災害危険地を当該地域住民への周知

市は、山地災害危険地を土砂災害ハザードマップに掲載するとともに、出前講座等により地域住民への周知と防災意識の向上を図る。

(2) 山地災害対策施設の整備等

台風、集中豪雨等により山地災害が発生または発生する恐れが高い箇所など山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次治山事業を実施していくものとする。特に、流木災害が発生する恐れのある森林については、流木補足式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

第6 宅地防災対策（県）

1 宅地造成工事の規制区域の指定

人口増加等による宅地需要のため、丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害が発生しているので、都市計画法の開発許可制度及び宅地造成等規制法に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行うほか、砂利採取法・森林法その他関係法令の所管部局との連絡調整により必要な指導を行い、災害の未然防止を図る。

2 現況

宅地造成等規制法による規制区域については、現在、北九州市、福岡市でのみ指定されている。

3 対策

(1) 監督処分

許可にかかわる行為で、是正等を要する場合には、法律の規定に基づき下記のとおり速やかに処置する。

ア 都市計画法の監督処分

- (ア) 許可、若しくは承認の取消し、変更、効力の停止
- (イ) 許可、若しくは承認の条件の変更、附加
- (ウ) 工事停止命令
- (エ) その他、違反是正措置命令

イ 宅地造成及び特定盛土等規制法の監督処分

- (ア) 許可の取消し
- (イ) 工事停止命令
- (ウ) 宅地の使用禁止、使用制限
- (エ) 代執行

(2) 防災パトロール

パトロールを強化して、違反宅地造成、危険宅地の発見に努め、これらに対し是正措置を指導するとともに、防災措置を指導する。

なお、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、勧告又は改善命令を受けたものに対し、住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度（１，０３０万円又は工事費の９割の、いずれか低い額が上限）が設けられている。

第3節 火災の予防

火災の発生を未然に防止し、一旦火災が発生した場合の被害を軽減するために消防力の整備を推進するとともに、火災の防止に関する基本的事項として、出火の防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等多面的な対策を実施する。

第1 消防力の充実強化（消防本部）

大震火災に対処するため、消防力の充実強化を推進する。

1 消防施設の強化

市は、「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき、消防体制の整備を図る。

2 消防水利の強化

(1) 市は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽、耐震性貯水槽の充実を図る。

この際、震度5強以上（福智山断層北西部の活断層による地震）の地震の発生に伴う水管の破裂等による消火栓が使用できない場合等を想定し、火災の延焼拡大の危険の高い地域及び消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽、耐震性貯水槽の整備、ビル及びプール等の人工水利の活用、河川等の自然水利の開発や確保を推進する。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制を強化するとともに、震災時に道路損壊等による交通障害下における同時多発火災に対処できるよう可搬式動力ポンプ等を増強し災害時対応能力の向上を図る。

3 消防団の体制整備

消防団組織の整備と活動の充実のため、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実を図るとともに防災資機材格納庫、可動式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実・強化を図る。

また、消防団員の確保に当たっては、公務員に働きかけ、女性や大学生の入団の促進など幅広い層へ働きかけるとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備する。

なお、消防団員の確保については、基本団員（全ての活動に参加）の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した入団促進を行う。

4 消防職員及び消防団員の教育訓練

市は、消防職員及び消防団員に、防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練を計画・実施する。

5 消防計画の策定

市は、震度5強以上（福智山断層北西部の活断層による地震）の地震の発生に伴う同時多発する大火災を想定し、消防隊の編成・運用及びその他活動体制等についての消防計画を策定するとともに、毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

6 市町村相互の応援体制の強化

市は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防相互応援協定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、消防相互応援体制の整備を推進し、消防体制の確立を図る。

第2 火災予防対策（消防本部）

1 火災予防査察の強化

市は、消防法に規定する予防査察を、防火対象物の用途、地域などに応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

2 防火管理者制度の推進

市は、消防法8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物にかかわる消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度を推進する。

3 住民に対する啓発

(1) 市は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と初期消火の徹底を図るとともに、設置が義務付けされた住宅用火災警報等の既存住宅への早期設置、初期消火に必要な消火設備（住宅用消火器等）の設置及び防災品（カーテン、寝具類、衣類等）の普及の促進を図る。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者等の住宅を優先した消防職員等の戸別訪問による住宅防火診断及び着火抑制の機能を持つ防災品等の出火防止対策の普及を推進するとともに、これらの人の日常生活をサポートするホームヘルパー、民生委員などの福祉関係者や消防団、自治会、町内会及び自主防災組織など地域において活動する団体等と連携した地域ぐるみでの住宅防火対策を推進する。

(2) 市は、すべての住民が参加できるような全区域を対象とした防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等について、知識の普及を図る。

4 民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そのため、市及び県は、地域住民の防火意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図る。

(1) 防火管理業務の実施が必要な防火対象物のうち、多数の者が出入りする大規模な施設については、火災、大規模地震その他の災害による被害を軽減するために必要な自衛消防組織の設置と消防計画の策定の推進を図る。

(2) 会社、工場その他多数の人が勤務する職場に対し、自衛消防隊の組織化を図り、消防思想の普及と自主防災体制の確立を図る。

(3) 自主防災組織、婦人消防協力会等婦人防火クラブ、幼年少年消防クラブ等の地域ぐるみの防火組織の組織づくりの推進と育成に努める。

5 火災予防思想の普及

(1) 春季火災予防運動

春の乾燥期を前に、特に林野火災を重点に実施する。

(2) 秋季火災予防運動

冬の火災多発期を迎えるに当たり、重点項目を掲げて広報車、その他の広報媒体、報道機関を通じて強力に推進する。

(3) その他あらゆる機会をとらえ、火災予防思想の普及徹底を図る。

6 異常気象下の警防体制

火災気象通報等の通知を受けたときは、次の要領により、警防体制を強化する。

- (1) 住民に対し周知徹底を図り、防災への関心を高める。
- (2) 消防用機械器具の点検整備と消防水利の確保に努め、万一の出火に備え即応体制の確立を図る。

第3 密集地域火災予防対策（消防本部）

家屋の密集地域で火災発生の危険が大きく、また、発生した場合に、延焼拡大、人命損傷の危険が大きい地域の建築物についての火災予防対策は、次の事項に重点を置き対策を講ずるものとする。

- 1 火災予防
 - (1) 消防計画策定
 - (2) 消火、避難設備の整備点検
 - (3) 消火、通報、避難訓練の実施
- 2 火災防御
 - (1) 建築物内部進入路の把握
 - (2) 人命救助対策
 - (3) 注水対策
 - (4) 残火鎮滅対策

第4 林野火災予防対策（消防本部）

- 1 防災思想の普及対策

山林火災多発期を前に、広報車、ポスターその他の広報媒体並びに広報機関等を利用し、火災予防の広報活動に努め、防災思想の普及を図る。
- 2 予防対策
 - (1) 標示板等の設置

人の立ち入りの多い所には、山火事その他火気取扱いに注意を喚起する標示板等を設置する。
 - (2) 通報連絡方法の徹底

林野火災は火入れの延焼、林内作業による出火、焚火、たばこ、マッチの不始末、放火、落雷、送電線のスパーク等が要因となる場合が多い。このような事故に直接関係した者、又は発見した者の関係機関への通報、関係機関相互間における通報連絡体制等の整備に努めるものとする。
 - (3) 林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対して、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導するとともに、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣接所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。
- 3 空中消火体制の準備
 - (1) ヘリポート適地の選定

市は、ヘリコプターが消火水囊（バケット）を牽引して家屋、高圧線等の線状障害物等を避けて林野地域への進出が容易で、利用できる自然水利が近傍にあり、かつ周辺に家屋・線状障害物等がなく、できれば大型ヘリコプターが離発着陸できる地積を有する適地を数箇所選定する。
 - (2) 迅速な空中消火派遣要請体制の整備

市は、県等関係機関と連携・調整して、空中消火要請の基準を作成するとともに、空中用消火用資機材等の借用等が迅速にできるための手続き等について定め、迅速な空中消火派遣要請体制を整備する。

第4節 都市構造の防災化

市は、避難経路、広域避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、公園・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

(各部共通)

第1 方針

市は、避難経路、避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川などの都市基盤施設及び防災安全街区の整備、中心市街地整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的な確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、風水害及び地震に強い都市構造の形式を図る。

市及び施設管理者は、高層ビル、駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性にかんがみ、安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を図るものとする。

第2 都市計画（都市計画課）

1 土地利用計画

土地利用に関する行政上の指針である「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画」に沿い、都市計画用途地域等を指定し、望ましい土地利用の誘導を図るものとする。

用途地域は、住居系地域、商業系地域及び工業系地域等に指定されている。建築活動に当たっては、建築物の用途、建ぺい率、容積率等の制限により、住宅と危険性の高い、又は環境を悪化させるおそれのある工場等の混在をできる限り排除する一方、住宅混在地区については、災害防止等に配慮した適正な土地利用の誘導に努める。

2 開発行為の規制（県）

開発許可制度は、都市計画区域内における開発行為をより有効的に、規制誘導することを目的とし、段階的かつ計画的な市街地整備を図るとともに、都市の将来における合理的な土地利用を担保するものである。

開発行為の許可に際しては、無秩序な市街化による生活環境の悪化、崖崩れ、溢水等の災害を防止するための十分な措置を講ずるとともに、道路、公園、防火水槽等の設置を義務付けるなど、的確な指示・指導を行い、また、当該工事に起因する災害の発生を防止するために必要な条件を付すなど、開発許可制度の厳正かつ的確な運用を図るものとする。

3 市街地開発事業

市街地開発事業により、防災施設としての機能をあわせもつ道路、公園や排水施設等を整備し、災害に備えて健全な市街地の形成を図るものとする。

4 道路、橋梁の整備（土木課）

災害時における道路・橋梁の使命は非常に大きく、被災による交通の途絶は救助や復旧作業に致命的な打撃となる。

道路・橋梁は、災害時避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど多様な機能を有する重要な防災施設である。このため、防災効果の高い道路の整備、橋梁の耐震性の向上等を図るものとする。

5 公園、緑地の整備

公園、緑地及び広場なども道路とともに、重要な防災設備である。

災害時の重要な避難場所あるいは火災発生時には、延焼及び飛び火を防止する防火帯であり、また、応急救助活動、物資集積等の基地としての活用も行うことができる。したがって、都市防災についても十分考慮された公園、緑地の整備を推進する。

第3 建築物不燃化の推進

1 計画方針

都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

2 建築物に対しては、建築基準法をはじめとする関係法令によって防火、避難及び構造等に関する各種の規制が設けられている。これに基づく適正な審査、指導により建築物における災害の未然防止を図るものとする。

3 老朽化した市営の木造及び簡易耐火構造の住宅については、耐震に加えて防火及び避難性能を向上させるため、建替え事業を推進する。

4 市は、住環境整備事業を行うことにより、不良住宅が密集している地区を防災上有効な住環境としての整備を推進する。

第4 避難地等の整備

市は、震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難経路を次の事項に留意して選定、整備し住民に周知する。

1 広域避難地等の整備

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、広域避難地は、非焼失地域内に選定する。要避難地域、非焼失地域、広域避難地及び火災に対する避難圏域の選定基準は、次のとおり。

(1) 要避難地域

ア 木造建物の建ぺい率がおおむね10%を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域に及び、火災時に、住民が組織的、計画的に避難する必要がある場合

イ 浸水、山崩れ、崖崩れ及び地すべり等の被害が生じるおそれのある地域

(2) 非焼失地域

要避難地域以外の地域

(3) 広域避難地

広域避難地は下記の条件を満たしたものを選定する。

ア 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。

特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね10ha以上であること。

ただし、10ha未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火災に有効な遮蔽が出来る場合は選定することができる。

イ 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。

ウ 浸水等の危険のないこと。

エ 避難者が安全に到達できる避難路と接続されていること。

オ 一定期間、避難者の応急救護活動が実施できること。

(4) 火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民居住地域の範囲）

ア 広域避難地等受入れ可能人口は、避難者一人当たりの必要面積をおおむね1㎡以上として算定すること。

イ 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、町丁区画が細分化されていないこと

ウ 広域避難地等受入れ可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が、極端に増加しないように留意するものとし、各町丁から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。

エ 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるものとするが、昼間人口が増加する地域では避難地等受入れ可能人口に余裕をもたせるものとする。

2 避難経路の選定

避難地等へ避難するための避難経路は、次の基準により選定する。

- (1) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- (2) 落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。
- (3) 広域避難地等の周辺では、できるだけ進入避難経路を多くとること。
- (4) 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- (5) 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- (6) 危険物施設等にかかわる火災、爆発などの危険性が少ないこと。
- (7) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- (8) 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

3 広域避難地等の整備

(1) 避難地標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ必要な広域避難地についてランドマーク（目印）を設置する。

(2) 給水施設

広域避難地における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

ア 広域避難地内又は周辺の浄水場、配水場の貯溜水を利用するために必要な機材（ポンプ等）を整備する。

イ 避難地内又は周辺の公共施設、ビル受水槽の活用について、管理者等と協議する。

ウ 必要に応じ大型耐震性貯水槽を設置する。

(3) 応急救護所等

広域避難地における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難地内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。

(4) 進入路

進入路が不足しているため、避難群衆が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設を行う。

4 避難経路の安全確保

市及び関係機関は、次により広域避難地等への安全確保を図るものとする。

(1) 火災に対する安全性の強化

- ア 避難経路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
- イ 必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。
- (2) 主要道路における施設等の整備
主要道路等については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置をとる場合に必要施設を整備する。
- (3) 危険物施設等にかかわる防災措置
- ア 危険物施設（関係機関）
避難経路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。
- イ 上水道施設（上下水道・環境部）
避難経路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。
- ウ 電力施設（九州電力KK）
避難経路の安全を確保するため次の措置を講ずる。
- (7) 設備強化
- a 避難経路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- b 電線の混触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。
- c 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空中開閉器を使用する。
- (4) 設備管理
避難経路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。
- エ ガス施設（直方ガス）
避難経路に埋設されているガス施設による災害を未然に防止するため、主要路線の巡回点検を強化するとともに、必要な本管の取替え及び防護を実施する。
- (4) その他の占有物件
避難経路にかかわるその他の占有物件については、市及び各関係機関において巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて施設防護等の措置を講ずる。

第5節 建築物及び文化財等の災害予防

市及び県は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮するものとする。特に公立学校等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を進めるものとする。

また、民間の施設及び一般建築物については、防災対策の重要性の周知徹底に努める。

第1 建築物等の災害予防対策（建築管理課）

1 公共建築物の耐震化

市は県と連携して、災害時に情報収集・指令、医療・保険活動、被災者支援、避難活動支援等の防災拠点となる建築物、要配慮者の安全確保に必要な建築物、不特定かつ多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を図る。

2 民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

市は、耐震改修促進計画を策定し、既存不適格の建築物（昭和56年以前の建物）の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する市民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を行う。

第2 文化財災害予防対策（教育委員会）

市は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図るものとする。

1 市は、文化庁及び消防庁が主唱する「文化財防火デー」に参加し、文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図る。

2 管理者（所有者）による火災予防体制の確立等、管理保護についての徹底を図る。

(1) 防火管理体制の整備

(2) 環境の整備

(3) 火気の使用制限

(4) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施

(5) 自衛消防隊の組織の確立とその訓練

(6) 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

第3 建築物等の耐震性の確保（建築管理課）

市は、旧基準で建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、県の「耐震改修促進計画」に基づき、「市耐震改修促進計画」を策定し、耐震診断・改修を促進する。

1 公共建築物の耐震性の確保

(1) 市の耐震性確保に関する方針

ア 新築建築物

新たに建築する市有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性を確保するものとする。

イ 新耐震基準以前に建築された建築物

災害応急対策活動、指定避難所として位置づけられた施設、多数の市民が利用する施設等については、計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進するものとする。

ウ 新耐震基準以降に建築された既存建築物

災害応急対策活動、指定避難所として位置づけられた施設、多数の市民が利用する施設等については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努めるものとする。

(2) 既存市有施設等の耐震性確保に関する取り組み

市は、耐震改修促進計画を定め、令和9年度末に既存市有施設95%の耐震化を目標に計画的に推進し、県の既存県有施設等の耐震性確保に関する取り組みに準じて耐震安全性の確保に努めるものとする。

(3) 一般建築物の耐震化対策

市は、耐震改修促進計画を定め、広報の充実等により令和9年度末に既存一般建築物95%の耐震化を目標に耐震化を促進し、耐震性の確保に努めるものとする。

2 その他の安全対策

(1) エレベーター閉じ込め防止対策

市は、既設エレベーターの安全性を建築所有者等に周知し、「P波感知型地震時管制運転装置」の設置等を推進する。

また、保守会社には、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図るよう周知する。

(2) 窓ガラス等の落下防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、建築物の所有者や管理者に対し、落下防止対策の重要性について啓発等を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

市は、ブロック塀等の倒壊防止のため、業界団体等と連携し、ブロック塀安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に啓発を図る。

(4) 建築物の安全対策

ア 学校校舎（教育委員会）

校長は、備品等の転倒落下等の防止策を講ずるとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう十分配慮するものとする。

イ 社会福祉施設、病院、保育所等（教育委員会、子育て障がい支援課、保険課）

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、施設利用者及び職員等の安全と避難通路が確保できるよう十分配慮するものとする。

ウ 庁舎（総務課）

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路の確保のための安全性を強化するとともに、コンピュータ等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図るものとする。

エ 民間建築物（防災・地域安全課）

市は、市民及び企業主等に対し建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫、テレビ等の転倒防止や棚上の物の落下の防止やガラスの飛散防止等を行うよう周知する。

特に、高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意することが必要である。

(5) 公共施設及び危険物施設の点検整備等

市及び施設管理者は、道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行うものとする。

また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進するものとする。

第6節 高層建築物の災害予防

高層建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）、建築行政機関、消防機関及び警察等は、次に掲げる各事項を図り、もって高層建築物等における災害を未然に防止するものとする。

第1 対象物：高層建築物

高層建築物とは、高さ31mを超える建築物をいう。（消防法第8条の2）

第2 災害予防対策

1 県の対策

- (1) 県（建築指導課）は、所有者等に対して、防火避難施設の点検整備について、重点的に指導する。
- (2) 県（防災危機管理局）は、消防機関に対し、査察の強化等について指導、助言を行う。

2 警察の対策

高層建築物の災害の特殊性にかんがみ、消防機関と緊密な連携を図り、災害防止の観点から所有者等に対し、指導助言を行う。

3 市（消防本部）の災害予防対策

消防本部は、4で示す所有者等が行うべき防災対策のうち、防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備、消防設備（警報設備）のうち自動火災報知設備、非常警報設備（非常ベル、非常放送設備、非常電話）及び無線通信補助設備等の非常通信設備の整備充実、利用者に対する責務に関する事項について指導強化するものとする。

4 所有者等

関係機関の指導に基づき、次の事項について積極的に推進する。

(1) 防火避難施設の点検整備

- ア 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
- イ 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- ウ 避難施設等（階段、通路、避難器具、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備
- エ 非常用昇降機の点検整備

(2) 防火管理体制の強化及び消防設備等の点検整備

- ア 消防計画の整備充実
- イ 自衛消防組織の整備充実
- ウ 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
- エ 共同防火管理体制の確立
- オ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- カ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- キ 収容人員の管理
- ク 非常用進入口の確保
- ケ 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- コ その他防災上必要な事項

(3) 非常用通信設備の整備充実

施設内の消防設備（警報設備）のうち自動火災報知設備、非常警報設備（非常ベル、非常放送設備、非常電話）及び無線通信補助設備等の非常通信設備並びに消防機関等へ

の通信設備の整備充実を図る。

(4) 利用者に対する責務

利用者に対し、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

(5) 安全性の確保

高層建築物の特殊性、危険性にかんがみ、次のような構造の改善、規模の適正化等施設自体の安全性の向上に努める。

ア 建築防災技術、建築構造設備に関すること。

イ 消防技術、消防用施設及び消防用設備に関すること。

ウ 避難計画及び誘導體制に関すること。

エ 災害時における群集心理に関すること。

オ 排煙技術その他災害の防止に関すること。

第7節 ライフライン災害の予防

上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフラインと呼ばれる施設は、都市生活の基盤をなすものである。これらの施設が災害等により被害を受けた場合、都市機能がマヒすることになり、その影響は極めて大きい。

このため、これらの各施設の被害を最小限にとどめるための諸施策を講ずるものとする。

第1 上水道施設の災害予防対策（上下水道・環境部、水道事業者）

水は、市民の日常生活にとって不可欠なものである。このため、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

各水道事業者における水道施設の整備増強については、「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会刊）等に沿って耐震化を推進するものとする。

また、各水道ごとに、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡菅や給水用資機材の確保などを含め必要な整備増強を図る。

1 施設の整備

(1) 老朽化施設の整備・改良として、管路の布設替え並びに各水道施設等の耐震化整備を進める。

(2) 停電対策として、次の整備を行う。

ア 配水場の停電に対しては、他の配水場や浄水場からの配水が可能となるようバックアップ体制の整備を進める。

イ 短時間の停電対策として、配水池に必要量を貯水する。

ウ 浄水場での浄水処理に必要な非常用電力の確保に努める。

2 応急給水施設の整備

(1) 応急給水拠点の整備

ア 配水場を基地とする給水タンク車等による応急給水体制を確立する。

イ 避難場所等に仮設給水栓や応急給水槽を設置するため、応急給水施設を整備する。

(2) 応急給水資機材及び災害用機材倉庫等の整備

ア 応急給水及び応急復旧に必要な資機材を整備する。

イ 迅速な応急活動に備え、応急給水等に必要な資機材を配備する災害用機材倉庫の整備をする。

第2 下水道施設の災害予防対策（上下水道・環境部、下水道事業者）

内水氾濫による浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排水が行えるよう、施設の整備増強を推進する。下水道施設の設計及び施工に当たっては、下水道施設計画により定められた設計指針に基づき耐震対策を講じ、施設の整備増強を図る。

1 対策

(1) 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

ア 浸水想定区域の指定

市は、浸水想定区域の指定のあったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、雨水出水情報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水区域内に地下街等で雨水出水時に利用者の円滑かつ迅

第2編 災害予防計画

速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で雨水出水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等の所有者又は管理者から申し出があった施設で雨水出水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する雨水出水予報等の伝達方法を定めるものとする。

イ 浸水想定区域における避難措置等の住民への周知

市は、雨水出水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知するよう必要な措置を講じるものとする。

ウ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応（施設の所有者・管理者）

本編第2章―第1節―第2―2―（4）「市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応」に準ずる。

エ 浸水被害の軽減の推進

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

(2) 情報交換の迅速化

終末処理場においては、将来的には集中監視システムを導入し、ポンプ場の流入量、流出量、水質等や水防情報を専用回線で結び、瞬時に把握するとともに、河川管理者との情報交換を行い、総合的な浸水防止対策を図る。

(3) 動力源の確保

災害時における停電等による二次災害を考慮すると、最小限の排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、将来的には電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を推進する。

(4) 施設機能の維持

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。併せて、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努めるものとする。

第3 電気施設災害予防対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社）

- 1 電気は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、その供給は緊急性を要するため、電気供給を円滑に実施する処置を講ずるものとする。
- 2 台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止するとともに、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努めるものとする。
- 3 電力設備の災害予防措置に関する事項については、県地域防災計画（基本編・風水害対策編）「第2編―第1章―第10節電気施設、ガス施設災害予防計画」による。

第4 ガス施設（直方ガス株式会社等）

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろんのこと、発生時の被害を最小限とするために、また、災害発生地域でのガスによる二次災害防止と供給継続地区の保安確保を図るために、ガスの製造、供給にかかわる諸施設に対し、総合的な災害防止対策に努める

ものとする。

1 防災体制

災害発生に応じた非常体制を確立し、被害発生時の迅速な復旧可能な即応体制を維持するものとする。

2 予防に関する事項

(1) ガス製造設備については、台風、火災、地盤沈下等の災害に対する予防対策を確立するものとするとともに防火管理を適切に実施するものとする。

(2) 二次災害の発生防止するためマイコンメーター等の設置を推進するものとする。

第5 通信施設（西日本電信電話株式会社等）

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施上からも極めて重要な問題であり、通信施設の防災性確保に全力をあげて取り組むものとする。

災害予防対策に関する事項については、県地域防災計画（基本編・風水害対策編）「第2編－第1章－第9節一般通信施設、放送施設災害予防計画」による。

第8節 交通施設災害の予防

交通施設の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。

第1 道路施設

1 緊急輸送のための交通の確保

(1) 緊急交通路

大規模災害発生時に緊急交通路として指定する予定の道路をあらかじめ選定して、重点的に道路、施設等の安全性を強化し、災害発生時における被害の軽減及び的確かつ円滑な災害応急対策に資する。

県が示している市内を通る緊急交通路：国道200号バイパス（第1次緊急輸送路）及び国道200号（第2次緊急輸送路）：（本州、九州中・南部からの緊急輸送）

(2) 緊急輸送道路ネットワーク

緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を総合に連携する道路を選定し、安全性の強化に努めるものとする。

市内の主なネットワークの主要路線：福岡直方線（県道21号）、田川直方線（県道22号）及び田川直方線バイパス（県道22号）、直方水巻線（県道73号）、直方行橋線（県道28号）

(3) 啓開道路（県、道路管理者等）

緊急交通路に加え、大規模災害発生時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送及び道路の啓開作業に必要な災害対応拠点をつなぐための最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路であり、これを県内各道路管理者が共有することにより効率的な啓開作業を行う。

(4) 道路啓開用資機材の整備

市は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して緊急輸送路としての機能を確保するため、あるいは、国土交通大臣又は県知事から、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するため、災害現場への道路啓開の指示を受けた場合、又は市管理の道路に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に運転者がいない場合等において、緊急通行車両の通行ルートを確認するために自らこれらの車両の移動等を行う場合に備えてレッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を保有する建設業者、レッカー業者等との間であらかじめ協定等を締結し、道路啓開用資機材の整備をしておくものとする。

この際、他の道路管理者との重複締結を避けるものとする。

2 道路防災対策（土木課）

風水害及び震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、道路防災点検を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を促進する。

(1) 道路防災点検

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため「道路防災点検」を実施する。

(2) 道路の防災工事

上記(1)の調査に基づき、道路の防災工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計を行いその対策を実施する。

3 道路冠水対策

所管道路の冠水による事故を未然に防止するため、過去の冠水等の災害歴等から冠水する道路については迂回路への誘導板、通行止めの標識、道路標示板等の資機材の整備を図る。

国道及び県道については、接続する所管の道路を含めて国及び県と連携して冠水対策に万全を期す。

4 橋梁の整備

震災時における橋梁機能を確保のため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施、補修等対策工事の必要箇所を指定し、橋梁の整備を推進する。

第2 鉄道施設

あらかじめ風水害及び震災等大規模災害発生時における緊急輸送路としての機能を確保するため、施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策の整備を実施する。

第3章 市民等の防災力の向上

第1節 市民が行う防災対策

市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

市は、あらゆる機会を捉えて市民に対する防災意識の高揚を図る。

第1 市民の行う防災対策（市民、防災・地域安全課）

1 防災に関する知識の修得

- (1) 台風、大雨・洪水、土砂災害、地震等の災害に関する基礎知識
- (2) 過去に発生した災害の被害状況
- (3) 近隣の災害危険箇所の把握
- (4) 災害時にとるべき行動（緊急地震速報に対応した行動、初期消火、特別警報・警報・注意発表時や避難指示等発令時の行動、避難方法、避難所での行動、避難行動要支援者の避難等の支援、的確な情報収集等）
- (5) 災害教訓の伝承

2 防災に関する家族会議等の開催による共通の認識の共有

- (1) 避難場所、避難経路の事前確認（勤務、就学時を含む）、地震時の脱出口・要領、勤務先からの帰宅経路
- (2) 非常持出品、備蓄品の選定
- (3) 家族の安否確認方法（福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- (4) 災害時の役割（非常用持出品の搬出、幼児や高齢者等に対する責任等）等

3 非常用持出品の準備、点検

市民は、日ごろから次に掲げる非常用持ち出し品を、用意しておき、避難時は両手がふさがらないようにリュックサックに入れ、避難時に探さなくてもよいようにしておく。

(1) 非常持出品（リュックサック）

- ア 貴重品（現金（小銭を含む）、保険証、通帳、印鑑、証書等）
- イ 3日分相当食料品等（水、非常食（乾パン、缶詰、ラーメン、レトルト食品）、高齢者や乳幼児のための食品等）
- ウ 応急医療品（医薬品、救急ばんそうこう、包帯、消毒液等）
- エ 衣類（肌着、防寒着等）
- オ 携帯ラジオ（予備電池を含む）、懐中電灯

(2) 生活必需品、毛布等の非常備蓄品

(3) 消火用具、スコップ、ジャッキ、のこぎり、大工道具等救助用資機材の準備

4 住宅等の安全点検、補強の実施（家屋の耐震化、家具転倒防止、棚上の物の落下防止、屋根や鉢植え等の飛散防止、ガラス飛散防止等）

- 5 応急手当方法等の習得
- 6 市又は地域（自治会、自主防災組織）、県が行う防災訓練、防災講演会、出前講座等への積極的参加
- 7 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等
- 8 愛護動物との同行避難や避難所での飼養に対する準備

第2 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。火災保険では、地震等による被害は補償されないことから、地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることを市民への普及に努める。

第2節 自主防災組織の整備

大規模災害が発生した場合には、初期における対応が重要であるが、通信、交通の途絶等により市、消防、警察、自衛隊等関係機関の初期の防災活動が十分に即応できないことが予想される。

発災直後の被害の防止又は軽減を図るため、地域住民及び事業所等が協力して自らの地域は、自らが守る防災活動を行うことが必要である。

このため、市民一人ひとりが高い防災意識を持ち、訓練を積み重ね、防災対策を体で覚え、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。こうした防災対策は、地域の実情にあった市民の隣保協同の精神に基づき、消防団をはじめ、自治会等と連携を保ち自発的に防災組織をつくることによって効果的になる。

市は、的確な自主防災活動ができるよう地域住民による自主防災組織の育成、指導に努めるものとする。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努める。

第1 自主防災体制の整備方針

- 1 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に際し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る（自助）」、「自分たちの地域は、自分たちで守る（共助）」をスローガンに、個人・家族、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。
- 2 市は、出前講座等の実施により、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所、避難経路等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備を促進するとともに、自主防災組織等による避難行動要支援者の避難等の支援体制を確立する。

この際、自治会（校区）単位の地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努めるとともに、自治会等未加入の住民に対し自治会等への加入の促進を図る。

第2 自主防災体制の整備（防災・地域安全課）

1 組織

自主防災に関する主な組織は、次のものとする。

(1) 自主防災組織

自治会、町内会、商店街等を母体に地域にある様々な組織やグループ等で、住民の自主的な意思に基づいて組織し設置するもの。

(2) 施設、事業所等の防災組織

多数の人が利用する施設及び危険物等を取り扱う事業所において管理者が自主的に組織し、設置するもの。

(3) 公共的団体等の防災組織

婦人会、アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

2 活動内容

自主防災組織による活動内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時の活動内容

ア 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

- (ア) 地域及びその周辺の危険が予想される箇所（山崩れ、崖崩れ、危険物施設等）の点検及びその状況と対策に関すること。
- (イ) 地域住民の任務分担に関すること。
- (ウ) 防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること
- (エ) 防災関係機関、組織本部、各部及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- (オ) 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- (カ) 避難場所、避難道路、避難指示等の伝達、誘導方法、避難時の携行資材に関すること。
- (キ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- (ク) 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- (ケ) その他自主的な防災に関すること。

イ 防災に関する知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。

主な啓発事項は、災害等の知職及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容（避難行動要支援者の避難支援等）、自主防災組織の構成員の役割等である。

ウ 防災訓練の実施

国、県及び市が行う総合防災訓練等に積極的に参加するとともに、自ら地域防災訓練を計画・実施するものとする。この場合、他の地域の自主防災組織及び職域の防災組織と有機的に連携をとるものとする。また、避難行動要支援者の避難支援等に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

(ア) 情報の収集及び伝達の訓練

市（防災担当課）と連携の下、防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施するものとする。

特に地震災害発生当初の電話等が利用できない状況を想定して、市（防災担当課）と連携の下、のおがたコミュニティ無線（子局）を活用した市及び市民への情報伝達訓練を実施するものとする。

(イ) 出火防止及び初期消火訓練

消防本部及び消防団と連携の下、火災の拡大・延焼を防ぐため、消防用器具を使用した消火に必要な技術等を習得するものとする。

(ウ) 避難訓練

第2編 災害予防計画

災害の種類・規模及び地域の特質に応じた避難要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう訓練を行うものとする。この際、避難行動要支援者の避難支援訓練を優先するものとする。

(エ) 救出及び救護の訓練、災害時に利用できる医療機関の把握

消防本部及び消防団と連携の下、家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得するものとする。

負傷者を医療機関に搬送する場合に備え、地域ごとに災害時に利用できる医療機関を把握するものとする。

(オ) 炊き出しの訓練

災害時の電気や都市ガスなどのライフラインが寸断された状況の下、自ら炊き出しができるよう実施する。

(カ) 災害図上訓練

市（防災担当課）と連携の下、自主防災組織の地域拡大地図を活用して、地域の地形の特性を把握するとともに想定される災害の図上訓練を実施し、地域の防災上の弱点等を見いだし、それに対応した避難経路の選定、避難のあり方等を地域で検討し確立、実施する。

(キ) その他の地域の特性に応じた必要な訓練

エ 防災資機材の整備・点検及び応急処置用医薬品の備蓄

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災資機材の整備・点検

オ 自主防災地図(防災マップ)の作成

地域に内在する危険や災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して提示し、あるいは各戸に配布し、一人ひとりの防災対応行動及び避難行動を迅速、安全かつ的確化を図る。

(ア) 地域における消防水利の確認（消火栓、川、井戸等）

(イ) 地域における防火・防災等予防上の措置

(ウ) 避難地・医療救護施設

(エ) 要配慮者宅図

カ 地域内の他組織との連携

地域内事業者の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者の相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(ア) 工業団地、商業地及び高等学校等を有する自主防災組織においては、平日・昼間、地域内で生活を営む住民も少なくない。これら住民は、就業していることから比較的体力がある若手や学生が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。

このような昼間人口を構成する人々に対しても、就業地でも安全に共に活動を行えるよう、自主防災組織とともに、防災知識の普及、防災活動等の体験の機会の提供などを実施し、特に災害発生当初において、自主防災組織が行う避難、救助活動等への協力をいただけるよう啓発等に努めるものとする。

(イ) 自主防災組織と地域コミュニティとの連携を促進

地域社会においては、自治会、町内会の高齢化・組織率の低下、活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることもある。

一方、地域社会では、自治会、町内会のみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、祭り実行委員会、地域おこしグループ等のコミュニティも存在する。

このようなコミュニティは比較的体力があり、地域に愛着がある者が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。

そこで、このようなコミュニティに対しても、地域の自主防災組織とともに、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に自主防災活動に協力するよう、その際に安全に共に活動できるよう啓発・研修等に努める。

(2) 災害発生時の活動内容

ア 初期消火の実施

各家庭に対しては、火の元の始末などの出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるものとする。

イ 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市（市防災担当課、消防署、警察署）等へ報告するとともに、防災関係機関が提供する情報を地域住民等に伝達して、住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

ウ 救出・救護の実施及び協力

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときには、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用した速やかな救出活動に努める。

また、自主防災組織では救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに負傷者に対しては応急手当を行うとともに、医師の救護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

市長や警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、住民を迅速かつ円滑に避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 次のような危険がないかを確認しながら避難誘導する。

- a 市街地：火災、落下物、危険物
- b 山間部、起伏の多いところ：崖崩れ、地すべり
- c 浸水地域：側溝、マンホール蓋のはずれ等による急激な深み

(イ) 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は最小限とし、両手が使えるように荷物は背負うこと。

(ウ) 避難行動要支援者は、地域住民の協力のもとで避難させる。

オ 炊き出し及び救助物資の支給に対する協力

被害の状況によっては、避難が長時間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の支給に協力する。
カ 避難生活の指導

第3 自主防災組織の育成指導

1 市の措置（防災・地域安全課）

- (1) 市は、災害対策基本法第5条に基づき、自主防災組織の育成、充実・強化を図る。この際、女性の参画の促進を図る。
- (2) 市は、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。
- (3) 市は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講ずる。特に避難行動要支援者の個別避難計画に基づく避難支援者の確保等、避難支援体制の確立に万全を期す。

このため、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、各自主防災組織（自治会）毎の要支援者台帳（個人情報の第三者への提供同意者のみの台帳）と個別避難計画を常に最新状態に維持するとともに、自主防災組織等と連携した避難誘導訓練を実施する。

- (4) 市は、県と協力し、自主防災組織のリーダー等の地域防災リーダーを育成するために、研修会等を開催し、防災士等の防災人材の育成強化、地域における自主防災活動の推進を図る。
- (5) 市は、自主防災組織の活動等の好事例を集め、各自治会、自主防災組織に広報するとともに、日ごろの防災活動が優秀な組織を表彰するなど、自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。
- (6) 市（防災会議）は、基本法第42条に基づき、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を地区居住者等から市地域防災計画に定めることについて提案を受け、その必要があると認めたときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

必要がないと判断した場合は、遅滞なく、その旨及び理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知するものとする。

- (7) また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

2 県（防災危機管理局）の役割

- (1) 県は、市が行う自主防災育成事業について必要な支援を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 県は、市が行う自主防災組織のリーダー等を対象にした研修会等について、必要な支援を行う。
- (3) 市と協力し各種普及啓発事業を通して自主防災活動の重要性を県民に呼びかけ、組織化を推進する。
- (4) 市が行う、自主防災組織の円滑な活動を期するための防災資機材の配備について、指導・助言を行うものとする。
- (5) 自主防災組織の好事例を集め、市に広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要配慮者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、避難場所・避難経路を的確に把握しているか及び日ごろの防災活動等を考慮して、優秀な自主防災組織の表彰を行い自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。

第4 民間防火組織や防災士等防災人材の育成・強化（防災・地域安全課、消防本部）

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そのため、市は地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化に努める。

また、地域防災リーダーとなりうる防災士等の防災人材の育成強化に努める。

第5 自主防災組織活動の促進と消防団との連携（防災・地域安全課、消防本部）

市は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、市は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努めるものとする。

第6 水防団、水防協力団体の育成強化（防災・地域安全課、消防本部）

市及び県は、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

第7 地区居住者等が共同した自発的な防災活動の推進（防災・地域安全課、消防本部）

地区居住者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動

第 2 編 災害予防計画

を行うこととする。

なお、素案の提案は、その内容が市地域防災計画に抵触するものでない場合に、提案者全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、当該計画の素案、計画案を行うことができる者であることを証する書類（防災訓練のための交通の禁止又は制限にかかわる標示の様式等）を添えて行うものとする。

当該素案が市地域防災計画の地区防災計画に定められた場合は、当該地区防災計画に関する地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならない。

【参考例】

個人・家族、地域、自主防災組織等の役割項目例

自主防災 体 制	平 常 時	警戒・発災時
個 人 家 族	○各個人の日常生活圏の危険性の認識 ○各種警報・注意報、緊急地震速報等の防災情報の理解の促進 ○家屋や塀の耐震化の措置 ○家具の転倒落下防止措置 ○出火防止体制の整備 ・耐震消火装置付器具の使用と作動状況の点検 ・安全な火気使用の環境の確保 ○初期消火体制の整備 ・初期消火器具の確保と使用訓練 ○避難場所・経路の確認と安全性のチェック ○救出用資機材の保管 ○必要な物資の備蓄	○出火防止 ○各種警報・注意報、緊急地震速報等の防災情報の自主的収集 ○初期消火 ○家族の安否確認（電話は使用しない）及び保護
隣 近 所	○高齢者等要配慮者の安全対策の話し合い ○近所の災害環境の共同監視 ○救出用資機材の共同管理	○隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送 ○隣近所の出火防止措置 ・隣近所の家庭にガス元栓閉栓の呼び掛け ・高齢者世帯等の出火防止措置 ○初期消火活動への従事 ○近所の要配慮者の安否確認 ○要配慮者の救出・避難誘導
自 主 防 災 組 織	○家庭、隣近所への防災対策の呼掛けと推進（特に出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進） ○危険箇所の点検・除去 ○避難場所・経路の確認と安全性のチェック ○救出用資機材（防災資機材）の管理 ○防災知識の普及 ○各種防災訓練の実施及び参加	○救出活動の喚起（救出協力者を募る） ○出火防止措置の喚起 ○初期消火活動の応援 ○近所の要配慮者の安否確認の喚起 ○避難行動要支援者の救出・避難誘導・搬送 ○避難所等の開設・管理運営 ○給食・給水 ○救援物資の支給に関する協力

第3節 企業等防災対策の促進

第1 目的

企業等は、災害時に果たす役割（生命の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、地域との共存）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の防災活動の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び県、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

1 災害時の企業等の事業継続の必要性

災害の多いわが国では、県や市はもちろん、企業、県民が協力して災害に強い福岡県を作るとは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と県民福祉の確保に大きく寄与するものである。

特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

2 事業継続計画の策定

企業等は、災害対策の基本方針として「事業活動を維持・継続し、顧客や利用者等に製品・サービスを供給し続ける」ことを明記して、事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業計画の策定に努める。

計画の策定に当たっては、内閣府が示した「事業継続ガイドライン」等を参考として、地域の実情に応じて計画・策定に努めるものとする。

3 事業継続マネジメント（BCM）の取組

防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、予想被害からの復旧計画

策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

4 避難確保計画の策定等

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設資料者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、顧客等の安全を確保するとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

また、企業等は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行うものとする。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立（安否確認体制を含む）
- 4 火災その他の災害対策（災害発生時の対応マニュアルの作成を含む）
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保（従業員の3日分以上が目安となる）
- 8 施設耐震化の促進
- 9 システムの多重化・高速化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全
- 10 施設の地域避難所としての提供
- 11 消防本部、地元消防団、自主防災組織との連携・協力

12 帰宅計画

第4 市の役割（防災・地域安全課、商工観光課、消防本部）

1 防災訓練

市は、企業を地域のコミュニティの一員として防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対し訓練への参加等と呼びかける。

2 事業継続計画及び事業継続マネジメントの普及啓発

市は、企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画及び事業継続マネジメント構築支援に努める。

3 事業所との消防団活動協力体制の構築

市は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。

4 企業の防災にかかわる取り組みの評価

市は、企業の防災にかかわる取り組みについて、優良企業表彰等により、企業の地域における防災力向上に努める。

5 商工会議所等との連携

市は、あらかじめ商工会議所等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第4節 防災知識の普及

災害に強いまちづくりを推進するため、市、県及び防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する知識の普及を推進する。

防災知識については、出前講座及び広報誌等により普及し、常に防災意識の高揚に努めるものとする。

第1 市民に対する防災知識の普及（防災・地域安全課、関係各課、消防本部、自主防災組織）

市、自主防災組織及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市、自主防災組織及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策にかかわる地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、気候変動の影響も踏まえた防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

その際には、要配慮者への対応や、被災時における多様な性のニーズにも留意する。

市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、ハザードマップや防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行うものとする。

なお、ハザードマップ等の活用に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に合わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

1 一般啓発

(1) 啓発の内容

- ア 災害に関する基礎知識や、5段階の警戒レベル、災害発生時、特別警報・警報等発表時、避難指示、高齢者等避難の発令時に具体的に取るべき行動に関する知識
- イ 過去に発生した災害被害に関する知識
- ウ 備蓄に関する知識
 - (ア) 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水（1日3ℓ）、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - (イ) 非常持出品（救急用品（箱）、懐中電灯、ラジオ、貴重品、乾電池等）の準備
- エ 住宅等における防災に関する知識
 - (ア) 住宅の耐震診断と耐震化（補強）、防火に関する知識
 - (イ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識
- オ 飼い主による愛護動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- カ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害が発生し、または発生する恐れがある場合にとるべき行動
- キ 山・崖崩れ危険予想地域、浸水想定区域等に関する知識
- ク 防災気象情報、避難指示等の意味合い
- ケ 避難行動への負担感、過去の災害経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- コ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- サ 避難生活に関する知識
- シ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ス 応急手当方法等に関する知識
- セ 早期自主避難の重要性に関する知識
- ソ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- タ 災害時の家族内での連絡体制等（連絡方法や避難ルートの取決め等）の事前確認
- チ 災害情報の正確な入手方法
- ツ 要配慮者への配慮
- テ 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- ト 出火防止及び初期消火の心得
- ナ 水道、電力、ガス、通信サービスなどの地震災害の心得
- ニ 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）

ヌ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ネ その他必要な事項

(2) 啓発の方法

ア テレビ、ラジオ及び新聞等の活用

イ 広報誌、パンフレット、ポスターの活用

ウ 映画（DVD）、ビデオテープ等の利用

エ 各種相談窓口の活用

オ 消防団、防災士※を通じた啓発

カ 講演会、講習会、出前講座の実施

キ 防災訓練の実施

ク インターネット（ホームページ）の活用

ケ 各種ハザードマップの利用

コ 広報車の巡回による普及

サ 市街地における想定浸水深等の表示（標識の設置）

※防災士・・・社会の様々な場で防災力を高める活動を行うための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者

2 社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から、地域の防災に寄与する意識を高める。

啓発の内容は、市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

3 学校教育を通じての普及

学校教育の中での防災教育は、地域の災害リスクに基づいた防災教育を、多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。

園児、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童・生徒等の発達段階などの実態に応じて、水害、地震等の災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。

また、市及び県は、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

第2 児童・生徒に対する防災教育（学校教育課、防災・地域安全課、消防本部）

学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒が、発達段階に応じて、知識を習得するとと

もに、体験的な活動を通じて、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

1 防災に関する知識の習得

- (1) 学習指導要領に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等を通じた学習指導の充実
- (2) 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
- (3) 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実

2 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

- (1) 日ごろから、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成
- (2) 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施
- (3) ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

3 防災管理・組織活動の充実、徹底

- (1) 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置
- (2) 教職員研修の充実
- (3) 自然災害にかかわる学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実
- (4) 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

4 講師等の派遣による防災教育の充実

市は、防災・地域安全課、消防本部の職員等を防災教育の講師として積極的に派遣して、児童・生徒の防災に関する知識の習得、周囲の状況に応じた安全に行動する意識や能力の向上、学校の防災管理・組織活動の充実に寄与する。

第3 職員に対する防災教育（防災・地域安全課、関係各課、消防本部）

市及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、平常時の的確な防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

また、市及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

1 教育の方法

以下に示す方法等を繰り返し実施することにより防災教育を行う。

- (1) 新任研修
通常の新任職員研修の一項目として行う。
- (2) 職場研修
各職場では、防災訓練等にあわせて以下の項目に重点を置いた研修を実施する。

- ア 各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
- イ 各職場の初動時の活動要領の確認
- (3) 研修会、講習会、講演会等の実施
- (4) 見学、現地調査等の実施
- (5) 直方市防災ブックを配布

2 教育内容

- (1) 災害に関する知識
 - ア 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
 - イ 市の災害の特性、災害別・地域別の危険度（水害・土砂ハザードマップ）
 - ウ 過去の災害
- (2) 市地域防災計画、県地域防災計画、各機関の防災業務計画その他の防災に関する計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担
- (3) 職員としての果たすべき役割（任務分担）
- (4) 初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領）
- (5) 直方市防災ブック
 - ア 風水害・土砂災害・地震対処マニュアル
 - イ 避難所運営マニュアル
- (6) のおがたコミュニティ無線の取扱い（のおがたコミュニティ無線通信実施要領）
- (7) 防災知識（直方市防災ブック等）と技術（積み土のう等）
- (8) 防災関係法令
- (9) その他の必要な事項

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育（防災・地域安全課、関係各課、消防本部）

防災上重要な施設の管理者に対し、自主防災の出前講座等を実施し、管理者等の危機管理能力等の資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処し得る自主防災体制の強化を図る。

また、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設や駅等不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

1 指導の方法

- (1) 防災上重要な施設の管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- (3) 防災上重要な施設の管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

- (4) 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2 指導の内容

- (1) 県地域防災計画、市地域防災計画、各機関防災業務計画その他の防災に関する計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
- (2) 災害の特性及び過去の主な被害事例等
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制準備
- (5) 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第5 防災知識の普及に際しての留意点等（防災・地域安全課、関係各課、消防本部）

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及に努める。この際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制（自主防災組織）が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分に配慮するよう努めるものとする。

また、県及び市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第6 防災意識調査（防災・地域安全課、関係各課、消防本部）

市は、住民の防災意識を把握するためのアンケート調査、及び、行政モニターから意識の聴取等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第7 災害教訓の伝承（防災・地域安全課）

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう、地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第5節 防災訓練の充実

市及び防災関係機関は、県・市地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加と要配慮者も含めた住民その他関係団体等とも連携した各種災害に関する訓練を継続的に実施する。

第1 総合訓練（防災・地域安全課、消防本部）

- 1 市は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て、地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、市災対本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施するとともに国、県が計画実施する総合訓練に積極的に参加する。

また、実施に当たっては、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。

- 2 市町村相互の応援協定に基づく広域合同訓練についても積極的に行うことを考慮するものとする。

第2 各種訓練（防災・地域安全課、関係各課、消防本部、関係機関）

1 応急対策計画確認訓練

- (1) 市、県及び関係機関等は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。
また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者、要請手続等の確認を行う。
- (2) 市は、毎年5月下旬～6月初旬に台風水害を、防災週間等に大地震、大火災等を想定した市災対本部の図上訓練を実施し、緊急地震速報に対応した行動、情報の収集・伝達、避難指示等の判断及びその伝達、避難誘導、避難所開設及び応急対策行動等の災害対処能力の向上を図る。

出前講座として自治会単位の地域住民を対象とした避難行動の図上訓練を実施して地域の防災力の向上を図る。

- (3) 訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング（個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練）、課単位での図上訓練、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等種々考えられる。
- (4) 市は、地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上訓練を実施する。
県は市が実施する住民向け図上訓練の実施指導、技術的支援を行うとともに、モデル事業を実施し、その結果等を踏まえ、図上訓練の実施手引書を作成し、その普及に努めるものとする。

2 組織動員訓練

市は、配備基準に基づく市災対本部要員を重視した職員の参集のための伝達及び動員訓練を実施し、迅速な災害対策態勢の確立を図る。

3 通信訓練

(1) 非常通信訓練

市及び関係機関は、国及び県が実施する非常通信訓練に参加して、災害時において、有線通信系が不通となり又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信等他の手段による災害状況の報告等に関する伝達能力の向上を図る。

(2) 市は、のおがたコミュニティ無線を活用した災害情報の収集・伝達訓練を実施し、迅速な無線通話能力の向上を図る。

4 水防訓練

市は、国（遠賀川河川事務所）・県が実施する水防訓練・演習に参加し、水防警報及び洪水予警報等の情報伝達、水位雨量観測、水防団等の動員及び情報伝達、水防資機材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の対処能力の向上を図る。

この際、水門の閉鎖に時間がかかるなど機器等の不備により迅速な遂行が困難になることが判明した場合には点検・整備も行うこととする。

5 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処するため、非常召集、通信連絡、住民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施しその能力の向上を図る。

6 医療救護訓練

市は、県、医療機関及び医師会等が実施する医療救護訓練に参加し、災害発生直後の医療救護班の緊急出動要請、医療の要請、トリアージ、患者の搬送等の医療活動にかかわる能力の向上を図る。

7 要配慮者利用施設等の訓練（施設所有者又は管理者）

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市に報告しなければならない。

8 その他の訓練

防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等災害活動に必要な訓練を実施する。

第3 住民を主体とした訓練（防災・地域安全課、関係各課、消防本部）

市及び防災関係機関は、自主防災組織等の住民の防災行動力の向上に資するための住民を主体とした次の訓練に、資機材の貸与、助言者の派遣等の積極的な援助を実施する。

また、要配慮者の住民が参加による訓練等を積極的に行う。

- 1 緊急地震速報に対応した行動
- 2 出火防止訓練
- 3 初期消火訓練

- 4 避難訓練（避難行動要支援者の避難誘導訓練を含む）
- 5 応急救護訓練
- 6 災害図上訓練
- 7 情報の収集及び伝達の訓練
- 8 炊き出し訓練
- 9 その他の地域の特性に応じた必要な訓練

第4 防災訓練に際しての留意点等（防災・地域安全課、関係各課、消防本部）

市は防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

県及び市は地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細く実施又は行うように指導し、緊急地震速報に対応した行動、災害が発生し、または発生の恐れがある場合の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、災害の種類とその規模及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求める内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。

また、避難訓練を行う場合は、できる限り災害時の社会心理学上の人間の心理（正常化の偏見）、すなわち、災害に直面した場合に人間は避難することを躊躇^{ちゅうちよ}することが多いという人間の心理特性を意識するよう努める。避難行動を開始するには、この心理特性を理性的に取り払って避難を開始することの必要性があることを住民に理解させ、自分で判断して率先して避難するリーダーになるよう意識付けするとともに、状況によっては避難を率先して行うものをあらかじめ指名するなどして、避難行動を早期に開始し、他の住民も後に続くような方策を取り入れて行う。

第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後に整理し、その結果を地域防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用するものとする。

第6節 市民の心得

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験を踏まえ、市民は「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害特に地震は、予期しないときに発生することから、発生時、市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめる必要な措置をとるものとする。

第1 家庭における心得

1 平常時の心得（市民、市、関係防災機関）

- (1) 家の中に安全な空間を確保、非常用持出用袋（リュックサック）の配置位置、市が指定した水害の指定避難所及び耐震化された近傍の地震対応の指定避難所、避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 自宅周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖など危険な箇所がないか、ハザードマップや現地確認等で事前に把握する。
- (3) 家屋の耐震化（建物の補強）、家具の転倒・落下防止のため、家具等を固定する。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水、消火器を用意する。
- (6) 地震に備えて寝室に避難用の靴、避難に備えて玄関等に非常用食料、救急用品、非常用持出品を準備する。
- (7) 市及び地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震等災害発生時の協力について話し合う。
- (9) 浸水のおそれのある場合は、事前に高いところに貴重品を移動する。

2 大雨・台風等風水害発生時の心得（市民、市、関係防災機関）

- (1) 外出は必要最低限とする。

風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最小限とする。

- (2) 危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。

「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。

- (3) 緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。

緊急安全確保の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間などには、無理せず建物の二階又は三階以

上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所や近傍の堅固な建物などに避難し、救援を呼び救助を待つ。

- (4) 子どもとはぐれないようにする。

子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。

- (5) 避難の際は、長い杖を携行し、ひもでしめられる運動靴で避難する。

裸足、長靴は歩行に支障が出るため、ひもでしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。

- (6) 避難したら安全が確認できるまで帰らない。

家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。

- (7) 車での避難には注意する。

車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウインドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。

- (8) 情報収集を怠らない。

雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報（レーダー情報）、河川水位情報、避難情報に注意する。特に遠賀川上流域の雨量・水位の急上昇に注意を払う。

- (9) お年寄りや子供、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する

3 竜巻災害発生時の心得（市民、市、関係防災機関）

- (1) 屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。

※ 但し、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。

- (2) 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。

※ 但し、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

4 土砂災害発生時の心得（市民、市、関係防災機関）

- (1) 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。

ア 土石流の前触れ

- ・ 山鳴りがする。
- ・ 川が濁り、流木が混ざり始める。
- ・ 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。

イ 地すべりの前触れ

- ・ 地面がひび割れたり、陥没する。
- ・ 擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。
- ・ 家の戸が開かなくなる。
- ・ 沢や井戸の水が濁ったり、減少する。

ウ がけ崩れの前触れ

- ・ 崖から小石がばらばら落ちてくる。
- ・ 崖に割れ目ができる。
- ・ 崖から濁った水がわき出る。
- ・ わき水が濁る。

(2) 土砂災害が迫って逃げる際には、土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、流れに直角に避難する。崖崩れの場合は、崖から離れるように避難する。

5 地震発生時の心得（市民、市、関係防災機関）

- (1) 落下物等から頭を守る等、まず我が身の安全を図る。
- (2) 使用中のガス器具等のスイッチを切るとともに、電気器具の電源プラグを抜くなど火の始末をする。
- (3) 火が出たらまず消火する。
- (4) 落下物等から身を守るため慌てて戸外に飛び出さず、ドア・窓等を開けるなど出口を確保する。
- (5) 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- (6) 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- (7) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (8) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず落ち着いて行動する。
- (10) 秩序を守り、衛生に注意する。

6 外出時の心得（市民、市、関係防災機関）

(1) 風水害発生時

河川上流付近が大雨で急な下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や海岸でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所に移動する。

(2) 地震発生時

ア 住宅地

路上への落下物（窓ガラス、瓦、エアコンの室外機、ベランダのプランターなど）や倒壊物（自動販売機、電柱、電線、街路樹など）に注意する。

イ 繁華街

窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下や倒壊物に注意する。カバンなどで頭を保護して避難する。

ウ 山・丘陵地

落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地など山崩れ、崖崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。

エ 海岸

津波に注意するとともに、念のため高台へ避難する。

オ 屋 内

落下物等から身を守るためあわてて戸外に飛び出さず、ドア・窓等を開けるなど出口を確保する。

第2 職場における心得（市民、市、関係防災機関）

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画による避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全の確保を第一に考えること。

2 風水害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

3 地震発生時の心得

- (1) すばやく火の始末をすること。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (4) 正確な情報を入手すること。
- (5) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (6) エレベーターの使用を避けること。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両の等の運行は自粛すること。
- (8) 無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

第3 地震発生時に運転者のとるべき措置（市民、市、関係防災機関）

1 走行中のとき

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急自動車の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させること。
- (2) 停止後は、ラジオなどで地震情報や交通情報を確認し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓をしめ、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害の応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

- (1) 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のための車を使用しないこと。

第4章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 広域応援体制等の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう努めるものとする。

市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定も考慮するものとする。

第1 市町村間の相互協力体制の整備（防災・地域安全課）

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

また、市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

第2 直方市及び自衛隊間の連携体制の整備（防災・地域安全課）

市と自衛隊は、防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制を構築し、その強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

第3 防災関係機関の連携体制の整備（防災・地域安全課、関係各課）

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

また、市及び県等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務

継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

第4 受援計画（防災・地域安全課）

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、大規模災害発生時には下記の項目を被支援の地方公共団体及び防災関係機関と迅速に調整し、受援計画を作成し受援体制を早期に確立する。

受援計画には、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、応援隊の災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の集結・活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等のほか、受援に必要な事項を記載するものとする。

第5 広域応援拠点等の整備（防災・地域安全課、都市計画課、保護・援護課、消防本部）

市は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備し、関係機関と情報を共有する。

- 1 自衛隊等救助関係機関の活動拠点
西部運動公園、河川敷公園を予定
- 2 防災ボランティアの活動拠点
社会福祉協議会を予定
- 3 広域応援の地方公共団体
市役所及び市役所近傍の市の施設を予定

第6 業務継続性の確保

市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも知事及び市長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第2節 防災体制・施設・資機材等の整備

市、県及び防災関係機関は、応急体制の円滑な実施のために、市災対本部体制の整備、必要な施設及び資機材等の整備、充実に努めるものとする。

第1 市災対本部体制の整備（防災・地域安全課、関係各課、消防本部）

市及び防災関係機関は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、市災対本部体制の整備を図るものとする。

1 初動体制の整備

市及び防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努めるものとする。

さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2 登庁までの協議体制の整備（防災・地域安全課、関係各課、消防本部）

市は、勤務時間外に災害が発生した場合、市災対本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員にのぞいたコミュニティ無線の陸上移動局（可搬型MCA）、あるいは携帯電話（災害時優先電話仕様）の配備を推進する。

3 市災対本部室等の整備

市は、以下の点に留意して市災対本部室等の整備を行うものとする。

(1) 市災対本部の代替施設

大規模地震の発生により庁舎内に市災対本部設置が不可能となった場合に、市災対本部機能を代替する施設を確保するものとし、この施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

(2) 耐震性を備えた自家発電装置

エンジン発電式のみならず再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用についても検討を行うよう努める。

(3) 市災対本部・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保

(4) 市災対本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

(5) 応急対策用の地図、写真

G I S 地図の拡大表示（被害状況・応急対策用記入図、プロジェクターによる表示）、航空写真の活用

(6) 防災情報収集手段の整備

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所が保有する河川情報システムへ連節・維持

3 関係機関等の参画

市は、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

4 人材の確保

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第2 防災中枢機能等の確保・充実（防災・地域安全課、関係各課、消防本部）

市及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

また、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを超える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等にも努めるものとする。

その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。

市は、特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電や通信途絶等が発生した場合に備え、衛生通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。なお、市は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売会社と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するものとする。

また、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討、施設の耐震化など所要の対策にも配慮するものとする。

※クラウドサービスの利用：自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。これ

により、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。

第3 防災拠点の確保・充実（防災・地域安全課、関係各課）

市、県は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐火・耐震対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。

また、当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等の活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。

第4 災害用臨時ヘリポートの整備（防災・地域安全課、関係各課、消防本部）

1 計画方針

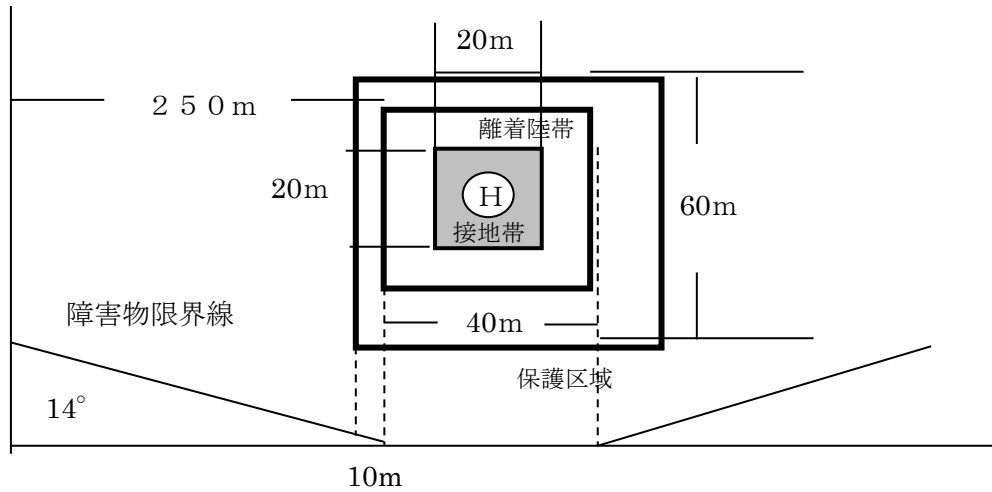
市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努めるものとする。

2 臨時ヘリポートの選定基準

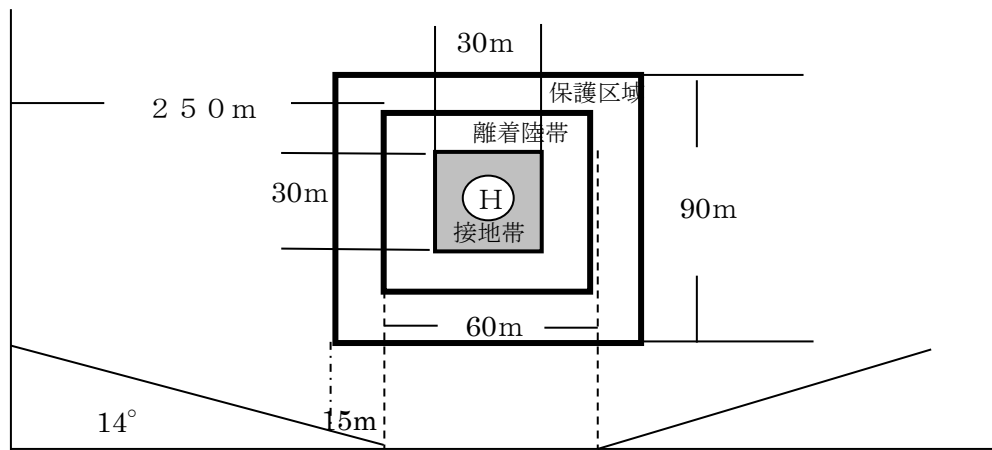
市は、下記の基準等を留意し、災害応急活動に適したヘリポートを選定する。

(1) 臨時ヘリポートの基準

ア 中型（ＡＳ３６５、ベル２１２等以下）



イ 大型（V-107、AS332等以上）



注1 離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた接地帯含む矩形部分をいう。

注2 接地帯とは、離着陸帯の一部であって、ヘリコプターが離陸浮揚及び着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一边とする図に示す広さを目安とする。

表面の傾斜は 3° 以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。

注3 保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

(2) 臨時ヘリポートの標示

ア 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの字を標示する。

イ 旗又は発炎筒等で風の方向を標示する。

(3) 危険防止上の留意事項

ア ヘリコプターの離着陸は、風圧（ダウンウォッシュ）等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。

イ 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。特にＣＨ－４７などの大型ヘリコプターは、厚さ約１ｃｍの１畳ほどの鉄板を風圧で飛ばした例もあるので、離着陸経路等における障害物には特に注意が必要である。

ウ 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずるものとする。

エ 保護区域あるいは２５０ｍの範囲内では、火気厳禁とする。

３ 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市の防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）するとともに、自衛隊等関係機関にも必要事項を通報するものとする。

- (1) 臨時ヘリポートの番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸の可能な機種

第 5 被害情報等の収集体制の整備

市は、情報の収集等の迅速正確を期するため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等についてあらかじめ整備する。この際、県が定めた報告用紙等を準用する。

第 6 惨事ストレス対策（消防本部、関係各課）

救助・救急、医療又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第 7 復興の円滑化のための各種データの整備保全（関係各課）

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておくものとする。

第3節 災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常、災害救助法（以下「救助法」という。）が適用されるが、市の担当者は、その運用に際し混乱が生じることのないよう、日ごろから救助法等に習熟するとともに、マニュアルを各担当課に整備しておくものとする。

第1 救助法等の習熟

1 救助法等の運用の習熟

(1) 市は、救助法に基づく災害救助の基準や運用場面に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 救助法実務研修会等

ア 市は、県が実施する救助法実務研修会に担当者を参加させ、救助法に基づく業務に習熟させる。

イ 市の担当者は、自学研鑽^{せん}等により、救助法に基づく業務遂行要領等に習熟するものとする。

(3) 必要資料の整備

市及び担当課は、「災害救助の運用と実務」（第一法規出版）、県細則等、救助法運用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

2 運用マニュアルの整備

市及び担当課は、救助法等の適用申請から適用受けた後の運用方法について、県の指導を受け救助法の適用された事例を参考にし、分かりやすいマニュアルを作成するものとする。

第4節 情報収集・伝達体制等の整備

市及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動対策にかかわる情報収集・伝達の重要性を認識し、現地情報収集体制を整備するとともに、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。

情報通信施設は、非常用電源設備を備え、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い施設・場所に設置するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検等の確実な実施により、停電下の地震災害等においても通信を確保できるよう整備する。

また、さまざまな環境下にある住民等及び市の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、MC A無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディアやワンセグ等の活用や、災害情報共有システム（アラート）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

市及び放送事業者等は、気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

第1 情報伝達体制の整備

1 通信手段の種類・特徴

災害時に使用する通信手段は、基本的に次のものがあり、その特徴等は下記のとおりである。

種 類	使用不能となる場合・特徴
防災行政無線 (地上系)	・ 停電時には非常電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線 (移動系)	・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線 (衛星系)	・ 停電時には非常電源で機能。 ・ 激しい降雨の際には、一時的に使用不能となる。
M C A無線 (のおがたコミュニティ無線)	・ 停電時には非常電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。
N T T加入電話（一般）	・ 輻輳時に通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は交換機が停止しなければ使用可。
I P 電話	・ 輻輳時に通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は使用不可。
携帯電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 (メール通信は比較的有効) ・ 中継局の設備破損や停電時は不通。 (数時間は予備バッテリーで機能)
衛星携帯電話	・ 一般的に輻輳しにくい。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
(災害時優先電話) N T T加入電話 携帯電話	・ 回線輻輳時の発信が優先的に接続。

※輻輳とは、交換機の処理能力を超えるような通話が殺到し、電話がつながり難く、発信規制がかかること。

2 防災行政無線「のおがたコミュニティ無線」(以下「M C A無線」という。)の整備(防災・地域安全課)

市は、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するための無線通信設備(M C A無線)を下記によりその整備を推進する。

- (1) M C A無線を有効に機能させるため、夜間運用体制を確立する。
- (2) 災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、同報無線が可能な屋外拡声子局(M C A無線機、屋外拡声装置(スピーカ):約300m範囲に通達可能)の設置を促進する。

整備の優先順位:浸水想定区域(水深の深い地域、水害の多い地域)、土砂災害の発生のおそれの多い地域、その他の地域の順

- (3) 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、屋外拡声・中継局（屋外拡声装置及び戸別送信用無線機）設置と各家庭等への戸別受信機の装備化を促進する。
 - (4) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、陸上移動局（可搬型MC A無線）を整備する。
 - (5) 主要防災関係機関との通信回線を確保するため、直方警察署及び消防本部に陸上移動局を設置する。
 - (6) 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）との接続等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備する。
- 3 消防・救急無線（消防本部）
- 消防・救急無線とは、県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線設備をいい、下記によりその整備を推進する。
- (1) 大規模災害発生時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。
 - (2) 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の固定局の整備、充実を図る。
 - (3) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。
- 4 衛星通信・携帯電話等の活用（防災・地域安全課）
- 市は、大災害発生時等において無線機が不足する場合等においては、これらの機器の借受申請を九州総合通信局・電気通信事業者等に対して行い、貸与を受ける。
- 5 有線通信施設（災害時優先扱いの電話）の整備（総務・コミュニティ推進課、消防本部）
- (1) 基本方針
- 防災関係機関は、災害時優先扱いの電話の有効的な活用体制の整備を行う。
- (2) 整備項目
- ア 防災関係機関は、施設内における災害時優先扱いの電話をさらに有効に活用できるように、位置付けを的確に行う。
- イ 西日本電信電話株式会社は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先扱いの電話をさらに有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。
- 6 各種防災情報システムの整備（防災・地域安全課）
- (1) 市は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等に効果的に運用できるよう、必要なデーターの整備を行う。（当該データーの加除修正を含む）
 - (2) 市は、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所が保有する河川情報システムへ連接し、遠賀川流域の雨量・水位等の河川情報、特に排水ポンプ機場の稼動、水門・樋門等の開閉状況を監視カメラ等による迅速に収集できる体制を整備・維持する。
- 7 情報通信設備の維持
- 市、県及び防災関係機関は、必要な地震計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、

地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加することとする。

非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ること。

第2 現地情報収集体制の整備

1 校区、自治会毎の情報収集体制の整備（防災・地域安全課、関係各課、消防本部）

(1) 災害初期情報収集要員の指定

ア 各自治会等に居住する市職員を指定し、居住地区及び参集時の経路上周辺の災害情報を収集・報告させる。

イ 市災対本部への報告要領

電話（携帯電話の映像メールによる伝達を含む）、対策本部に登庁後口頭報告（携帯電話カメラによる映像を含む）

(2) 防災連絡員の委嘱

浸水想定地域、土砂災害危険地域の要点近傍に居住する市職員OB、消防職員・消防団OB等に災害初期から避難開始まで継続して情報収集を担当する防災連絡員として委嘱

(3) 消防団の現地収集体制の整備（消防団長計画）

ア 各分団において、無線等の技術に習熟した団員で災害時における情報収集に当たる団員をあらかじめ情報収集専門団員として指名する。

これにより、市としての被害状況の把握を容易にするとともに、災害時の緊急事態で消防団長等から指示を受けるいとまがない場合においても直ちに災害応急活動に就くことが可能となる。

イ 消防団施設等にM C A無線の設置

各分団の消防格納庫等に同報無線が可能な屋外拡声子局を設置し、市災対本部（消防本部を含む）との間の連絡手段と緊急時の住民への伝達手段を整備する。

(4) 災害モニター制度の整備

市内の主要地点に所在する郵便局、ガソリンスタンド、コンビニエンス・ストア等を災害モニターとして委嘱し、これらの周辺の浸水等の被害状況、道路の被害状況等を収集できる体制を整備する。

(5) ライブカメラの新設、現地情報収集用のデジタルカメラの整備等

2 情報の共有・伝達体制の強化

市は、防災関係機関と協力して、情報共有・伝達体制を整備する。

(1) 職員間

市（市災対本部）が得た災害情報は、庁内放送、被害状況図の配布又は庁内電子掲示板の新着情報による配信等による伝達体制を整備する。

(2) 警察署

のおがたコミュニティ無線の陸上移動局を配備し、災害時の情報共有化、救助要請等の体制を整備する。

(3) 遠賀川河川事務所

遠賀川流域での降水量の増加及び日の出橋の水位の上昇等により水害の発生が予測される場合には、市災対本部への災害情報収集員の派遣を要請し、河川の水位・洪水情報等の早期共有化と円滑な災害支援を受ける体制を確立する。

この際、遠賀川河川事務所が観測する水位モニターの情報を共有化するための回線等の確保に努めるものとする。

(4) ヘリ映像伝送受信システムの導入

消防・警察・自衛隊ヘリコプターからの災害の映像を受信できるシステムの導入・整備に努める。

第5節 広報・広聴体制の整備

災害時に、人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。

また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応するために必要な体制を整備する。

第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備（防災・地域安全課、関係各課）

1 市の広報体制の整備

市は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- (1) 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
- (2) 地区住民（要配慮者）の把握
- (3) 広報・広聴担当者の熟練
- (4) 広報文案の作成
- (5) 広報優先順位の検討
- (6) 伝達のルート化

2 市は、のおがたコミュニティ無線（戸別受信機を含む）の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、「直方市公式LINE」及び市情報メール「つながるのおがた」等による伝達手段の拡充を促進する。

3 市は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、Lアラート（災害情報共有システム）と連携している福岡県防災情報システムを活用し、放送事業者等への迅速な情報提供体制の整備に努める。

4 市は、通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達にかかわるシステムの効果的な活用が図られるように普及啓発に努める。

5 市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

6 国、県及び市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

7 国、県、市及び公共機関は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努めるものとする。

8 国、県及び市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

9 国、県及び市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通

により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 10 県が、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのあるもの）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市はあらかじめ一連の手続き等について「福岡県災害時における人的被害の公表要領」に基づき整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

第2 関係機関の連絡体制の整備（防災・地域安全課、国、県、防災関係機関）

広報・広聴活動は、関係機関との連携を図りながら実施する必要があることから、相互に連絡先を確認するなど、連絡体制を整備する。

第3 報道機関との連携体制の整備（防災・地域安全課、県民情報広報課・防災危機管理局、防災関係機関）

各防災機関は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定めるなど、連携体制を整備する

第4 要配慮者への情報提供体制の整備（県、防災・地域安全課、保護・援護課、子育て・障がい支援課、健康長寿課、教育委員会、消防本部）

災害時は、要配慮者もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。このため、文字放送、データー放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、携帯メール、インターネット、ファクシミリ等を活用した広報手段の整備を図るとともに、聴覚障がい者や外国人を含めた要配慮者の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳や外国語会話ができる職員を配置できる体制を整備する。

第6節 二次災害の防止体制の整備

市は、地震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害警戒区域の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録などの活用のための施策を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

第1 震災消防体制の整備（消防本部）

1 消防施設等の活動体制の確保

市は、初動及び活動体制を確保するため、消防機動力の向上、無線通信情報システムの複数化を推進する。

2 消防水利の強化

(1) 市は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 市は、消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設又は可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消防体制の強化を図る。

3 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

4 火災予防査察の強化

消防本部は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導するものとする。

5 住民に対する啓発（防災・地域安全課、消防本部）

市及び消防本部は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災発生の防止、初期消火の徹底を図る。また、住宅用防災機器（火災警報器）の各住居への設置を推進する。

第2 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備（防災・地域安全課、消防本部）

市は、降雨による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者の登録等を推進する。

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第3 危険物施設の災害予防計画（消防本部）

1 消防法上の危険物

県（防災危機管理局）、消防本部及び消防法（昭和23年法第186号）上の危険物を取扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の関係者は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

(1) 危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な災害発生による影響を十分に考慮し、施設の堅牢^{ろう}性の向上に努める。

(2) 消防機関が実施する対策

ア 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

イ 危険物施設の関係者に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第7節 救出救助体制の整備

震災、土砂災害及び台風災害時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備する。

第1 救出救助体制の整備（防災・地域安全課、市民、自主防災組織）

1 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、発災当初は地域住民、自主防災組織に依拠すべき部分が極めて大きい。そのため、市は、救出救助訓練等を通じ住民及び自主防災組織等が地震等における倒壊家屋等の生き埋め者等の救出救助活動等について習熟させるとともに、住民及び自主防災組織の訓練等の活動を支援する。

2 市及び消防機関における救出・救助体制の整備（防災・地域安全課、消防本部）

市及び消防機関は、震災時等に円滑に救出・救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊を編成し準備するとともに携行資機材を整備する。

3 緊急消防援助隊等の派遣要請（防災・地域安全課、消防本部）

市は、災害の状況により専門的な技術を必要とする場合及び市の能力を超えるものについては県に対し緊急消防援助隊等の派遣を緊急要請する。

第2 救出用資機材の整備（防災・地域安全課、消防本部）

市及び消防機関は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備する。また、重機等について建設業者の所有する機材を借上げる等協力体制を整備する。

第3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育指導（防災・地域安全課、消防本部）

市及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

第4 要配慮者に対する救出・救護体制の整備（防災・地域安全課、保護・援護課、子育て・障がい支援課、健康長寿課、消防本部）

市は、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、避難行動要支援者の避難支援プランを策定し、自主防災組織及び自治会等の支援を得て避難行動要支援者に対する救出・救護体制の整備を図る。

第5 医療機関との連携体制の整備（防災・地域安全課、保護・援護課、消防本部）

市及び消防機関は、県及び医師会等と密接に連携し、医療行為を行う医療機関と連携した救出・救助体制を整備する。

第8節 避難体制の整備

市は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備するとともに、指定避難所・避難地・指定緊急避難場所、避難経路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

市及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図るものとする。

県及び市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第1 避難にかかわる用語の定義

用 語	意 義
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設をいい、市が水害、地震、その他の災害に区分して事前に指定する。
避難地	土砂災害等が逼迫し、危険地域にある住民が、急遽避難し安全を確保するための空き地、公園等をいい、土砂災害危険箇所の近傍で土砂災害を受けるおそれのない場所を市が指定する。
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から緊急的に逃れるための避難場所をいい、市が安全性等の一定基準を満たす公民館、施設等を指定する。
広域避難地 (広域避難場所)	地震等大規模災害発生時に周辺地区からの多数の避難者を受入れし、市街地火災や大規模浸水から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する運動施設、公園、緑地等をいう。
一時避難所	指定避難所又は広域避難地に住民が避難するための中継地点等で、避難者が一時的に避難し様子を見る場所又は自治会単位ごとに集団を形成する場所とし、集合した住民の安全がある程度確保されるスペースをもつ自治会等の公民館、神社、公園、工場・団地の広場などをいう。

第2 避難体制の整備及び誘導方法の習熟

市は、市職員に対し県地域防災計画（基本編・風水害編）の「第3編―第2章―第4節―避難対策の実施」に示す活動方法及び内容を教育し習熟させる。

1 避難誘導計画の作成と訓練（防災・地域安全課、関係各課）

市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、住民を安全かつ迅速に避難誘

導を行うために、避難誘導計画を定めるとともに、市の総合防災訓練、避難誘導訓練及び自主防災組織等が行う防災訓練等において演練する。

避難計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定避難所に滞在することができない避難者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。

- (1) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を行う基準、伝達方法
- (2) 避難指示等にかかわる権限の代行順位
- (3) 指定緊急避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 指定緊急避難場所等への経路及び誘導方法
- (5) 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成（防災・地域安全課）

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、「避難情報に関するガイドライン」を指針として「直方市防災ブック」にマニュアルとして作成するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討し、伝達案を準備する。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

作成に当たっては、県、気象台、遠賀川河川事務所等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

避難指示を行う際には、福岡管区気象台との間のホットラインを通じて雨量予測等について、遠賀川河川事務所長とのホットライン又はリエゾンを通じて水位予測等についての助言を求めて発令すべき時期・区域を決定するものとする。この際、相互の連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておくものとする。

また、市は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

3 避難誘導體制の整備

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

なお、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

市は、避難指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

4 避難行動要支援者に対する誘導體制の整備（防災・地域安全課、保護・援護課、子育て・障がい支援課、健康長寿課、自主防災組織）

(1) 個別避難計画の作成

市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、国により示された「避難行動支援に関する取組指針」を参考とし、要配慮者、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者の名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努めなければならない。

(2) 地域住民との連携

市は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導體制の整備を図るものとする。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から自主防災組織、自治会等と連携した避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して、避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本編第4章第12節「要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制整備計画」第4「在宅の避難行動要支援者対策」による。

(3) 高齢者等避難の伝達体制の整備

高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、高齢者等避難（一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるもの）の伝達体制をマニュアルとして整備する。

5 広域避難体制の整備

市及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施される運送事業者等との協定の締結に努めるものとする。

また、県、市及び運送事業者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた計画を定めるよう努めるものとする。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県は、あらかじめ、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

第3 避難経路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備（防災・地域安全課、子育て・障がい支援課、健康長寿課、土木課、関係各課）

市は、①洪水、②崖崩れ、土石流及び地滑り、③一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な避難経路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、住民に周知するものとする。

また、市は、避難者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずるものとする。

1 避難経路の選定

- (1) 選定に当たっては、危険区域及び危険箇所を通過する経路は努めて避けること。
- (2) 車両通行可能な広い道路を選定すること。

2 避難経路の整備

- (1) 誘導標識、誘導等、誘導索等を設け、その維持に努めること。
- (2) 避難経路上の障害物を除去すること。

3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（災害対策基本法施行令第20条の

3で定める基準（被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの）に適合する施設又は場所をあらかじめ指定し、公示するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所の指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定められた基準を満たすとともに下記事項に留意する。

(ア) 土石流、崖崩れ、地すべり等の土砂災害を受けるおそれのない警戒区域以外の地域であること。

(イ) 洪水氾濫等の保全対象人家等からできるだけ近距離にあること。

(ウ) 市街地の浸水想定区域内にある3階以上の建物の所有者（管理者）に、内水氾濫、急激な浸水等により避難に遅れた住民等が一時的に避難できるよう、協力を求める。

ウ 指定緊急避難場所の管理者の届出

指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に被災者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、市長に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出することにより、届け出なければならない。

(2) 指定避難所の指定

ア 市長は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な指定避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。

また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所とな

る施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

イ 選定にあたっての留意事項

(7) 危険区域ごとに安全な指定避難所を選定、確保すること。

(4) 洪水に強い指定避難所が少ないため、自治会や自主防災組織等と協力して民間施設からも候補施設を選定し、所有者に指定への協力を求める。

ウ 市街地等人口密度の高い地域が浸水想定地域にあるため、水害時の指定避難所は、校区にかかわらず、浸水想定地域外にある各区の近傍にある施設を指定する。

参照：資料編 「指定避難所一覧表」

(3) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、あるいは避難行動要支援者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く）が、長期避難が必要となる災害に備えて、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した高齢者福祉施設、障がい者支援施設等を福祉避難所としての指定を促進するとともに、運営要員・資機材の確保に努める。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

適当な施設又は場所が存在しない場合は、安全な指定緊急避難場所・指定避難所を整備し、指定するよう努める。

(5) 指定緊急避難場所・指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

市は、市災対本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するための、のおがたコミュニティ無線の陸上移動局（可搬型MC A）等の連絡手段の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

(3) 指定避難所の設備等の整備

ア 市長は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明装置、非常用電源、のおがたコミュニティ無線局、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手する機器の整備、施設の耐震性の確保等のほか、空調、洋式トイレなどの要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設（バリアフリー化）等の整備に努める。また、停電時においても、施設・設

備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

イ 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

ウ 市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や県、独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもに配慮するものとする。

オ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備

ア 指定緊急避難場所の管理者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実な指定避難所開設に利用できるよう、複数箇所での鍵管理や、自治会、自主防災組織、地域住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。

イ 指定避難所の運営に当たっては、「直方市避難所運営マニュアル」に基づき実施するものとする。

ウ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるように努めるものとする。

エ 市及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

オ 市は、「災害時健康管理支援マニュアル」等に基づき、指定避難所における妊産婦、新生児や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者など、特にきめ細やかな支援が必要な要配慮者への健康管理支援に配慮するものとする。

カ 市は、多様な性の視点を踏まえた指定避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努めるものとする。また、男女共同参画の視点から男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

キ 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許され

ない」意識の普及、徹底を図るものとする。

ク 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

5 指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路等の住民への周知

市は、平常時から避難行動の図上訓練等の出前講座等により、地域ごとに指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路を定め、危険箇所等を含めて住民へ周知するとともに、以下の方法を活用し周知・徹底する。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

- (1) 防災マップの作成、配布による周知
- (2) 指定緊急避難場所等を指定した際の公示
- (3) 市の広報誌及びホームページ
- (4) 案内板等の設置
 - ア 誘導標識
 - イ 指定緊急避難場所・指定避難所案内図
 - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所表示板
- (5) 防災訓練
- (6) 防災啓発パンフレットの作成・配布
- (7) 避難計画に基づく避難地図（洪水ハザードマップ等）の作成・配布
- (8) 自主防災組織、自治会等を通じた周知

第4 学校、病院等における避難計画（施設の管理者）

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成するなどして、避難対策の万全を図るものとする。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の児童・生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図るものとする。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の選定、受入れ施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
 - ア 避難者の優先順位
 - イ 避難場所、避難経路及びその指示伝達方法
 - ウ 避難者の確認方法
- (4) 児童・生徒等の保護者への連絡及び引渡方法（定めていない場合は、市（教育委員会）は、定めるよう促すものとする）
- (5) 防災情報の入手方法

- (6) 市（県）への連絡方法（市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。）
- 2 社会福祉施設等における避難計画（関係各課、施設の管理者）

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等について十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図るものとする。

 - (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
 - (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の選定、受入れ施設の確保
 - (3) 避難誘導の要領
 - ア 避難者の優先順位
 - イ 指定避難所（他の社会福祉施設を含む）及び避難経路の設定並びに受入れ方法（自動車の活用による搬出）及びその指示伝達方法
 - ウ 避難者の確認方法
 - (4) 家族等への連絡及び引渡方法（定めていない場合は、市（関係各課）は、定めるよう促すものとする）
 - (5) 防災情報の入手方法
 - (6) 市（県）への連絡方法（市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。）
- 3 病院等における避難計画（関係各課、施設の管理者等）

病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院等施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院等周辺の安全な指定緊急避難場所及び指定避難所（その他医療機関含む）についての周知方法を定めるなど、適切な避難対策を図るものとする。また、病院等の医療機能の維持が困難になった場合についても、入院患者の移転等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制の整備に努めることとする。
- 4 不特定多数の人が出入する大規模集客施設等の避難計画

高層建築物、スーパーマーケット等大規模小売店舗、ホテル、旅館、駅等の不特定多数の人が出入する施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、避難経路、誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

第5 大規模災害発生時の措置

1 県への要請

市街地全域が浸水するような大規模水害が発生する場合等において、市内での避難者の受入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして市外での避難者の受入れを県（近隣の市町村）に要請する。

- ① 避難希望地域
- ② 避難人員
- ③ 避難期間
- ④ 輸送手段

2 社会福祉施設等の活用 (防災・地域安全課、子育て・障がい支援課、健康長寿課)

市は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者については、設備の整った特別施設や社会福祉施設等（福祉避難所）への受入れを進める。

第9節 交通・輸送体制の整備

第1 緊急通行車両・緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認等に関する手続

1 実施担当機関

- (1) 福岡県知事
- (2) 福岡県公安委員会

2 緊急通行車両等の確認について

福岡県知事又は福岡県公安委員会は、災害発生後又は災害発生前において、災害対策基本法施行令第33条第1項又は第2項の規定に基づく確認を実施するものとする。

なお、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく確認についても準用する。

3 緊急通行車両等の確認等に関する手続

(1) 対象車両（直方市を使用の本拠の位置とする車両）

ア 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある

車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ (1)に該当する車両であって、かつ、指定行政機関及び指定地方行政機関、地方公共団体その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策を実施する機関（以下「指定行政機関等」という。）の長若しくは責任を有する者が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両

(2) 申請者

ア 指定行政機関等の長又は責任を有する者

イ 指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者

ウ 契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

(3) 申請先

ア 災害発生前

- ・福岡県
 - ・警察本部交通規制課
 - ・警察署
- イ 災害発生後
- ・福岡県
 - ・緊急交通路の入口に設置された交通検問所
 - ・警察本部交通規制課
 - ・警察署
- (4) 申請書類
- ア 緊急通行車両確認申出書（緊急輸送車両確認申出書）
- イ 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証等」という。）の写し
- ウ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類
- エ 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類
- (5) 標章等の有効期限
- 交付の日から起算して5年後の日
- (6) 標章及び証明書の記載事項変更
- ア 届出先
- ・福岡県
 - ・警察本部交通規制課
 - ・警察署
- イ 記載事項変更に必要な書類
- ・緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書）
 - ・交付した標章及び証明書
 - ・変更した事項を確かめる書類
- ウ 再交付に必要な書類
- ・緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書）
 - ・残存する標章又は証明書
- (7) 標章及び証明書の返納
- 次のいずれかに該当する場合は、福岡県、警察本部又は警察署が返納を受理する。
- ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき
- イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき
- ウ 標章及び証明書等の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき

第2 緊急輸送体制の整備

- 1 輸送車両等の確保（防災・地域安全課、財政課）

市は、県と連携して物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結等により、輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について予め定めるよう努めるものとする。

2 円滑な輸送のための環境整備（県、防災・地域安全課、関係各課）

緊急輸送にかかわる調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、協定締結による体制整備を図るものとする。

物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及びや非常用通信設備の設置にかかわる支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

3 輸送施設・輸送拠点の整備

市は、県と連携して緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害時の物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握・点検するものとする。

備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

また、市及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、上記の輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮するものとする。

4 緊急輸送道路の啓開体制の整備

(1) 道路管理者である市長は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者等との間で協定等を締結し、必要な人員、資機材の確保等の対策を講じて体制を整備しておくものとする。

また、障害物除去による道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努めるものとし、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。

さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(2) 道路管理者である市長は、国土交通大臣又は県知事からネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、災害現場への道路啓開の指示を受けた場合、又は災害現場に通ずる市管理の道路に放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う場合に備えてレッカー車、クレーン車、工作車等の資機材を保有する建設業者、レッカー業者等との間で、①啓開作業の内容、②啓開作業開始の連絡方法（連絡が取れなかった場合の対応）、③集結場所、④車両移動命令及び車両移動措置に際しての留意事項、⑤職員不在の場合の対応などを取り決めた協定等をあらかじめ締結し道路啓開の体制を整備しておくものとする。

第 2 編 災害予防計画

この際、他の道路管理者との重複締結を避けるものとする。

第10節 帰宅困難者支援体制の整備

北九州市には、多くの企業や学校などの人々が集まる施設が集積しており、日々、周辺市町村から多くの人々が通勤、通学、買物等で流入している。そのため、北九州市及びその周辺で大規模地震が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、北九州市及び市を含む周辺市町村において帰宅が困難になるような人々が多数発生することが想定される。

市は、大規模地震発生時における帰宅困難者対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

第1 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震等災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

第2 想定される事態

1 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等の組織等への出勤者以外は、一時滞在できる場所がない場合、無統制な群衆となってターミナル駅等へ殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。

また、多くの人々が公共施設や大規模民間施設を一時休息や情報収集ができる場所と考え、集まってくることも予想される。

2 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の帰宅行動がとられることによる交通の支障や、沿道での水、食料、トイレ等の需要の発生など、帰宅経路における混乱も予想される。

3 安否確認の集中

地震等の大規模災害発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。特に、市が被災した際には、安否等の確認の電話が殺到し、災害応急対策活動に支障が生じることも考えられる。

また、家族等の安否が確認できない場合、本人は勤務先等に一時滞在でき帰宅を要しない状況であっても、無理に移動を開始し、帰宅困難者となることが考えられる。

4 水、食料、毛布などの需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、多数の人が職場等に留まることも予想される。この際、職場等において水、食料、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

第3 帰宅困難者対策の実施

1 基本的な考え方

帰宅困難者が引き起こす最大の問題は、帰宅困難者が路上等に溢れることにより、避難や

緊急車両の通行、救助隊の活動等が妨げられ、被災者の生命・身体に危険を及ぼすことである。このため、帰宅困難者対策は、この状況を回避することを最優先に、「帰宅困難者の発生抑制」、「発生した帰宅困難者の迅速な受入れ」、「円滑な帰宅の促進」のための対策を実施するものとする。

その上で必要となる対応は、むやみに移動を開始しないことの啓発、事業所等における備蓄、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設の提供、帰宅支援、ターミナル駅等での混乱防止等、多岐にわたるものであるが、膨大な数の帰宅困難者への対応は、災害による多数の死傷者・避難者が予想される中であって、行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。

このため、まず、事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、適切な措置を行い、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するものとする。

また、市及び県等は、協定等を締結している企業等と連携し、発災時における交通情報の提供、水の提供やトイレの利用等の支援体制の構築を図っていくものとする。

2 市及び県の対策（防災・地域安全課、土木課、関係各課）

(1) 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を駅や交番等における張り紙、県を通じた放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するよう努める。

ア 公共交通機関の被害、運行状況等の収集体制の構築

イ 道路情報の収集伝達体制の構築

ウ その他の情報収集伝達体制の構築

(2) 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援

スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達にかかわるシステムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

(3) 一時滞在施設の提供（防災・地域安全課、市民部、教育委員会）

帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者や観光客等の帰宅困難者を、所管する施設で一時的に受入れることができないか検討を行う。

また、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在施設を確保するとともに、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努めるものとする。

(4) 災害時の徒歩帰宅困難者に対する支援（防災・地域安全課、商工観光課、市民部、教育委員会）

事業所等との協定締結により、徒歩帰宅支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

(5) 事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進

事業所や通勤者等に対し、むやみに移動を開始しないこと、従業員等が一時滞在することを想定した備蓄、家族等の安否確認手段の確認、やむなく徒歩帰宅する場合に備えた歩きやすい靴や携帯ラジオ、地図等の準備について、インターネット、広報誌、リーフレットの配布、帰宅困難者対策訓練等を通じ、啓発に努め、実施を推進する。

(6) 観光客対策

国内遠隔地や外国からの観光客の一時滞在施設の確保や輸送対策等の体制作りに努める。

3 災害時に自宅外にいる者の心得の普及

発災直後、市の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点を置くため、駅等において帰宅困難者の行動を直接誘導することは極めて困難であり、帰宅困難者が多数で無統制な行動を取るとパニック発生の要因となったり、二次災害が発生したりするおそれがある。

このため、地震発生時に、人命の安全を第一として混乱の発生防止に留意しつつ、市民（市に就業する住民を含む）や事業者に対して、自助・共助の観点から、下記の心得の普及を図る必要がある。

(1) むやみの移動を開始しない

帰宅困難者の路上等への滞留による混乱を回避するため、帰宅できない状況になってもむやみに移動を開始せず、まずは、通勤・通学先や、一時滞在が可能な場所に身を寄せることを基本に行動する。

※ 正確な情報を入手せずむやみに移動を開始すれば、市街地等の混乱を引き起こすほか、倒壊の可能性のある家屋や火災発生地域、通行不能な場所等に行き当たっては迂回が必要となり、逆戻りなどにより無駄に体力を消耗することもある。

(2) まず安否確認をする

家族等の安否が確認できなければ、一時滞在施設に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともある。

電話や電子メール・携帯メールのほか、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」による安否確認や災害用伝言ダイヤル（171）等の通信事業者等が行う安否情報等を活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静な行動ができるよう気持ちを落ち着かせる。

(3) 正確な情報により冷静に行動する

公共機関等が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら冷静に判断する。

(4) 帰宅できるまで帰宅困難者同士が助け合う

一時待機できる屋内施設においては、要配慮者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）を優先して受入れ、物資が少ない場合はこれらの者に優先的に配布する等の配慮をする。

第4 事業所、市民等の役割

帰宅困難者対策は、幅広い分野にわたるとともに、行政を越える対応も必要となる。

このため、帰宅困難者に関連する事業所、市民等全ての関係者がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。

事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に

見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に扱いを検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するものとする。帰宅する者に対しては、安全確保に留意し、適切な措置を行うこととする。

また、徒歩帰宅者支援ステーションの設置協定の締結、一時滞在施設の提供等に対し、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な限り協力することとする。その際は、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）に優先して場所を提供する。

帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等は、平常時からの備えに努め、発災時には冷静に行動することとする。

第5 官民連携による都市の安全確保対策

国、県、市及び関係事業者等は、緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めることに努めるものとする。

第11節 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保体制等を整備する。

第1 医療救護活動への習熟

市及び防災関係機関の職員は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第11節「医療救護・助産計画」に示す活動方法及び内容に習熟するものとする。

第2 医療救護体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 通信体制の構築

市は、発災時における救助・救急・医療及び消火にかかわる情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、県及び医療機関と連携して医療救護活動のための情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努めるものとする。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 県が整備する広域災害・救急医療情報システムへの加入（健康福祉課、保険課）

市及び市域に所在する医療機関は、県が整備する広域災害・救急医療情報システムへ加入し、災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、患者転送必要数等、医療情報の迅速かつ的確な収集・伝達及び速やかな医療救護活動の実施に寄与するため、平常時から情報入力を実践するとともに、災害発生時には県からの医療情報を市民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者へ情報提供を行う。

2 医療救護班の整備（防災・地域安全課、健康長寿課、）

市は、災害時における初動医療救護活動を第1次的に実施することから、公益社団法人福岡県医師会（直方鞍手医師会）等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定を締結して、あらかじめ救護班を編成する。

3 県が整備する災害拠点病院等との連携体制の推進（健康福祉課、保険課）

医療救護所では対応できない重傷者等の救命医療を行うための高度な診療を有する地域の中核的な救命医療施設を災害拠点病院として整備するとともに、災害時における増加する医療ニーズに対応するため、県内の救急病院・診療所からも積極的な支援が得られるよう、県が体制を整備する。

(1) 災害拠点病院

県は、災害時における医療提供の中心的な役割を担う医療機関を地域の災害拠点病院として指定する。

また、災害拠点病院のうち災害医療に関して県の中心的な役割を果たす医療機関を基幹災害拠点病院として指定する。

ア 機能

- (ア) 被災重症者の受入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施
- (イ) 重篤者等の被災地外への搬出を伴う広域搬送への対応
- (ウ) 自己完結型の医療救護チームの派遣

第 2 編 災害予防計画

※自己完結型：医薬品や医療資機材のみならず、食料、衣類、寝具等も持参し、医療救護活動を展開すること

- (エ) ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等
- イ 災害拠点病院については、次の施設等を整備するとともに機能強化が図られる。
 - (ア) 情報収集、後方医療活動等に必要な通信設備
 - (イ) 迅速な救護班派遣のための救急医療用資機材、仮設テント等の整備
 - (ウ) 後方病院としての患者受入れ等のためのヘリコプター離着陸場の整備や簡易ベッド等の装備
 - (エ) 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食料の備蓄

(2) 救急病院等

現行の救急医療体制を担う救急病院等においても、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、日ごろから災害対策マニュアルの作成やこれに基づく自主訓練の実施等を通じ、災害時の体制整備が図られる。

- (3) 市は、災害拠点病院や救急病院等への重篤者等の患者空輸のために、市内の数箇所にヘリコプター離着陸場を整備する。

4 災害時の人工透析提供体制の推進（防災・地域安全課、子育て・障がい支援課）

(1) 福岡県災害時透析メールの活用

地震などの大規模災害により透析医療機関が被災した場合、透析患者の方々の透析治療が不能となる事態が発生することがある。このとき透析患者の方々へは、通常、医療機関から電話等による連絡が行われることになるが、災害時は電話による連絡が困難になる場合もある。

このため、福岡県では、福岡県透析医会と連携し、透析医療機関の被災情報や代替病院などを、該当の患者さんへ電子メールによって一斉に伝達するシステムを整備している。

配信される情報は次のとおり。

- (ア) かかりつけ医療機関の被災情報
- (イ) 代わりの医療機関の情報
- (ウ) 治療再開の情報

(2) 患者の搬送体制の整備

災害時には、①道路の寸断、交通規制による渋滞・混乱の発生、②治療に時間的余裕のない患者の搬送及び遠隔地への転送等が想定されるので、医療機関、消防機関の緊急自動車の活用、並びに災害時の緊急通行車両確認証明及び標章の交付（申請手続きの事前実施）等による自動車緊急搬送体制を整備する。

(3) 安否確認体制の整備

市は、患者に災害用伝言ダイヤルの活用を勧めるとともに、患者団体と連携した安否確認体制を整備する。

(4) 市内の人工透析医療機関の状況

医療機関名	所在地	医 療 能 力 等	連 絡 手 段
直方病院	須崎町 1 番 1 号	患者数：約 1 5 0 名、医師× 3 名 透析ベッド× 5 0 床 入院病床 × 1 5 6 床 自家発電： 3 台	電 話： 2 2 - 1 2 1 5 ファクシミリ： 2 4 - 1 3 0 2
高橋内科クリニック	頓野 3 8 0 3 - 1	患者数：約 2 2 0 名、医師× 2 (4) 透析ベッド× 8 6 床 入院病床 × 1 4 床 自家発電：あり	電 話： 2 5 - 0 0 2 0 ファクシミリ： 2 5 - 0 0 7 5

5 医療救護用資機材・医薬品等の整備

- (1) 市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター等の応急措置の実施に必要な救急救護用資機材の整備に努めるものとする。市及び県は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置に必要な救急救護用資機材の整備に努めるものとする。その際、国は、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。

また、国、県及び市は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

- (2) 市は、日本赤十字社福岡支部及び県と連携し、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の整備に努めるものとする。

6 医療機関の災害対策

医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努めるものとする。

また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じるものとする。

7 住民等の自主的救護体制の整備

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、市は、自主防災組織及び住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

8 医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療施設の耐震性の強化を努めるとともに、医療機能を維持するために必要となる水、電力、ガス等の安定供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講ずるものとする。またこの必要な措置について関係事業者と協議しておくものとする。

第3 傷病者等搬送体制の整備

1 情報連絡体制（消防本部）

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、後方医療機関及び消防機関による広域災害・救急医療情報システムの活用や広域後方医療機関と消防機関等の間における十分な情報連絡機能の確保を行うものとする。

※後方医療機関とは、被災を免れた災害拠点病院、救急病院等及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。

2 搬送経路

消防機関は、搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておくものとする。

3 ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

市及び県は、地域の実情を踏まえ、消防ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

(1) ヘリコプターの要請先

ア 消防機関、自衛隊、警察、海上保安本部（県を通じて防災・地域安全課、消防本部）

イ 久留米大学病院（消防機関、医療機関）

(2) 離着陸場等の確保（防災・地域安全課、消防本部、関係各課）

市及び県は、地域の実情に応じて、後方医療機関への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

なお、これらの航空搬送拠点には、後方医療機関と協力しつつ、後方医療機関への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

4 効率的な出動・搬送体制の整備（防災・地域安全課、消防本部）

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速な判断と行動が要求されるため、救急救命士の有効活用を含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する。

第4 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施（防災・地域安全課、消防本部、関係各課、直轄医師会、医療機関）

国、県、市、防災関係機関及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第12節 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備

要配慮者及び避難行動要支援者（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、市及び要配慮者が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等から要配慮者の安全確保に一層努める。

当該機関は相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から避難行動要支援者等と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者を支援する体制づくりを推進し、平常時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者の安全確保を図るものとする。

第1 基本的事項

1 市地域防災計画に定めるべき事項

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供（防災・地域安全課、保護・援護課、子育て・障がい支援課、健康長寿課、消防本部）

市（福祉担当部局）は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、市地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(1) 要配慮者名簿の作成

市は、在宅の要配慮者の全体把握、避難行動要支援者の把握調査、避難行動要支援者登録制度への登録促進、災害時の避難支援及び安否確認を行うことを目的として要配慮者名簿を作成し、避難支援を必要とする避難行動要支援者を特定し、避難行動要支援者台帳を作成するとともに、避難行動要支援者一人ひとりに避難支援者、指定避難所、避難経路等を定めた避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を作成する。

(2) 要配慮者名簿への登録対象者

次に掲げるものとする。

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3以上の判定を受けている者
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害等級の1級及び2級に該当するものの
- ③ 福岡県療育手帳交付要綱（昭和49年2月19日福岡県民生部長通知48児第1893号）第6条の規定により療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が「A」

の者

- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級の者
- ⑤ 75歳以上の単身世帯又は75歳以上の者のみの世帯に属する者
- ⑥ その他市長が特に認める者
 - ・ 疾病(難病患者を含む)等により自力での避難判断・避難行動が困難と認められる者
 - ・ 家族等支援者と同居しているが、支援者の就業等により時間帯によっては、一人となり自力での避難判断・避難行動が困難な者

(3) 避難行動要支援者台帳及び個別計画作成手順



(4) 避難行動要支援者等への登録

市(福祉担当課及び防災担当課)は、地域支援者等と連携して、土砂災害防止法により指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、直方市水防計画により指定された浸水想定区域に居住する要配慮者を避難行動要支援者への登録の対象者として、自宅等を訪問するなどして、家族の状況、避難支援者の有無、避難支援にあたって留意すべき事項等について聞き取り調査を行い、避難支援が必要と判断した要配慮者を自治会別に避難行動要支援者として台帳に登録する。

但し次の除外要件に該当する場合は除外とする。

- ア マンション等堅牢な建物の3階以上に居住している者
- イ 自力避難が可能である者
- ウ 健康者が同居しており、常に避難支援を受けられる者

エ 医療機関又は施設等に入所している者

避難支援者がいない場合は、自主防災組織の長に昼夜間別に複数の避難支援者の協力を依頼する。

自主防災組織が独自の調査で避難支援が必要と認め、自主防災組織で避難支援する場合は、その要配慮者を避難行動要支援者台帳に登録し、個別避難計画を作成して保管するとともに、市に報告するものとする。

ア 氏名

イ 出生の年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難の支援を必要とする事由

キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(5) 情報の収集等関係機関の役割

ア 地域支援者等の役割

(ア) 民生委員・児童委員

民生委員・児童社委員は、担当地区において日頃の見守り活動を通じ、在宅の要配慮者特に避難支援が必要な避難行動要支援者を把握して、その情報を市に提供するとともに、避難行動要支援者の避難支援にかかわる個人情報を地域支援機関及び避難支援者等第三者への提供の承諾の同意（以下「個人情報の共有化の同意」という。）を含めた避難行動要支援者の登録申込を働きかけ、登録手続きの支援を行うものとする。

また、避難行動要支援者の登録事項の変更が生じたときは、変更手続きの支援も行うものとする。

(イ) 自主防災組織・自治会等で地域扶助活動を行う組織（以下「地域支援機関」という。）

地域支援機関は、日頃の地域活動を通じて、在宅の要配慮者特に避難支援が必要な避難行動要支援者を調査・把握して、その情報を市へ提供するとともに、個人情報の共有化の同意を含めた避難行動要支援者の登録申込を働きかけ、市の依頼に基づき避難行動要支援者一人ひとりの避難支援者を定めるなど、個別避難計画の作成に協力するものとするものとする。

個別避難計画の変更・修正すべき事項を承知したときは、その情報を市に提供するものとする。

(ロ) 社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行う組織（以下「専門支援機関」という。）

専門支援機関は、介護・医療活動を通じて在宅の要配慮者に個人情報の共有化の同意を含めた避難行動要支援者の登録申込を働きかけるとともに、市が依頼する輸送支援を提供するなど個別避難計画の作成に協力するものとする。

また、避難行動要支援者の個別避難計画の変更・修正すべき事項等を承知したときには、その情報を市に提供するものとする。

専門支援機関は、保有する福祉車両や介護資機材をもって避難行動要支援者の避難に協力するとともに、避難行動要支援者を直接受け入れる福祉避難所として市の

指定受けるなど、避難体制の確立に協力するものとする。

イ 市長は、避難行動要支援者台帳の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

ウ 市長は、避難行動要支援者台帳の作成のため必要があると認める時は、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(6) 名簿情報の利用

ア 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

イ 名簿の保管者は、避難支援に関係する目的以外に避難行動要支援者台帳及び個別避難計画を使用してはならない。

(7) 各名簿情報の提供・保管

ア 作成した避難行動要支援者台帳等は、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第445号）第109条第1項に規定する直方市社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供することができるものとする。

ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。事項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

イ 要配慮者名簿・避難行動要支援者台帳等の保管

(ア) 名簿及び台帳の正本は、福祉担当課が保管し、副本は、防災担当課が保管する。

(イ) 自主防災組織の長は、要配慮者が避難支援にかかわる自己の個人情報を第三者への提供に同意した者をリスト化した地区の避難行動要支援者台帳台帳（写し）を保管するとともに、独自の調査により要配慮者の同意を得て作成した避難行動要支援者台帳を保管するものとする。

ウ 個別避難計画の保管

(ア) 個別避難計画の正本は、防災担当課が保管し、副本は、福祉担当課が保管する。

(イ) 自主防災組織の長は、避難支援にかかわる自己の個人情報を第三者への提供を同意した地区内の避難行動要支援者の個別避難計画（写し）を保管するとともに、独自の調査により要配慮者の同意を得て作成した個別避難計画を保管するものとする。

(ウ) 避難支援者は、避難支援にかかわる自己の個人情報を第三者への提供を同意した避難支援を行う避難行動要支援者の個別避難計画（写し）を保管するものとする。

(エ) 避難行動要支援者は、自己の個別避難計画（写し）を保管するものとする。

エ 秘密保持義務及び名簿等の適正な管理

名簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又は過去にこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報にかかわる避難行動要支援者に関して知り得た個人情報及び秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2編 災害予防計画

(ア) 保管者は、避難行動要支援者台帳及び個別避難計画に記載された個人情報が漏えい、滅失及びき損の防止のため鍵のかかる保管箱等に保管するものとする。

(イ) 地域支援機関への避難行動要支援者台帳及び個別避難計画の交付に当たっては、個人情報の保護のため、当該事務にかかわる守秘の誓約書を取るものとする。

オ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

カ 避難行動要支援者台帳・個別避難計画の作成担任・情報の共有

区 分		市(担当部局)		民生委員 及び 児童委員	地域支援機関		専門支援機関 社会福祉協議会、 社会福祉施設、 医療・介護機関等
		福 祉	防 災		自主防災組織	避難支援者	
要配慮者名簿	作成	◎	×	協力	×	×	×
	共有	○	○	×	×	×	×
避難行動要支援者台帳	作成	◎	×	協力	○ (独自調査)	×	×
	共有	○	○	○ (同意者のみ)	○ (同意者のみ)	×	○ (同意者のみ)
個別避難計画	作成	○	◎	協力	協力	協力	協力
	共有	○	○	○ (同意者のみ)	○ (同意者のみ)	○ (同意者のみ)	○ (同意者のみ)
摘 要	◎:主担任 同意者のみ・災害時避難支援登録(変更)申請書で個人情報を第3者への提供を承諾した者						

(8) 避難行動要支援者の避難支援等の体制の推進

市は、直方市避難行動要支援者の登録と個別計画の作成に関する要綱及び避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき災害時の避難行動要支援者の避難体制の確立を図るとともに、要配慮者の名簿情報等の情報管理に万全を期す。

3 個別避難計画の作成・利用・提供

市は、直方市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(1) 個別避難計画の記載又は記録事項

- ア 氏名
- イ 出生の年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難の支援を必要とする事由
- キ 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施するもの（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ク 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ケ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 情報の収集

- ア 市長は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- イ 市長は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(3) 個別避難計画情報の利用

- 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記載された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 個別避難計画情報の提供

- ア 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（以下「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りではない。
- イ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

(5) 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

- 市長は、(4)により個別避難計画情報を提供するときは、防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(6) 秘密保持義務

(4)により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）もしくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わるもの又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(8) 地区防災計画との整合性

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 発災時間に関わらない対応体制の整備

災害の発生時間は事前には特定できないため、実施機関は、夜間等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制を整備する。

(1) 防災情報伝達体制の整備

市は、避難行動要支援者の迅速かつ円滑な避難行動を支援するため、警戒配備の体制から、民生班要配慮者係を配備し、防災情報伝達体制を確立する。

要配慮者係は、深い浸水地域、土砂災害警戒区域等危険箇所に住する避難行動要支援者、指定避難所から遠く避難に時間を要する地域に住する避難行動要支援者を優先して、予報、警報、避難準備・高齢者等避難開始等の防災情報を地域支援機関の長、専門支援機関、避難支援者及び避難行動要支援者本人に迅速・確実に伝達できるよう、自治会ごとに防災情報伝達マニュアルを作成するものとする。

(2) 夜間及び危険が伴うような最悪の事態における避難行動要支援者の安全確保体制の整備

市は、地域支援機関等と協同して夜間及び危険が伴うような最悪の事態を想定した図上訓練等を実施して、迅速・確実な防災情報の伝達、誘導員の配置、避難誘導及び地域支援機関等との連携要領等を整備し、夜間及び危険が伴うような最悪の事態における避難行動要支援者の安全確保体制を整備する。

第2 社会福祉施設、病院等の対策（子育て・障がい支援課、健康長寿課、防災・地域安全課、各施設の管理者）

1 組織体制の整備

(1) 市及び県の役割

市及び県は災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設及び病院等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

(2) 社会福祉施設及び病院等の管理者の役割

要配慮者が利用する社会福祉施設及び病院等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、市、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

2 防災設備等の整備

(1) 市及び県の役割

市及び県は、社会福祉施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

(2) 社会福祉施設及び病院等の管理者の役割

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。

また、災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

3 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。

参照：資料編「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設については、その名称及び所在地等を本編本章第2編「土砂災害防止計画」で定める。

5 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市及び県は、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難地及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第3 幼稚園・学校等対策（教育委員会）

市及び県は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所（園）・認定子ども園等の管理責任者を指導・支援し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と市間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

市及び県は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

第4 在宅の要配慮者対策（防災・地域安全課、保護・援護課、子育て・障がい支援課、健

康長寿課、消防本部、自主防災組織)

1 組織体制の整備

市及び県は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がい者、難病患者等の要配慮者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップするための情報伝達、救助等の体制づくりを進める。

障がい者に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の更なる普及促進に努める。

2 防災設備等の整備

市及び県は、在宅者（要配慮者含む）の安全性を高めるため、住宅用防災機器等の設置等の推進に努める。

市は、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者の安全を確保するための緊急通報システム等の連絡手段の整備に努める。

3 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力及び在宅の要配慮者の分布等を考慮し、避難地及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第5 避難行動要支援者の移送（市、運送事業者等）

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第6 外国人への支援対策（防災・地域安全課、関係各課）

1 外国人への支援対策

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

本市においては、733名（令和6年3月末）の外国人が居住しており、今後、自動車関連会社等に研修等で一時的に本市に滞在する外国人も増加することが予想される。

また、その国籍もアジア地域の人々が増える等、多様化してきている。こうした状況の中、災害時において外国人が被災する危険性が高まってきている。

したがって、言葉や文化の違いを考慮した外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等の体制を整備することが重要である。

地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

(2) 情報伝達体制の整備

ファクシミリ、電話等による防災情報の伝達体制の整備を図るとともに、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の普及及び加入を促進する。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、英語等外国語会話のできるボランティアを募集するとともに、災害時の緊急動員体制を整備する。

大地震等の災害時に通訳等が不足する場合は、県等へボランティアの派遣を要請する。

(4) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に係る国の取組みに協力する。

第7 要配慮者への防災教育・訓練等の実施（防災・地域安全課、消防本部）

市及び県は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への積極参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識、避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）に基づき、避難支援者による災害に応じた指定避難所（状況により直接、福祉避難所）への避難誘導等について理解を高めるよう努める。

また、避難が必要な際に要配慮者（避難行動要支援者）に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から要配慮者（避難行動要支援者）に対する避難訓練を実施するなど、要配慮者（避難行動要支援者）に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難できるよう努めるものとする。

第13節 災害ボランティアの活動環境等の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。

そのため、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第1 災害ボランティアの役割（協働）

1 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンターの運営の補助
- (3) 避難所運営補助
- (4) 避難所等における炊出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がい者等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- (9) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 発災時における避難行動要支援者の避難支援業務

- (1) 避難行動要支援者の避難支援
- (2) 外国人のための通訳等による避難誘導

3 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災地宅の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア

- (5) 高齢者、障がい者等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した災害情報、生活情報等の収集・伝達等の情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識を必要とする業務

第2 災害ボランティアの受入体制の整備（防災・地域安全課、保護・援護課、社会福祉協議会）

市は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティア受入体制を整備するとともに、災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援に努めるものとする。

市のボランティアサポート・システム「縁^{ゆかり}ネット」を活用して、日ごろから避難行動要支援者の避難支援者等のボランティア活動への参加を発信し避難支援者を確保するとともに、災害発生時には、必要とする災害ボランティア業務への参加を呼びかける体制を確立する。

第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生したらボランティアが直ちに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティアセンターの運営役として、平常時から災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の養成を行う。

- 1 市は、社会福祉協議会等と連携し、講習会、防災訓練等を通じ、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援に努める。
- 2 市は、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

第14節 物資の調達、災害備蓄物資等の整備・供給

第1 共通方針

- 1 市及び県は、大規模な水害・地震災害等が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、必要とされる飲料水、食料、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。
- 2 市及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生の際には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努めるものとする。
- 3 備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、又は避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。

また、市及び県は、被災地への物資の輸送に当たっては、市の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するように努めるものとする。

特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、指定避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となったことにかんがみ、県は大規模災害発生時に市等と連絡が取れない場合には、その要請を待たずに、県から職員を派遣するなど情報の収集に努め、迅速かつ的確な義援物資の供給に努めるものとする。

県は、これに必要な物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図り、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

- 4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

- 5 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。

- 6 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を

考慮するものとするとともに、要配慮者のニーズや、多様な性のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 給水体制の整備（上下水道・環境部、水道事業者）

1 趣旨

震災時は、広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、市及び水道事業者は、平常時から水道施設の耐震性強化、被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がある。

2 補給水利等の把握

市及び水道事業者は、震災時において適切な対応がとれるよう、日ごろから施設の現況把握に努めるとともに、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に推進する。

3 水道施設の耐震性の強化

市及び水道事業者は、第2編「災害予防計画」第1章「防災基盤の強化」第7節「ライフライン災害予防計画」に示す対策を行い水道施設の耐震化及び地震に強い水道施設の整備を積極的に推進する。

4 給水資機材の確保

市及び水道事業者は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上げや輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

5 貯水槽等の整備

(1) 整備方針

市は、災害時において被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるように、貯水槽の設置等の整備増強に努める。

(2) 整備項目

ア 広域避難地への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置

イ 学校等の浄水機能を備えた鋼板プールの建設

6 危機管理体制の整備

市及び水道事業者は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

7 水道施設の応急復旧体制の整備

市及び水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水を確保するため、事前に復旧に要する事業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

8 震災時への備えに関する啓発・広報

市及び水道事業者は、地震への対策や震災時対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、平常時から3日分（3ℓ／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第3 食料供給体制の整備（防災・地域安全課、商工観光課、農業振興課、教育委員会）

1 趣旨

市及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出し、非常用食料の備蓄・調達等の食料供給体制を整備する。

この場合、災害発生により混乱・途絶している市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常時から備蓄と業者との食料供給協定の締結等による円滑な食料供給体制を確立する。

2 給食用施設・資機材の耐震化と整備

(1) 市は、指定避難所となる小・中学校等の給食用施設を有効に活用できるよう、給食施設の耐震化を図る。

(2) 市は、野外炊飯に備えて炊飯器具を指定避難所等備蓄施設に整備する。

3 食料の備蓄

(1) 市の備蓄推進

市は、長期保存が可能なレトルト食品、インスタント食品等を備蓄するとともに、橋梁の破損による交通の途絶を勘案し、遠賀川、彦山川、犬鳴川等により区画された地域の市有施設に分散備蓄する。

この際、食料の供給途絶が生命にかかわる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮するものとする。

(2) 市民・事業所の備蓄推進

市民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の食料の備蓄を行うよう努めるものとする。

また、事業所内においても最低3日は従業員が待機できるように、その分の水や食料などをできるだけ企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。

4 災害時民間協力体制の整備（防災・地域安全課、商工観光課、農業振興課）

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

市は、食料関係業者（弁当等）、大型商業施設、コンビニエンス・ストア事業者等との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、食料等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

(2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

市は、農業団体と災害時の協力協定締結を推進する。

(3) LPガス業者等との協力体制を整備

ア 指定避難所等へのLPガスの供給体制の構築

市は、指定避難所等へのLPガス及びガス器具の供給等について、LPガス事業者との間で協力体制を構築する。

イ 市は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について直方ガス株式会社及びLPガス事業者との間で協力体制を整備する。

5 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上（防災・地域安全課、商工観光課、農業振興課）

(1) 市及び県は、住民及び事業所等に対し、最低2～3日分の食料の自主的確保を指導する。

(2) 市及び県は、在宅の要配慮者への地域住民による食料配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第4 生活必需品等の供給体制の整備（防災・地域安全課、保護・援護課、商工観光課）

1 趣旨

災害時には、生活に必要な被服、寝具その他日常品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。

そのため、市は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を平常時から備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備する。

2 生活物資の備蓄

(1) 市の備蓄推進

市は、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される要配慮者に特に配慮するものとする。

(2) 市民・事業所の備蓄推進

市民は、大地震等大規模災害発生直後は、行政等から支援が困難になる可能性があることから、最低3日分相当の生活必需品等の備蓄に努めるものとする。

また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の生活必需品をできるだけ企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努めるものとする。

3 災害時民間協力体制の整備

市は、生活物資等関係業者との災害発生時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

- (1) 市は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の生活物資の自主的確保を指導する。
- (2) 市は、在宅の要配慮者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第5 血液製剤確保体制の整備（防災・地域安全課、保護・援護課）

市は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について市民への普及啓発を図る。

第6 資機材供給体制の整備（防災・地域安全課、商工観光課、土木課）

1 趣旨

災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所、指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他の資機材が必要となるため、市は、迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、備蓄基本計画に基づき平常時からの備蓄及び防災関係機関や業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

2 資機材の備蓄

市は、資機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がい者、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

3 災害時民間協力体制の整備

市は、レンタル機材業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、資機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

第7 義援物資の受入体制の整備（防災・地域安全課、保護・援護課）

市及び県は、小口・混載の義援物資は県及び被災した市の負担となることから、受け入れる義援物資は原則として企業等の大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及及び内容の周知に努めるものとする。

市は、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の集積拠点を事前に定めるとともに、義援物資の配分、輸送業務、在庫管理に災害対策本部が忙殺されることがないように、集積拠点を含め、これらを運送会社等との協定によりあらかじめ確保する。

第15節 住宅の確保体制の整備

市は、東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模災害時に、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備（防災・地域安全課、建築管理課）

公営住宅の空き家状況を把握し、災害時における被災者への迅速に提供に努めるものとする。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第2 応急仮設住宅の供給体制の整備（防災・地域安全課、都市計画課）

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し応急仮設住宅建設候補地台帳を作成し、供給体制を整備する。

その際、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

（資料編）資料19「応急仮設住宅建設候補地台帳」

第16節 保健衛生・防疫体制の整備

災害の被災地においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟（防災・地域安全課、保護・援護課、環境政策課、関係各課）

市及び関係機関の関係職員は、第3編「災害応急対策」第2章「災害応急対策活動」第17節「保健衛生、防疫、環境対策」に示す活動方法・内容について習熟する。

第2 防疫用薬剤及び器具の備蓄（環境政策課）

市は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から確保に努める。

第3 学校における環境衛生の確保（教育委員会）

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な措置を行うものとする。また、児童・生徒等に対し、常に、災害時における衛生について十分周知するよう指導する。

第4 家畜防疫への習熟（農業振興課）

市及び関係機関の関係職員は、第3編「災害応急対策」第2章「災害応急対策活動」第17節「保健衛生、防疫、環境対策計画」に示す活動方法・内容について習熟する。

第17節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備

第1 ごみ処理体制の整備 (循環社会推進課)

1 趣旨

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ(以下、「ごみ」という。)を適正に処理する体制を整備する。

2 ごみ処理要領への習熟と体制の整備

市は、関係職員に第3編「災害応急対策計画」第24節「ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理」に示すごみ処理活動の要領・内容を習熟させるとともに、必要な体制を整備する。

3 ごみの仮置場の選定

市は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

4 廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第2 し尿処理体制の整備 (環境政策課)

1 趣旨

災害時に発生するし尿を適正に処理する体制を整備する。

2 し尿処理要領への習熟と体制整備

市は、関係職員に第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第24節「ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理」に示すし尿処理活動の要領・内容を習熟させるとともに、必要な体制を整備する。

3 災害用仮設トイレの整備

市は、発災時に避難所、住宅地内で下水道施設が利用できない地域に配備できるような仮設トイレを自ら保有するほか、仮設トイレを保有する建設業、下水道指定店等と協力関係を整備する。

4 素掘用資材の整備

市は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

5 し尿処理施設の整備

市は、し尿処理施設・下水道処理施設・下水道管の耐震性を診断し、補強等を行う。

なお、公益社団法人日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、下水道台帳の整備、本格的な下水道施設の耐震診断を進めるものとする。

第3 災害廃棄物処理体制の整備（環境政策課）

1 趣旨

災害による建築物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）を適正に処理する体制を整備する。

2 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

市は、関係職員に第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第2.4節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理要領」に示す災害廃棄物の処理活動の要領・内容に習熟させるとともに、必要な体制を整備する。

3 災害廃棄物仮置場の選定

市は、短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定する。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

4 応援協力体制の整備

市は、災害廃棄物処理の応援を求める相手方（建築業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分に調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておくものとする。

また、市は、被災により撤去された災害廃棄物の処理ができない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

5 災害廃棄物処理計画の整備

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所でのごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

6 広域的な処理体制・連携体制の確立

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努め、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。加えて、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

第18節 農業の災害予防

市及び防災関係機関（以下「市等」という。）は、県と連携して暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講ずるものとする。

第1 防災思想の普及推進（農業振興課）

市等は、災害を予防し、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、民生の安定等を図るため、次の計画により、防災思想の普及に努めるものとする。

1 防災思想の普及

市等は、農業改良普及組織及び土地改良区その他の関係団体等を活用して、福岡県施設園芸用施設導入方針に基づく施設整備や土地改良事業計画設計基準等に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災思想の普及やその指導に努めるものとする。

第2 ため池施設の安全対策（土木課、ため池管理者）

ため池の管理者等は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の点検整備等を行うものとする。

1 ため池施設整備の実施方針

市は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するために、劣化状況評価などの結果を踏まえ、立地条件や下流への影響を総合的に勘案して、計画的にため池整備を行う。

また、緊急を要するものについては適切な措置を講ずる。

参照：災害危険箇所編「防災重点農業用ため池」

2 安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備

市は、ため池の管理者である水利組合等と連携してため池を調査し安全対策の指導及び防災情報連絡体制の確立を図る。

第19節 複合災害の予防

国、県、市及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 職員・資器材の投入判断（防災・地域安全課、関係各課）

国、県、市及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資器材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資器材の投入判断を行うものとする。また、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請するものとする。

第2 訓練の実施（防災・地域安全課、関係各課）

国、県、市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 市の防災組織

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、市災対本部等を設置し、県及び関係防災機関と緊密に連携、協力のもとに災害応急対策を実施する。

第1 直方市防災会議

基本法第16条の規定に基づき設置され、直方市防災会議条例（昭和40年条例第3号）により組織運営されるもので、市地域防災計画の作成、災害発生時の情報の収集、その他市地域防災計画の実施の推進を図るとともに、法律又は政令等によりその権限に属する事務を行う。

第2 市災対本部

- 1 基本法第23条の規定及び直方市災害対策本部条例（昭和40年条例第4号）に基づき設置及び組織され、直方市防災会議との連携のもと市地域防災計画の定めるところにより市の地域にかかわる災害予防対策及び災害応急対策を実施する。

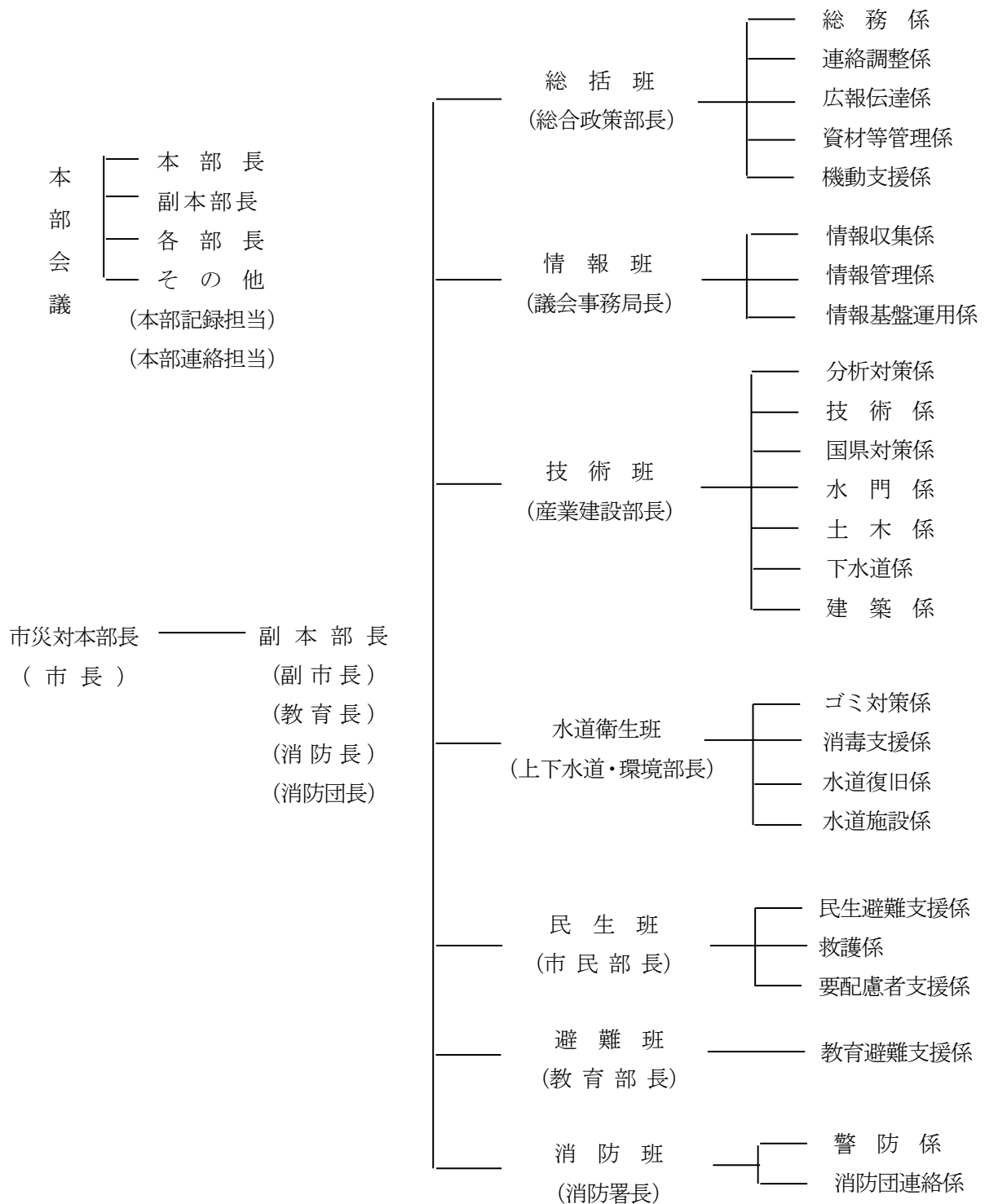
また、これらの事務を円滑に実施するため直方市災害対策本部条例第3条に基づき班を設置し、それぞれ事務を分掌する。

各部局は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、応急対策マニュアル及び緊急参集等のための連絡網等を作成するとともに、職員に徹底するものとする。

第3編 災害応急対策計画

2 市災対本部の組織及び所掌事務

(1) 市災対本部の組織図



第3編 災害応急対策計画

(2) 市災対本部の所掌事務

区 分		職 名	所 掌 事 務
本部	市災対本部長	市長	1 市の地域にかかわる災害予防及び災害応急対策の実施 2 県知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部 3 県知事が行う救助の補助 4 災害復旧・復興の実施
	副本部長	副市長、教育長、消防長、消防団長	1 市災対本部長の決断、指揮、命令の全般補佐に関すること 2 災害応急対策にかかわる所掌組織への命令・指示の徹底等に関すること 3 安全管理の補佐に関すること
		副市長	1 現地対策本部設置時における現地対策本部の運用に関すること

第3編 災害応急対策計画

	本部員	総合政策部長 (総括班長) 市民部長 (民生班長) 産業建設部長 (技術班長) 上下水道・環境部長 (水道衛生班長) 議会事務局長 (情報班長) 教育委員会教育部長 (避難班長) 消防本部総務課長 (消防副班長)	1 市災对本部長の決断、指揮、命令の補佐に関すること ・ 配備体制の決定及び動員の指示に関すること ・ 災害情報の収集・伝達に関すること ・ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の指示の決心及び発令に関すること ・ 要配慮者対策に関すること ・ 警戒区域の設定に関すること ・ 消防本部、消防団（水防団）の運用に関すること ・ 応援要請に関すること ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ・ 中・大規模災害発生時等における救出・救助、行方不明者等の捜索及び避難誘導等の優先順位及び勢力の配分の決定等体制構築に関すること ・ 自衛隊、消防、警察等の任務分担等に関すること ・ 救助法の適用及び災害救助に関すること ・ 県知事及び消防庁長官への報告に関すること 2 災害広報・広聴に関すること 3 災害応急対策活動等にかかわる県及び関係機関等との連携に関すること 4 要員確保に関すること 5 災害医療・助産に関すること 6 避難所の開設・運営に関すること 7 飲料水・食料、緊急物資の調達・支給に関すること 8 交通路の確保に関すること 9 緊急輸送に関すること 10 被災者支援に関すること 11 通信運用に関すること 12 各班の業務の統制・調整に関すること 13 その他、市災对本部長が命じた事項
	準本部員	各班の副班長	1 班長の補佐に関すること 2 各班の情報を把握し、市災对本部へ情報提供・報告に関すること 3 市災对本部の決定・命令事項及び対策の伝達、指揮に関すること 4 その他、市災对本部長及び班長が命じた事項

第3編 災害応急対策計画

班（長）	係（長）	係 員	事 務 分 掌
総括班	総務係	・10名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 市災対本部の運営に関すること 2 災害応急対策にかかわる本部員の業務の補佐に関すること ・ 気象及び災害状況の迅速な把握 ・ 配備体制及び動員案の案出 ・ 高齢者等避難・避難指示及び緊急安全確保の指示の地域・時期・避難場所・経路案の案出 ・ 警戒区域設定案の案出 ・ 救助・救出及び応急対策のための技術班、機動支援係、消防班の運用案の案出 ・ 消防団（水防団）の運用案の案出 ・ 自主防災組織との連絡調整 ・ 避難住民の対策案の案出 3 市災対本部長決断及び決定事項の細部業務の実施に関すること ・ 災害応急対策活動の命令・指示の作成及び徹底に関すること ・ 自衛隊の災害派遣・撤収要請事務に関すること ・ 広域応援要請等事務に関すること ・ 県警察との連絡・調整に関すること 4 災害用地図データの管理、市民への公開に向けた整備に関すること 5 自衛隊、消防、警察等広域応援出動組織の人員・装備状況の把握に関すること 6 県等への被害状況及び応急対策活動実施状況の報告に関すること 7 救助法の事務の統括 8 通信運用に関すること 9 公用負担及び経費に関すること 10 臨時ヘリポートの開設に関すること 11 コミュニティ無線に関すること 12 災害ボランティアの要請・受入れに関すること 13 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 14 その他総括班長が命じた事項

第3編 災害応急対策計画

	連絡調整係	・7名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 市災対本部長等への情報連絡に関する事 2 庁内アナウンスなど職員への連絡調整に関する事 3 災害対策本部の会議の記録（書記）に関する事 4 災害記録の管理に関する事 5 職員への本部会議議事（情報）等の周知に関する事 6 各班との連絡調整に関する事 7 災害関連機関との連絡調整に関する事 8 災害現場との連絡通信に関する事 9 職員のローテーション等を含む職員管理に関する事 10 その他総括班長が命じた事項
	広報伝達係	・6名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 市災対本部長等への情報連絡に関する事 2 災害広報（対庁外）に関する事 3 報道関係者への情報提供等に関する事 4 記者会見に関する事 5 各校区長、自主防災組織の長等への予・警報及び防災情報や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の指示等の情報提供（ホームページ・つながるのおがた・公式LINE）に関する事 6 消防本部、警察署等へ的高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の指示の伝達に関する事 7 災害情報の入手及び入手した情報の提供等による情報収集係の支援・協力の実施に関する事 8 住民等の安否情報に関する事 9 職員のローテーション等を含む職員管理に関する事 10 その他総括班長が命じた事項

第3編 災害応急対策計画

	資材等管理係	・12名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 資材、飲料水、食料等の物資調達に関する事 2 資材、物資等の管理・分配に関する事 3 応急調達等にかかわる経理に関する事 4 災害時の公用車運行管理に関する事 5 緊急輸送車両の確保に関する事 6 人員輸送に関する事 7 義援金の受付、保管、分配に関する事 8 職員のローテーション等を含む職員管理に関する事 9 その他総括班長が命じた事項
	機動支援係	・45名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 災害現場における応急対策活動に関する事 ・小規模災害時の行方不明者等の救出・救助に関する事 ・中規模以上の災害時の避難誘導に関する事 ・障害物の除去に関する事 2 技術班・避難班をはじめ他班の補助 3 職員のローテーション等を含む職員管理に関する事 4 その他総括班長が命じた事項
情報班	情報収集係	・20名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 被害通報の受付に関する事 2 被害届兼指示書の被害届書部分の作成に関する事 3 災害現地図の作成（印刷）に関する事 4 災害情報等の収集及び情報の選別（優先度の判断）に関する事 5 市民からの戸別の小規模災害に対する応急処置や苦情・相談対応等広聴に関する事 6 広報係と連携した住民への必要な防災情報の伝達に関する事 7 職員のローテーション等を含む職員管理に関する事 8 その他情報班長が命じた事項

第3編 災害応急対策計画

	情報管理係	・4名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 災害対策本部でパソコン等の情報処理に関すること 2 被害届書兼指示書等の災害システムへの入力に関すること 3 被災情報等のGIS地図システムへの入力に関すること 4 気象情報・河川情報等の収集及びシステムへの入力に関すること 5 現地情報係及び技術班が入手した災害現場情報及びポンプ・樋門等の情報の災害システムへ入力に関すること 6 災害掲示板の管理運営に関すること 7 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 8 その他情報班長が命じた事項
	情報基盤運用係	・4名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 災害用プラットフォームの運用に関すること 2 災害用プラットフォームの機能拡充に関すること 3 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 4 その他総括班長が命じた事項
技術班	分析係	・12名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 気象の予警報、上流地域の降雨量及び各河川・ダムの水位等の情報収集に基づく浸水及び河川のはん濫等の予測等に関すること 2 情報入手係等が入手した情報等に基づき、応急対策活動に必要な被害状況図(表)、災害予測(図)等の作成及び報告に関すること 3 高齢者等避難、避難指示判断に必要な資料の作成に関すること 4 小規模災害応急対策指示書の作成及び対策指示に関すること 5 技術係等との密接な調整・連携による小規模対策の実施に関すること 6 その他技術班長が命じた事項

第3編 災害応急対策計画

	技術係、国県対策係、水門係、土木係、下水道係、建築係共通	・55名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 行方不明者、傷病者の現地調査に関すること 2 土砂災害の警戒に関すること 3 災害協定業者との連絡調整・指示に関すること 4 機動支援係の補助に関すること 5 道路河川及び一般土木の被害調査・応急修理及び復旧に関すること 6 水防工法及び水防訓練の指導に関すること 7 水防区域の調査・報告に関すること 8 ポンプ場・樋門等の稼働情報の収集・把握・報告に関すること 9 治山・林道等の被害調査に関すること 10 農林関係の被害調査・予防指導等に関すること 11 被災農作物の防疫及び被害復旧に関すること 12 建築物の被害調査に関すること 13 応急危険度の判定に関すること 14 市営住宅施設の被害調査・応急修理及び復旧に関すること 15 下水道施設の被害調査・応急修理及び復旧に関すること 16 上水道施設の被害調査・応急修理及び復旧に関すること 17 道路等の災害応急対策にかかわる国・県関係機関との連絡調整に関すること 18 総括班総務係の業務支援に関すること 19 分析係の業務支援に関すること 20 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 21 その他技術班長が命じた事項
水道衛生班	ゴミ対策係	・11名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 災害時のごみ受付・処理対応に関すること 2 災害時の特殊車両の運行に関すること 3 総括班機動支援係の業務支援に関すること 4 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 5 その他水道衛生班長が命じた事項
	消毒支援係	・8名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 災害時のし尿の受付・処理に関すること 2 災害時の消毒の受付・処理に関すること 3 災害時の防疫に関すること 4 災害後の消毒対応に関すること 5 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 6 その他水道衛生班長が命じた事項

第3編 災害応急対策計画

	水道復旧係、水道施設係共通	・14名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 水道施設の整備に関する事 2 水道施設の被害調査、応急修理及び復旧に関する事 3 給水に関する事 4 技術班の業務支援に関する事 5 職員のローテーション等を含む職員管理に関する事 6 その他水道衛生班長が命じた事項
民生班	民生避難支援係	・51名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 避難所（教育施設以外の施設）の開設・運営に関する事 2 避難誘導に関する事 3 避難路の安全確保に関する事 4 避難所の設定に関する事 5 遺体の対策に関する事 6 支援物資等の集配に関する事 7 職員のローテーション等を含む職員管理に関する事 8 その他民生班長が命じた事項
	救護係	・17名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 応急救護に関する事 2 救助法に関する事 3 災害時の臨時診療所の開設に関する事 4 救護用物資の集配に関する事 5 炊出し及び食料の配給に関する事 6 災害ボランティアの運営に関する事 7 職員のローテーション等を含む職員管理に関する事 8 その他民生班長が命じた事項
	要配慮者支援係	・25名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 要配慮者及び支援組織等への防災情報の伝達及び連絡に関する事 2 要配慮者避難支援窓口の設置及び要配慮者への対応に関する事 3 要配慮者の安否確認に関する事 4 福祉避難所の設定に関する事 5 個別支援計画の変更及び伝達に関する事 6 行方不明者、疾病者の現地調査に関する事 7 避難所開設の支援に関する事 8 職員のローテーション等を含む職員管理に関する事 9 その他民生班長が命じた事項

第3編 災害応急対策計画

避難班	教育避難支援係	・64名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 避難所の開設・運営に関する事 2 避難誘導に関する事 3 避難路の安全確保に関する事 4 避難所の設定に関する事 5 遺体の対策に関する事 6 学校における児童・生徒の避難に関する事 7 教育委員会施設及びその他の教育関係施設等への避難指示等の防災情報の伝達に関する事 8 学校給食の支援等に関する事 9 教育委員会施設の被害調査及び整備に関する事 10 支援物資等の集配に関する事 11 その他避難班長が命じた事項
消防班	警防係	・54名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 火災予防対策に関する事 2 水防・消防に関する事 3 危険物事故予防対策に関する事 4 気象・災害情報等の収集・報告に関する事 5 水防警戒に関する事 6 避難情報等の緊急広報に関する事 7 災害発生初期段階における初動対応に関する事 8 救出・救助、救急活動の実施に関する事 9 行方不明者並びに遺体の捜索に関する事 10 水防等資材の整備・管理に関する事 11 被害調査、記録、報告に関する事 12 家屋の被害調査に関する事 13 その他、消防班長が命じた事項
	消防団連絡係	・7名基準 ・細部の人員は、年度当初の水防体制により指名する。	1 消防団の行動情報の収集・把握に関する事 2 消防団指揮管理に関する事 3 消防団の連絡調整に関する事 4 その他消防班長が命じた事項

第3 市災対本部の設置及び配備

1 市災対本部の設置及び廃止の時期

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるときは、市災対本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは廃止する。

2 市災対本部の設置基準

市の地域に気象業務法（昭和27年法律第105号）又は水防法による次の予警報の1以上が発表され、災害対策上市長がその必要を認めたときに設置するものとし、細部については本章の

第2節「動員計画」において配備基準を定める。

- (1) 暴風、大雨、洪水の各警報が発表されたとき。
- (2) 遠賀川に洪水警報、水防警報が発表されたとき。
- (3) 大規模な地震（震度5以上の地震）、火災、爆発、その他重大な人為的災害が発生したとき。
- (4) その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

なお、市災対本部を設置するに至らない小災害の場合及び突発的小災害の応急対策は、各担当部署の組織をもってこれに充てる。ただし、市災対本部が設置されたときは、設置と同時に市災対本部組織に統合される。

3 市災対本部会議

(1) 市災対本部会議の開催

気象業務法又は水防法に基づく警報が発表されたとき、その他災害の状況により市長が必要と認めるときは、気象予警報、被害状況その他災害に関する情報の収集並びに防災関係機関及び関係班との連絡調整を行うため、市災対本部会議を開催する。

(2) 市災対本部会議の構成

本部会議は、市災対本部長(市長)、副本部長(副市長、教育長、消防長、消防団長)、各班長及びその他の職員をもって構成する。

第4 意思決定権者代理順位

市災対本部の設置、災害応急活動等の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に意思決定を必要とする場合においては、次の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

- 1 市長
- 2 副市長
- 3 総合政策部長

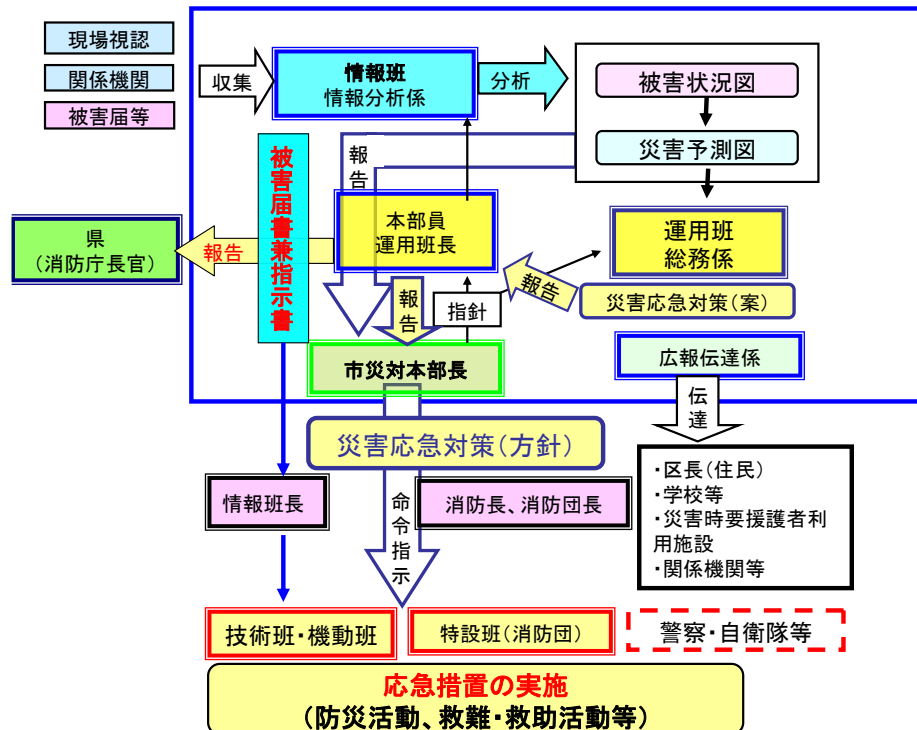
第5 市災対本部の基本的業務遂行要領

別図1「市災対本部の災害応急対策活動の基本的手順」

別図2「市災対本部の業務遂行要領」

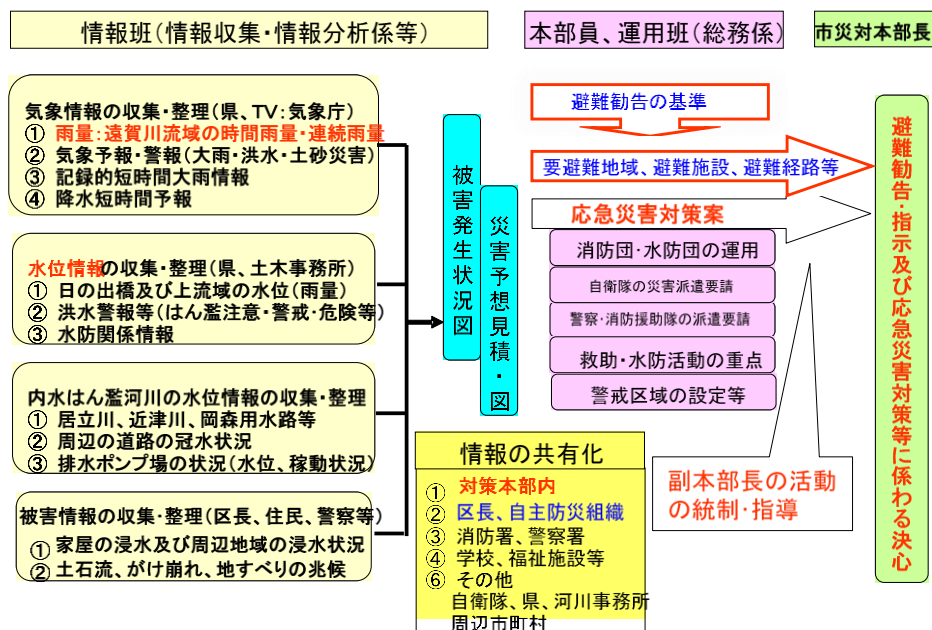
[別図 1]

市災対本部の災害応急対策活動の基本的手順



[別図 2]

市災対本部の業務遂行要領



第2節 市の組織体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害発生直前の警報等の伝達等の災害未然防止活動を実施するとともに、災害対策本部等を設置し、災害応急対策を実施するため、市長が動員を命令し、又は要請する場合における対象者、実施時期、実施方法等を明らかにし、必要な人員の確保を目的とする。

また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難支援計画の実施等に努めるものとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に動員・配分するものとする。

また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行う。

なお、災害応急対策実施責任機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

第1 市職員の動員の実施基準（防災・地域安全課、各課）

動員の時期

市長が必要と認めるとき又は他の計画に定めるところにより実施する。

第2 市職員の動員の伝達並びに活動方法

非常配備体制を速やかに確立するため、平常勤務時及び休日又は勤務時間外における職員の動員に関する伝達並びに活動について定める。

1 伝達方法

(1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

気象台等から災害発生のおそれのある気象情報又は異常現象発生のおそれのある情報を收受した場合、あるいは災害が発生し、直ちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等における指示伝達系統及び方法並びに連絡責任者を具体的に定める。

(2) 休日又は勤務時間外における伝達

ア 警備員は、災害に関する情報又は通報を受けた場合は、防災担当課長に連絡する。防災担当課長は、必要に応じて関係課長に連絡し得よう伝達系統及び方法について定める。

イ 防災担当部長（課長）は、緊急に職員を動員する必要がある場合には、直方市職員参集システムを使用して職員を参集する。

(3) 非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、テレビ、ラジオ等により状況の推移に注意し、所属の上司及び係員と連絡を取り、又は自らの判断で登庁し、所属の配置につくものとする。

2 市災対本部を設置した場合の職員の動員要領

(1) 市災対本部長は、総括班長（総合政策部長）を通じ配備の規模を各班長に通知するとともに、直方市職員参集システムを使用して、配備の規模に応じる職員を参集する。

(2) 各班長は、指示された配備の規模の範囲内において職員の配備を行う。

(3) 職員は、災害の発生が予想される事態又は災害が発生した場合は、常に所在を明らかにし、班長との連絡保持に努め、動員に応じる体制を整えること。

第3編 災害応急対策計画

- (4) 各班長は、第2配備体制以後は所属職員数を常時把握し、総括班長（総合政策部長）にその都度、職員の動員状態を報告すること。

3 配備体制

市長は、所属職員の通常勤務から災害非常体制への切替えを迅速かつ的確に行うとともに事態に即応して勤務者を適宜に交代・休養させるなど、職員の安全・衛生に十分配慮するとともに、長時間にわたる非常勤務活動の円滑化を図りながら、次の活動に対応できる体制づくりを行う。

配備の種類

監視体制 (準備体制) 本部未設置	気象情報により災害の発生が予想されるが、災害発生までに多少の時間的余裕がある場合で少数の人員をもって情報収集等にあたり、事態の推移によっては、いつでも市災対本部を設置できる体制
警戒配備 (警戒体制) 本部設置	比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害が発生した場合、又は災害の発生が必至となったとき、いつでも非常配備体制に移行しうる体制
第1～第3配備 (非常配備体制) 本部設置	市全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は一部地域で被害が特に甚大と予想される場合で、市職員の総力をあげて配備につき、活動できる体制

別表 「配備体制の基準（風水害等）」

(1) 配備の命令

ア 市長は、事態の状況に応じ配備の規模を指令する。

イ 市長は、事態・状況の変化により配備の規模が適当でないと認めたときは、本部会議の意見を聞いて配備の規模の変更を指令する。

(2) 待機職員

災害対策活動で、任務を与えられていない職員及び与えられた任務を終了した職員は、所属する課の事務室に待機し、上司から出動命令があったときは、直ちに出勤しなければならない。

第3 消防団の動員方法

消防団の動員は、原則として消防団を統括する消防団長に対して行う。

第4 防災関係機関等の動員方法

1 警察官の出動の要請

警察官の出動を必要とする場合は、直方警察署長に対して出動を要請する。

2 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣に関する必要な事項は、本編本章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

3 医師及び看護師等の動員要請

医師及び看護師等の動員に関する必要な事項は、本編第2章第11節「医療救護・助産計画」の定めるところによる。

4 土木及び建設業者等の動員要請

土木及び建設業者等の動員要請を行う場合は、関係団体等を通じて行う。

5 関係機関等への協力要請

- (1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、前各号の動員のみでは不足する場合には、それぞれの指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の長に対して職員の派遣を要請する。また、知事に対して県職員の応援を求める。
- (2) 他市町村・消防機関への応援要請
他の市町村・消防機関への応援要請については、本編本章第4節「応援要請計画」に定めるところによる。

第5 受け入れ体制の確立

- 1 すべての動員者の作業が効率的に行えるよう動員者の受け入れ体制を確立する。
- 2 動員により応援を受ける場合には、動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を確立する。

第3編 災害応急対策計画

[別表]

配備体制の基準（風水害等）

配備の種類 基準・条件		監視体制		市 災 対 本 部 体 制			
				警戒配備	非常配備体制		
					第1 配備	第2 配備	第3 配備
配 備 の 考 え 方		市に風水害の発生の可能性がある場合に、市災対本部移行への情報収集・伝達できる態勢		災害が発生し、市内に被害を及ぼす可能性が低い段階で、非常配備態勢への情報収集・伝達できる態勢	大雨注・警報及び洪水予・警報が発表され、軽微な災害に対応する態勢	比較的軽微な規模の災害若しくは局地的な災害が発生したとき、いつでも非常態勢に移行し、対応する態勢	大規模災害若しくは甚大な局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるときの全力対応態勢
動 員 体 制		情報収集に必要な人員		情報収集・伝達に必要な人員	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	災害に対する応急対策活動に必要な人員	全職員を対象とし、総合的な対策活動に必要な人員
条 件	警報等の発表	市域に大雨・洪水注意報が発表	市域に大雨・洪水警報が発表	市域に土砂災害警戒情報が発表			
		市域及び遠賀川上流域に大雨（浸水害・土砂災害）・洪水警報が発表			市域に記録的短時間大雨情報が発表		
	降雨量・日の出橋水位・内水はん濫	①市域において、時間雨量20mm前後以上の強い雨が降っている ＋ 降水短時間予報等で時間雨量40mm前後以上の降雨が	①市域及び遠賀川上流域において、時間雨量20mm前後以上の強い雨が降っている ＋ 降水短時間予報等で時間雨量40mm前後以上の降雨が市及び遠賀川上流域で3時間以上予測され、日の出橋水位が「水防団待機水位」以上に上昇することが予測されるとき	①市域において時間雨量が50mm前後以上の降雨が1時間前後続く ＋ 内水はん濫の兆候が各地で出始め降水短時間予報等で引き続き50mm前後以上の降雨が更に1時間以上続くと予測される場合			

第3編 災害応急対策計画

発生状況	等で時間雨量40mm前後以上の降雨が市内で1時間以上続くと予測されるとき		② 前日の雨量等により、日の出橋等の水位が各支流の河口の標高に近づいており、支流流域において降水短時間予報等で時間雨量20mm以上の降雨が1時間以上予測されるとき			
				②日の出橋の水位が1m前後／時間の上昇率で上昇する ＋ 2時間以内に「水防団待機水位」以上の水位に上昇する ＋ さらに「避難判断水位」以上に上昇すると予測されるとき	②上流域の降雨量から1時間以内に日の出橋水位が「水防団待機水位」以上に上昇する ＋ さらに「はん濫危険水位」以上に上昇することが予測されるとき ③浸水被害等の報告が始めたときは、直ちに	②日の出橋水位が、1時間前後で「避難判断水位」に達する ＋ 市域及び遠賀川上流域において大雨が続き、さらに「はん濫危険水位」以上に上昇することが予測されるとき（はん濫の発生を含む） ③ 内水はん濫が30cm以上になることが予測されるとき ④ 土砂災害特別警戒区域・警戒区域等において土砂災害の兆候が発見された場合は、直ちに ⑤ 被害報告が各地域から頻繁した場合には直ちに
台風	台風が、九州地方に接近し、市において風水害が発生すると予想されるとき	台風が、九州上陸後直方市に接近すると予想され、風水害が発生されると予想されるとき	台風の暴風域内1時間前で、軽微な災害が予測されるとき	台風の暴風域内に入り、軽微な災害以上の災害の発生が予測されるとき	台風の暴風域内に入り、局地的な小・中規模災害以上の災害の発生が予測されるとき	

第3編 災害応急対策計画

規 模	監視体制要員 7名 総括班×5名 水道衛生班×2名	警戒配備体制要員+27名 副本部長×1名（消防長） 本部員×7名 総括班×3名 情報班×2名 技術班×6名 民生班×4名 水道衛生班×4名	第1配備体制要員+122名 市災対本部長 副本部長×3名 （副市長、教育長、消防団長） 総括班×24名 情報班×11名 技術班×32名 民生班×23名 避難班×24名 水道衛生班×4名	第2配備体制要員+120名 総括班×23名 情報班×11名 技術班×21名 民生班×33名 避難班×24名 水道衛生班×8名	第3配備体制要員+101名 ●全職員、地域住民の総力を結集して行う水防態勢 総括班×25名 情報班×4名 技術班×8名 民生班×33名 避難班×16名 水道衛生班×15名
	7名	34名	156名	276名	377名

第3節 自衛隊の災害派遣要請

災害に際して必要な応急対策を実施するため自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請し、応急対策に万全を期することを目的とする。

第1 災害派遣要請基準

- 1 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ、自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- 2 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

第2 災害派遣の種類

- 1 要請による災害派遣（自衛隊法第83条第2項）
 - (1) 天災地変その他の災害に際して、知事等が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合の知事等からの部隊等の派遣の要請に基づき、防衛大臣等が事態やむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣
 - (2) 天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるときの(1)の要請を待たない部隊等の派遣
- 2 近傍災害派遣（自衛隊法第83条第3項）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣
- 3 予防派遣（防衛庁訓令）

災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、防衛大臣の指示する者（指定部隊等の長）が事態やむをえないと認めたときの部隊等の派遣

第3 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連携を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

- 1 災害発生前の活動
 - (1) 連絡班及び偵察班等の派遣
 - ア 状況悪化に伴い必要により市災対本部に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行うとともに、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。
 - イ 災害発生予想地域に偵察班を派遣し、現地の状況を偵察するとともに連絡業務に当たる。
 - (2) 出動体制への移行

部隊独自の情報収集を強化するとともに、災害情報に基づき部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等の初動体制を整える。

2 災害発生後の行動

(1) 被害状況の把握

知事等の要請により又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等による偵察を行う。

(2) 避難者の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行う。

(3) 被災者等の搜索救助

死者、行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常、他の救援作業等に優先して実施）

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防作業を行う。

(5) 消火活動

利用可能な消火、防火用具（必要な場合は航空機等）をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火剤等は、通常市が提供したものを使用する。

(6) 道路又は水路の応急啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、これらの啓開除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。ただし、薬剤等は、通常地方公共団体の提供を受け使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 給食・給水及び入浴の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が認める場合は、給食・給水及び入浴の支援を行う。

(10) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、危険物・障害物の保安及び除去を実施する。

(11) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについて、所要の措置をとる。

第4 派遣要請要領

- 1 市長は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（防災危機管理局）に依頼する。

なお事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、市長は必要に応じて、その旨及

第3編 災害応急対策計画

び市の地域にかかわる災害の状況を自衛隊（陸上自衛隊飯塚駐屯地司令（電話0948-22-7651））に通知する。

〔別表1〕（自衛隊災害派遣要請様式）

- 2 市長は、通信の途絶等により、知事に対して1の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊飯塚駐屯地司令に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。市長は、この通知を行ったときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

第5 派遣部隊の受入れ

市は、派遣部隊に対しては、次の事項に留意し、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

- 1 派遣部隊の受入れ担任

総括班総務係に、派遣部隊の受入れ等を担任させ、派遣部隊との総合調整を行わせる。

- 2 市災対本部への派遣部隊連絡班の参加

派遣部隊の連絡所を市庁舎内に設けるとともに、必要に応じ現地派遣部隊の指揮官に市災対本部会議への参加を要請する。

- 3 ヘリポートの準備

ヘリコプターが派遣活動に使用される場合は、その機種・機数に応じた必要なヘリポートを派遣部隊の近傍等に確保する。

- 4 派遣活動現場に市の対策責任者を派遣

災害派遣行動中は、災害現場等に市の対策責任者を派遣し派遣部隊指揮官と調整・協議させ、派遣活動の推進を図る。

- 5 派遣部隊の活動に必要な資機材の準備

派遣部隊の活動に必要な資機材等については市が派遣前に準備し、速やかに活動が開始できる体制の整備に留意する。

- 6 派遣部隊の宿泊施設又は野営適地の割当て

自衛隊の宿泊施設、野営適地、その他必要な施設等の割当てを事前準備する。

別図1「自衛隊の活動拠点予定地」

- 7 その他

- (1) 自衛隊の災害派遣は、あくまでも応急措置を行うものであって、本格的な復旧工事でないこと。
- (2) 自衛隊に活動を依頼するのみで市民がその活動を傍観することなく、積極的に活動に協力すること。

第6 災害派遣の撤収要請

第3編 災害応急対策計画

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認める場合又は作業が復旧の段階に入った場合には、派遣部隊の撤収についてその派遣部隊の長と協議し、速やかに知事（防災危機管理局）に対して自衛隊の災害派遣撤収要請を依頼する。

〔別表2〕（自衛隊災害派遣撤収要請様式）

第7 臨時ヘリポート予定地

災害が発生し、ヘリコプターを要請した場合の臨時ヘリポート可能箇所は、次のとおりである。

場 所	所 在 地	面 積
遠賀川河川敷公園（全域）	殿町7-1地先	280m×90m
遠賀川河川敷公園（二中下運動場）	大字頓野4097-2地先	290m×130m
西部運動公園（多目的グラウンド）	大字上新入2430-1	80m×120m
頓野公園	大字頓野2535-7	87m×80m
福智山ろく花公園駐車場	大字永満寺1463-5	80m×40m
鞍手高校グラウンド	大字山部810-7	90m×90m

第8 臨時ヘリポートの設置基準

臨時ヘリポートの設置基準は、「別図2」のとおりとする。

第9 災害派遣に伴う経費の負担区分

- 1 自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。
 - (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
 - (2) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汚物の処理料
 - (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- 2 負担区分について、疑義が生じた場合、あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して定める。

第3編 災害応急対策計画

[別表1]

(自衛隊災害派遣要請様式)

文書番号

年 月 日

福岡県知事 様

直方市長 印

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

第3編 災害応急対策計画

〔別表2〕

(自衛隊災害派遣撤収要請様式)

文書番号

年 月 日

福岡県知事 様

直方市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（要請）

年 月 日付直協第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 災害派遣日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

〔別図1〕

自衛隊の活動拠点予定地

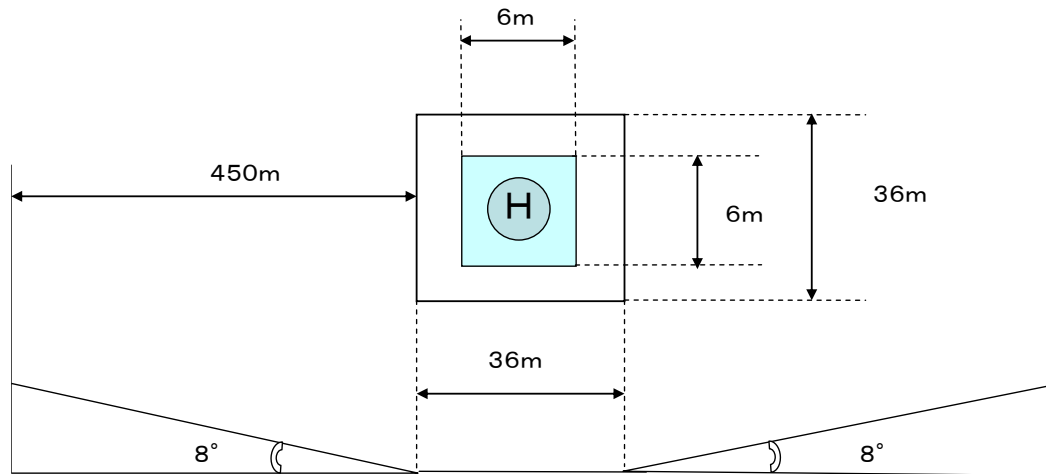


[別図2]

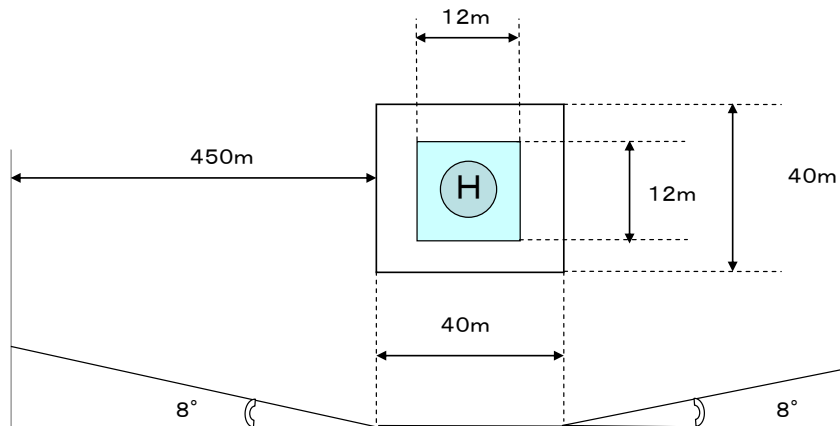
臨時ヘリポートの基準

1 機種に応じた発着場付近の基準

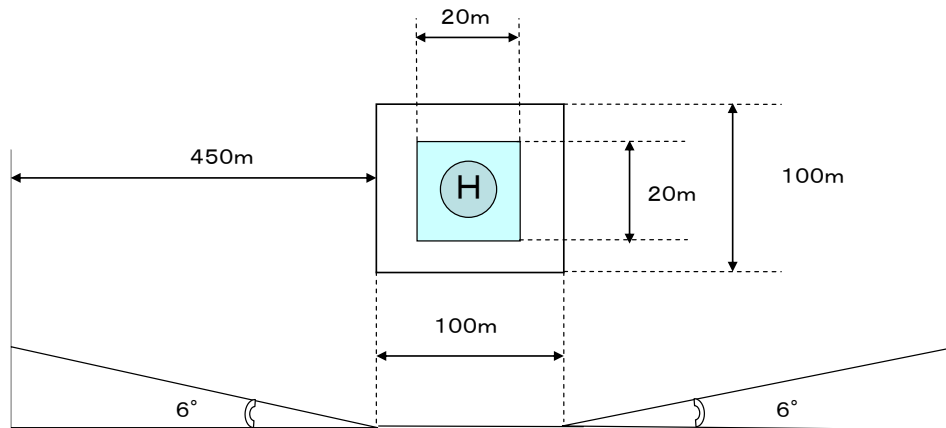
(1) UH-1J (中型ヘリ)



(2) UH-60JA (中型ヘリ)



(3) CH-47J (超大型ヘリ)



2 標示

- (1) 上空から確認しうる風の方向を標示する旗、又は、発炎筒を離着陸地点から約50m離れた位置に設置する。
- (2) 着陸地点には、石灰等を用いて直径7m以上⊕等の記号を表示する。

3 危険防止

- (1) 離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者等の立入り禁止等の措置をとる。
- (2) 着陸地点付近は、平坦で、風圧等によって砂塵等が舞い上がらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。
- (3) 安全上の監視員を配置する。

第4節 応援要請

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急活動に当たって支障をきたすことから、各機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するため、各機関は平常時から関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第1 市町村間の応援要請等

- 1 市長は、災害に際し応急措置を実施するため必要があるときは福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき、他の市町村に対し応援を求め、また複数の市町村に要請する場合は、県に要請し、災害対策に万全を期する。
- 2 市長は、市域にかかわる災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。
- 3 市長は、応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

福岡県以外の地域で大規模な地震の発生を覚知した時は、あらかじめ締結している市町村間応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整え応援の求めに即応するものとする。

※参照：資料編「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」

第2 県への応援又は応援斡旋の要請及び関係指摘地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請

市長は、市の地域にかかわる災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援、災害応急対策の実施又は応援の斡旋を要請するものとする。

また、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

第3 消防機関への応援要請

- 1 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

市長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、福岡県消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し消防応援を求め、災害対策に万全を期する。

(1) 応援要請の種別

ア 第一要請

現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

イ 第二要請

第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う要請

第3編 災害応急対策計画

(2) 応援要請の方法

市長又は消防長は、他の市町村等の長又は消防長に対して、代表消防機関等を通じて行う。

(3) 県への要請

応援要請を行った場合、市長又は消防長は、県にその旨を通報する。

(4) 航空応援

消防長は、航空応援が必要と認めた場合は、直ちに市長に報告するとともに、その指示に従い県を通じて北九州市長又は福岡市長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様な連絡を直接行うものとする。

2 緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害発生時において、市長は必要に応じ知事を通じ、消防庁長官に対して緊急消防隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においても、同様に応援を要請するものとする。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るものとする。

(1) 情報提供体制

(2) 通信運用体制

(3) ヘリコプター離着陸場所の確保

(4) 補給体制等

第4 自衛隊（災害派遣要請等）

自衛隊の派遣要請については、本編本章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

第5 応援の受入れに関する措置

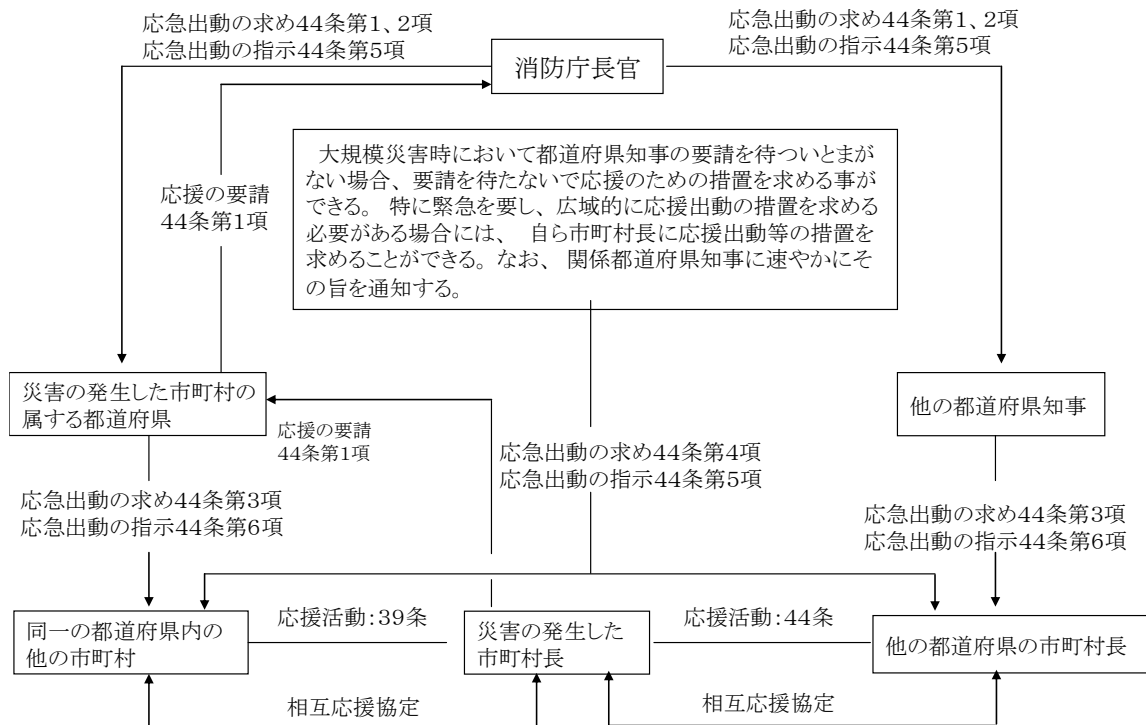
1 活動拠点の確保

市は、他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援にかかわる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める。また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

2 国・県の現地対策本部（非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部）の受入れ

大規模災害時において、国・県との連携は、被災状況の的確な把握や被災の実情に合わせた迅速な災害応急対策等で重要なものであるため、その受入れに可能な範囲で協力する。

応 援 要 請 系 統 図



第6 指定行政機関及び指定地方行政機関の長に対する職員の派遣についての要請等

- 1 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策の万全を期するものとする。
- 2 市長は、職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を明示する。
 - (1) 派遣を要請する（斡旋を求める。）理由
 - (2) 派遣を要請する（斡旋を求める。）職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣について必要な事項

第5節 災害救助法の適用

災害救助法は、市町村等が実施する罹災者に対する救援活動・措置を主に費用面で援助するためのものである。救助法は、要件を満たせば災害発生時に遡って適用されることになるが、被災市町村にとっては、実際に適用されることが判明するまでは、費用的な心配から思い切った対策が実施できない懸念がある。

このため、本市において、一定規模以上の災害が発生した場合には、同法、同法施行令及び福岡県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続を行い、救助法の適用を受け、県その他関係機関及び市民と一体となって被災者の救助を実施する。

第1 災害救助実施責任機関（保護・援護課）

1 知事の行う救助

救助法が適用された場合、救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事が、当たることとされている。したがって、救助法に基づく救助の部分については、市長が知事の権限の一部を委任され、又は知事を補助して行うものである。

ただし、災害の事態が切迫して、救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、市長において、自ら救助に着手する。

2 市長の行う救助

上記1により、知事の権限の一部を委任又は補助として行う救助のほか、救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び救助法が適用されない小災害の災害救助については、市長の責任において実施されるものである。

3 費用の負担区分

- (1) 救助法に基づく救助の費用・・・・・・・・県負担
- (2) その他の費用・・・・・・・・市負担

第2 救助法の適用基準

1 本市における救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 本市の区域内の住家滅失世帯数が80世帯以上であること。
 - (2) 県の区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が40世帯以上であること。
 - (3) 県の区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合（被災者に対する食品若しくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること）であって、市内で多数の世帯の住家が滅失する等被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
 - (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。
内閣府令で定める基準
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- #### 2 前記1の(1)から(3)に規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、
- (1) 半壊（焼）するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。

第3編 災害応急対策計画

- (2) 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって1世帯とする。

第3 救助法の適用手続

- 1 市長は、本市における災害による被害の程度が「適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告するとともに、救助法の適用について協議する。
- 2 市長は、「適用基準」の(3)の段階及び(4)の状態で被災者が現に救助を要するときには、知事に救助法の適用を申請する。
- 3 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実態を待つことができないときは、救助法による救助に着手し、その状況を直ちに報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受ける。

第4 救助の種類

救助の種類	摘 要
避難所（応急仮設住宅を除く）の供与	細部については、災害救助の程度、方法及び期間並びに実務弁償の基準（平成25年10月1日内閣府告示第228号）及び資料編「福岡県災害救助法施行細則（抜粋）」を参照
炊き出し、その他による食品の給与	
飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
医療及び助産	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
遺体の搜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	
応急仮設住宅の供与	

第6節 要員の確保

市において、災害対策を実施するために必要な労働者及び技術者等の動員、雇い入れ等により要員を確保できない場合においては、労働者については公共職業安定所に斡旋を要請するとともに、技術者等については、関係機関に応援を要請する。関係機関は、自己の災害対策に支障を及ぼさない範囲で応援を実施する。

第1 労働者等確保の種別・要領 (防災・地域安全課、保護・援護課、商工観光課、土木課、関係各課)

- 1 市の関係者等の動員
- 2 ボランティア等の受入れ
- 3 公共職業安定所による労働者の斡旋
- 4 関係機関の応援要請による技術者等の動員
- 5 緊急時における従事命令等による労働者の動員

第2 公共職業安定所による労働者の斡旋

市は、公共職業安定所に対して、次の事項を明らかにして必要労働者の紹介斡旋を依頼するものとする。

- 1 必要となる労働者の人数
- 2 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- 3 労働契約の期間に関する事項
- 4 賃金の額に関する事項
- 5 始業及び就業の時刻
- 6 所定労働時間を越える労働の有無
- 7 休憩時間及び休日に関する事項
- 8 就業の場所に関する事項
- 9 社会保険、労働保険の適用に関する事項
- 10 労働者の輸送方法
- 11 その他必要な事項

第3 緊急時における従事命令等による労働者の動員

- 1 従事命令の種類
 - (1) 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限 (従事命令)
 - (2) 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限(協力命令)
- 2 従事命令等の種類と発令権限者
別表：従事命令等の種類と発令権限者

第 3 編 災害応急対策計画

[別表]

従事命令等の種類と発令権限者等

種類	従事命令等の範囲			命令権者	根拠法令
	従事命令等の権限を行使できる範囲	要 件	対 象 者		
従事命令 (救助法 24 条関係)	① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 ② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 ③ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 ④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ⑤ 緊急輸送の確保に関する事項 ⑥ ①～⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	県知事が従事命令等の権限を行使することができるのは ① 福岡県の地域にかかわる災害 ② かつ、左記に掲げる事項（災対法第 50 条第 1 項 4 号～9 号）について応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき	① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師又は看護師 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官又はとび職 ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥ 鉄道事業者及びその従業者 ⑦ 軌道経営者及び従業者 ⑧ 自動車運送業者及びその従業者 ⑨ 船舶運送業者及びその従業者 ⑩ 港湾運送業者及びその従業者	知 事 (一部を委任された場合は市長)	・ 災対法第 7 条 第 1 項、第 2 項
協力命令 救助法 25 条関係			応急措置を要する者及びその近隣の者		
人的公用負担	地域内のあらゆる災害の応急措置	① 当該市町村の地域にかかわる災害であること ② 災害が発生し、又は発生しようとしている場合であること ③ 応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるときであること	当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にいる者	市 長 (警察官) (※派遣中の自衛官:市長等がいらない場合)	・ 災対法第 65 条
消防作業に従事		消火延焼防止又は人命救助のための	現場附近にある者	消防吏員 又は消防団員	消防法第 29 条 第 5 項
水防に従事		水防のためやむを得ない必要があること	市内に居住する者又は水防の現場にある者	水防管理者 (市長)又は 消防機関の長	水防法第 17 条
危害防止のため措置命令		危険防止のため	その場に居合わせた者	警察官	警察官職務執行法第 4 条第一項

第7節 災害ボランティアの受入れ・支援

大規模災害が発生したときには、社会福祉協議会等が中心となって、速やかに市災害ボランティアセンターを設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆け付けるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者等積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片づけごみなどの収集運搬が円滑に行われるよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するように努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

第1 受入れ窓口等の設置（保護・援護課、社会福祉協議会）

1 市災害ボランティアセンターの設置

- (1) 社会福祉協議会が、中心となって直方市災害ボランティアセンターを設置し、福岡県災害ボランティア本部と連携の上、日本赤十字社福岡県支部、NPO・ボランティア等と連携を図り、活動を展開する。
- (2) 市災害ボランティアセンターは、市の災害ボランティアコーディネーター及び必要に応じて福岡県災害ボランティア本部から派遣される災害ボランティアコーディネーターの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

2 市の支援

市は、市災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの設置・運営にかかわる経費の助成
- (2) 資機材の提供
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) 片づけごみなどの収集運搬
- (6) その他必要な事項

第2 災害ボランティアの活動

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

1 避難支援に関する業務

- (1) 要配慮者の避難支援
- (2) 市に所在する外国人への避難指示等の防災情報伝達の呼び掛け（通訳）

2 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンターの運営の補助
- (3) 指定避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がい者の介護補助

- (7) 被災者の話し相手・励まし
 - (8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
 - (9) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
- 3 専門的な知識を要する業務
- (1) 救護所等での医療・救護
 - (2) 被災宅地の応急危険度判定
 - (3) 外国人のための通訳
 - (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
 - (5) 高齢者、障がい者の介護・支援
 - (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
 - (7) 公共土木施設の調査等
 - (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 市災対本部と災害ボランティアセンターの連携

- 1 市災対本部は、直方市災害ボランティアセンターと連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災対本部へ情報を提供する。

第2章 災害応急対策活動

第1節 防災気象情報等の伝達

災害の発生のおそれのある場合、気象業務法に基づいて発表される注意報及び警報、水防法に基づく水防警報、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災気象通報等を関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するため、また、これらに資するための必要な観測記録を迅速に収集するため、通報系統及び連絡系統を定めて、適切な防災対策の実施を図ることを目的とする。

第1 防災気象情報等の種類・基準

1 警報・注意報等の定義

- (1) 特別警報・・・大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
- (2) 警報・・・大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
- (3) 注意報・・・大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
- (4) 気象情報・・・気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。福岡管区気象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。

「雨を要因とする特別警報」を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

- (5) 土砂災害警戒情報・・・大雨により土砂災害の危険度が高まった場合、県砂防部局と気象台が共同して発表する。市長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的とする。

降雨から予測可能な土砂災害により、避難指示等の災害対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象とする。

- (6) 緊急地震速報(警報)・・・気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)や全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由による市の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。また、ごく短

第3編 災害応急対策計画

時間のデーターだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差（±1程度）を伴う。

第3編 災害応急対策計画

2 警報・注意報の種類及び発表基準

警報・注意報の種類並びに発表の基準は、次のとおりである。

発表官署		福岡管区気象台	
府県予報区		福岡県	
一次細部区域		筑豊地方	
二次細部区域		直方市	
種 類		発 表 の 基 準	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大 雨	警 報	2 5	1 5 4
	注意報	1 3	1 0 0
種 類		流域雨量指数基準	複合基準
洪 水	警 報	尺岳川流域＝7. 2 近津川流域＝6. 9 福地川流域＝10. 4 川端川流域＝4. 8	遠賀川流域＝(14、32. 1) 近津川流域＝(10、6. 6) 福地川流域＝(10、9. 3) 犬鳴川流域＝(18、22. 2) 川端川流域＝(10、4. 6)
	注意報	尺岳川流域＝5. 7 近津川流域＝5. 5 福地川流域＝8. 3 川端川流域＝3. 8	遠賀川流域＝(8、28. 5) 近津川流域＝(6、5. 7) 福地川流域＝(6、5. 5) 犬鳴川流域＝(10、19. 7) 川端川流域＝(6、3. 5)
暴風警報 (平均風速)		20 m/s	
強風注意報 (平均風速)		12 m/s	
暴風雪警報 (平均風速)		20 m/s 雪を伴う	
風雪注意報 (平均風速)		12 m/s 雪を伴う	
大 雪	警 報	平地 12時間降雪の深さ10 cm 山地 12時間降雪の深さ20 cm	
	注意報	平地 12時間降雪の深さ 3 cm 山地 12時間降雪の深さ5 cm	
注意報	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧 (視程)	100 m	
	乾 燥	最小湿度40%で、実効湿度60%	
	なだれ	積雪の深さが100 cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30 cm以上	
	低 温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が－7℃以下 (内陸部)	
	霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、かつ、気温が－2℃から2℃、湿度が90%以上	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110 mm

注1 流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数

注2 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

3 火災気象通報・警報

(1) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台が気象の状況が、火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。これを受けた市長は必要と認めた場合に、火災警報を発することができる。

火災気象通報を行う場合の基準は、次のいずれかを満たす場合である。

ア 実効湿度が60%以下で、かつ、最小湿度が40%以下となり、最大風速が7m/sをこえる見込みのとき。

イ 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、除雪中は通報しないこともある。）

(2) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般市民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

4 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

福岡県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。

第2 注意報・警報、特別警報等の伝達系統

1 福岡管区気象台等が発表する災害に関する予報若しくは警報等次の事項を、県知事は県防災行政無線により、市町村及び消防本部等の関係機関に伝達する。

(1) 下記の注意報・警報等の発表及び解除に関すること。

大雨注意報、洪水注意報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報、各特別警報、火災気象通報、記録的短時間大雨情報

(2) 洪水予報（指定河川）・水防警報の発表・解除等及び特別警戒水位（避難判断水位）到達情報の通知に関すること。（県土整備事務所から水防管理者等へ）

(3) 県災対本部等の設置及び廃止に関すること。

(4) 市町村対策本部等の設置及び廃止状況の把握に関すること。

(5) 市町村に対する災害警戒体制の強化指示に関すること。

(6) 市町村の被害状況把握に関すること。

(7) 関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関すること。

(8) その他防災上必要と認められること。

2 気象予警報等の発表による（伝達に伴う）市の措置

(1) 関係機関から気象予警報等が発せられたときには、速やかに次の措置を講ずる。

知事（防災危機管理局）又は福岡管区気象台から通報された予警報等は、総合政策部防災・地域安全課職員が受信し、必要に応じて総合政策部防災・地域安全課長その他必要と認める上司に報告するものとする。

第3編 災害応急対策計画

(2) 気象予警報等を受領した防災・地域安全課長は、総合政策部長へ通報する。また、緊急等必要と認める場合は、市長（副市長）に報告する。

3 住民等への伝達・周知方法

市長は、災害に対する気象予警報等の報告を受けた場合、又は自ら知った場合で、必要と認めるときは、この計画に定めるところにより総合政策部長に指示し、関係職員、関係機関及び住民その他関係のある各種団体等に対し、必要と認められる当該予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。

大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて住民等に伝達する。この場合、要配慮者が基本法第60条第1項の規程による避難のための立ち退きの指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

また、緊急に予想される災害の発生に対しても、必要な伝達又は警告を行うものとする。

(1) 直接的な方法

- ア のおがたコミュニティ無線による同報的運用による通報（スピーカ放送、戸別受信機）
- イ 広報車
- ウ 消防署・消防団による広報
- エ 電話・ファクシミリ
- オ 直方市公式ライン

(2) 間接的な方法

- ア 公共的団体（自治会、自主防災組織等）の電話連絡網等による通報
 - イ 他機関を通じての通知
- 気象予警報等伝達系統は下記の系統図による。

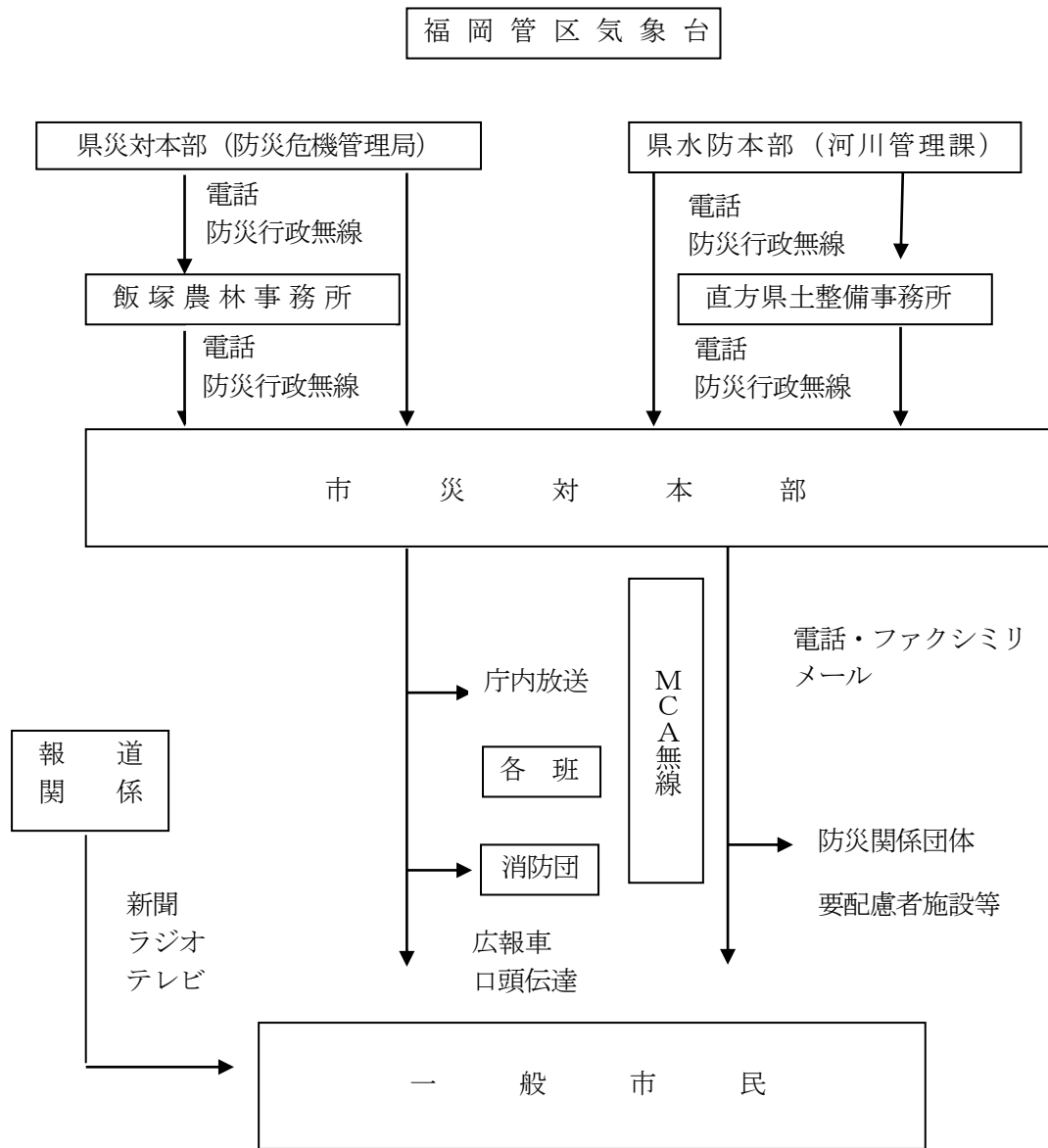
(3) 事態が緊急を要する場合の方法

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットポータルサイト・サーバ運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

なお、この場合の手続は、事前に事業者と協議して定めるものとする。

(4) 気象予警報等伝達系統は下記の系統図による。

気象（災害）情報伝達系統図



第3編 災害応急対策計画

4 異常発見時の通報（基本法54条関連）

(1) 発見者の通報義務

災害の発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、遅滞なく、その旨を関係機関に通報しなければならない。

- ① 水防に関する場合 水防機関
- ② 火災に関する場合 消防機関
- ③ その他の場合 市長、警察官

(2) 警察官の通報

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長及び直方警察署長に通報しなければならない。

(3) 市長の通報

通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県（防災危機管理局）その他関係機関に通報するとともに、消防本部その他関係課に適切に措置を講ずるよう指示する。

(4) 異常現象の種類

異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

① 気象に関する事項

著しく異常な気象現象・・・大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等

② 地象に関する事項

ア 地震に関する事項

群発地震・・・数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震

イ その他地象に関するもの

大雨等に関連して起こる山崩れ、崖崩れ等

③ その他

堤防に水漏れがある場合等

(5) 異常現象通報先機関及び電話番号一覧表

通 報 先 機 関 名	電 話 番 号	備 考
福岡管区気象台	気象に関する事項:092(725)3600 地震に関する事項:092(725)3609 :092(725)3606	官庁執務時間 夜間・休日
県防災危機管理局	夜間退庁時災害連絡用 092(641)4734	ファクシミリ：092(643)3117
福岡県警察本部	092(641)4141	内線:5722, 5723（警備課）
県河川管理課	092(622)5108	
飯塚農林事務所	0948(21)4951	災害対策筑豊地方本部 ファクシミリ：0948(24)1134
直方県土整備事務所	水防地方本部：0949(22)5613	ファクシミリ：0949(22)5644
直方警察署	0949(22)0110	
遠賀川河川事務所	0949(22)1830～1836	

第3 洪水予報・水防警報

1 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般市民に周知するものとする。

知事は、その通知を受けた事項について、水防管理者（市町村長）等に通知する。

2 福岡管区気象台・九州地方整備局（河川事務所）が共同して行う洪水予報（本市においては、遠賀川、彦山川）

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による洪水予報及び警報については、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般市民に周知するものとする。

知事は、その通知を受けた事項について、水防管理者（市町村長）等に通知する。

3 水防警報

水防警報とは、水防法第16条第1項の規定に基づき、国土交通大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生じのおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で、洪水又は高潮により損害を生じするおそれがあると認めて指定したものについて、水防のために行う警報をいう。

知事は、遠賀川河川事務所が、水防警報を行った場合の旨の通知を受けたときは、水防管理者である市長に通知する。

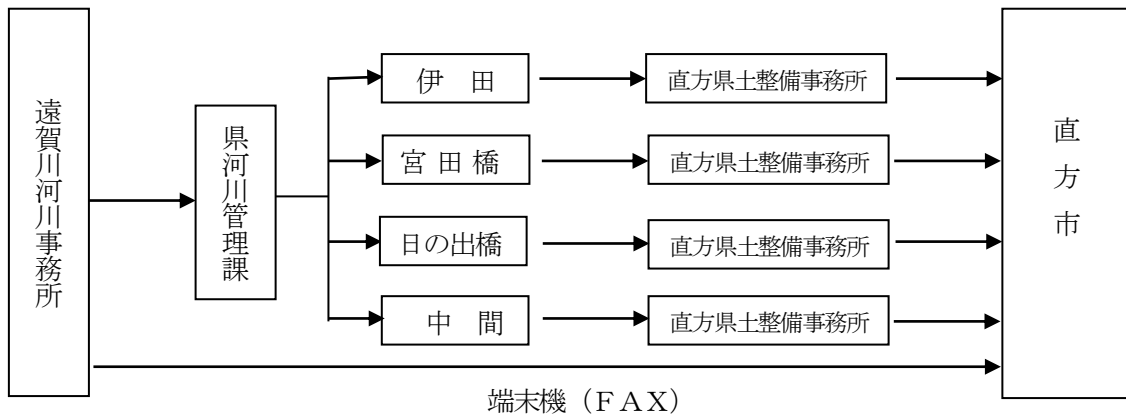
(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川（直方市：遠賀川幹川、支川犬鳴川、支川彦山川）

(2) 洪水予報・水防警報の基準とする水位観測所（遠賀川水系）

（単位m）

	観測所名	零点高	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高水位
遠賀川	日の出橋	2.000	4.60	5.90	7.10	8.10	8.462
〃	勘六橋	3.292	3.80	5.20			7.776
〃	川島	10.737	2.30	3.60	4.70	5.60	6.086
〃	大隈	39.750	1.30	2.00			3.742
彦山川	伊田	17.870	1.60	2.80	3.60	4.00	5.426
犬鳴川	宮田橋	6.043	4.00	5.50	5.70	5.90	7.173

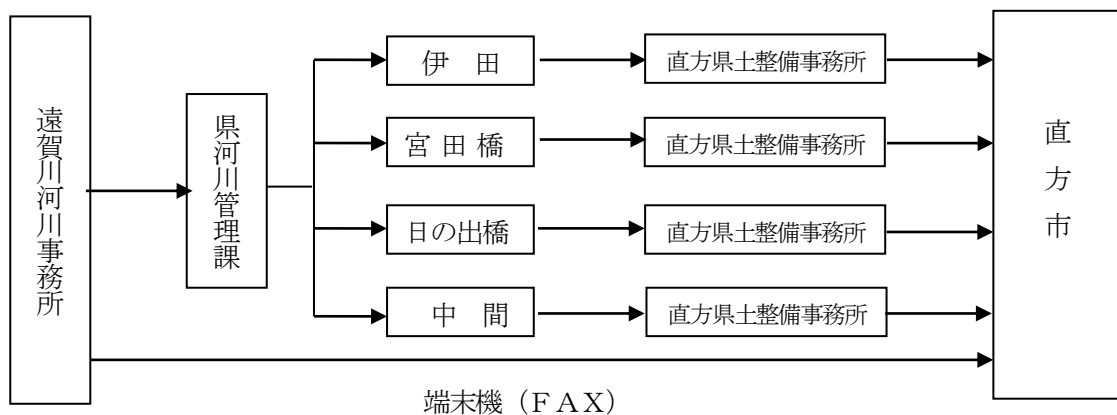
(3) 水防警報通報系統図（直方市関係）



4 水位到達情報系統図（直方市関係）

水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川（水位周知河川）については、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を設定し、河川の水位がその水位に達した場合、関係機関等へ通知等を行う。

国土交通大臣が指定した河川である遠賀川の水位が洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達した場合には、遠賀川河川事務所長はその旨を知事に通知するとともに、水防管理者である直方市長等へ通知する。



第4 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の内容

県と気象庁は、土砂災害防止法第27条及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の規定に基づき共同して作成・発表する土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報の提供に努めるものとする。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。土砂災害警戒情報は警戒レベル4に相当する情報である。

2 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援するとともに、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的としている。

3 県が発表する土砂災害警戒情報

- (1) 県（砂防課）は、福岡管区气象台と共同発表する「土砂災害警戒情報」を平成19年3月1日から開始するとともに同年11月1日からインターネットを介して、「土砂災害警戒情報」と、その情報を補足する「危険度情報」の配信機能を整備した。
- (2) この土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜崩壊を対象とし、技術的に予測が困難である地すべり等は対象としていない。
また、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものでもない。
- (3) 土砂災害危険度情報とは、気象庁にて判定される指標雨量（土壌雨量指数と60分間の雨量）をもとに土砂災害の危険性を表したものである。

土砂災害の危険度を地図上に4色で表示

土 砂 災 害 の 危 険 度	
黒で表示 	災害切迫 大雨特別警報の指標に用いる基準に実況で到達
紫色で表示 	危険 2時間先までに土砂災害警戒情報を発表する基準に到達すると予測
赤色で表示 	警戒 2時間先までに大雨警報（土砂災害）を発表する基準に到達すると予測
黄色で表示 	注意 2時間先までに大雨注意報を発表する基準に到達すると予測

第2節 災害情報の収集・伝達

災害の発生に際し、迅速かつ確実な災害情報を収集し、災害対策に活用するとともに、知事その他関係機関に報告することを目的とする。

第1 災害情報の収集及び被害状況の報告

1 情報総括責任者の指定

市災対本部の災害情報の責任者は、情報班長とする。

2 災害・被害情報の収集・伝達

- (1) 市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、各部及び関係機関の協力を得て、情報の収集に当たる。
- (2) 防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に情報を交換するとともに、被害状況等に把握に努める。
- (3) 情報の収集・伝達については次の点に留意するものとする。

① 情報項目

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時、場所又は地域

ウ 被害の状況

- ・ 人的被害（行方不明者の数を含む。）

※ 市は、行方不明者の数については、捜索・救助体制、特に自衛隊災害派遣要請等に必要の情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、直方警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

- ・ 建物被害

エ とられている対策

オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

カ 県への報告事項

- ② 災害情報の収集に当たっては、直方警察署と密接に連携する。
- ③ 被害の程度の調査に当たっては、内部の連絡を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整する。
- ④ 災害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、被災人員についても、平均世帯により計算し、速報する。
- ⑤ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

3 災害関係情報収集用カメラ等を活用した情報収集

(1) 道路交通情報ネットワークを活用した情報収集

道路管理用カメラネットワークを活用して、道路近傍の災害情報の収集を行う。

(2) 九州地方整備局遠賀川河川事務所との連携

市は、九州地方整備局遠賀川河川事務所の河川情報システムのカメラを活用し、遠賀川水系河川の水位情報等を収集する。

第2 防災情報の収集・伝達の細部実施要領

1 市民への防災情報の収集・伝達の細部実施要領

各地区の被災情報の入手並びに各警報及び避難指示等の防災情報の伝達に当たっては、別表「防災情報の収集・伝達の細部実施要領」に基づき、校区（必要により自治会単位）毎に情報入手・伝達先及び入手・伝達手段を策定する。

2 浸水想定区域への防災情報の伝達の細部実施要領

(1) 洪水予報等の伝達方法

浸水想定区域内の市民及び施設等への洪水予報等の伝達に当たっては、のがたコミュニティ無線の一斉放送により周知するとともに、校区毎の伝達手段を定め校区長等に対し電話、ファクシミリ及びメール等の複数手段を活用して迅速・確実を期する。

(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法

第2編「災害予防計画」第2章「防災基盤の強化」第1節「水害予防計画」第2項「浸水想定区域内の把握及び住民等への周知」で指定した浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者に対する洪水予報等の伝達に当たっては、のがたコミュニティ無線の一斉放送により周知するとともに、電話、ファクシミリ及びメール等の複数手段を活用して迅速・確実を期する。

別表 「防災情報の収集・伝達の細部実施要領」

参照：資料編「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

[別表]

被害情報の収集・伝達の細部実施要領

情報収集（伝達）項目			入手先	伝達先	担任・手段
地震情報（震度、マグニチュード、震源）			気象庁（TV、ラジオ）	①区長（住民） 自主防災組織	●本部員 ●情報分析係 MCA 無線、広報車 ホームページ 電話（FAX） インターネット メール 放送機関
			県（防災企画課） 防災行政情報通信ネットワーク	②病院、学校 ③要配慮者施設、 支援者 ④国・地方機関 ⑤各種機関	
被災情報	建築物・土木構造物の被害	警察・消防署	市職員（出勤時の報告等）	区長（住民）	●本部員 ●情報分析係 市民：上記の手段 県：防災行政情報通信ネットワーク 自衛隊：電話、FAX
	死傷者及び行方不明者の情報		市内の病院、学校等	消防署	
	広域火災の発生情報		各区長、住民	（消防団、水防団）	
	山体崩壊、急傾斜崩壊による被害		各施設・機関の責任者	警察署	
	液状化による被害		自衛隊（航空偵察情報） 近隣市町村、巡視	県 自衛隊	
災害情報	ライフラインの被害 及び復旧状況	電気	九州電力	避難所（住民） 区長（住民） 学校 病院 各種機関 県等関係機関	
		電話	NTT、ドコモ、KDDI、ソフトバンク		
		ガス	直方ガス		
		上・下水道	上・下水道局		
		鉄道	JR 九州、平成筑豊鉄道、筑豊電鉄		
		道路	国交省、県土整備事務所		
	交通規制の情報		警察		
県及び近隣市町村の被害等の状況			近隣市町村の災害対策本部		
生活情報			県、病院、学校、各公共機関等		
安否情報			県・日本赤十字社、近隣市町村		伝言ダイヤル

第3 被害状況の報告

1 市長に対する報告

- (1) 関係部長等は、災害が発生した場合、所管事項にかかわる被害状況等を収集して市長に報告しなければならない。
- (2) 直方警察署長は、災害情報を市長に通報する。

2 知事に対する報告

- (1) 市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、被害判定基準に基づき、被害概況報告書（県様式）等により知事（県災対本部長）に報告する。

ア 報告内容

- ① 人的被害
- ② 建物被害
- ③ 避難の指示の状況、警戒区域の指定状況
- ④ 避難の状況
- ⑤ 防災関係機関の防災体制(配備体制等)
- ⑥ 防災関係機関の対策の実施状況
- ⑦ 交通機関の運行・道路の状況
- ⑧ ガス・電気・水道、通信サービス等生活関連施設の運営状況
- ⑨ 県への要請及び防災関係機関への要請事項

イ 人及び住家等の被害、土木、農地、農作物等被害については、併せて県飯塚農林事務所長（地方本部長）に報告する。なお、報告時間は、県が定めた時間とする。

- (2) 市長は、被害状況確定後速やかに被害状況報告書により知事に報告するものとする。
- (3) 市長は、県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合等には、市から県に加えて直接、消防庁（応急対策室）にも報告するものとする。

3 被害情報等の共有

被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であることから、災害の規模や被害の程度に応じ、国、県、市及び防災関係機関等は、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。

この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡するものとし、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

国、県、市及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、防災関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

国、県、市及び防災関係機関等は、収集・連絡された情報に基づく判断により、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制をとるものとする。

4 市防災会議に対する報告

市長は、必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、市防災会議に報告するものとする。

第3節 通信

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急的対策を講ずるためには、有線通信、無線通信の総合的活用が重要であるため、災害時における通信の確保を図ることを目的とする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

第1 無線通信施設の活用

1 防災行政無線の活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、消防本部、日本赤十字社及び自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県防災・行政情報通信ネットワークを活用する。

2 消防無線の利用

県下消防本部が他県及び県内における消防、救急救助活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備で、各消防本部が相互に通信することができるなど、被災による不通のおそれが少ない消防無線を利用する。

3 通信機器の借受け

市は、有線回線の輻輳や停電等のために有線通信が使用できない場合、電気通信業者等から通信機器（携帯電話、衛星通信、MC A無線機等）を速やかに借り受け、被災地の災害応急対策活動に活用する。

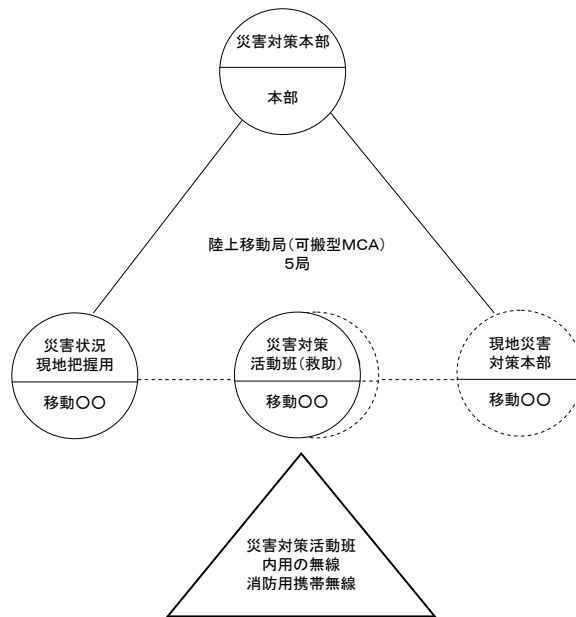
4 災害応急対策活動時の無線通信

- (1) 被災状況を把握するための現地視察の派遣及び災害応急対策活動等の実施に当たっては、MC A無線の陸上移動局（可搬型）を活用し、市災対本部との間の無線通信系を構成する。
- (2) 災害応急活動時の現場における連絡・指示のための、消防無線を使用し、応急活動現場無線通信系を構成する。

参照図：「災害応急活動時の無線通信使用の一例」

[参照図]

災害応急対策活動時の無線通信使用の一例(図)



第2 有線通信設備（災害時優先電話）の利用

1 災害時優先電話

災害時優先電話とは、災害が発生した場合、被災地等への通話が集中することから重要な通話を確保するため通話を規制することがあるが、あらかじめ災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については、比較的優先して取り扱われるものである。

この優先電話は、資料編：「災害時優先電話一覧表」によりNTTに登録している。

2 その他の通信設備の利用

(1) 非常無線通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときには、「福岡県非常通信連絡会」の協力を得て通信の確保を図る。

(2) アマチュア無線の活用

以上の通信手段のほか、アマチュア無線の活用を図る。

第4節 広報・広聴

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における人心の安定、パニック等の混乱の防止及び社会秩序の維持に努めるため、一般市民及び報道機関に対し、被害状況、応急措置の実施状況等を迅速かつ的確に周知する。

また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動に当たっては、要配慮者に配慮した広報の実施に努めるものとする。

第1 災害広報の実施（防災・地域安全課）

1 報道機関に対する発表

災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難指示の状況、一般市民並びに罹災者に対する協力及び注意事項等の広報資料を取りまとめ、総括班広報伝達係を窓口として、適宜報道機関に発表するものとする。

2 市民に対する広報

県、市及び防災関係機関は、市民（被災者）に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

市民（被災者）に対し、災害状況及び応急措置の実施状況を災害発生前から災害発生後、復旧の段階まで、逐次に市民（被災者）が必要とする情報をまとめて広報するものとする。

この際、市民（被災者）の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることをかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(1) 災害発生前の広報

災害発生前の広報としては、予想される災害の規模、動向等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、報道機関による広報及び広報車等を利用した広報活動を行うものとする。

(2) 災害発生後の広報

災害発生後の広報としては、被害の程度及び推移、避難準備及び避難の指示、避難所の開設、応急措置の状況、被災者生活支援に関する情報等が確実に周知されるよう広報するものとし、人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請するなど広報活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

(3) 広報手段

ア MCA無線

イ 広報車

ウ 市のホームページ・直方市公式ライン

エ 福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」

オ 広報誌

カ ファクシミリ

キ マスコミ（記者会見等）

ク インターネットや携帯電話等による情報提供

3 広報の主な内容

第3編 災害応急対策計画

市は、災害応急対策の第一次的実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに地域住民への広報を行うとともに、関係機関へ通報する。なお、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

- (1) 災害に関する注意報・警報・特別警報及び指示等に関すること
- (2) 災害に関し、市民の心構え等注意事項
- (3) 高齢者等避難・避難指示等及び避難所開設に関すること
- (4) 災害発生状況等に関すること
- (5) 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- (6) 交通規制及び交通渋滞状況、その他交通に関すること
- (7) 災害応急対策の実施状況に関すること
- (8) 被害状況の概要に関すること
- (9) 医療機関の活動状況に関すること
- (10) ライフライン（電気・ガス・水道及び燃料等の供給）状況に関すること
- (11) 安否情報に関すること。
- (12) 炊き出し、その他食料の供給に関すること
- (13) 飲料水の供給に関すること
- (14) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること
- (15) 応急仮設住宅の給与に関すること
- (16) 被害復旧の見通しに関すること
- (17) 通信施設の復旧状況
- (18) 物価の安定等に関すること
- (19) 地震発生時におけるガスの安全使用に関すること
- (20) その他防災に関する事項

4 災害時における放送要請

- (1) 市は、放送局を利用することが適切な場合には、やむを得ない場合を除き、県を通じて要請する。
- (2) 要請にあたって明らかにする事項
 - ア 放送要請の理由
 - イ 放送事項
 - ウ 放送希望日時
 - エ その他必要事項

5 緊急警報放送の要請

市長は、緊急に住民に周知する必要がある場合は、NHK福岡放送局に対して、基本法第57条に基づき無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を知事に依頼することができる。

- (1) 要請者 直方市長
- (2) 要請先 NHK福岡放送局
- (3) 要請理由

災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれにも該当する場合とする。

- ア 事態が切迫し、緊急安全確保、避難指示や警戒区域の設定等について情報の伝達に緊急を要

第3編 災害応急対策計画

すること。

イ 通常の市及び防災関係機関等の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別な必要があること。

(4) 要請手続

ア 要請は、別紙「放送要請にかかわる様式」による。

イ 要請方法

原則は県が窓口であるが、緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請することもできる。

(7) 市から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
1 県防災行政無線電話《発信番号78-》 700-7022 (防災企画係) 700-7023 (消防係) 700-7500 (県災対本部、設置時のみ)	1 県防災行政無線電話《発信番号78-》 700-7027 (宿直室) 700-7020~7025 (防災危機管理局事務室、宿直室対応可) 700-7500 (県災対本部、設置時のみ)
2 一般加入電話 (092) 643-3112 (防災企画係) (092) 643-3986 (県災対本部設置時のみ)	2 一般加入電話 (092) 641-4734 (宿直室切替) (092) 643-3986 (県災対本部設置時のみ)
備考 1 一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2 内の電話を優先	

(イ) 市からNHK福岡放送局への直接要請

1 一般加入ファクシミリ 092-781-4270、092-771-8579 ただし、この場合も別途電話連絡すること。
2 県防災行政無線電話《発信番号78-》 982-70
3 一般加入電話 092-741-7557、092-741-4029

【放送要請にかかわる様式】

(ファックス、電話用)

件名 放 送 要 請 に つ い て

令和 年 月 日 直方市災対本部 第 号

1 要請理由

- ① 避難指示、警報等の周知、徹底を図るため
- ② 災害時の混乱を防止するため

2 放送内容(内容、対象地域等)

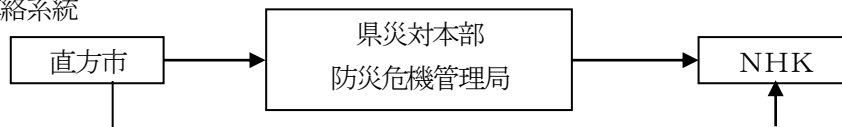
別紙のとおり

3 放送希望日時

- ① 直ちに
- ② 月 日

4 その他

連絡系統



要請者 直方市	県		NHK
連絡者	受信者	通報者	受信者
連絡時分	受信時分	連絡時分	受信時分
電話番号	電話番号		

※ 被要請機関(県・NHK)は、折り返し要請者に電話し、内容の確認を行うこと。

(根拠：県とNHKの「放送協定－災害時に関する対策のための放送要請に関する協定」)

第2 災害広聴の実施

1 窓口の設置

市災対本部に相談窓口を設置して最新の情報を集約し、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や被災者の支援措置等についての相談、要望、苦情等に対応する。

2 実施責任

情報班情報収集係

第3 広報・広聴活動実施にあたっての留意事項

- 1 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、又、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。確認情報については、「現時点では」「現段階では」の限定条件で発表し、情報が最新になった時点、変化した段階で情報を差し替えていくものとする。

また、情報は、「定時」「定期」に公表するものとする。

- 2 市災対本部において、災害応急対策等の重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて市災対本部長（市長）自ら記者会見を行う。

特に大災害発生時等の緊急記者会見は、発災後2時間以内に実施するものとする。

- 3 住民が抱く「7つの不安感」を解消するように広報するものとする。

- (1) 拡大被害に対する不安感
- (2) 二次災害に対する不安感
- (3) 類似被害に対する不安感
- (4) 健康被害に対する不安感
- (5) 環境汚染に対する不安感
- (6) 補償問題に対する不安感
- (7) 風評、うわさに対する不安感

- 4 県と連携した広報体制を構築する。

- 5 住民の相談内容に応じ、関係機関・団体に必要な協力を要請する。

第5節 避難対策の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護するため警戒区域の設定等、さらには危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための避難方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図ることを目的とする。

第1 避難の指示等の通知（防災・地域安全課）

1 高齢者等避難

市は、高齢者や障がい者等の避難行動に時間を要する要配慮者の迅速な避難や風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するよう、高齢者等避難の伝達を行う。

2 避難指示

- (1) 市長、その他避難指示等の権限を有する者は、災害が発生し、又は発生しようとして危険が切迫している場合、人命・身体を災害から保護して安全に避難させるため、立ち退きを指示し、緊急安全確保措置の指示を行う。

避難指示等の解除に当たっては、避難者の帰宅時期、帰宅経路等について十分に安全性の確認に努めるものとする。

- (2) 指定行政機関の長等による助言

市長は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

- (3) 避難の指示権者

別表1 「避難の指示権者及びその内容」

第3編 災害応急対策計画

避難指示等の状況及び住民に求める行動

区分		発令の状況	住民に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況	高齢者等避難 ① 対象地域の高齢者、障がい者等の要配慮者、特に避難行動に時間を要する人は、計画・指示された避難場所への避難を開始する（避難支援者は避難行動を開始）。 ② 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品（最小限の毛布、衣類、タオル、水、食料、薬、懐中電灯、携帯ラジオ等）の用意等避難準備を開始するとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ③ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる
		災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	
警戒レベル4	避難指示	災害が発生するおそれが高い状況	全員避難 ○ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ① 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難をする。 ② 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1へ避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う
		災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	
警戒レベル5	緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況	災害発生 ① 既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ② 市町村が災害の発生・切迫を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動

4 関係機関（者）相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示を行った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力するものとする。

(1) 関係機関への連絡（防災・地域安全課）

市長は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示をとった場合は、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連絡を行う。

5 避難指示等の発令の事態

避難指示等が必要な事態としては、次のような場合が想定される。

- (1) 河川の越流、氾濫による洪水の発生が迫ったとき、又は内水氾濫が発生し床上浸水が予測されるとき
- (2) 火災による危険が迫ったとき
- (3) 危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき
- (4) 地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき
- (5) 不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき
- (6) その他災害の状況により、市長が認めるとき

6 避難指示等の実施

- (1) 避難指示等は、市災対本部長（市長）又はその委任を受けた者が、別表2「避難指示等の発令基準」及び災害予測に基づき、原則として判断して行うものとする。

なお、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保措置を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難情報の提供に努めるものとする。

- (2) 避難の指示権の委任を受けた者

市災対本部長（市長）の命を受け、災害現場に派遣された職員

別表1 「避難の指示権者及びその内容」

- (3) 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、予め市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合、速やかにその状況等を市災対本部長（市長）に報告し、以後の措置について指示を受ける。

- (4) 避難指示、緊急安全確保措置の指示等の市民への伝達事項

伝達に当たっては、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するよう努め、下記事項を含めるものとする。

ア 避難指示に対応する警戒レベルと求める行動

- イ 避難指示、緊急安全確保措置の指示等の発令者
 - ウ 避難指示、緊急安全確保措置の指示等の対象地域
 - エ 避難先とその場所
 - オ 避難経路（危険な経路がある場合等）
 - カ 避難指示、緊急安全確保措置の指示等の理由
 - キ 避難時の注意事項（火の元の確認、戸締まり、携行品、服装等、門扉等への避難先の明記）
- ※参照：資料編 「指定避難所一覧表」

7 避難指示等の伝達手段・方法

(1) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用者施設等への避難指示等の伝達

- ア MCA無線（戸別受信機を含む。）
 - イ 電話、ファクシミリ及びメールにより伝達（伝達可能なものを選択して伝達）
 - ウ 消防車、広報車（及びパトカー）による伝達
 - エ 電話等が不通時には、必要により連絡員を派遣して伝達
- 参照：資料編 「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

(2) 住民等への伝達・周知

ア 避難指示、緊急安全確保措置の指示を発令した場合は、要避難地域の住民等に対し、可能な限り複数の伝達手段を活用し伝達するとともに、自治会、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。

特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

イ 市は、情報の伝わりにくい要配慮者への「避難の指示の伝達」には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により、避難指示等の徹底を図る。

ウ 市は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の緊急安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

ア MCA無線（戸別受信機を含む）

イ 電話、ファクシミリ及びメールによる校区・自治会長、自主防災組織の代表者への伝達

ウ 消防車、広報車（及びパトカー）による伝達

エ 市のホームページ、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビまもるくん」、広報誌

オ 連絡員等による伝達

カ テレビ・ラジオ放送により避難指示の周知を図るため、県を通じて放送局への協力を依頼する。

第3編 災害応急対策計画

前節の第1「災害広報の実施」4「災害時における放送要請」を参照

キ 住民は、近隣に居住する要配慮者に対しても避難指示が確実に伝達されるよう協力するものとする。

(3) 市立の学校

教育委員会より伝達

(4) その他の公私の団体

電話、ファクシミリ及びメールにより伝達（伝達可能なものを選択して伝達）

8 避難指示等の通知・連絡

(1) 市長が避難指示等を行った場合

市長が避難指示等を行った場合は、知事に通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も、同様とする。

ア 直方警察署（警備課）

イ 避難先

(2) 市長以外が避難指示を行った場合

直ちに市長に報告し、市長は①に準じて関係機関等に連絡する。

9 警戒レベルと住民がとるべき行動

避難指示等を発令する際には、住民がとるべき行動を下記一覧表のとおり5段階に分け、「住民に行動を促す情報」と「住民がとるべき行動」の対応を明確にし、「警戒レベル」の段階に応じて住民がとるべき行動が直感的に理解しやすい様に伝達を行う。

警戒レベル	住民に行動を促す情報	住民がとるべき行動	発表者
警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める。	気象庁
警戒レベル2	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル3	高齢者等避難	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	市長
警戒レベル4	避難指示	災害の恐れが高い状況であり、危険な場所から全員、指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。	
警戒レベル5	緊急安全確保	すでに災害が発生または切迫している状況であり、命をもるための最善の行動をとる。	

第3編 災害応急対策計画

[別表1]

避難指示権者及びその内容

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・条件）	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた職員)	市長 (委任を受けた職員)	基本法 第60条第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	必要と認める地域の居住者 滞在者 その他の者	①立ち退きの指示 ②立ち退き先の指示 ③安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口：防災危機管理局)
知事 (委任を受けた職員)		基本法 第60条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		基本法 第61条	全災害 ・市町村長が避難のため立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 ・危害を受けるおそれのある者	①立ち退きの指示 ②立ち退き先の指示 ※1 ③安全確保保持の指示 ④避難等の措置(特に急を要する場合)	市長に通知 市長は知事に報告
		警察官職務執行法 第4条				公安委員会に報告
災害派遣時の自衛官		自衛隊法 第94条	・危険な事態がある場合で特に急を要する場合(警察官がその現場にいない場合に限る)	危害を受けるおそれのある者	避難についての措置 ※2	警察官職務執行法 第4条の規定を準用
知事 (その命を受けた県職員)		水防法 第29条	洪水のはん濫により著しく危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立ち退くべきことを指示	
		地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しく危険が切迫していると認めるとき			その区域を管轄する警察署長(直方警察署長)に通知
水防管理者 (市長)		水防法 第29条	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による危険が切迫していると認めるとき	同上	同上	

※1 立ち退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定する。

※2 警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

第3編 災害応急対策計画

[別表 2]

		警戒レベル3 高齢者等避難		警戒レベル4 避難指示		警戒レベル5 緊急安全確保		
水害 (遠賀川本川からの氾濫)	警報	大雨・洪水の注意報・警報が発表 (注意報は予想雨量、水位を判断)		① 大雨洪水警報が発表 ② 記録的短時間大雨情報が発表				
	判断時期	日の出橋の水位が下記の水位に達する頃						
		氾濫注意水位（5. 9 0 m）を越え避難判断水位（7. 1 0 m）に達する前後		避難判断水位を超え、氾濫危険水位（8. 1 0 m）に達する前後				
	発令条件	全般	①気象庁の警報、降水量及び雨量予測と遠賀川河川事務所等の上流域の降雨量、水位情報及び日の出橋の水位予測に基づき、越流等の氾濫時期を予測するとともに、洪水予報の発表、氾濫の兆候、避難に必要な時間等を原則として基準に基づき判断して発令する。 ②市街地に対しては、避難に要する時間を最小限2時間を基準として発令するものとする。 ③大雨特別警報が発令された場合は直ちに緊急安全確保措置を発令する。 ④漏水による堤防の決壊、越流等の氾濫の兆候が出た場合は直ちに緊急安全確保措置を発令する。					
		上流域の降雨と水位	①彦山川及び遠賀川上流域の雨量 雨量観測点において、1時間前から時間雨量20ミリ前後の雨が観測され、直近の10分間雨量で2～4mm以上が観測されるとともに、降水短時間予報等からさらに1～2時間程、時間雨量10mm以上の降雨が予測される場合 ②彦山川及び遠賀川上流域の水位 水位観測点において、水位が1時間前から上昇を継続しており、上記雨量により引き続き上昇が予測される場合					
			日の出橋の水位予測	1時間前後に氾濫危険水位（8. 1 0 m）以上に、2時間前後で計画高水位（8. 4 6 2 m）以上に上昇すると予測され、更に上昇が予測される場合	2時間前後で計画高水位（8. 4 6 2 m）以上に水位が上昇すると予測される場合	30分前後で計画高水位（8. 4 6 2 m）を超え、さらに水位が上昇し越流が予測される水位（9. 6 4 m）以上に上昇が予測され、更に上昇が予測される場合		
		河川情報	①一般住民向けに「遠賀川氾濫注意報」が発表 ②堤防（堤体）から漏水の兆候が発見された場合	①一般住民向けに「遠賀川氾濫警戒情報」又は「遠賀川氾濫危険情報」が発表 ②堤防（堤体）から漏水の兆候が発見された場合	①堤防から越流の兆候が出始めた場合		①一般住民向けに「遠賀川氾濫発生情報」が発表 ②堤防の決壊	
水害 (内水氾濫)	時期	市域で、時間雨量60mm前後以上の降雨が1時間降り続いた頃						
	降雨	福岡管区気象台発表（直方市防災情報）の降水短時間予報等でその後も1～2時間以上続くと予測される場合（レーダーエコー図）						
	発令条件	内水氾濫の兆候（道路の冠水、支流への逆流、排水ポンプの故障・不具合の兆候等）が出始めた場合	①周辺道路が10cm以上の冠水し、上記の降雨量により床下浸水以上に浸水するおそれがある場合 ②排水ポンプの不具合又は故障の発生	①周辺道路が、20cm以上冠水し、上記の降雨量により床下浸水以上に浸水するおそれがある場合 ②排水ポンプの不具合又は故障の発生				
	格別基準	低地地域（下境、感田、中泉、北、南校区の一部の特定地域）については、避難指示判断マニュアル（格別の判断基準）を定める。						

第3編 災害応急対策計画

		警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
土砂災害	対象地域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき指定された、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域		
	警 報	大雨〔土砂災害〕注意報・警報が発表 （注意報は予想雨量を判断）	大雨〔土砂災害〕警報が発表 市の土壌雨量指数が154以上になった場合	
	判断時期	福岡県土砂災害警戒情報が発表され、市が警戒対象地域に指定 福岡県土砂災害危険度情報（ https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/ ）で下記レベルに達する前後 ※避難行動が夜間に及ぶ場合は、日没までに		
		注意	警戒	非常に危険
	発令条件	福岡管区気象台発表の直方防災情報の解析雨量・降水短時間予報等で1時間雨量30mm以上の激しい雨（レーダーエコー図）が下記により降り続くことが予測される場合	土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を 実況で超過した場合	
		全般	降雨	兆候
地震	判断時期	震度5弱以上の地震の発生直後において家屋の損壊、火災の発生等が予測される場合		
	発令条件	火災	延焼が予測される地域	①延焼が差し迫った地域 ②市街地の大火災が予測される場合で、その延焼予測地域
		応急危険度判定	①「緑」判定の家屋で新耐震基準以前（既存不適格）の建物の住民 ②「黄」判定以上の家屋の住民	①「黄」の判定家屋で新耐震基準以前（既存不適格）の建物の住民 ②「赤」判定家屋の住民
		複合災害	余震等により山崩れ、がけ崩れの発生が予測される地域の住民	余震等により山崩れ、がけ崩れ等の兆候を察知した場合は、被害が予測される地域住民に対し直ちに発表
台風		「非常に強い台風以上」の台風の暴風域が、市の近辺を通過することが予測される場合で ①九州上陸（台風通過6時間前）が判明する時点で、自主避難のための避難所を開設し自主避難の呼び掛けを開始する。 ②市の近辺の通過（3時間前）が予測される時点頃までに、自主避難を完了させる。 ③市の近辺の通過前後（約3時間）は、屋外に出ないように広報する。 ④降雨の状況により、水害及び土砂災害の基準を適用し避難指示等を発表する。 ⑤暴風により、住家半壊規模の被害が発生し、その被害状況により避難指示等を発表する。		
その他の災害		その被害の状況により、市災対本部長が判断する。		

第2 警戒区域の設定

基本法第63条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立入りを制限し、禁止し、又はその区域から退去を命ずることができるものである。

1 設定権者

市長の警戒区域設定権は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項に基づいて市の職員に委任することができる。

設定権者	災害の種類	内 容(要 件)	根 拠 法
市 長	災 害 全 般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
警 察 官	災 害 全 般	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の吏員等が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	同 上
災害派遣時の自衛官	災 害 全 般	同上	同 上
消防長又は消防署長	火 災	事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法第23条の2
警 察 署 長	火 災	上記の場合において、消防長等若しくはその委任を受けた消防吏員等が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	同 上
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災 害 全 般	災害現場において、活動確保を主目的に設定するとき	消防法第28条 消防法第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪 水	水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定するとき	水防法第21条

※警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

警戒区域の設定に伴う必要な措置は、警察官等の協力を得て実施する。

2 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」が「避難の指示」と異なる点は、次のとおりである。

- (1) 「避難の指示」が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対して、「警戒区域の設定権」は、地域的に捉えて立入制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。
- (2) 「警戒区域の設定権」は、災害がより急迫している場合に行使される。
- (3) 「警戒区域の設定権」の基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反については罰則が科される。（法第116条第2項）のに対し、「避難の指示」については罰則がない。

3 警戒区域設定の事態

市長は、警戒宣言が発せられた場合等において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるときは、崖崩れ危険地域等において警戒区域の設定を行い、立入り制

限等を実施する。実施は、予想される危険が生じる可能性が著しく高く、危険防止のための特別の必要性が認められる場合に限られる。

警戒区域の設定は、住民等の行動を制限するものであるから、不必要な範囲まで設定することがないように留意する必要がある。

4 警戒区域設定の実施

- (1) 市長は、避難指示等に準じて状況を判断して警戒区域を設定する。

警戒区域の設定をしようとする場合に必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。

この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。なお、市長は、これらの機関との発災時の連絡体制について、予め市地域防災計画に定めておく等、十分な連携を図るものとする。

- (2) 警戒区域を設定するときには、その目的上必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示する。

5 警戒区域設定の通知・連絡

避難指示等に準じる。

第3 避難者の誘導及び移送

1 住民等の避難誘導

- (1) 市は、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て住民等の避難誘導を行う。

市は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (2) 要配慮者の避難誘導・移送

市は、要配慮者（高齢者、傷病人、乳幼児、妊産婦、身体障がい者及び必要な介護者等のうち一人では避難できないものをいう。）に対しては優先的に避難誘導・移送を行う。

- (3) 避難者の移送

市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に受入れしきれなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

その際、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

- (4) 広域避難

ア 広域避難についての協議

市は、災害の予測規模、避難者等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 広域避難の実施について

市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

ウ 避難者への情報提供

市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事

業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(5) 広域一時滞在

被災市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

2 避難の流れ

(1) 一時避難場所

自主防災組織単位で、一旦近隣の公園、広場等に集合し、集団で避難所又は広域避難場所に避難する。この際、自主防災組織は、地域の要配慮者の安全確保に留意し、避難経路、避難手段を確認し、避難誘導支援を行う。

(2) 指定避難所

本節の第4「指定避難所の開設」に示す指定避難所とする。

(3) 広域避難場所

大規模火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、火災の輻射熱から市民の生命を守るため、十分な広さのある空き地に避難誘導する。

3 避難誘導

避難誘導に当たっては、障がい者、傷病者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者に十分配慮するものとする。

(1) 避難誘導員

ア 避難誘導は、小規模災害時には、避難班が担任し、大規模災害時には市職員全力をもって当たる。

イ 避難誘導を行う場合は、消防団員及び自主防災組織役員にも協力を求める。

ウ 必要がある時は、警察官等の応援を求めて行う。

(2) 避難者誘導方法及び輸送方法

避難誘導員は、次の事項に留意して避難誘導する。

ア 最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。

イ 避難経路中に危険箇所があるときは、明確に標示しておく。特に重要な箇所には誘導員を配置し、避難中の事故の防止に努める。

ウ 夜間にあつては、照明器具携行の誘導員を要所に設置する。

エ 必要に応じ誘導ロープにより安全を確保する。

オ 誘導員は出発、到着の際に人員点検を行う。

カ 避難開始とともに警察官、消防団員等による現場警戒区域を設け危害防止、その他警戒連絡を行う。

キ 車両は、要配慮者の避難支援を除き原則として使用しない。

(3) 学校、病院、社会福祉施設等の避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、受入者等の避難が必要な場合、あらかじめ各施設において定めた計画に基づき、避難誘導する。

特に、浸水想定区域に所在する要配慮者の利用施設の管理者は、防災情報を適時・適切に入手するとともに、避難準備・高齢者等避難開始の発令に伴う避難行動を安全・確実に実施するものとする。

3 避難の準備

住民の避難の準備に当たっては、次の点を周知させる。

- (1) 車両による避難は、原則として禁止する。
- (2) 避難に際しては必ず火気、危険物等の始末を完全に行う。
- (3) 会社、工場においては、油脂類の流失防止、発火し易い薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずる。

4 避難準備の順位及び携行品の制限

(1) 避難準備

緊急避難の必要がある地域から行うものとし、避難順位は、通常、次の順位によるが、臨機応変かつ迅速に対応する必要がある。

ア 介助を要する高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児及びその母親・妊産婦等の要配慮者並びに介助者

イ 高齢者・障がい者

ウ 学童

エ 一般市民（女性、男性の順）

なお、避難に当たっては、自主防災組織のリーダー等が責任をもって、速やかに地区住民を集団避難させるものとする。

(2) 服装及び携行品

安全に避難するために、災害の状況に合わせて必要により避難時の服装、過重な携行品は除外する旨と最低限必要な携行品を指示・指導する。

5 要配慮者への介助

市は、高齢者、障がい者、乳幼児及び日本語を解さない外国人等の要配慮者が、確実に避難できるよう、次の対策を講ずる。

- (1) 家族等の介護により避難することができないが、一般の指定避難所で生活ができる人
要配慮者支援係は、対象者を把握するとともに、事前に作成した避難支援プラン等（車両搬送等）により、一般の指定避難所に受入れる。
- (2) 家族等の介護により避難することができるが、一般の指定避難所では生活ができない人
要配慮者支援係は、対象者を把握するとともに、家族、自主防災組織等の搬送により、避難先地域の福祉避難所（社会福祉施設等）への避難を要請する。
- (3) 家族等の介護により避難することができない上に、一般の指定避難所では生活ができない人
要配慮者支援係は、対象者を把握するとともに、事前に作成した避難支援プラン等（車両搬送等）により、避難先地域の福祉避難所（社会福祉施設等）への搬送及び避難を要請する。
- (4) 寝たきり等で施設等での生活が必要な人（病院及び施設等への入所者）
要配慮者支援係は、対象者を把握するとともに、病院・介護事業者等の搬送計画により、避難先地域の病院、福祉避難所（社会福祉施設等）への搬送及び避難を要請する。
- (5) 日本語を解さない外国人
総括班広報伝達係は、様々な媒体により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。
- (6) 市民の介助による避難
市民は、地域（隣近所）の要配慮者の安否に留意し、要配慮者が安全に避難できるよう隣近所で協力し合うものとする。

第4 指定避難所等の開設

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設基準

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ高齢者等避難の発令等を行うとともに、指定緊急避難場所等を開放し、また、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、遅滞なく

指定避難所等の全て又は一部を開設することとし、住民等に周知徹底を図るものとする。

指定避難所等の開設に当たっては、災害の状況に応じ、その立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行うとともに、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

指定避難所等に避難してきたものについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路・連絡の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

指定避難所等を開設する場合、以下の点に留意する。

- (1) 開設した指定避難所等の付近住民に対する速やかな周知徹底
- (2) 管轄警察署等との連携（区域外に避難する場合）
- (3) 指定避難所等の責任者の選任とその権限の明確化
- (4) 避難者名簿の作成（なお、大規模震災等において指定避難所で生活せず食料や水等受け取りに来ている避難者等にかかわる情報についても、把握するよう努める）
- (5) 要配慮者に対する配慮
 - ※ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者が把握している要配慮者の居場所や安否の情報についても収集するよう努めるものとする。
- (6) 良好な居住性の確保、当該指定避難所に置ける食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供、その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備
- (7) 指定避難所等の適切な運営管理
 - ア 指定避難所等における協力体制の構築

指定避難所等における正確な情報の伝達、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。
 - イ 指定避難所等の運営管理に関する役割分担を明確化
 - ウ 避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援

避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
 - エ 性暴力・DVの発生防止

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努めるものとする、また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (8) 収容人数等の周知

収容人数に達した、または達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- (9) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や

避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 受入れ対象者

- (1) 住居が被害を受け、居住の場を失ったもの又はそのおそれのある人
- (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった人
- (3) 避難指示が発せられた場合等により緊急避難の必要がある人
- (4) 帰宅困難者、旅行等により被害地域に在住する人等

3 指定避難所の開設方法

市長の命を受けて、避難班長は施設管理者と協議のうえ、開設が必要な指定避難所に避難所世話人を派遣し、指定避難所世話人が各指定避難所を開設する。ただし、開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

(1) 勤務時間内に指定避難所を開設する場合

- ア 指定避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。
- イ 避難者が受入れを求めた場合は、本部からの要請がなくても施設管理者が開設し、避難班長に指定避難所世話人の派遣を要請する。

(2) 勤務時間外に指定避難所を開設する場合

- ア 避難班の初動要員は、避難班長の指示に基づき、各指定避難所に参集し、指定避難所を開設する。
- イ 施設管理者は、あらかじめ自主防災組織等近隣に居住する市民に鍵を預け、災害発生時は直ちに対応できるようにしておくものとする。

4 臨時避難所

(1) 指定避難所だけでは不足する場合

事前に指定された指定避難所だけでは避難者を受入れるのに不足する場合は、避難班長は、指定避難所に指定されていない市の施設を充てるほか、他の公共及び民間の施設管理者に対して、臨時の避難所として施設の提供を要請する。この際、防災中枢拠点である市庁舎及び消防庁舎は極力避けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所以外の施設に避難者が集結した場合

避難班長は、避難者に指定避難所に避難するよう指示する。ただし、指定避難所に受入れスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として指定することができる。

(3) 臨時の避難所の開設

- ア 臨時の避難所を開設するときは、避難班の要員が不足するため、他班からの応援、派遣職員等の要請又は施設管理者へ要請する等により、避難所世話人を配置する。
- イ 開設後は、指定避難所と同等に扱う。

5 指定避難所開設時の通知・連絡

- (1) 指定避難所を開設したときは速やかに被災者に周知し、受入れるべき住民を保護する。
- (2) 市は、指定避難所を開設した場合は、速やかに各機関に連絡するとともに直ちに次の事項を県へ報告する。
 - ア 指定避難所開設の日時及び場所
 - イ 受入れ状況及び受入れ人員
 - ※ 指定避難所で生活せず食料や水等を受取に来ている被災者等についても、早期に把握するよう努める。
 - ウ 開設期間の見込
 - エ 避難対象地区名（災害危険箇所名等）
 - ※参照：資料編 「指定避難所一覧表」

第5 指定避難所の運営管理

指定避難所の運営管理は、各指定避難所において適切に行う。

短期の指定避難所の運営に当たっては、指定避難所における情報の伝達、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

1 指定避難所の運営における役割

(1) 指定避難所の管理責任者

指定避難所の管理責任者には、避難班長が派遣する指定避難所世話人代表者が当たる。

(2) 施設管理者

施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、指定避難所運営について協力する。

(3) 運営主体

指定避難所の運営は、当初は指定避難所世話人が中心となり行うが、指定避難所の開設が長期にわたると予想される場合には、自治会、自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営されるよう配慮する。

(4) ボランティア

ボランティアは、管理責任者及び避難者と協議しながら、指定避難所運営を補助するものとする。

(5) 指定避難所世話人の担当業務遂行要領

ア 指定避難所施設の事前点検

中規模以上の地震が発生した場合は、指定避難所の施設の安全性等を事前確認する。

イ 指定避難所の部屋割り

指定避難所のスペースを共有部分（通路等）と各世帯が生活する居住区域に区分する。

ウ 避難者の受け入れ

居住部分の部屋割りは、「世帯」単位で行い、可能な限り血縁関係や居住地域を考慮して割り当てる。この際、要介護者や妊婦・乳幼児世帯などは、和室、冷暖房のある部屋を割り当てる等の配慮をするものとする。

長期避難が必要な場合は、約6㎡/人を基準として、短期の避難及び避難住民が多数となる場合は、最低でも約2.2㎡/人を基準として割り当てるものとする。

受入れ能力から見て支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

エ 避難者名簿の作成

家族単位に避難カードを記入してもらい、被災者の人数、世帯構成、被害状況、救助に当たり特別な配慮を要する者の状況等を速やかに把握し避難者名簿を作成する。

この際、長期避難を要する場合は、緊急の要望事項（病院・養護施設への転院など）及び緊急連絡先等について把握する。

オ 被災者名簿に基づき、常に被災者の実態や状態を把握すること。救助に当たり特別な配慮を要する者を把握した場合は、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うための連絡調整を行うものとする。

カ 常に市災対本部と連絡をとり、指定避難所に必要な食料・飲料水その他生活必需品の過不足等を把握し調整するとともに、正しい情報を受入者に知らせて流言飛語の流布防止と不安解消に努めるものとする。

キ 指定避難所内が万一危険になった場合、再避難等についての対策を検討し、混乱のないよう適切な措置を講ずるものとする。

ク 指定避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

ケ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとるものとする。

コ 指定避難所開設の記録をとるものとする。

2 指定避難所の機能

指定避難所は、避難者を受入れるのはもちろんのこと、災害により都市機能がマヒした地区の市民生活を支援するため、地域防災拠点又は地区防災拠点として次の機能を持たせる。

- (1) 水、食料品、生活必需品等の配給・要請の拠点
- (2) 医療・救護の拠点（必要により救護所、巡回診療）
- (3) 情報伝達の拠点（掲示板の設置、広報誌の配布窓口）

3 指定避難所の運営マニュアル

各指定避難所の管理責任者は、直方市指定避難所運営マニュアルに基づき管理運営を行う。ただし、状況によって適宜見直す。

4 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲・額等は、救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

5 指定避難所を開設した場合、整理保存すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 避難者台帳（世帯名簿）
- (2) 避難所日誌

第6 開設が長期化する場合の指定避難所運営管理

大規模震災等において、指定避難所の開設が長期化する見通しの場合は、以下の点に留意するものとする。

1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所の運営管理

- (1) グループ分け
- (2) プライバシーの確保
- (3) 多様なものの視点等に配慮

指定避難所においては、女性や性的少数者等の意見を反映できるよう、運営管理において、これらの者の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性による生理用品・女性用下着等の配布、性的少数者に配慮した多目的トイレの設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など、女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズに配慮するよう努める。

- (4) 情報提供体制の整備
- (5) 指定避難所運営管理ルールの徹底
円滑な運営管理を行うための指定避難所運営管理ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底を図る。
- (6) 指定避難所パトロール
- (7) 要配慮者の社会福祉施設等への移送
- (8) 福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設の検討と要配慮者の移送・誘導等

2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所の運営管理

指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、このため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるよう努める。

また、市は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等へ移動を促すものとする。

なお、国、県及び市は、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- (1) 自主運営管理体制の整備・確立
- (2) 暑さ、寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
- (3) 指定避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営管理

3 保健・衛生対策

市は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取引業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- (1) 救護所の設置
- (2) 健康状態や栄養摂取状況の把握及び改善指導、相談の実施
- (3) 仮設トイレの確保
- (4) 入浴、洗濯対策
- (5) 食品衛生対策
- (6) 心の健康相談の実施

第7 受入れ施設の確保

避難者が大量長期化した場合、公営住宅、公的宿泊施設の斡旋、体育館、公民館等の施設を提供するものとする。

第8 要配慮者を考慮した避難対策

避難誘導にあたり、傷病者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者を十分考慮するものとする。避難順位は、おおむね次の順位によるものとするが、臨機応変かつ迅速に対応する。

①介助を要する高齢者や障がい者及び傷病者、②傷病者、③乳幼児及びその母親・妊産婦、④高齢者・障がい者、⑤学童、⑥女性、⑦男性

なお、避難にあたっては、自主防災組織のリーダー等が責任をもって、速やかに地区住民を集団避難させるものとする。

第9 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮

車中泊やテント泊等、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、避難実態を把握し、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第10 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。一時滞在施設の運営管理に当たっては、多様な性のニーズや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努めるものとする。

第6節 水防対策の実施

水防法及び基本法に基づき、洪水、雨水出水により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、これを警戒、防御し、その被害を軽減するための水防体制を確立及び水防活動について定めることを目的とする。細部については、別途、水防法に基づく直方市水防計画で定める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水、雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理者等の連携を強化するものとする。

第1 特別警戒水位の設定及び周知

1 洪水特別警戒水位

県は、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定された河川について、国が定めた洪水特別警戒水位に達し、国より水位又は流量が示され、その状況が通知された場合、直ちに水防計画で定める水防管理者および量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知する。また、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

2 雨水出水特別警戒水位

市又は県は、市又は県が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

第2 実施内容（防災・地域安全課、消防本部）

水防管理団体である市は、水防上危険が予測される状態に至ったときは、直方市水防計画の基準に従い水防体制に万全を期する。

第3 応援協力関係

- 1 水防管理団体である市は、自らの水防活動の実施が困難な場合、他の水防管理団体、又は県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請する。
- 2 県は、水防管理団体からの応援要請事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、陸上自衛隊等に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。
- 3 九州地方整備局は、大規模な災害時の応援に関する協定書に基づき、必要に応じて著しく激甚な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、市からの応援要請により資機材及び職員の応援を実施する。

なお市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互連絡が不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長外独自の判断により応援できるものとする。

第4 重要水防箇所(防災・地域安全課、消防本部)

※参照：「災害危険箇所編」

第7節 消防活動

火災、風水害、地震、その他の災害に対する消防活動に関する必要な事項を定め、災害の防御および被害の軽減を図ることを目的とする。

第1 消防活動の体制（消防本部）

1 住民及び自主防災組織の役割

火災発生後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

第2 消防活動の実施（消防本部）

1 特殊地域の消防活動

(1) 林野火災

林野火災は、全般的に地理的条件が悪く、かつ消防水利はほとんど利用不能な場合が多いため、消火活動は極めて困難であり、人海戦術による場合が多い。

したがって、樹木の切り開き及び防火線設定に必要な装備を有する隊員を主体とし、打消し、迎え火等の消火手段によるものとし、利用可能な範囲において消防ポンプを活用するとともに、空中消火の効果的な実施を図る。

細部は、本編、本章、第8節「林野火災応急対策計画」による。

(2) 危険区域

木造建設物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備部隊を編成・待機せしめて、風位の変化等による不測の事態に備えるものとする。

2 異常時の消火活動

平均風速10mを超える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることにかんがみ、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面挟撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊を持って延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成し待機せしめるものとする。

同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要性を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢を強化する。

3 特殊火災の消防活動

特殊火災の消防計画については、高層建築物の消防計画によるほか、次によるものとする。

(1) 危険物火災

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、

第3編 災害応急対策計画

延焼危険度を考慮して、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止に当たる。

(2) 放射線関係施設火災

放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第一条件として防御活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する防止策を講ずる。

第8節 林野火災応急対策（空中消火）

林野火災の特異性にかんがみ、関係機関が、迅速かつ組織的に対処し、住家被害、森林資源の焼失等の軽減を図るものとする。

第1 火災通報等（消防本部）

- 1 市は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制を取るとともに関係機関（隣接自治体、警察署等）に通報を行う。
- 2 市は、地区住民、入山者等に対して周知を図る。
- 3 市は、火災の規模等が、通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、次の即報基準により県防災危機管理局に即報を行う。
 - (1) 焼損面積10ha以上と推定されるもの
 - (2) 空中消火を要請したもの
 - (3) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
 - (4) 人的被害が発生したもの

第2 活動体制（消防本部）

- 1 現場指揮本部の設置
 - (1) 市は、火災を覚知したときは、現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接自治体等への応援出動要請の準備を行う。
 - (2) 市は、市災対本部（防災担当課）と現地指揮本部との間にMCA無線の無線通信系を構成し、現地災害状況を把握するとともに、隣接自治体、県等へ応援出動要請体制を確立する。
- 2 空中消火体制の準備

消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県防災危機管理局への通報を行うとともに、次により空中消火体制の準備を行う。

 - (1) 福岡市消防局又は北九州市消防局航空隊への出動要請準備
 - (2) 自衛隊出動要請のための準備
 - (3) 空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備
 - ア 空中消火用基地ヘリポートの選定、使用許可申請（調整）
 - イ 消火剤、空中消火バケットの調整
 - ウ 使用水利の選定、使用許可申請（調整）
- 3 現地対策本部の設置

火災が拡大し、市だけでは対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は、次のとおりである。

 - (1) 応援協定等に基づく隣接自治体等の応援隊の出動要請
 - (2) 自衛隊出動要請の検討
 - (3) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
 - (4) 警戒区域の指定
- 4 空中消火体制

自衛隊等による円滑な空中消火を実施するため、次の事項を行う。

第3編 災害応急対策計画

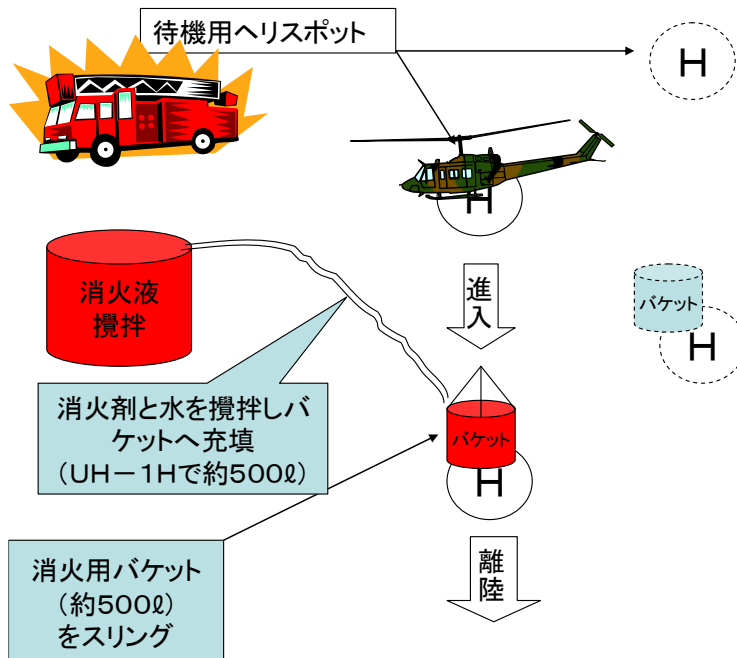
- (1) 空地通信の確保（自衛隊無線機の活用等）
- (2) 林野火災用防災地図の作成
 - ア 消火地域の決定（重点地域、消火方向の決定）
 - イ 防火帯の設定
 - ウ 上記地域の消火剤散布地域の決定
- (3) 空中消火補給基地の設定
- (4) ヘリポート等の設定
- (5) 空中消火用資機材等の点検・搬入
 - 別図1 「空中消火体制配置図（消火剤使用時の一例）」
 - 別図2 「大型ヘリコプターCH47Jによる空中消火（水の散水）」

第3 林野火災対策資料の作成（消防本部）

焼損面積20ha以上の火災の場合は、昭和55年3月11日付消防地第81号に定める林野火災調査資料を作成し、速やかに県防災危機管理局に報告する。

[別図1]

空中消火体制配置図(消火剤使用時の一例)



[別図2]

大型ヘリコプタCH47Jによる空中消火(水の散水)



第9節 警備対策の実施

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携の下、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

第1 陸上警備の実施（警察）

1 警察の任務

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出救護
- (5) 行方不明者の捜索
- (6) 被災地、危険箇所等の警戒
- (7) 住民に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案等の予防及び取締り
- (9) 避難路及び緊急輸送路の確保
- (10) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- (11) 民心の安定に必要な広報活動
- (12) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集
- (13) 関係機関の応急対策等に対する協力

2 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、直方警察署長の定めるところによる。

第10節 救出活動

災害により生命又は身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を迅速かつ的確に救出するとともに、負傷者については医療機関（救護所を含む）に迅速に受入れ、被災者の保護を図ることを目的とする。

第1 救出を必要とする者

- 1 災害により現に生命又は身体が危険にさらされ、早急に救出・救助しなければならない状態にある者が次のような場合に多数発生することが予想される。
 - (1) 地震の際に倒壊家屋の下敷きになった者
 - (2) 土砂災害等（山崩れ、地すべり、土石流、崖崩れ）による生き埋めになった者
 - (3) 水害の際、流出家屋とともに流された者、孤立した地点に取り残された者
 - (4) 大規模の交通事故及び集団的大事故等により救出を要する者
 - (5) 火災が発生した際に火中に取り残された者
 - (6) 群衆の雑踏・パニック等により多数の死傷者が生じた場合
 - (7) その他の災害等により救出を要する者
- 2 災害のために生死不明の状態にある者で、次のような場合
 - (1) 行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者
 - (2) 行方は判っているが、生存しているかどうか明らかでない者

第2 救出対策（防災・地域安全課、消防本部）

- 1 住民及び自主防災組織の役割（市民、自主防災組織）

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。
- 2 市（防災・地域安全課、消防本部）
 - (1) 救出隊の編成

救出隊は、市長の指示により消防班（消防本部、消防団）及び関係機関等で編成し、災害の規模、救出対象者数、救出範囲、その他の事情に応じて要員を確保する。
 - (2) 救出・救助資機材の調達

救助に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具その他資機材を調達し、調達が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。

市地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（浸水想定区域内の要配慮者施設、土砂災害警戒・特別警戒区域内に所在する要配慮者施設等）の所在地を定めた場合には、当該情報をも活用して救助・救急活動に努めるものとする。
 - (3) 救出活動を実施する場合は、直方警察署、その他の関係機関と直ちに連絡を取り関係機関の協

力を得て万全を期する。

- (4) 救出に際しては、負傷者の救護等が円滑に行われるよう関係医療機関と緊密な連絡を事前に行う。
- (5) 災害による被害が甚大な場合、あるいは火災が同時に多発した場合において、市の能力では緊急な救助・救急の実施が困難と認められるときは、県を通じて、自衛隊の災害派遣要請、国、県の各機関、他の自治体に応援を要請するものとする。

また、住民、会社、工場等の組織する自衛消防隊等の協力を求めるものとする。

3 警察

災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講ずるとともに、災害が発生した場合は、次による被災者の救出処置をとる。

- (1) 要救助者及び死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動
- (2) 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送活動
- (3) 行方不明者がある場合は、その速やかな搜索活動
- (4) 救出救助活動の迅速円滑を図るために必要な交通整理・規制等の所要活動

4 県

- (1) 県は、市から救出作業について応援を求められたときは、隣接市町村、警察、自衛隊、第7管区海上保安本部その他関係機関の協力を要請し救出の万全を期する。
- (2) 知事は、県内の消防力に対処が困難な場合、消防庁長官に要請し、他の都道府県管内の消防機関の応援を求めることができる。(ただし、消防庁長官は、都道府県の要請のいとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を講ずることができる。)

(3) 緊急消防援助隊

県内の消防力では対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、消防組織法第44条の規定により、国に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

ア 要請手続き

- (ア) 市が被災し、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。

県は、消防組織法第44条の規定により、国に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

- a 災害発生日時
- b 災害発生場所
- c 災害の種別・状況
- d 人的・物的被害の状況
- e 応援要請日時・応援要請者職氏名
- f 必要な部隊種別
- g その他参考事項

- (イ) 市から県に連絡が取れない場合は、直接、国に応援要請を行うものとする。
- (ロ) 県から市に連絡が取れない場合等において、県は、隣接市町村からの情報等から、市の被

第3編 災害応急対策計画

害が甚大であると認めた場合には、市の要請を待たずに国に対し応援要請を行う。

イ 指揮体制等

緊急援助隊の指揮体制、部隊運用等については、緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

第3 救助法による救出対策

救助法の適用に基づく措置は次のとおりとする。

1 対象

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者

2 費用の限度額

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

- 3 期間災害の発生から3日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

第4 海外からの救援部隊等の受入れ要領（防災・地域安全課）

- 1 県地域防災計画（基本編・風水害対策編）の「第3編―第2章―第8節―第4海外からの救援部隊等の受入計画」による。
- 2 県から市域に海外からの救援物資の提供及び支援隊などの受入れ等について連絡・調整があった場合には、その支援を必要とする時期・場所等について十分に調整を図りながら臨機応変に対応することとする。
- 3 参考

「東日本大震災における海外からの救助隊受入れについて」（2011年10月27日消防庁）

第11節 医療救護

市及び県は、災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取ながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

医療・助産の実施に当たっては、県及び日本赤十字社福岡県支部及び公益社団法人福岡県医師会（直方鞍手医師会）等関係機関と綿密に調整・連携し、初動医療体制を整備する。

第1 医療情報の収集・提供

1 情報の収集

市災対本部（情報班、救護係、消防班）は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、県災害医療情報センター（県救急医療情報センター）、地域災害医療情報センター（保健福祉環境事務所）、サブセンター（災害拠点病院等）及び県災害対策本部総合指令部が保有する医療救護活動に必要な情報を収集する。

下記の情報のうち、市に必要なものを収集する。

- (1) 医療機関の被災状況、医療従事者の確保状況、診療応需状況
- (2) 負傷者の発生状況
- (3) 転送が必要な入院患者数、診療機会を喪失した人工透析患者等の慢性的患者数
- (4) 被災地域及び近隣地域における診療可能医療機関の状況・空床状況
- (5) 近隣県における受入れ可能医療機関（名称、位置、診療科目等）
- (6) ライフラインの機能状況、道路交通状況
- (7) 搬送用ヘリコプターの運航計画
- (8) 医薬品等の調達可能量、不足する医薬品の種類・量
- (9) 避難所、医療救護所及び医薬品集積所の開設状況及び開設計画

2 情報の提供（避難班避難救護係、消防本部）

- (1) 市は、収集した情報のうち必要なものを県に報告する。
- (2) 市は、医療救護を必要とする市民及び人工透析患者等への情報提供を行う。

第2 初期救急医療体制（健康長寿課）

1 医療救護班の派遣

市長は、公益社団法人福岡県医師会（直方鞍手医師会）等と協議調整し、あらかじめ医療救護班の派遣を依頼する。

(1) 派遣対象機関

- ア 公益社団法人福岡県医師会（直方鞍手医師会）
- イ 公益社団法人福岡県歯科医師会（直方鞍手歯科医師会）
- ウ 公益社団法人福岡県看護協会
- エ 公益社団法人福岡県薬剤師会（直方鞍手薬剤師会）
- オ 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
- カ 日本赤十字社福岡県支部

(2) 医療救護班の派遣

医療救護班の派遣は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転士等を含むものとし、各班の人数については、災害の規模により適宜定めるものとする。

2 医療救護活動

市長は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、公益社団法人福岡県医師会（直方鞍手医師会）等に医療救護班の出動を要請する。ただし、急を要すると判断される場合は、要請を待たずに、公益社団法人福岡県医師会（直方鞍手医師会）等に所属する各医師が自主的に出動する。特に重症病患者等で治療することが困難である場合は、速やかに被災地外の病院、診療所に受入れる。

3 医療救護活動の実施及び業務

医療救護班は、市長又は委任を受けた公益社団法人福岡県医師会（直方鞍手医師会）等が設置した医療救護所（避難場所、指定避難所、災害現場、被災地域周辺医療施設等に設置）において医療救護活動を実施するとともに次の業務を行う。

(1) 傷病度合によるトリアージ（トリアージタグを使用）等

(2) 医療救護

(3) 助産救護

(4) 死亡確認

(5) 死体検案

4 医療品等の調達

(1) 医療助産救護の実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器材は、従事する医療機関者が所持するものと繰替え使用するものとする。ただし、所持品がなく、又は不足したときは市長が調達する。

(2) 市長は、地域内において医薬品等の調達が不可能又は困難なときは、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所長を通じて知事に調達又は斡旋を求めるものとし、災害の状況、規模等により早急に必要とするときは、直接知事に対し調達又は斡旋を求める。

第3 救急搬送体制の確保（健康長寿課、保険課、消防本部）

災害の発生により、救急搬送を要する多数の傷病者が発生した場合は、関係者と緊密な連絡のもと、迅速、適切な救急搬送活動を実施する。

1 事故等の現場からの傷病者の搬送

(1) 消防機関は、事故等発生関係機関及び事故等発見者からの通報を受信したときは、直ちに、救急隊を編成出場させ、傷病者の救急救護を行うとともに、迅速、的確に医療機関又は救護所に受入れるための情報の収集と搬送に当たる。

ア 病院所有の救急車、患者搬送車の活用を図る。

イ 事故等発生関係機関及び市所有の車両を応急的に活用する。

ウ 近隣消防機関へ応援を要請する。

(2) 傷病者が多発している場合の救護所への搬送に当たっては、消防団、付近住民及び自主防災組織等への協力を求めて実施する。

2 救護所からの傷病者の搬送

第3編 災害応急対策計画

救護所からの救急搬送要請については、市内拠点病院への搬送を原則とするが、救護所救護班の医師の指示により、受入れ医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師又は看護師の同乗により搬送する。

この場合、受入れ医療機関に対して、診療、受入れの可否の確認と、傷病者情報の提供を行う。

3 二次搬送及び被災地外医療機関への搬送

救護所及び市内拠点病院での傷病者の受入れと処置対応が困難となり、被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送することとする。

ヘリコプターの利用に当たっては、ヘリコプター臨時離発着陸場までの搬送計画を事前に検討する。

第4 救助法に基づく措置（健康長寿課、保険課）

1 医療及び助産の対象者

(1) 医療

ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ 応急的に医療を施す必要がある者

(2) 助産

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩^{べん}した者で、災害のため助産の途を失った者（死産及び流産を含む）

2 医療及び助産の範囲

(1) 医療

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他治療及び施術

エ 病院又は診療所への受入れ

オ 看護

(2) 助産

ア 分娩の介助

イ 分娩前後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

3 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

4 医療及び助産の期間

(1) 医療救助：災害発生の日から14日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり。）

(2) 助産救助：分娩した日から7日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり。）

5 医療及び助産の方法

(1) 医療救護

ア 原則として、医療救護班が実施する。

イ 重症患者等で医療救護班において医療が実施できないときは、一般の医療機関により実施する。

(2) 助産

ア 医療救護班で実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。

イ アにより難しい場合は、産院又は一般の医療機関により実施する。

第5 広域後方医療救護活動

1 災害派遣医療チーム（DMAT）

県は、被災地域内における医師等の不足、医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所（医療機関、救護所、広域搬送拠点等）等の確保について、支援・調整を図るものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

また、県は、災害時に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣が想定される場合において、保健医療調整本部（医療救護調整本部）にDMAT調整本部を設置するとともに、統括DMATを医療救護調整本部（DMAT調整本部）等に配置し、統括DMATと連携して医療救護活動を行う。

全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、空路参集も考慮する。

2 応援要請（防災・地域安全課）

(1) 県及び市は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構〕に対し、被災地域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。

(2) 広域後方医療施設への傷病者の搬送県及び市町村は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するものとする。

被災地域内の県及び市町村は、管内の医療機関と広域搬送拠点の重病者等の輸送を実施するものとする。

また、非被災地域内の県及び市町村も、管内の医療機関と広域搬送拠点の重病者等の輸送を実施するものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災地域内の県及び市に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

第12節 飲料水の供給

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を図るとともに、社会公共必要施設としての水道施設の機能を維持することを目的とする。

(上下水道・環境部)

第1 方針

1 基本的な考え方

災害時においては、断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水がある。

搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

また、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

2 応急給水の目標水量

給水量については、災害発生後3日間については、飲料水3ℓ／人・日を目安とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標とする。

(目標設定の基準)

経過日数	目標水量	住民の運搬距離	給水レベル	備考
3日間	3ℓ／人・日	概ね 1 km	飲料水（生命維持用水）	
10日	20ℓ／人・日	概ね250m以内	飲料水＋炊事用水＋トイレ用水	
21日	100ℓ／人・日	概ね100m以内	上記＋洗濯水＋指定避難所での入浴	
28日	約250ℓ／人・日	概ね 10m以内	自宅での入浴・洗濯	
29日	通水		被災前と同水準	

3 災害発生直後の応急給水要領

- (1) 飲料水の確保及び給水に当たっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。
- (2) 市のみでは、飲料水の確保及び給水等が困難なときは、隣接市町村及び県に応援を要請する。

第2 給水施設の応急措置

- 1 給水施設が破壊された場合は重要度、修理可能性等を勘案して、迅速かつ最も効果的に応急復旧を行う。
- 2 給水施設の応急復旧における復旧要員、資材、重機等の確保や応援について、水道事業者、

資機材メーカー、指定工事店などの施工業者等との協力体制を確保する。

第3 他機関への応援要請

1 給水業務

災害により、飲料水が得られない地域が広範囲にわたり、市内で飲料水の確保が困難である場合、又は市が行う給水体制で十分に市民に対し飲料水を供給することができない場合は、知事及び隣接自治体に応援を要請するとともに、第1章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」により自衛隊に対する出動を要請し、飲料水を確保する。

2 技術的な応援要請

災害により水道施設に被害を受け、その復旧が技術的に困難である場合、知事及び関係業者に対し、技術的な応援を要請し、迅速なる災害復旧に努める。

第4 救助法に基づく措置

1 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

2 支出できる内容

- (1) 水の購入費
- (2) 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- (3) 薬品及び資材費

3 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

4 給水期間

給水期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。(ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり。)

第13節 食料の供給

この計画は、災害時において、被災者に対し、必要があるとき、食料を給与し、又は炊き出しを実施し、食料の供給の万全を図ることを目的とする。

第1 食料給与の対象者（保護・援護課、農業振興課、教育委員会）

- 1 避難所に受入れた人
- 2 住家の被害（全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水等）を受けて、炊事ができない者
- 3 旅館やホテル等の宿泊者、一般家庭の来訪者等で食料の手持ちがなく、調達できない者
- 4 ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 5 救助活動に従事する者（注：避難救助法の対象者にはならない）

第2 方針

1 基本的な考え方

- (1) 給食は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対して優先して実施する。
- (2) 当初にあっては、公立学校、幼稚園、保育所、施設及び組合等の給食施設で被害を受けていない施設での炊き出し及び弁当業者、製パン業者等の業者等との協定に基づき、可能な限り早い段階で衛生的に安定した弁当・パンの調達により給食を実施する。

なお、この場合、弁当業者、製パン業者等の業者等には各避難所等までの配送を含めて依頼し、市による輸送は原則として行わない。

また、災害発生直後に市が当面の食料を確保するため、協定を締結した市内小売業者から在庫食料を調達する。

- (3) (2)により給食を待つことができない場合の緊急避難の措置として、備蓄の非常用食料（パン、アルファ米等）を供給するが、できるだけ早期に(2)による給食に切り替える。
- (4) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は避難所等に限定する。
- (5) (4)以外の施設等へ直送の配送は、以下のような場合に実施する。
 - ア 災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域
 - イ 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設
- (6) 市民等においては、以下により対応することを促す。
 - ア 2～3日間は、可能な限り、避難所に受け入れた以外の市民については、市民自身が備蓄している食料で対応する。
 - イ 市民相互で助け合う。
- (7) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所受入者に限定し、給食需要の明確化を図る。

第3 供給品目

1 主食

原則として炊き出し可能な場合は、米飯とするが、状況により、産業給食（弁当等）、パン、うどん、インスタント食品等調達可能な食料とする。

また、乳幼児に対しては、ミルク等を配給する。

2 副食

災害の実情により、調達可能なもの

第4 食料の確保

1 即席食品等

民生班救護係は、備蓄しているパン・アルファ米等を供給する。なお、不足し再調達が必要な場合は2と同様に対処する。

2 主食（米穀を含む。）及び副食等

総括班資材管理係は、協定した販売業者から購入する。ただし、緊急のため指定業者から調達不可能な場合は、一般販売業者から調達する。

第5 供給の基準

救助法適用前は、同法及び福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等を基準とし、市長の判断により被災者に食料を配給する。

救助法適用後は、同法及び福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等により実施するが、その基準によることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て行う。

なお、食中毒の防止等の衛生面や、避難者の自立を支援する配給方法に配慮するものとする。

第6 炊き出しの実施

1 炊き出しの目的

市内全域に及ぶ大災害の場合は、対象人数が多いため、必要な設備や器具の準備だけでも時間を要するため、市災対本部による早期の実施は不可能のため、食料供給としては、弁当を主とし、災害がやや落ち着いた段階からこれを補う暖かい副食として、また被災者の自立の応援を目的として炊き出しを実施する。

また、市内の一部において被害が発生した場合は、他地区の市民の協力を得て早い段階から炊出しによる支援を検討する。

2 炊出しの実施時期

市内の全域に被害が発生した場合は、災害の状況が落ち着きを見せ、炊出しを行い得る体制が整い、かつ、炊き出しの実施を希望する避難所から実施する。

3 炊出し場の設置

炊出し場は、災害の状況に応じ、避難所又は被災地区に最も便利な場所に設置する。事前に

希望する避難所を調査し、厨房設備の設置の可否や調理の体制等について確認したうえで、決定する。

4 炊出し要員

炊出しの実施は、原則として避難所単位で行い、状況により自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団その他各種団体の協力を得て実施する。

5 炊出し機材

炊出しは、原則として避難所となる公共施設において実施し、その設備機材を利用する。なお、不足する場合は、個人等から借上げる。

第7 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関（防災・地域安全課）

- 1 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

- 2 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、国、県及び市町村等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行うものとする。

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

第8 救助法による炊き出し及び食品の給与（保護・援護課）

1 給与の対象

- (1) 避難所に受け入れた者
- (2) 住家の被害（全壊、全焼、流失、半焼、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者
- (3) その他市長が給与の必要を認めた者

2 給与の方法

- (1) 市長は、炊き出しを実施するときは、知事に災害応急用米穀の供給申請を直ちに実施する。
- (2) 被災者が直ちに食することができる現物で支給する。
- (3) 給与は、国庫負担の対象となる費用の限度内とし、その期間は、最短期間とする。（基準は7日間。ただし、特別の事情があるときは内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。）

3 炊出しの責任者の指定等

市長は、炊出しを実施する場合には責任者を指定するとともに、各現場にもそれぞれ実施責任者を定める。各責任者は、次の書類、帳簿等を整備し、保存しておかなければならない。

- (1) 救助実施記録簿（様式は、資料編）
- (2) 炊出しその他による食品給与物品受払簿（様式は、資料編）
- (3) 炊出し給与状況（様式は、資料編）
- (4) 炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- (5) 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

第14節 生活必需品等の供給

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の生活必需品を供給又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とする。

第1 方針

1 基本的な考え方

- (1) 生活必需品等の貸与に当たっては、生活必要物資の欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、障がい者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
- (2) 当初にあつては、市の備蓄の寝具を貸与し、不足する分については県及び他の市町村に要請するとともに、協定業者等から生活必需物資を調達し貸与する。

県及び他の市町村に生活必需品を応援要請する際には、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調査し、必要品目を広報して、供給を促す。

協定業者等に依頼する場合は、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市による輸送は原則として行わない。

協定の運用に関しては、日ごろから協定業者と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障が生じないようにする。

- (3) 市民等においては、以下により対応する。

ア 2～3日は、可能な限り、市民自身が備蓄・準備している生活必需品等で対応する。

イ 市民相互で助け合う。

在宅の要配慮者への生活必需物資の配送等は、地域で対応する。

- (4) 事態がある程度落ち着いてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別等に配分計画をたてて、避難所自治組織、自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て迅速かつ確実に配給を実施するものとする。
- (5) 協定の運用に関しては、日頃から協定業者と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障が生じないようにする。

第2 生活必需品等の供給又は貸与

1 供給基準

救助法適用前は、同法及び福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等を基準とし、市長の判断により被災者に生活必需品等を供給する。

救助法適用後は、同法及び福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等により実施するが、その基準によることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て行う。

2 対象者

第3編 災害応急対策計画

- (1) 災害により、住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水）を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限の家財等を喪失した者
- (3) 被服寝具その他生活必需品等がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 品目

- (1) 寝具（就寝に必要な毛布、布団等）
- (2) 被服（衣服、肌着（下着の類、大人用紙おむつ）等）
- (3) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）
- (4) 食器（茶碗、汁椀、皿、はし等の類）
- (5) 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）
- (6) 光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等の類）
- (7) 日用品（石鹼、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、乾電池、歯ブラシ、歯磨粉、タオル、手拭、靴下、サンダル、上敷ゴザ等の類、傘等の類）
- (8) 衣料品

4 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定められている額

第3 生活必需品等の調達

- 1 日本赤十字社福岡県支部に備蓄する物資の借用については、日本赤十字社福岡県支部に申請する。
- 2 生活必需品等は、市内小売業者、大規模小売店等と連携を保ち、緊急放出について協力を要請し、調達する。
- 3 市内での調達が困難な場合は、知事又は他市町村に対し、応援を要請する。

第4 給与又は貸与の期間（救助法適用後）

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

第5 生活必需品等の配分

- 1 物資及び救援品等の支給に当たっては、配分の適正を図ることに留意し、自治会及び自主防災組織等を通じて、被災者に配分し、受領書を徴する。
- 2 避難所での配給
 - ① 各避難所に届けられた応急物資は、各避難所の管理者が避難者に配分する。
 - ② 避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給作業についての協力を依頼する。

第15節 交通対策の実施

災害が発生し、市内主要道路の確保、交通規制の実施、交通対策等を図ることを目的とする。

第1 災害発生時の交通規制等

災害等により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、被災地及びその付近の状況により、警察、道路管理者、その他関係機関は密接な連携のもとに次の区分により交通制限、迂回等適切な処置をとる。

また、警察は、緊急通行車両の通行を確保するため、広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑圧対策を実施する。

1 被害地内の交通規制

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められるとき 3 道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるとき	道路法 第46条第1項 基本法第76条の6
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項 基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生じるおそれがあるとき	道路交通法 第6条第4項

2 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、次のとおり必要な措置等を実施する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警 察 官	1 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命じることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	基本法 第76条の3
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる。	

3 緊急通行車両確認証明及び標章

緊急通行車両確認証明書及び標章の交付申請は、警察署に緊急通行車両確認申請書を提出して行い、標章等の交付を受け緊急輸送の円滑な推進を図る。

ただし、緊急通行車両事前届出済証明の交付を受けている場合は、同届出済証を提出して行う。

4 交通規制等情報の伝達手段

交通規制等を行った実施責任者は、市長及び関係機関、更にバス路線の場合は当該バス会社に対し、交通規制等の目的、区域、措置事項等を連絡し、自動車の運転者、地域住民に周知徹底を図る。なお、状況に応じ、次の措置を講じ、一般に周知する。

- (1) 現場の主要地点に警察官の配置を要請する。
- (2) 標識、看板、報道機関等により周知する。

5 道路の区間にかかわる通行禁止等が行われたときの車両の運転者の取るべき行動

道路の区間にかかわる通行禁止等が行われたとき、対象とされる通行禁止等の車両の運転者は、基本法第76条の2により、速やかに当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。当該車両を移動することが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

第2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 道路交通規制等（県（公安委員会））

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間を指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

2 道路啓開等（道路管理者）

- (1) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- (2) 国土交通大臣は、道路管理者である都道府県及び市町村に対し、県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- (3) 道路管理者である市長は、国及び県からネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するため、市管理道路等の道路啓開等の指示を受けたときは、国土交通省道路局作成の「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」を参考に道路啓開を行う。

第3 道路交通の確保対策

- 1 道路パトロールを強化し、随時危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握する。
なお、現地においては徒歩パトロールを強化する。
- 2 危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被害状況を調査するとともに、直ちに警察署に連絡のうえ、必要な交通規制を行うと同時に、これに代わる迂回路指定等の処置をとり道路交通の確保に努める。
- 3 危険箇所、災害箇所については、関係機関において応急措置を行い、速やかに交通を確保する。
- 4 電力、ガス、通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関及び警察署に連絡し、必要な交通規制を行う。
通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により応急措置を行い、速やかに交通を確保する。

第4 道路の応急復旧

- 1 応急復旧の実施責任
道路の応急復旧の実施責任は、当該道路管理者とする。
- 2 他の道路管理者に対する通報
市長は、市内の国道、県道等他の管理者に属する道路が損壊等により通行に支障をきたすことを知ったときは、当該管理者に対し、速やかに通報し、応急復旧の実施を要請する。
- 3 緊急の場合における応急復旧
市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し、応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保、その他付近住民の便宜を図るため、必要最小限において応急復旧を行う。

4 県への要請

市長は、管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合は、知事に対し応急復旧の応援を要請する。

5 仮設道路の設置

既設道路のすべてが損壊し、他の交通の方法がなく、かつ、新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、県と協議し、実施責任者を定め所要の措置を講ずる。

第5 他の交通機関の応急対策

西日本高速道路株式会社、九州旅客鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社、平成筑豊鉄道株式会社、直方交通株式会社等それぞれの機関の施設の応急対策については、諸設備の実態を把握し、それぞれの機関を定める業務計画により応急措置を行い、速やかに交通を確保する。

第16節 緊急輸送の実施

災害発生時において、被災者並びに災害応急対策従事者の移送、災害対策用物資・資材の輸送等を円滑に処理し、緊急輸送体制を確保することを目的とする。

第1 緊急輸送対策の実施

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 被害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

輸送対象の想定は、次のものとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記第1段階の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災住民の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量及び緊急度、並びに現地の輸送路等の状況を勘案し、次の最も適切な方法により実施する。

1 自動車による輸送

輸送の用途、道路事情等に応じた自動車により輸送する。

2 鉄道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他都市等遠隔地で物資・資材等を確保したときで鉄道によって輸送することが適当な場合、それぞれの実施機関において行う。

3 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、あるいは孤立した場合等は、知事を通じヘリコプター等による航空機輸送の要請を行う。この場合、臨時ヘリポート及び物資の投下が可能な地点の選定、確保を行う。

4 人力による輸送

自動車等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送するものとする。

第3 輸送車両等の確保

緊急輸送を行う関係機関は、以下のとおり車両等を確保するほか、関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

- 1 市は、災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画を定め、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- 2 市は、輸送車両等が不足する場合、本編第1章第4節「応援要請」に定める市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して輸送車両等の派遣を要請する。
- 3 市は、必要な輸送車両等の確保が困難な場合、次の事項を明示して、県に調達斡旋を要請する。
 - (1) 輸送区間及び借上期間
 - (2) 輸送人員、物資名、輸送量
 - (3) 車両等の種類及び台数
 - (4) 集結場所及び日時
 - (5) その他必要な事項

第4 緊急通行車両の申請

1 緊急通行車両の運用

災害発生時に通行の禁止又は制限された道路では、緊急自動車及び緊急通行車両確認証明書と標章の交付を受けた車両以外は通行できなくなるため、災害発生時に緊急通行する場合は、直方警察署にあらかじめ事前届出している緊急輸送車両による円滑な運用を図る。

2 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

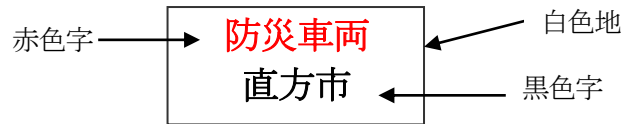
- (1) 直方警察署で緊急通行車両であると確認されたものについては、緊急通行車両事前届済証の交付を受ける。

災害発生時には、この事前届出済証を警察署に提出することにより緊急通行車両確認証明書と標章の交付を速やかに受けることができる。

- (2) 交付を受けた緊急通行車両確認証明書は、当該車両が運行される期間中、運転責任者が常

に携帯する。

- (3) 交付を受けた標章は、当該車両の運転席又は反対側面の見やすい箇所に提示する。
- (4) 災害応急活動の車両は、車両の前面及び側面に下記の様式の識別表を表示する。



第5 救助法に基づく措置（健康福祉課）

1 輸送の範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処理（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分

2 輸送の期間

当該救助が認められている期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

第17節 保健衛生、防疫、環境対策

被災地域における感染症の予防、環境悪化の防止ため、迅速かつ的確な防疫活動を行い衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談等を行い心身の安定を図る。また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、県民生活の安定を図る。

第1 保健衛生（子育て・障がい支援課、健康長寿課、環境政策課、教育委員会）

1 健康・栄養の相談

被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応ずることを基本として、以下により対応する。

(1) 健康相談の実施

市及び県は、保健師班を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

- ア 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- イ 避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- ウ 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導

(2) 栄養相談の実施

市及び県は、栄養士班を編成して以下の巡回栄養相談等を行う。

- ア 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養指導
- イ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- ウ 避難所及び応急仮設住宅等の被災者に対する栄養相談・指導

2 心のケア

市は、災害時における精神障がい者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障がい）等の精神的不安定に対し以下により対応する。

- (1) 県が災害時に既存の医療機関では対応できない場合、精神救護所の設置や保健所を拠点とした心の健康危機管理チーム及び精神科医師等による医療ボランティアにより、被災精神障がい者の継続的な医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変へ対応する。
- (2) 被災者及び防災活動従事者のPTSD等の精神的不安定に対しては、前述の方法により対応する他、県が編成派遣する精神科医師、保健師等による心の健康危機管理チームに対応を依頼する。

3 愛護動物の救護等の実施

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。

また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物由来感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。

市は、動物愛護及び被災者支援の観点から、愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県が下記により行う愛護動物の救護に協力するとともに、実施する。

(1) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育にかかわる負担の軽減を図るためには、迅速かつ広範的に対応が求められることから、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力し、愛護動物の保護等を行う。

ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管

イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管

ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管

エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供

オ 愛護動物に関する相談の実施等

(2) 避難所における愛護動物の適正な飼育の指導等

市は、県と協力して、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

愛護動物のためのスペースを設けて、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、物資及び人的支援の必要性の把握に努め、必要に応じて県及び獣医師会へ応援要請を行う。

(3) 飼養動物、危険動物等の管理

県、市、飼養動物等を飼養する者は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。

第2 防疫対策（健康長寿課、上下水道・環境部）

被災者は、病原菌に対する抵抗力の減退や劣悪な生活環境に起因する感染症の発生が想定されるので、その未然防止を期するため、防疫対策を迅速かつ万全に行う必要がある。

1 方針

市は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、県と緊密に連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。

また、市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 防疫活動の実施の体制

(1) 県（がん感染症疾病対策課、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所）

県は、感染症法に基づき当該災害に即応した防疫対策を企画し、防疫活動を推進する。

また、日本赤十字社福岡県支部、(公社)福岡県医師会その他関係団体と相互に情報の伝達、共有に努め、状況に応じ、関係団体へ防疫活動の協力を求める。

(2) 市は、被災地域において、防疫活動を実施するための班を新たに編成し、防疫活動体制を確立する。

3 感染症予防対策に関する広報活動

第3編 災害応急対策計画

市は県と連携して、感染症の予防のため、市民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用方法、飲食物の取扱い上の注意等の広報活動を強化する。

4 臨時予防接種（健康長寿課）

予防接種の必要がある場合は、予防接種法第6条の規定により、知事が行い又は知事の指示により市長が行う。

5 県の市に対する指示及び制限

知事は感染症の発生の予防上必要があると認めるときは、市長に対し次の事項について指示又は制限を行うとともに、状況に応じ県自らも消毒等の措置を行う。また、市長は消毒等の措置を円滑に実施するため関係団体へ協力を求める。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項による市町村に対する消毒の指示
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第2項によるねずみ族、昆虫等の駆除の指示
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第2項による市町村に対する物件にかかわる消毒の指示
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条による水道管理者に対する生活の用に供される水の供給に関する指示

6 市の災害防疫業務

市は、知事の指示及び指導に基づき、次の業務を実施する。また、防疫実施のため、次により防疫班を編成する。

● 衛生技術者（班長）1名、作業員 2～3名、事務 1名

(1) 感染予防対策に関する広報活動の強化

防疫に関するパンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織又は自治会その他関係団体を通じて市民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

(3) 生活用水の使用制限及び供給等

生活用水の供給は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行い、この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

(4) 避難所の衛生管理及び防疫指導

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受入れするため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、次の事項に重点をおいて防疫活動を実施する。

ア 感染症の発生予防等のための消毒もしくは手指衛生の徹底など

イ 食品の衛生管理

ウ 飲料水の管理

- エ その他施設内の衛生管理
- (5) 臨時予防接種の実施

第3 家畜防疫（県畜産課・家畜保健衛生所、市農業振興課）

1 県が行う家畜の防疫

県は、災害時に、家畜伝染病予防法等に基づき、家畜の伝染病疾病の発生予防と家畜損耗の防止に努める。

2 実施責任

被災地の家畜防疫は、県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に、獣医師会、農業共済組合、市等の協力を得て、防疫、診療に必要な組織をそのつど編成し、家畜防疫の万全を図る。

3 家畜の防疫

- (1) 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して清掃・消毒及びねずみ、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じて行う家畜の伝染病疾病の発生の予防に努める。
- (2) 県は、家畜伝染病予防法上必要があると認めるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染病疾病の発生の予防に努める。
- (3) 患畜等が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、移動の制限、殺処分等の方法により伝染病のまん延の防止に努める。

4 市の支援・協力（農業振興課）

市は、県が家畜保健衛生所を中心とした獣医師会、農業共済組合の協力の下、防疫、診療に必要な組織をその都度編成して行う家畜防疫に協力する。

- (1) 家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援
- (2) 県が行う防疫活動への協力

第4 環境対策（上下水道・環境部）

- 1 市は、災害により有害物資の漏出等を把握した場合は、県へ報告する。
- 2 県は、有害物資の漏出等に関する状況を把握するとともに、適宜環境モニタリングの調査を実施する。
- 3 県は、有害物資の漏出等に処理、被災により発生した廃棄物の処理が適正に行われるよう工場等の関係者に対し指導する。

第18節 要配慮者の支援

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者及び避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細やかな支援策を講ずるものとする。

市は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するものとする。

第1 災害により新たに発生した要配慮者にかかわる対策（防災・地域安全課、保護・援護課、子育て・障がい支援課、健康長寿課）

1 災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくこと重要である。このことから、市は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

(1) 要配慮者を発見した場合には、本人の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

ア 避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送

イ 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所

ウ 保護者を亡くした児童の里親等への委託

エ 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握

(2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 高齢者及び障がい者にかかわる対策（防災・地域安全課、子育て・障がい支援課、健康長寿課）

1 市は、県の支援を受けて、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、高齢者及び障がい者に対しては、以下の点に留意しながら対策を実施する。

(1) 掲示板、広報誌、インターネット、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ放送、文字放送や手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

(2) 避難所等において、適温食など高齢者に適した食事を工夫する。

(3) 避難所等において、被災した高齢者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむ

第3編 災害応急対策計画

- つ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を整備する。
- (4) 被災した高齢者及び障がい者の生活確保に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
 - (5) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保及び福祉施設職員等の応援体制整備を図る。
 - (6) 避難所や住宅における高齢者及び障がい者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第3 避難対策

本編第2章第5節「避難対策の実施」による。

第4 生活の場の確保

市は、以下により要配慮者の生活の場を速やかに確保する。

- 1 応急住宅の提供
- 2 公営住宅・一般住宅の確保
- 3 公的宿泊施設の確保
- 4 参照：本編第2章第23節「住宅の確保」

第5 外国人等の支援対策

1 外国人への支援対策

市及び県は、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行うものとする。

(1) 外国人への情報の提供

市及び県は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ放送等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。

(2) 通訳・翻訳ボランティア及び国際交流専門員による支援体制の確立

ア 英語等の外国語会話のできるボランティアを参集・募集し、情報提供等の支援体制を確立する。

イ 通訳者等が不足する場合は、県からの派遣等の支援を受ける。

2 旅行者への対策

市及び県は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請のあった際には、迅速に提供する。

ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、避難所等の情報を伝達する。

第19節 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

第1 市及び県の役割

- 1 市は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。
- 2 県は、市の安否情報の収集に協力する。ただし、当該災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は市に代わって必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

第2 情報収集

- 1 県及び市は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。
- 2 県及び市は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第3 照会を行う者

照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- 1 被災者の同居の親族（親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。）
- 2 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 3 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第4 照会手順

- 1 照会者は、市町村長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - (1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - (3) 照会をする理由
- 2 照会者は1(1)の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、マイナンバーカード）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる。

第5 提供できる情報

市は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

- 1 第3の1の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 第3の2の者 被災者の負傷又は疾病の状況
- 3 第3の3の者 被災者について保有している安否情報の有無
- 4 1～3の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
- 5 1～3の区分にかかわらず、県及び市町村が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

第20節 遺体の搜索、収容及び火葬

災害により行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上からも許されないことでもあり、混乱期に人心の安定を図るため、これらの搜索、遺体の収容及び対策、火葬等に支障のないよう措置することを目的とする。

第1 遺体の見分場所・安置場所の確保（防災・地域安全課、保護・援護課、関係各課）

遺体の見分場所・安置場所については、地震及び水害時に被害を受けそうにない市域の公共施設又は寺院等をあらかじめその管理者と協議して抽出選定しておくとともに、関係機関と連携し確保に努める。

第2 遺体の搜索・収容

1 市

警察の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに見分場所・安置場所に収容する。

2 警察

(1) 警備活動に付随し、市の行う遺体搜索に協力する。

必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市、指定公共機関等と密接に連携するものとする。

(2) 行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、積極的に調査を実施する。

3 搜索に必要な資機材の整備

大規模な水害、土砂災害、地震災害発生等により、広範囲な搜索活動や長期的な搜索のための自活等を実施するための必要な資機材を整備し、災害発生時に搜索実施機関（警察、消防、自衛隊等）への配分に努める。

- (1) 胴付手中長靴、搜索用棒及びとび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板、スコップ、つるはし、防臭マスク、等搜索用資機材
- (2) 強力ライト、ヘッドライト、投光器、発動発電機等照明用資機材
- (3) エアーテント、可搬式濾過器、寝袋、簡易トイレ等後方支援・自活用資機材
- (4) トランジスターメガホン、拡声器等広報用資機材

第3 遺体の対策（防災・地域安全課、保護・援護課、関係各課）

1 警察

(1) 明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けたときは、その死因及び身元を明らかにするため、警察等が取り扱う死体の死因又は

第3編 災害応急対策計画

身元の調査等に関する法律第4条に基づき、遺体の調査を行う。

- (2) 遺体の調査に当たっては、指紋の採取、写真撮影等を行い、調査終了後、遺族に引き渡す。
- (3) 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第10条、死体取扱規則第7条、行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条第1項により、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添えて市長に引き渡す。

2 市の遺体の対策

- (1) 県等が派遣した救護班による遺体の検案（医師法上、医師の診断中の患者でない者が死亡した場合、又は医師の診断中の患者が最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その死体について死因、その他医学的検査をなすこと）を実施する。
- (2) 検案を終了した遺体は、次により対策を実施する。
 - ア 遺体の識別等のための洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 遺体の身元の識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬ができない場合においては、特定の場所（寺院などの施設の利用又は寺院、学校等の敷地で天幕を張る等の仮設）に集めて、火葬等の処置をするまで、一時保存する。
- (3) (2)の特定の場所については、指定避難所に予定しない公共の施設、寺院等をあらかじめ関係機関等と協議を行い条件整備に努める。

3 遺体の取扱いに必要な資機材の準備

市及び県は、早期の身元確認、遺族への遺体の引き渡し及び遺体の取扱いに伴う感染症等の事故を防止するための資機材を整備し、災害発生時に遺体検視場所及び遺体安置場所への配備に努めるものとする。

- (1) ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等の感染症防止用資機材
- (2) ピンセット、注射器、注射筒、血液等採取容器等の遺体見分用資機材

第3 遺体の火葬（防災・地域安全課、市民・人権同和対策課、関係各課）

1 遺体の火葬

(1) 市の遺体の火葬

下記により火葬の実施体制の確保を行うとともに、災害の際、死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市が遺体の火葬を行う。

- ア 火葬場の被災状況の把握
- イ 死亡者数の把握
- ウ 火葬相談窓口の設置
- エ 死体安置所の確保
- オ 火葬場へのアクセス道路の確保
- カ 遺体運送体制の確保
- キ 棺、ドライアイス、骨壺の調達

ク 火葬用燃料の確保

(2) 県への要請

市で火葬が十分に行えない状況になった場合、県に対し他の市町村等への応援要請を行う。

2 火葬の留意点

(1) 身元不明の遺体措置

ア 身元不明の遺体については、火葬前に、警察その他の関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、身元の判明に必要な資料を保存する。

イ 遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき、取り扱うものとする。

ウ 火葬の遺骨及び遺品については、保管するものとする。

(2) 火葬に関する帳簿等の整理

市が、火葬を実施し、又は火葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合は、次の書類・帳簿等を整備、保存しなければならない。

ア 救助実施記録日計表

イ 火葬費支出関係証拠書類

第4 救助法に基づく措置

1 搜索

(1) 対象者

災害により行方不明にある者で、周囲の常態から、既に死亡していると推測される者

(2) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(3) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、現に遺体を搜索する必要がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

(4) 搜索の方法

知事又は知事により搜索を行うとされた市長が警察機関、消防機関及びその他の機関の協力を得て行う。

2 遺体の検視(見分)及び対策

(1) 遺体の検視(見分)

前記の第2の1「警察」の対策に同じ。

(2) 遺体の対策

災害の際、死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の対策、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合はこれらの対策を行う。

(3) 対策の内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒

イ 遺体の保存

ウ 検案

(4) 対策方法

ア 救助の実施機関である知事又は知事により救助事務を行うこととされた市長が、遺体の一時保存のための施設、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等について現物給付により実施する。

イ 遺族が遺体の対策を行う場合は、遺体の対策に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。

(5) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(6) 対策の期間

災害の発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

3 遺体の埋葬等

(1) 埋葬等を行う場合

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき

(2) 埋葬等の方法

棺又は骨壺等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等について現物給付をもって実施する。

(3) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(4) 期間

災害の発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

第21節 障害物の除去

災害によって土石、竹木等の障害物が、住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障を来している者に対し、障害物を除去することにより、その被災者を保護するのを目的とする。

第1 障害物の除去の実施責任

住居等にかかわる障害物の除去は市長が行い、道路、河川等にかかわる障害物の除去は各管理者が行う。

第2 障害物の除去の対象となる者

- 1 住宅にかかわる障害物の除去の対象となる条件は、半壊、床上浸水世帯数の15%以内（実情に応じ対象数を融通する。）で次のとおりとする。
 - ① 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
 - ② 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれていること。
 - ③ 自らの資力をもっては除去できないものであること。
 - ④ 住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること。
 - ⑤ 応急措置の支給となるもので、緊急を要すること。
- 2 道路、河川等にかかわる障害物の除去は、次の場合に実施する。
 - ① 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - ② 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
 - ③ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 - ④ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物除去の方法

- 1 市長は、所属職員、消防団員等をもって市の機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て、障害物を除去する。
- 2 道路、河川等にかかわる障害物は、それぞれの管理者が相互に連絡を密にしながら、除去作業を実施する。
- 3 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して実施する。

第4 資機材、人員の確保

市長は、スコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

第5 除去した障害物の一時集積場

除去した障害物の一時保管場所は、災害現場付近の公立学校の運動場など、再び人命、財産に被害を与えない安全な場所、道路交通の障害とならない場所等を利用する。

第6 除去した障害物の処理

1 除去した障害物の処理は、次の要領によって処理する。

(1) がれき等

住民の日常生活又は農耕その他の生産活動に支障がない場所を選定し、埋設又は投棄する。

(2) 竹木、家具、家財等の可燃物

竹木、家具、家財等の可燃物で所有権が放棄され、又は所有者不明の障害物は、一時集積場所等に集積した後に焼却炉にて焼却処理するか、必要に応じて埋立処分等、環境保全上支障のない方法で行う。

2 除去した障害物の保管等

市長は、障害物のうち工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第7 応援協力要請

障害物除去の範囲が広範、大規模となった場合は、県及び自衛隊に対して応援、協力要請を求める

第2節 文教対策の実施

災害等の発生時の児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の給与、応急教育を実施し、就学に支障のないよう措置するとともに、文化財及び教育施設の応急対策を明らかにすることを目的とする。

第1 学校教育対策

1 避難所としての学校の役割

学校が避難所となる場合の避難所の運営は、市が行う。

教職員は、児童・生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

2 応急教育

(1) 応急教育の実施責任

ア 市立学校の応急教育は、市教育委員会が行う。

イ 県立学校の応急教育は、県教育委員会が定める管理規則に基づき、各学校においてこれを実施する。

(2) 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(3) 児童・生徒等の安全の確保の措置

災害発生時における児童・生徒等の安全の確保に関し、次の措置をとる。

ア 県立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、臨時に授業を行わない等の措置は、校長の判断により行うものとするが、県教育委員会は、必要に応じ次の事項を指導する。

(ア) 職員を派遣して、応急並びに事後の授業に関し、指導助言する。

(イ) 台風来襲等事前に災害が予知される場合は、あらかじめ校長に対し指導助言する。

(ウ) 避難所等に学校を提供したため、長期学校が使用不可能な場合には、他の公共施設を利用して早急に授業の再開を図る。

イ 市立学校に対する措置

(ア) 県立学校に対する措置に準じて、校長及び市教育委員会は、児童・生徒等の安全を確保するものとする。

(イ) 県教育委員会は、授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、臨時に授業を行わない等の措置をとるよう、市教育委員会に対して指導・助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、市教育委員の了解

第3編 災害応急対策計画

の上で、報道機関などを利用して、県下の全公立学校に休業措置等適切な措置を講ずることもある。

ウ 校長の措置

(ア) 事前準備

- a 校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急教育計画を策定するとともに、日ごろから施設・設備の管理及び点検・整備、防災教育の実施、情報連絡体制の整備、PTA・地域との協力体制づくりに努める。
- b 校長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれのある場合は、応急教育体制に備えて次の事項を遵守しなければならない。
 - (a) 学校行事、会議、出張等を中止すること。
 - (b) 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡及び引渡し方法等を確認しておくこと。
 - (c) 教育委員会、警察署・交番、消防署及び保護者等関係機関との連絡網を確認すること。
 - (d) 勤務時間以外においては、校長は所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を定め、教職員に周知させておくこと。
 - (e) 児童・生徒等の避難路・避難場所の安全性の確保。

(イ) 災害時の体制

- a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b 校長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設・整備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告しなければならない。
- c 校長は、避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
- d 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- e 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

(ロ) 災害復旧時の体制

- a 校長は、教職員を把握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、市教育委員会に報告して、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については、市及び教育委員会が、指導・助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長が関係機関の援助等により処置するものとする。
- c 疎開した児童・生徒等については、職員の分担を定め、地域毎に実情の把握に努めるものとする。
- d 災害の推移を把握し、市教育委員会に報告の上、平常授業に戻すように努めるとと

もに、その時期を保護者に連絡する。

(4) 応急教育の方法

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、教職員、児童・生徒等及びその家族の罹災状況等を勘案して校長は、教育委員会の指示のもとにおおむね次の方法で行う。

a 登下校に長時間を要する場合

始業時間を状況に応じ変更し、児童・生徒等の安全を図る。

b 一部又は一定の地域の者が登校できない場合

短縮授業、半日授業又は応急教育実施場所において授業を行う。

c 半数以上の者が登校できない場合

(a) やむを得ない場合は、臨時休校とする。

(b) 応急教育実施の場所において授業を行う。

(5) 学校施設の確保

教育委員会は、市長と協議し、次の措置により学校施設を確保する。

ア 応急修理が可能な被害の場合

学校運営及び安全管理上、緊急に修理を要する箇所について応急修理又は補強を行い、学校施設を確保する。

イ 施設の全部又は一部がその用途に供し得ない場合

被害の程度又はその状況に応じて次の措置を講ずる。

(i) 体育館等教室以外の施設を転用する。

(ii) 被災学校周辺の余裕学校に応急受入れする。

(iii) 公民館等社会教育施設等に応急受入れする。

(iv) 仮校舎を建設する。

(6) 救助法に基づく措置（学用品等の給与）

ア 給与対象者

災害により、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けたことにより、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒。

イ 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

ウ 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

エ 給与の実施期間

教科書については、災害発生の日から一箇月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給を完了する。

ただし、内閣総理大臣の同意を得た期間を延長することができる。

(7) 施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次によるものとする。

ア 市立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、応急復旧工事を早急に実施する。

イ 災害時における代替校舎の確保

市教育委員会は、校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するに必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は、県教育委員会に代替校舎の確保について要請するものとする。

(8) 教職員の確保

ア 県（教職員課）の教職員の補充措置

災害発生時において、教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、迅速に教職員の補充を行う。

イ 市教育委員会は、災害発生時における教職員の被害状況について、速やかに県教育庁北九州教育事務所を経由して、県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、この報告に基づき、教職員の被害状況に応じて速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

(ア) 条例定数の範囲内において、でき得る限りの補充を行う。

(イ) 被災学校以外の学校にある教職員を被災学校に兼任するよう措置する。

(ウ) 必要に応じて、非常勤講師の配当を行う。

(エ) 上記の措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員（地公法第22条の3）の予算措置を講ずるとともに、さしあたって、被災地以外の教育委員会事務局、教育センター、研究所等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣するよう措置する。

3 就学援助に関する措置

災害により経済的に就学困難な児童・生徒等に対しては、教育委員会等と協議のうえ、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）を準用し、就学援助等の措置をとる。

4 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

(1) 校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、市教育委員会に報告・協議の上、給食実施の可否について決定する。

この際、次の事項に留意するものとする。

ア 被害があっても、応急修理、代替施設の確保等によりできうる限り給食の継続実施に努めること。

イ 避難場所として使用されている学校については、その給食施設が罹災者炊き出し用に利用されている場合には、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること。

第3編 災害応急対策計画

ウ 被災地においては、感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、施設、設備の消毒、調理関係者の健康管理等を十分に行う等、衛生については特に留意すること。

- (2) 給食用製パン工場、製粉工場、炊飯工場及び製乳工場が被災した場合は、県学校給食会及び県牛乳協会が被災状況を県教育委員会に報告する。

県教育委員会は、この報告に基づき、関係機関と協議の上、学校給食用物資の供給対策を講ずる。

5 災害後の環境衛生の確保

校長は、災害後の感染症、防疫対策について、保健福祉環境事務所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行うものとする。

- (1) 校舎内外の清掃

災害（特に水害）を受けた学校又は災害の際、避難所等に使用された学校は、速やかに清掃、消毒を行う。

- (2) 飲料水

水道水であっても水害後当分の間は、なるべく煮沸したものを使用するよう措置する。

- (3) 児童・生徒等の健康管理及び保健指導

次のことに留意し、校長、養護教諭等との連絡を密にとるよう措置する。

ア 疾病の早期発見に努め、その早期処理に努める。

イ 児童・生徒等に対する保健指導を強化する。

ウ 被災児童・生徒等の心の健康管理の充実を図る。

- (4) 調理従事者の保健管理及び指導

ア 調理従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施する。特に下痢のある者については、従事を禁止し、検便を行う。

イ 調理従事者の身体衣服の清潔保持に努めさせるとともに、特に調理前の手洗いを励行させる。

6 被災児童・生徒等へのメンタルケア

県・市教育委員会、校長、教職員は、保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行うものとし、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。

7 社会教育施設等の応急対策

- (1) 公民館及び他の社会教育施設

公民館等社会教育施設は、災害時には避難所等に利用される場合が多いので、市長は、被災状況を把握し、関係者の協力を得て、速やかに応急修理を行う。

第2 文化財応急対策

- 1 文化財が被害を受けたときは、所有者（管理責任者）は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告する。
市教育委員会は、県教育委員会に被災状況を報告するものとする。
- 2 市教育委員会は、被災文化財の被災拡大を防止するため、関係機関と連絡し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第23節 住宅の確保

災害のため住家が全焼、全壊、流失し自己の資力では住宅を確保することができない者を受入れするための応急仮設住宅の提供及び住家が半焼、半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、居住のため必要最小限度の部分を応急的に補修し被災者の居住の安定を図ることを目的とする。

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には市又は県の公共施設等を利用して指定避難所として収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

第1 空き家住宅の活用

1 市及び県は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。

(1) 公的住宅

市営住宅、県営住宅、県内各市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、都市再生機構、雇用・能力開発機構等が保有する空き家

(2) 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

(3) 企業社宅、保養所等

第2 応急仮設住宅の提供（関係各課）

1 実施責任者

(1) 応急仮設住宅の提供に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。

(2) 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の提供は、知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

2 建設用資機材等の調達

(1) 市で応急仮設住宅の提供用地及び資機材が確保できない場合は、県に応援の要請を行う。

(2) 県は、応援要請に基づき、(一社)プレハブ建築協会、福岡県建築物災害対策協議会、タマホーム(株)、(一社)日本木造住宅産業協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)福岡県木材組合連合会（主として製材品など）及び福岡県森林組合連合会（主として木杭など）、九州森林管理局等関係機関等と協議し、その確保に努めるとともに、他の市町村に対し、必要な応援の措置について指示する。

- (3) 九州森林局は、県からの要請等を踏まえ、木材（原木）の供給促進を行うなど、被災地の木材の需要に応じる。

3 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の提供

(1) 設置場所

ア 提供場所については、上下水道等の生活関連設備、衛生環境、交通の利便、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は、民有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定する。

イ あらかじめ、応急仮設住宅の提供用地を量的に選定・確保し、候補地リストを作成する。
この際、浸水想定地域等水害に弱い地域は避けるものとする。

(2) 設置基準

1 戸当たりの面積は世帯構成人員を考慮して増減することができる。入居予定者の状況によって、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮する。費用は、1 戸当たりの平均が、国が示す限度額以内（応急仮設住宅本体の設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費が含まれるもの）とする。

(3) 集会等の利用施設の設置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(4) 福祉仮設住宅の設置

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上受入れし、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）として設置できる。

この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

(5) 着工期間

着工期間は、災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。（特別基準）

(6) 建築

建設については、建設業者関係団体等との協力を得て行う。

また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

(7) 入居者の選定

応急仮設住宅への入居資格は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がなく、自らの資力では、住宅を確保することができない者とし、県と協議の上、市長が入居者を選定する。

この場合、以下の点にも留意するものとする。

ア 入居決定に当たっては、高齢者、障がい者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がい者等が集中しないように留意する。

イ 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

ウ 被災者の資力その他の生活条件、民生委員の意見等十分調査のうえ選定する。

(8) 管理

応急仮設住宅の建物の管理は、市の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市が行う。

また、市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。さらに、必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

(9) 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

第3 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
- (2) 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、市長が行う。

2 救助法を適用した場合の住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象

災害によって、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自らの資力をもってしては、修理ができない者の住宅とする。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。

(3) 修理の期間

修理期間は、災害が発生した日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。（特別基準）

(4) 修理の実施

修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。

(5) 修理を実施する住宅の選定

市が行う。

(6) 費用

1世帯あたり、国が示す限度額以内とする。

第4 公営住宅の修繕・建設

1 公営住宅の修繕・供給促進

市及び県は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

2 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、市が建設し、管理するものとする。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理するものとする。

第5 被災住宅に対する融資

自然災害によって住宅に被害を受けた者は、次により、災害復興にかかる住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資を住宅金融支援機構に申し込むことができる。

1 建設の場合

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の市の「罹災証明書」（「一時損壊」を除く）の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、建設資金の申し込むことができる。

また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得金を、それぞれ建物資金と併せて融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (敷地資金)
1, 6 5 0 万円	5 1 0 万円	9 7 0 万円	4 4 0 万円

(2) 融資金利 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長償還期間【建設】

耐火構造	準耐火構造	木造（耐久性）	木造（一般）
3 5 年	3 5 年	3 5 年	2 5 年

2 購入の場合

市等から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」（「一部損壊」を除く）の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、住宅購入資金の融資を申し込むことができる。

(1) 融資額の限度額

住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特別加算額 (購入資金)
新築住宅		2, 6 2 0 万円	5 1 0 万
リ・ユース 住宅 (中古住宅)	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2, 3 2 0 万円	
	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2, 6 2 0 万円	

(2) 融資金利 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長償還期間

第3編 災害応急対策計画

【新築住宅購入】

耐火構造	準耐火構造	木造（耐久性）	木造（一般）
35年	35年	35年	25年

【リ・ユース住宅購入】

リ・ユースプラン住宅 リ・ユースプラスマンション	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション
35年	25年

3 補修の場合

市等から住宅に10万円以上の被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、補修資金の融資を申し込むことができる。

また、補修する家屋を移転するときは移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を申し込むことができる。

(1) 融資額の限度額

基本融資額	補修資金	引方移転資金	整地資金
	730万円	440万円	440万円

(2) 利率 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長償還期間：20年

※ 上記融資概要葉、平成29年11月現在のものである。融資制度の詳細については、住宅金融支援機構に問い合わせること。また、上記の融資のほか、東日本大震災にかかる融資、事業向け融資もあるので、詳細については住宅金融支援機構に問い合わせること。

第24節 ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理

市は、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。災害廃棄物については、あらかじめ県及び市が策定する災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の拠出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

第1 ごみ処理

1 方針

災害により、一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という。）を適正に処理する。

2 清掃対策

環境衛生の改善に努めるため、災害の状況に応じ、次の事項に重点をおき清掃活動を実施する。

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図り、使用不可能時は、近隣市町村の使用可能な処理施設への緊急の処理依頼を実施するとともに、被災地域の状況を把握し、作業計画を定める。
- (2) ごみの収集、運搬、処分等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に準拠して実施する。
- (3) 収集したごみの処分は、焼却炉において焼却処分するか、必要に応じて埋立処分する等、環境保全上支障のない方法で行う。
- (4) 市で対応できない場合は、他の市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県への応援を要請する。
- (5) 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、災害廃棄物の仮置場と調整を図る。仮置場の管理に当たっては、衛生上十分配慮するものとする。
- (6) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみの処理の円滑な推進を図る。

ア ごみの収集処理方針の周知

イ ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等の要請）

ウ ごみの分別への協力要請

第2 し尿処理

1 方針

災害により発生したし尿を適正に処理する。

2 収集及び処理

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) し尿の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に準拠し実施する。
- (3) 被災地域の状況を考慮し、指定避難所等防疫上優先的に行う必要のある地域から実施する。
- (4) し尿の収集は、市内の委託業者により速やかに行うが、必要に応じ他市町村の許可業者に臨時応援を依頼する。これによっても対応できない場合は、県への応援を要請する。
- (5) 収集したし尿は原則として、直方市し尿処理場及び下水道処理施設で処理する。
- (6) 被害状況、指定避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮して仮設トイレを設置する。仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置するものとする。
- (7) 激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合に備えて、凝固剤等の非常用トイレの備蓄を呼び掛ける。

第3 災害廃棄物処理

1 方針

市及び関係機関は、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

さらに、災害による被害の予防と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

- (1) 災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）を迅速かつ適正に処理する。
- (2) 災害廃棄物のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。この場合、緊急啓開路線については、優先的に実施する。
- (3) 災害廃棄物発生現場での分別を原則とする。
- (4) 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。
- (5) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。
- (6) 災害廃棄物処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保する。

- (7) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和47年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を進める。

また、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

- (8) 発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

2 災害廃棄物の処理

市は、次により災害廃棄物の処理を実施する。

- (1) 災害廃棄物の発生量の見積もり

被害状況をもとに、災害廃棄物の発生量を見積る。

- (2) 処理体制の決定

災害廃棄物の見積り量、道路交通の状況等を基に処理体制を定める。被害が甚大で市で処理が不可能な場合は、県に応援を求める。

- (3) 災害廃棄物の仮置場及び搬送路の確保

短時間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

- (4) 災害廃棄物発生現場における分別

原則として災害廃棄物発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

- (5) 災害廃棄物仮置場への搬入

- (6) 仮置場の消毒

- (7) 最終処分場への搬送

- (8) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、災害廃棄物の処理の円滑な推進を図る。

ア 災害廃棄物の収集・処理方針の周知

イ 災害廃棄物の分別への協力要請

ウ 仮置場の周知

エ 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

- (9) 処理に当たっては、県から国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金）の活用について助言を受けて、適切な処理を図る。

第4 道路、河川等に残る障害物の除去

第1から第3の対策によっても、道路、河川等に残る障害物については、それぞれの管理者

が除去する。

第5 死亡獣畜等の処理

原則として嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所長の指示に従い原則として化製場又は死亡獣畜取扱いで処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。

第25節 一般通信施設、放送施設の災害応急対策

第1 国内通信施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社）

県地域防災計画（基本編・風水害編）「第3編－第2章－第23節－第1国内通信施設災害応急対策」及び県地域防災計画（地震災害編）「第3編－第2章－第21節－第3国内通信施設災害応急対策」による。

第2 放送施設災害応急対策（日本放送協会福岡放送局）

県地域防災計画（基本編・風水害編）「第3編－第2章－第23節－第2放送施設災害応急対策」及び県地域防災計画（地震災害編）「第3編－第2章－第21節－第4放送施設災害応急対策」による。

第26節 電気施設、ガス施設の災害応急対策

災害時において、電気、ガス施設等を災害から保護するとともに、速やかに応急復旧を行い、供給機能を維持する。

第1 電気施設災害応急対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社）

県地域防災計画（基本編・風水害編）「第3編－第2章－第24節－第1電気施設災害応急対策」及び県地域防災計画（地震災害編）「第3編－第2章－第21節－第1電気施設災害応急対策」による。

第2 ガス施設災害応急対策（直方ガス株式会社）

県地域防災計画（基本編・風水害編）「第3編－第2章－第24節－第2ガス施設災害応急対策」及び県地域防災計画（地震災害編）「第3編－第2章－第21節－第2ガス施設災害応急対策」による。

第27節 上水道、下水道施設の災害応急対策

災害発生時において市民が健全な生活を維持していくために、被災した上下水道施設を速やかに応急復旧し、給水、排水機能の維持を図ることを目的とする。

必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。

第1 上水道施設災害応急対策（上下水道・環境部）

1 取水施設

取水施設の被害は、浄水機能に大きな支障をきたすため、その復旧は最優先で行う。

2 浄水施設

- (1) 浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように、原水処理薬品類の備蓄を行う。
- (2) 浄水施設の被災については、被害状況を把握し、被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに応急復旧を行う。

3 送水施設

(1) 送配水ポンプ

ポンプ場には、送配水のための自吸式ポンプ等を設置して送配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとしての自家発電設備等により施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水等ができるよう努める。

(2) 送配水施設

ア 計画的な応急復旧

復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、公共施設や病院、指定避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、基幹となる送水管、配水本管、給水拠点に至る経路を優先し、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。

なお、給水に支障をきたすものについては、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

貯水池、配水池、送配水管の破損、停電その他の事故による断水等の事故発生に際し、迅速な復旧によって被害の拡大を防止し、配水の円滑を図るため、復旧班の編成連絡等の

事項を定める。

第2 下水道施設災害応急対策（上下水道・環境部）

下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、災害時において下水道施設の機能が損なわれた場合は、浸水対策、衛生対策の面で都市等の機能に重大な影響を与える。このため、このため、下水道管理者（県・市町村）は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

1 管渠

(1) 下水道管渠の被害に対しては、流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水などの防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊密度の評価を行い、施工業者の手配と割振り等を行い、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。

(2) 可搬式の排水ポンプ等の資機材については、応急対策に必要な所要量の整備・確保に努める。

2 ポンプ場及び処理場

(1) 停電のため終末処理場及びポンプ場の機能が停止した場合、自家用発電設備等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態が起こらないようにする。

(2) 建物その他の施設は、洪水その他災害時において特に防護が必要のあるものについて、応急復旧を行う。

第3 応急復旧用資機材の備蓄・調達

1 災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散して管理し、速やかに応急復旧ができるよう努める。

2 被災時に必要なすべての資機材を備蓄するのは不可能なので、民間資機材メーカーと備蓄協定を結び、調達が容易となるよう努める。

第28節 交通施設の災害応急対策

交通施設は、災害時において緊急通行車両等の通行を確保に欠くことのできない重要施設である点にかんがみ、関係機関は、あらかじめ定める災害応急対策に基づき迅速な措置を行う。

第1 道路施設

1 方針

国土交通省は、管理する道路について早急に被害状況を把握し、道路啓開（障害物の除去、応急復旧）等を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

また、県、市町村等の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するほか、道路啓開（障害物の除去、応急復旧）等を行い道路機能の確保に努めるものとする。

上記道路啓開等に当たっては、啓開道路の確保を最優先とし、その次に緊急輸送道路の確保に取り組むこととする。

併せて、道路の通行規制等が行われている場合、I C T技術を活用し、道路利用者に対してビーコン、情報版、インターネット等により迅速に情報提供することとする。

2 国、県（道路維持課、直方県土整備事務所）、市（土木課）、警察（公安委員会）

各道路管理者及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全円滑な交通の確保、又は緊急通行車両等の通行確保のため、次の措置を講ずる。

- (1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- (2) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の運行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

この場合、啓開道路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。

- (4) 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

この場合、啓開道路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。

- (5) 上・下水道、電気、ガス、電話等の道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。
- (6) 信号機、交通管制器等の被災した交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。

また、太陽光発電や非常用電源装置を付加した信号機など停電に影響を受けず災害に強い交通安全施設の整備と交通管制機能の強化に努める。

第3編 災害応急対策計画

- 3 西日本高速道路株式会社、福岡北九州高速道路公社の災害応急対策
県地域防災計画による。

第2 鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社、筑豊電気鉄道株式会社、平成筑豊鉄道株式会社）の災害応急対策
県地域防災計画（基本編・風水害編）「第3編－第2章－第2.6節－第2.鉄道施設」及び
県地域防災計画（地震災害編）「第3編－第2章－第9節－第3.3.鉄道施設」による。

第29節 土砂災害の応急対策

この計画は、土砂災害がひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴を認識し、関係機関が危険の切迫する前に十分余裕をもって対策を実施することを目的とする。

第1 市及び関係機関相互の情報連絡

1 災害原因情報の収集・伝達経路

市、県及び関係機関は、本章第1節「防災気象情報等の伝達」及び第2節「災害情報等の収集・伝達」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとするが、特に大雨注意報・警報及び土砂災害注意・警報の伝達・周知については、各土砂災害危険箇所を所管する機関に徹底を図る。

2 前兆現象（異常現象）の把握

市及び関係機関は、所管する各危険箇所のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努めるとともに、住民から前兆現象等を収集する。

3 降雨状況の把握

市及び関係機関は、各危険箇所の雨量測定等により降雨状況を把握するものとする。

第2 警戒体制の確立

1 市は、時期を失することなく、あらかじめ定める危険地域毎の基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。

2 土石流及び急傾斜地崩壊危険地区の場合

1時間雨量が70mm、降り始めから1日間で200mmを超えたら土砂災害が起こるという雨量を基準にして、次の雨量を目安として土砂災害の警戒体制を確立して対処する。

(1) 第1次警戒体制の場合

前日までの連続雨量が100mm以上あった場合であって	前日までの連続雨量が40～100mm以上あった場合であって	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき

ア 第1次警戒体制においては、防災パトロールを実施する。

住民に、今後の雨の降り方と、土砂災害の前兆現象等への注意を呼び掛ける。

イ 地元自主防災組織等の活動を要請する。

ウ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2) 第2次警戒体制の場合

前日までの連続雨量が100mm以上あった場合であって	前日までの連続雨量が40～100mm以上あった場合であって	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めたとき

ア 第2次警戒体制においては、住民等に避難準備を行うよう広報を行う。

イ 市災対本部長は、本編の第2章「災害応急活動」第5節「避難」第1「避難の指示等の通知」6「避難の指示等の実施」別表2「避難指示等の発令基準」により、判断し法に基づき、避難単位ごとに避難指示等を発令する。

第3 災害発生時の報告

- 1 市は、土砂災害が発生した場合、地すべり、急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県飯塚農林事務所に報告を行う。
- 2 市は、県飯塚農林事務所に対する報告の他、本章第5節「災害情報の収集・報告計画」により県防災危機管理局まで被害状況を報告する。

第4 救助活動

市は、土砂災害による被害を拡大させないため、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。この際、次の事項を配慮した応急対策を講ずる。

- 1 被災者の救出
- 2 倒壊家屋の除去
- 3 流失土砂・岩石の除去
- 4 救助資機材の調達
- 5 関係機関の応援体制

第30節 高層建築物の災害応急対策

高層建築物等の災害の対処のため、関係機関は、それぞれの態様に応じた警防体制の整備を図るとともに、次の各種対策を実施する。

第1 消防機関

1 高層建築物にかかわる災害が発生した場合は、概ね次のとおり消防活動を実施する。

- (1) 出場基準の決定
- (2) 指揮本部の設定
- (3) 危険度の判定
- (4) 関係機関等との通報、連携体制の確立

2 消防活動は、ガス漏れ事故及び火災に留意し、各々必要な措置又は対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して実施する。

(1) ガス漏れ事故

ア 現場到着時の措置

消防隊は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。

イ ガス漏れ場所への進入

- (ア) ガス検知器等による検知が、爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。
- (イ) 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。
- (ウ) 爆破に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部又は鉄筋コンクリート壁等を身体^{（イ）}の遮蔽にするとともに、できる限り低姿勢で進入する。
- (エ) 火災を発する機器の使用及びスイッチの操作により、火花を発する機器等のスイッチ操作を厳禁する。

ウ ガスの供給遮断

ガスの供給遮断は、直方ガス株式会社等(以下「直方ガス等」という。)が行うものとする。

ただし、消防隊が直方ガス等に先行して災害現場に到着し、直方ガス等の到着が遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができるものとする。

なお、消防隊がガスの供給を遮断したときは、直ちにその旨を直方ガス等に連絡する。

エ ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡のうえ直方ガス等が行うものとする。

(2) 火災等

ア 人命救助

人命救助は、最優先で行うものとするが、特に次の事項に留意する。

- (ア) 救助活動体制の早期確立と実施時期
- (イ) 活動期における出場小隊の任務分担
- (ウ) 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

イ 消火

消火活動については、特に次の事項に留意する。

- (ア) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (イ) 活動時における出動小隊の任務分担
- (ウ) 浸水、水損防止対策
- (エ) 排煙、進入時等における資機材対策

第2 直方ガス株式会社

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

また、事前の申合わせにより、必要な場合は、消防機関においてガスの供給を停止することができるものとする。

第31節 二次災害の防止

危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。

第1 危険物・毒劇物取扱い施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。

これらの被害を最小限に止めるため、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

第2 降雨等に伴う二次災害の防止

市、県及び関係機関は、降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、降雨あるいは地震等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

市は、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散の恐れのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

第32節 農林施設等の災害応急対策

災害時において農林水産施設の被害の実情を早期に調査し応急・復旧を図る。

第1 農業用施設応急対策（土木課、県、水利組合等ため池管理者等関係機関）

- 1 かんがい排水施設の巡視を行い被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- 2 出水等により広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
用水路に絡むはん濫の発生が予測される場合は、関係機関と連携して、取水口及び排水ゲート等の巡視を行い、「閉」操作を実施するなど適切に対応する。
- 3 特に、ため池については、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、下流部に大きな二次災害を発生させるおそれがある。市、関係機関及び県はこれらの災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

(1) 市が実施する対策

- ア 市は、ため池管理者等にため池の堤体に亀裂等決壊の兆候等の確認を依頼するとともに、必要により技術班等を派遣し決壊の兆候等を早期に発見する。
- イ 堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合又は決壊した場合は、人命を守るため、ため池下流部の住民を安全な場所に避難させるとともに、県及び関係機関に速やかに報告する。
- ウ 堤体に亀裂等が確認された場合は、被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

(2) 関係機関が実施する対策

- ア 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合又は決壊した場合は、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報するものとする。
- イ 堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
- ウ 市が実施する応急対策について協力する。

(3) 県が実施する対策

- ア ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに市等から、位置及び被害状況等を把握するための情報を入手する。
- イ 応急工事が早急に実施できるよう市及び関係機関を指導し、協力する。

第2 その他

農作物応急対策、畜産応急対策、林産物応急対策は、県地域防災計画（基本編・風水害編）「第3編―第2章―第33節農林水産施設等の災害応急対策」によるものとする。

第33節 大気汚染による災害応急対策

大気の汚染が著しくなり、人体に影響を及ぼすおそれがある場合に、速やかに安全を維持する。

第1 対象

光化学オキシダント

第2 スモッグ注意報及び警報の発令

光化学オキシダント（光化学スモッグ）にかかわる緊急時対策基本要綱に基づき、光化学オキシダントにかかわる大気の汚染が著しくなり、気象条件からみて当該状態が継続し、人の健康に被害が生ずるおそれがあると認められるときは、知事が発令する。

1 発令の基準及び措置

光化学オキシダント

第3編 災害応急対策計画

発令 呼称	発 令 基 準	措 置
注 意 報	基準測定点において「オキシダント」の含有率の1時間値(以下「測定値」という。)が 0.12ppm 以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	1 一般住民に対して次のことを周知する。 ・ 警報に備えてテレビ・ラジオ等の報道に注意すること。 ・ 生徒・児童等の過激な運動、自動車使用及び外出の自粛。 ・ 目やのど等に刺激を感じた場合は、水道水等で洗顔、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉環境事務所、市役所又は役場に届けること。 2 ばい煙排出者及びVOCを排出し、若しくは飛散させる者に対し、次のことについて協力を要請する。 ・ ばい煙発生施設の燃料の燃焼管理及びVOCの排出管理を徹底すること。 ・ 不要不急の燃焼を中止すること。 3 主要ばい煙排出者に対して原則として通常燃料使用量の20%削減をするよう、また、VOC排出者に対して通常VOC排出(使用)量よりも削減するよう協力を要請する。
警 報	基準測定点において測定値が 0.24ppm 以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	1 一般住民に対して次のことを周知する。 ・ 生徒・児童等の野外運動の中止。 ・ 自動車使用及び外出の自粛。 ・ 目やのど等に刺激を感じた場合は、水道水等で洗顔、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉環境事務所、市役所又は役場に届けること。 2 必要に応じ自動車使用者に対し、発令地域を通過しないよう要請する。 3 ばい煙排出者及びVOCを排出し、若しくは飛散させる者に対しては、注意報に引き続き措置の徹底を図る。 4 主要ばい煙排出者に対して原則として通常燃料使用量の30%削減をするよう、VOC排出者に対して原則として通常VOC排出(使用)量の20%を削減するよう要請する。
重 大 警 報	基準測定点において測定値が 0.4ppm 以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	1 一般住民に対して次のことを周知する。 ・ 生徒・児童等の野外運動の中止。 ・ 自動車使用及び外出の自粛。 ・ 目やのど等に刺激を感じた場合は、水道水等で洗顔、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉環境事務所、市役所又は役場に届けること。 2 ばい煙排出者及びVOCを排出し、若しくは飛散させる者に対しては警報に引き続き措置の徹底を図る。 3 ばい煙排出者に対して原則として通常燃料使用量の40%削減を、また、VOC排出者に対して原則として通常VOC排出(使用)量の30%削減を命令する。 4 必要に応じて、県公安委員会に対して当該地域の自動車交通の規制について、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

2 周知の方法

県は、当該地域の主要ばい煙排出者に対し、次の掲げる事項について通信サービス、テレビ、ラジオ等により連絡すると同時に、一般住民に対してテレビ、ラジオ等により周知する。

- ① 発令呼称
- ② 発令時間
- ③ 措置
- ④ 大気汚染の状況

3 市の処置

市は、必要によりMCA無線及び広報車等により、スモッグ注意報、警報及び重大警報を市民に周知する。

第4編 地震災害対策計画

第1章 災害予防計画

第1節 重点的に取り組むべき対策

災害に強い市を目指し、第1編、第2章、第1節「災害の想定」で示した人命損失危険に対する防災対策の推進や防災拠点となる施設の耐震化の推進、大規模な災害にも対応できる都市基盤整備などを推進する。

第1 地震に強いまちづくりの推進

1 地震に強い都市構造の形成

市は、避難経路、避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るため土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物その他の公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配置した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。

2 建築物の耐震改修の促進

(1) 公共、公用施設の耐震化

市等が所有する公共、公用施設の多くは、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められる施設である。これらの施設における犠牲者の発生を防止し、大規模地震発生時に災害応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、指定避難所となる文教施設等の耐震性を確保しておく必要がある。このため、福岡県耐震改修促進計画に基づき市耐震改修促進計画を策定するとともに、地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、防災上重要な建築物の耐震化を計画的に推進する。

分 類		対 象 建 築 物
防災拠点建築物	災害時の情報収集・指令等	市庁舎
	医療・保健活動、被災者支援	消防署、(病院、保健所)
	避難活動支援	指定避難所(学校、体育館、公民館等)
要配慮者の安全確保に必要な建築物		社会福祉施設、幼稚園、保育所等
不特定かつ多数の者が利用する建築物		文化施設、社会教育施設等
多数の者が利用する施設		学校、その他建築物

(2) 一般建築物の耐震化

兵庫県南部地震において、大きな被害を受けた住宅は、建築年代が古く老朽化していた昭和56年5月以前に建築された「古い木造住宅」であった。

この既存不適格の建物である旧耐震基準の木造建築物は、市内に約15,000戸（約59%）、SRC・RC造建物は約500棟（約30%）ある。

地震による建築物の被災は、重大な人的被害の発生をもたらすとともに、火災の発生源ともなり、地震被害の軽減対策上その耐震性の確保は極めて重要である。

このため、福岡県耐震改修促進計画に基づき、市耐震改修化促進計画を策定し、平成29年度までに公共施設をはじめとする建築物の耐震化率90%を目指し、耐震改修を啓発・促進する。

この際、建築設備、プロパン・ガスボンベ、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、看板、屋内の家具等の転倒・落下対策についても周知を図る。

3 公共施設及び危険物施設の点検整備

市及び施設管理者は、道路、河川等公共機関の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行うものとする。

また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。

4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災対策を計画的に推進するため、地震防災上の緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、着実に推進を図る。

第2節 建築物等の安全化

建築物等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

第1 建築物の耐震性の確保についての基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの諸施設を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は、次によるものとする。

- 1 諸施設に要求される耐震性能は、一般的な地震動、直下型地震又は海溝型地震に起因する更に高いレベルの地震動についても、できる限り考慮の対象とするものとする。
- 2 この場合、諸施設は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高いレベルの地震動に際しても、人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。
- 3 さらに、諸施設のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域における経済活動等に対して著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また要配慮者の安全確保に必要な建築物等については、需要度を考慮し高いレベルの地震動に際しても、他の諸施設に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
- 4 また、耐震性の確保には、上述の個々の諸施設の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれるものとする。

なお、特に新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前に建築（着工を含む））で建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「県耐震改修促進計画」に基づき、「市耐震改修促進計画」を策定し、耐震診断・改修の促進を図るための施策、建築物の所有者等に指導、助言を行うものとする。

第2 建築物等の耐震性の確保

1 市の公共建築物の耐震性の確保

(1) 新築建築物

新たに建築される市有施設は、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図るものとする。

(2) 新耐震基準以後に建築された建築物

災害応急対策活動の拠点となる施設（市災対本部、指定避難所等）及び多数の市民が利用する施設は、地震動時及び地震動後に施設として必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。

(3) 新耐震基準以前に建築された建築物

災害応急対策活動の拠点となる施設（市災対本部、指定避難所等）及び多数の市民が利用

する施設は、令和9年度末まで耐震化95%を目標とし計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進する。

この際、これらの施設は、地震動時及び地震動後に施設として必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。

2 一般建築物の耐震性の確保

(1) 県の方針（建築主事を置かない市町村）

民間建築物の耐震化は、原則所有者又は使用者の責務として行うものとし、県は、そのための助言、指導及び必要性等に応じて支援を行うものとする。

なお、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導を行う。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

(2) 新築建築物の耐震化対策

県は、建築物全般（建築設備を含む）及び工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図るものとする。

(3) 既存建築物の耐震化対策

ア 市及び県の取組

(ア) 民間建築物の耐震性の向上を図るため、広報の充実や耐震改修促進体制の整備等を図る。

(イ) 建築士団体との連携により、民間建築物の耐震確保を図る。

イ 県の取組

(ア) 耐震化の必要性、耐震工法や施行方法等の技術知識等について、パンフレット等の配布、セミナーの開催等により、広く県民に普及・啓発する。

(イ) 市町村が行う耐震改修工事補助事業について、必要な支援を行う。

ウ 市の取組

(ア) 県が行う耐震性の必要性、耐震工法や施工方法等の技術知識等の関するパンフレットの配布やセミナー等への参加を呼び掛けて、市民への普及・啓発を図る。

(イ) 耐震改修相談窓口の開設

市は、都市計画課に耐震改修相談窓口を設置し、昭和56年以前に建築された木造戸建住宅の耐震化を促進する。

(ウ) 市（防災・地域安全課）は、自治会等への防災講話及び自主防災組織化・活性化の説明会等を通じ、兵庫県南部地震及び東日本大震災の教訓等に基づき、既存建築物の耐震化の必要性の啓発を図り、昭和56年以前に建築された木造戸建住宅の耐震化を促進する。

3 その他の安全対策

(1) 特殊建築物等の定期報告・指導

県は、下記により指導等を行う。

ア 病院、劇場、映画館、ホテル、百貨店等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、必要に応じ実際に調査し、その結果に基づいて適切な指導・助言を行う。

イ 特殊建築物のうち不特定多数の者が使用するものについては、必要に応じ査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、指示を行う。

ウ 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備については、定期的にその現状を調査資格者等に調査させ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、指導等を行う。

(2) エレベーター閉じこめ防止対策

市及び県は、定期報告制度等を通じて、所有者等に、「P波感知型地震時管制運転装置」の設備の設置を促す等、既設エレベーターの安全確保に向けた取組を推進する。

また、保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。

(3) 窓ガラス等の落下防止対策

市及び県は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、建築物の所有者や管理者に対し、落下防止対策の重要性についての啓発や指導を行う。

特に、建築物の窓ガラスの耐震設計については、国の告示（建設省告示第1622号）以前に建てられた建築物の調査を行い、所有者に必要な改善指導等を行う。

(4) ブロック塀等の倒壊防止対策

市及び県は、ブロック塀等の倒壊防止のため、業界団体等の連携によるブロック塀等安全対策推進協議会と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及啓発やブロック塀等の巡回指導等を行う。

(5) 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

(6) 建物内の安全対策

ア 学校校舎

校長は、コンピュータをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

イ 社会福祉施設、病院、保育所等(施設管理者)

施設管理者は、備品等の転倒落下防止等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入

第4編 地震災害対策編

所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

ウ 庁舎

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピュータ等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

エ 民間建築物

建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下の防止やガラスの飛散防止等を行う。

特に、高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意する。

(7) 公共施設及び危険物施設の点検整備等

市、県及び施設管理者は、道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の公共施設の機能及び周囲の状況に応じて、耐震性等の点検整備を行うものとする。

また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進するものとする。

(8) その他の対策

ア 市及び県は、自動販売機の転倒、煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。

イ 市（防災・地域安全課）は、自治会等への防災講話及び自主防災組織化・活性化の説明会等を通じ、家の周辺の安全点検（ブロック塀の鉄筋での補強の有無、塀の高さ（2.2m以下）、自動販売機の転倒防止、瓦やアンテナなどの落下防止）、家具の転倒防止、窓ガラス等の落下防止及び身近でできる防災対策等の啓発を図り、市民の地震発生直後の安全確保に寄与する。

第3 土砂災害防止施設等の整備

地震に伴って発生する土砂災害を予防するため、土砂災害防止施設等を整備する。

1 方針

1968年十勝沖地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、1978年宮城県沖地震、1984年長野県西部地震、1995年兵庫県南部地震、2004年新潟県中越地震、2011年東日本大震災等の地震では、地震に伴う山崩れ、がけ崩れ、宅地造成地の崩壊などの土砂災害により、大きな人的・物的被害を出している。

そのため、市、県及び関係機関は、地震による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険な箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮するものとする。

2 地すべり対策

県が市域で地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、その情報の提供を受けた場合は、避難指示等の判断を適切に行い、その区域住民に対し迅速にその情報を伝達するとともに、安全な避難誘導体制を確立する。

第3節 情報管理体制の整備

第1 情報の収集管理体制の整備

1 情報の収集連絡体制の整備

市及び防災関係機関等は、地震による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連携が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

2 初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

(1) 初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

ア 要救出現場数

イ 出火件数

ウ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）

(2) 市及び関係機関は、上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制を整備するものとする。

ア 職員の居住区を考慮した情報収集担当地域体制等の整備

（地震対処マニュアルにおいて、地区毎の職員の情報収集及び伝達要領を示す。）

イ 参集職員からの被害情報の集約体制の整備

ウ 住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備

エ 関係職員、関係機関に対する情報の共有化体制の整備

第2 情報通信設備等の整備

第2編第4章第4節「情報収集・伝達体制等の整備」を参照

第4節 救出救助・避難体制の整備

震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の救出・救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出用資機材を整備しておくものとする。

第1 救出救助体制の整備

1 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠すべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

また、負傷者を医療機関に搬送する場合に備え、地域ごとに災害時に利用できる医療機関を把握する。

市は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

2 市及び消防機関における救出救助体制の整備

市及び消防機関は、地震時に円滑に救出救助体制を確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

第2 救出用資機材の整備

市及び消防機関は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備する。また、重機等については、建設業者の所有する機材を借り上げる等の協力体制を整備する。

第3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育・指導

市及び消防機関は、多数の救出事案に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救出、救助活動を効果的に実施するための教育指導を出前講座、防災訓練等を活用し推進する。

第4 要配慮者に対する救出救護体制

市は、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

第5 医療機関との連携体制の整備

市、県及び消防機関は、医療行為を行う医療機関と連携した救出救助を行うため、連携体制を整備する。

第6 指定避難緊急場所・指定避難所の整備・点検

1 指定避難緊急場所・指定避難所の整備・点検

(1) 整備・点検の留意点

市は、都市公園、公民館、学校等公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の規模に応じ、必要な数・規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難緊急場所・指定避難所として指定する。

また、必要と認める場合には、避難経路についても指定する。指定避難緊急場所・指定避難所

の整備・点検に際しては、以下の点を考慮する。

ア アクセスが容易であること。

イ 住民等がよく知っている施設等であること。

ウ 危険物施設等が近くになく、安全であること。

エ 浸水等の被害のおそれのない場所であること。

オ 耐震性がある施設で避難経路が安全であること。

カ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられよう、十分な幅員の道路に接していること。

キ 給食施設の有無（給食施設があれば、自律的な避難所の運営が可能）

ク 冷暖房設備の有無、バリアフリー化（物理的障壁の除去）の状況

2 指定避難緊急場所・指定避難所の機能の整備（防災・地域安全課、市民部、教育委員会、関係各課）

市は、指定した指定避難緊急場所・指定避難所のうち必要と認められるものについては、地域の防災拠点として機能を整備する。

第7 指定避難所の指定

- (1) 地震災害のための指定避難所は、新耐震基準に適合した施設（耐震改修を行った建築物を含む）を指定する。

参照：資料編 「指定避難所一覧表」

- (2) 福祉避難所の指定（防災・地域安全課、健康長寿課、保険課）

市は、要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を促進する。

第8 指定避難緊急場所・指定避難所等の住民への周知（防災・地域安全課、保護・援護課、子育て・障がい支援課、健康長寿課）

兵庫県南部地震では、地震後、自分の地域の指定避難緊急場所・指定避難所を問い合わせる電話が市町村に殺到し、職員がその対応に追われ、情報連絡に支障をきたしたといわれている。

このため、市は校区毎に指定避難緊急場所・指定避難所等について平常時から次により周知徹底する。

- (1) 市広報誌、ホームページ
- (2) 案内板等
- (3) 防災訓練
- (4) 防災啓発パンフレット
- (5) 自主防災組織

第5節 災害応急体制の整備

市は、第2編第4章「効果的応急活動のための事前対策」に定めるほか、下記事項に留意して災害応急体制を整備する。

1 初動体制の確立

市及び防災関係機関等は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておくものとする。

3 救助・救急、医療活動体制の整備

市及び防災関係機関等は、災害発生時における救助・救急、医療にかかわる情報・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るとともに、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の充実に努めるものとする。

4 消火活動体制の整備

市は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定水防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

5 緊急輸送活動体制の整備

市は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

6 避難受入れ体制の整備

(1) 避難誘導

市は、避難場所・避難経路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努めるものとする。

(2) 市は、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全地帯等及び想定される地震の被害に応じ、必要な数、規模の指定避難所をその管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。

7 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

市は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画整備に努めるものとする。

8 二次災害防止体制の整備

市は、地震等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録など活用のための施策を推進するものとする。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 地震災害の応急対策の方針等

この計画は、市及び防災関係機関が、地震が発生した場合に被害を防止し、又は最小限に止めるため、第3編「災害応急対策計画」各節に定めるもののほか、特に本章に定める事項に留意して、応急対策に努めることを目的とする。

第2節 市の災害応急体制の確立

第1 市の動員配置・応急活動体制の確立

大規模地震発生時には、特に発災直後において県及び防災関係機関が緊密に連絡し、的確な初動対応を行うことが極めて重要である。このため、市内に地震が発生したときは、遅滞なく次の措置を講ずる。

1 市災対本部の設置基準

(1) 市災対本部の設置基準

市長は、市内に震度5以上の地震が発生したときは、直ちに市災対本部を設置する。

(2) 市災対本部の廃止

災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害対策がおおむね終了したと認められるとき、市長は、市災対本部を廃止する。

(3) 市災対本部設置・廃止の通知

市長は、市災対本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに関係機関に通知し、併せて、公表するものとする。

(4) 市災対本部の設置場所

市災対本部は、原則として市庁舎内に設置するが、市庁舎が使用不可能な場合は、他の施設の使用可能性を調査し、使用可能な施設に設置する。

2 夜間・休日等勤務時間外の初動体制の確立

大規模地震が発生した場合、市災対本部等が必要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう、下記のとおり本部機能確保のための措置を講ずる。

(1) 自主登庁

ア 市職員は、休日及び夜間等勤務時間外において地震による大きな揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等により地震情報を確認するとともに、配備体制で指定された要員は震度区分に従い、震度6以上では全職員が自主的に登庁するものとする。

イ 大地震が発生した場合は、交通及び通信機関はもとより、道路における障害物、橋梁の落下物等によって動員が困難になることが予想されることから、あらかじめ定めた各部の実情に応じた動員方法及び職員に対する連絡方法により行う。

3 配備体制

災害の規模及び程度に応じて、次の基準により職員を動員するものとし、参集方法は、自主参集とする。ただし、情報収集伝達体制ができた時点で、呼集系統により、未参集の職員の安

第 4 編 地震災害対策編

否状況確認と併せてその職員周辺の被害状況等を収集する。

配備体制	配置基準	配備職員	活動内容
第 1 配備	市内に震度 4 の地震が発生したとき	5 9 名規模【5 9 名】 総括班長（1 名） 情報班長（1 名） 技術班長（1 名） 避難班長（1 名） 民生班長（1 名） 総括班 総務係（4 名） 連絡調整係（3 名） 広報伝達係（4 名） 機動支援係（1 名） 情報班 情報収集係（3 名） 情報基盤運用係（1 名） 技術班 分析係（2 名） 土木係（4 名） 建築設備係（2 名） 水道衛生班 水道復旧係（1 名） 水道施設係（1 名） ゴミ対策係（4 名） 非難班 教育避難支援係(24 名)	・被害情報の収集 ・被害状況の把握 ・連絡調整 ・各班の連絡体制の確立 ・応急対策活動 ・自主避難所の開設予定 （直方市民体育センター） （直方市中央公民館） 【震度 4 の地震が複数回続いた場合】 技術班 技術係
第 2 配備 （災害対策本部設置）	市内に震度 5 の地震が発生したとき	2 1 0 名規模【2 6 9 名】 本部長（1 名） 副本部長（4 名） 水道衛生班長（1 名） 消防副班長（1 名） 総括班 総務係（3 名） 連絡調整係（2 名） 広報伝達係（2 名） 資材管理係（6 名） 機動支援係（3 0 名） 情報班 情報収集係（8 名） 情報管理係（3 名） 情報基盤運用係（3 名） 技術班 分析係（1 0 名） 国県対策係（3 名） 水門係（2 名） 土木係（1 6 名） 水道係（6 名） 下水道係（9 名） 建築設備係（5 名） 水道衛生班 ゴミ対策係（3 名） 消毒支援係（3 名） 水道復旧係（3 名）	・被害情報の収集 ・被害状況の把握 ・連絡調整 ・各班の連絡体制の確立 ・応急対策活動 ・避難所の開設予定 （直方市民体育センター） （直方市中央公民館） （市内小中学校 1 5 校） （直方市体育館）

第 4 編 地震災害対策編

		水道施設係（4 名） 民生班 民生避難支援係（29 名） 救護係（9 名） 要配慮者支援係（20 名） 避難班 教育避難支援係（24 名）	
第 3 配備	市内に震度 6 以上の地震が発生したとき	108 名規模【377 名】 全職員（消防本部除く）	・被害情報の収集 ・被害状況の把握 ・連絡調整 ・応急対策活動 ・避難所の開設

※ 震源地が直方市及び隣接市町（北九州市、飯塚市、宮若市、鞍手町、小竹町、福智町）の場合は、配備体制を 1 つ繰り上げる。

4 非常参集

- (1) 市職員は、夜間・休日等勤務時間外において地震等により大規模な災害が発生し、勤務地までの交通途絶等により所定の配備につくことができないときは、その理由や状況を班長又は係長に報告し指示を受けること。

（注意 定められた配備による初動体制の確立のため、多様な手段を講じて 2 時間～6 時間以内に勤務地に参集することを基本とする。また、大規模災害による交通機関の途絶を想定し、自転車、徒歩等の代替手段及び複数の参集経路を検討しておくものとする。）

(2) 参集に当たっての留意事項

- ア 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、住民、自主防災組織等による人命救助活動が実施されている場合は、その旨を所属長（又は市災対本部）に連絡し、これに参加することとする。この際、被害状況等を使用できる連絡手段で、逐次報告するものとする。特に公的な救助力が必要な場合等においては、優先して報告するものとする。
- イ 非常参集に際しては、居住地の周辺の被害状況を登庁途上の地域の被害状況を注視し、これを随時、所属長又は市災対本部情報班に連絡するものとする。
- ウ 非常参集する際は、身分証明書、食料（3 食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。

5 発災後の時間経過別活動及び事務分掌の基準

別表「発災後の時間経過別活動（基準）」

第 4 編 地震災害対策編

第 2 消防機関の配備動員体制（消防本部）

細部は消防本部の計画による。

[別表]

発災後の時間経過別活動表（基準）

	活動の主な内容 活動業務	担 当	30分 以内	24時間 以内	24時間 目以降
30分以内	市災対本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保		○		
	概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請		○		
	住民への注意の呼びかけ ・初期消火、避難時の注意事項等		○	○	○
	報道機関への情報提供		○	○	○
発災後概ね24時間以内に開始活動	被害情報の収集・伝達			○	○
	住民への広報・報道対応			○	○
	医療救護 ・負傷者の発生状況及び医療機関の稼働状況把握 ・医療救護班の出動要請 ・医療チームの派遣要請			○	○
	二次災害の防止			○	○
	道路の確保（重要道路、緊急輸送道路）			○	○
	要配慮者及び児童・生徒の安全確保			○	○
	消防活動		○	○	○
	災害救助法の適用の手続き・報告			○	○
	避難誘導			○	○
	指定避難所の開設・運営			○	○
	給水			○	○
	食料、生活必需品等の確保・供給			○	○
	遺体の対策、埋葬・火葬			○	○
	し尿及び廃棄物の収集処理				○
24時間以降に開始する活動	防疫				○
	文教対策				○
	住宅対策 住宅被害調査				○
	生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付				○
	罹災証明書の発行				○
	罹災者の心のケア対策の実施				○
	災害弔慰金等の支給・貸付				○
	被災者生活再建支援金の支給				○
	被災農林事業者、中小企業への情報提供				○
	公共施設等の災害復旧・復興				○

第3節 被害情報の収集伝達

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震の規模や被害の程度に応じ市及び関係機関は、情報・連絡を迅速に行う。

この場合、概括的な情報を含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 被害情報の収集と被害状況の早期把握

大規模地震が発生した場合、組織的な救助等の応急活動体制を早期に確立するため、広域応援及び自衛隊の災害派遣要請、災害救助法の適用の可否判断に必要な被害状況を早期の段階から入手・把握し、県知事へ被害状況の報告及び派遣要請を迅速に行うことが極めて重要である。

1 地震情報等の連絡

気象庁及び県から通知される地震情報等は、市災対本部（設置前においては、防災・地域安全課又は消防本部）において受理する。受理した地震情報等は、のおがたコミュニティ無線、電話、ファクシミリ、直方市公式ライン、広報車等を活用して、住民及び関係機関等に対して周知する。

2 被害中心地及び被害規模の推定

市（市災対本部）は、応急対策の体制確立、各機関の応援体制の判断のために、災害発生直後において、概括的な被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に來ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

この際、自衛隊（震度5弱以上の場合）、警察、消防等のヘリコプター等が実施する航空偵察情報の収集、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握に努める。

3 地震発生直後の被害の情報等の把握

市及び県は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

国、県、市及び指定公共機関は、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、市及び県は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(1) 人的被害（行方不明者の数を含む。）

※ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について

第4編 地震災害対策編

て、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

- (2) 建物被害
- (3) 避難指示の状況、警戒区域の指定状況
- (4) 避難の状況
- (5) 防災関係機関の防災体制（配備体制等）
- (6) 防災関係機関の対策の実施状況
- (7) 交通機関の運行・道路の状況
- (8) ガス・電気・水道・通信サービス等生活関連施設の運営状況
- (9) 市町村からの要請及防災関係機関への要請

4 応急対策活動活動情報の連絡

災害がある程度落ち着いた段階で、詳細な被害情報等の把握に入り、被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努めることとし、確定情報に至るまでの間は、把握できた範囲から被害速報として県に報告する。また、市の応急対策の活動状況、応援の必要性等を連絡する。

5 災害情報収集用カメラ等の活用

災害情報の収集にあたっては、九州地方整備局遠賀川河川情報システムのカメラ画像を活用する。

第2 被害情報等の収集・伝達の細部実施要領

別表 「被害情報等の収集・伝達の細部実施要領」

第3 被害状況の報告

第3編第2章第2節「災害情報の収集・伝達計画」第3「被害状況の報告」を参照

[別表]

被害情報の収集・伝達の細部実施要領

情報収集（伝達）項目				入手先		伝達先		担任・手段	
地震	地震情報（震度、マグニチュード、震源）			気象庁（ＴＶ、ラジオ） 県（防災企画課） 防災行政情報通信ネットワーク		①区長（住民） 自主防災組織 ②病院、学校 ③要配慮者施設、 支援者 ④国・地方機関 ⑤各種機関		●本部員 ●情報分析係 MCA 無線、広報車 ホームページ 電話（FAX） インターネット ライン 放送機関	
	被災情報	建築物・土木構造物の被害		警察・消防署	市職員（出勤時の報告等）		区長（住民）		●本部員 ●情報分析係 市民：上記の手段 県：防災行政情報通信ネットワーク 自衛隊：電話、FAX
		死傷者及び行方不明者の情報			市内の病院、学校等		消防署		
		広域火災の発生情報			各区長、住民		（消防団、水防団）		
		山体崩壊、急傾斜崩壊による被害			各施設・機関の責任者		警察署		
		液状化による被害			自衛隊（航空偵察情報） 近隣市町村、巡視		県 自衛隊		
	災害情報	ライフラインの被害 及び復旧状況	電気	九州電力		避難所（住民） 区長（住民） 学校 病院 各種機関 県等関係機関			
			電話	NTT、ドコモ、KDDI、ソフトバンク					
			ガス	直方ガス					
			上・下水道	上・下水道局					
			鉄道	JR 九州、平成筑豊鉄道、筑豊電鉄					
			道路	国交省、県土整備事務所					
		交通規制の情報		警察					
		県及び近隣市町村の被害等の状況			近隣市町村の災害対策本部				
		生活情報			県、病院、学校、各公共機関等				
		安否情報			県・日本赤十字社、近隣市町村				
						伝言ダイヤル			

第4節 二次災害の防止

大規模な火災、危険物・毒劇物の漏洩^{えい}等の二次災害に対する活動を定める。

第1 震災消防活動

大規模地震の発生に伴い、二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、消防機関等は、次により出火防止措置及び消防活動を実施する。

1 出火防止、初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、市及び各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により市民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼び掛ける。

2 消防活動

(1) 基本方針

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害などと同時に発生する場合が多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、早期に応援要請の考慮を行い、消防活動については、消防力の重点投入地区（最重要防御地域等の優先順位を定め）を選定し、また、延焼阻止線を設定するなど消防力の効率的な運用を図る。

(2) 危険物火災等に対する消防活動

ア 特殊火災の消防活動

特殊火災の消防計画については、高層建築物等特殊建築物の消防計画によるほか、次によるものとする。

(ア) 危険物火災

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して注水消火を行うほか、注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止に当たる。

(イ) 放射線関係施設火災

放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第1条件として防御活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備した者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては、安全地域に流出する措置を講じる。

イ 特殊地域の消防活動

(ア) 危険物区域

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険地域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備隊を編成待機せしめて、風位の変化等による不測事態に備える。

(3) その他具体的対策等については、市消防計画による。

3 救急救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、公益社団法人福岡県医師会（直方鞍手医師会）、日本赤十字社福岡県支部、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

4 被災していない市町村等による応援

被災していない市町村は、市からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第2 危険物・毒劇物取扱い施設の応急措置

大規模な地震により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。市の地域にこれらの災害が発生した場合は、これらの被害を最小限に止めるため、県等関係機関と相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

第3 高層建築物災害応急対策（消防機関、警察、ガス事業者）

市地域防災計画の第3編第2章第30節「高層建築物の災害応急対策」を参照。

第4 地震、降雨等に伴う二次災害の防止

市、県及び関係機関は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害、建築物被害の危険を防止することとする。

1 水害・土砂災害・宅地災害対策

市は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検について専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員OB等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県防災ボランティア協会、斜面判定士等へ協力を要請するほか、国のアドバイザー制度を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

※アドバイザー制度：（社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

2 建築物災害対策－応急危険度判定（建築管理課、土木課）

(1) 市は、被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、

第4編 地震災害対策編

住民の安全を確保するため被災建築物の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

(2) 被害の状況により、被災建築物応急危険度判定士が不足する場合は、県の支援を要請する。

3 宅地災害対策－被災宅地危険度判定（建築管理課、土木課）

(1) 市及び県は、被災した宅地の地震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を行う。

危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険程度の判定・表示を行うものとする。

判定基準「黄色」以上の場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

(2) 被害の状況により、被災宅地危険度判定士が不足する場合は、県の支援を要請する。

第5 ため池施設災害応急対策（土木課、県、水利組合等ため池管理者等関係機関）

ため池はかんがい用水施設として欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、下流部に大きな二次災害を発生させるおそれがある。市及び県はこれらの災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

1 各機関の実施する対策

(1) 市

ア 市に震度4以上の地震が発生した場合には、ため池管理者等にため池の堤体に亀裂等決壊の兆候等の確認を依頼するとともに、必要により技術班等を派遣し決壊の兆候等を早期に発見する。

イ 堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合は、人命を守るため、ため池下流部の住民を安全な場所に避難させるとともに、県に速やかに報告する。

ウ 堤体に亀裂等が確認された場合は、被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

(2) 関係機関

ア 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報するものとする。

イ 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

ウ 市が実施する応急対策について協力する。

(3) 県

ア ため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに市等からその位置及び被害状況等を把握するため情報を入手する。

イ 市及び関係機関が早急に応急工事を実施できるよう、指導・協力する。

参照：災害危険箇所編（「警戒すべきため池」）

第5節 救出活動

大規模震災時は、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等により集団的重大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

市は、警察等関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。救出活動に当たっては、第3編第2章第10節「救出活動」によるほか本節による。

第1 救出対策活動

1 市民、自主防災組織及び事業所等の役割

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠すべき部分が極めて大きい。そのため、市民及び自主防災組織は、自発的に組織内の被害状況の把握、負傷者・行方不明者の早期発見、被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

2 市による救助

(1) 市災対本部は、地震発生直後から地域の住民、事業所等に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者等に対する救助活動等へ協力を喚起する。

(2) 消防機関により編成された救助隊等は、救助に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具、その他資器材を調達し、必要に応じ消防相互応援協定に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に救助に当たる。

また、市地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定める場合には、当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。

(3) 自ら編成した救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助に当たる。

(4) 市町村自体の能力で救出作業に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具等の調達が困難なときは、関係事業者、県及び隣接市町村に協力又は応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。

3 その他

救出・救助活動に必要な重機及びオペレーター等の人員の確保について、建設業界との連携強化に努める。

第2 救急医療活動

1 負傷者等の発見・通報並びに関係機関への通報

負傷者等の発見者から通報を受けた機関は、災害の状況（日時、場所、災害の発生状況、死傷者の数等）を市（市災対本部）及び関係機関に直ちに連絡するものとする。

2 現場における負傷者等の救出

(1) 市（市災対本部）は、災害規模、救助の難易度等の状況を踏まえて、現場に派遣する救助隊の規模、機関等を調整する。

- (2) 救助隊等は、災害現場の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員・機材等を現場に出動させ、救出に当たる。

3 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- (1) 市（市災対本部、消防本部）は、直ちに救急車等を現場に出動させ、搬送に当たる。

- (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

ア 救急告示病院の患者搬送車の活用

イ 市所有の緊急通行車両等の事前届出、確認手続完了の車両

ウ 自衛隊車両

エ その他の応急的に調達した車両等

- (3) ヘリコプターによる搬送を要する場合は、県を通じ、ドクターヘリ、北九州市及び福岡消防ヘリ、自衛隊のヘリコプター等の出動を要請する。この際、必要により災害現場の近傍に臨時ヘリポートを設けるものとする。

- (4) 市は、公益社団法人福岡県医師会（直方鞍手医師会）に救護班、必要により県に災害派遣医療チーム等の災害現場への派遣を要請する。

4 負傷者等の受入れ

- (1) 病院等の被害状況に異なるが、医療救護班のトリアージ等による搬送先の指示によるほか、下記施設の活用を図る。

ア 災害拠点病院

イ 救急病院

ウ その他の医療施設

エ 指定避難所等に設けられた救護所等

- (2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡が確認された場合は、速やかに警察署に連絡し、死体検分その他の処理を行う。

（速やかな死体検分に支障を来す程の多数の死者が発生した場合、警察署は、日本法医学界に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力を得る。）

第6節 避難対策の実施

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保」という。）をとらせるための避難方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。避難対策の実施に当たっては、第3編第2章第5節「避難対策の実施」によるほか本節による。

第1 避難の指示等の基準

- 1 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示を行う。

発災時の基準は、第3編第2章第5節「避難対策の実施」の第1「避難の指示等の通知」6「避難指示等の実施」別表2「避難指示等の発令基準」で示す「地震」の項による。

- 2 相互の連絡協力

関係機関(者)は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

第2 避難者の誘導及び移送

- 1 要配慮者の避難誘導・移送

市は、要配慮者（高齢者、傷病人、乳幼児、障がい者及び必要な介護者等）に対しては、優先的に避難誘導・移送を行う。

- 2 避難者の移送

市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に受入れできなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区に移送する。

その際、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

- 3 避難受入れ活動

- (1) 避難誘導の実施

災害発生時には、市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

避難誘導に当たっては、市は、指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

- (2) 指定避難所の開設

市は、災害発生時に必要に応じ指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(3) 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障がい者等要配慮者に十分に配慮するものとする。

特に高齢者、障がい者の指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

地震発生直後は、公的な救援活動に制約があるため、地域住民自らが助け合い、要配慮者の安否を確認するよう努める。

第5編 災害復旧計画

第1章 災害復旧・復興の基本方針

第1節 基本方針

現在の科学技術では、災害が発生する前にその規模、発生時期及び場所を予測したり、災害を防止したりすることは困難であり、ひとたび大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像される。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては被災者の生活再建及び経済の復興を基本に、次に掲げる事項に留意して県等関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

- 1 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細やかな支援を行う。
- 2 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を作成する。
- 3 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、県及び市が主体的に取り組むとともに、国から支援を受けるという役割分担のもと、協同して計画的に行う。
その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
- 4 災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第2章 災害復旧事業の推進

大規模地震等大災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策において一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災地域の復旧事業を行うものとする。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村又はその市町村長から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

特定大規模災害からの復興のために必要な場合、市は、関係地方行政機関に職員の派遣を要請するものとする。

第1節 復旧事業計画

被災地域の復旧に当たっては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害復旧事業計画を策定し、早期に適切な復旧を図るものとする。

第1 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防設備、治山施設、道路、橋梁について災害発生の原因を追究し、関係機関との総合的連携のもとに迅速かつ適切な復旧事業を施行し、更に、復旧事業を施行することを必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより再度の災害発生を防止する。

特に、地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。

第 2 農林事業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業が施行されるよう努めるものとする。

また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せて行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努めるものとする。

第 3 都市施設災害復旧事業計画

- 1 都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。
- 2 復旧に当たっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

第 4 公営住宅災害復旧事業計画

市民生活の安定を図るため、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の規定に基づき、迅速かつ適切な公営住宅の建設を進めるものとする。

第 5 公立文教施設災害復旧事業計画

- 1 児童・生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。
- 2 再度災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。
- 3 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

第 6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- 1 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国及び県による補助、その他関係機関の融資を促進する。
- 2 再度の災害発生を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

第 7 医療施設災害復旧事業計画

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

第 8 公営企業災害復旧事業計画

市民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

第 9 公用財産災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

第10 ライフライン・交通輸送期間災害復旧事業計画

特に市民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

第11 文化財災害復旧事業計画

文化財が国民の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。

第12 復旧・復興事業からの暴力団排除活動（県、警察本部（組織犯罪対策課））

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第 2 節 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

激甚災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要である。

第 1 激甚災害の指定手順

激甚法第 2 条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するか具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）によることとなっている。

激甚災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行されることとなる。

第 2 激甚災害に関する調査報告

市は、当該区域内に災害が発生した場合には、基本法第 53 条第 1 項の規定により速やかに被害状況等を県に報告する。

第3章 被災者等の生活再建等の支援

災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興支援センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるものとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図るものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとする。

県及び市は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、県及び市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第1節 罹災証明書の発行

市長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し

第 5 編 災害復旧計画

必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。

また、住家の被害認定の担当者のための研修を行う等により、市町村による災害時の住家の被害認定の迅速化を支援するものとする。

第2節 被災者台帳の整備

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成することができる。

第1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- 1 氏名
- 2 出生の年月日
- 3 性別
- 4 住居又は居所
- 5 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 6 援護の実施の状況
- 7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8 電話番号その他の連絡先
- 9 世帯の構成
- 10 罹災証明書の交付の状況
- 11 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- 12 11の提供を行った場合は、その旨及び日時
- 13 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- 14 その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

第2 情報の収集

- 1 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。
県は、救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じ、被災者に関する情報を提供するものとする。

第3 台帳情報の利用

市長は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

第4 台帳情報の提供

- 1 市長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。
(1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本

人に提供するとき。

- (2) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき
- 2 1 の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
 - (3) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (4) 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
 - (5) その他、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市長は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認める時又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、第 1 の 1 3 の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第3節 生活相談

災害時における市民からの様々な問合せや要望に的確かつ迅速に対応するため、市等関係機関は、次の掲げる事項を講ずる。

機 関 名	措 置 事 項
市	1 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を行う。 2 国、県を始めとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、市の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じた的確な窓口への誘導を図る。 また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。
県 (県民情報広報課・ 保健福祉環境事務所)	1 被災者への迅速かつ適切な救援措置を推進するため、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く広報する。 2 県民相談室、保健福祉環境事務所等に、必要に応じ災害関連の総合相談窓口を設置する。なお、相談窓口を設置した場合、市町村を始め関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮するものとする。
警察	警察署その他必要な場所に、臨時相談窓口を設置して、警察関係の相談等に対応する。また、行方不明者に係る相談等必要な情報について、自治体と情報共有を図る。
指定地方行政機関 指定公共機関	事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。

第 4 節 女性のための相談

災害時によって生じた女性特有の問題について相談に応じるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

機 関 名	措 置 事 項
市 (防災・地域安全課、子育て・障がい支援課、健康長寿課、教育委員会)	指定避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。
県 (男女共同参画推進課、保健福祉環境事務所)	男女共同参画センターは、被災によって生じたストレスなど女性の心身の健康、夫婦・親子関係の問題などに対応するため、電話相談の実施や保健福祉環境事務所等と共同し指定避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。

第5節 雇用機会の確保

第1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に努めることにより被災者の生活の確保を図る。

また、国、県及び市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

第2 対策

- 1 市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋等について、福岡労働局及び県への要請計画等を定めておくものとする。
- 2 福岡労働局と県は、協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用安定を図る。
- 3 福岡労働局は、以下の措置を講ずる。

(1) 離職者の早期再就職の促進

災害により離職を余儀なくされた者に対する早期再就職援助に当たっては、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

ア 公共職業安定所内に、被災者のための臨時相談窓口を設置する。

イ 被災地域内に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。

ウ 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋を行うとともに、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用を図る。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置（福岡労働局職業安定部職業安定課）

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後にその証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

第6節 義援金品の受付及び配分計画

災害発生時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立するとともに、罹災者あてに寄託された義援金品の配分及び市民や企業等が義援金品を提供する場合は次により行う。

第1 義援金品の募集

市は、災害の状況によっては義援金品の募集を行うものとする。なお、義援金品の募集に当たっては、迅速かつ円滑な集積及び配分を図るために次に掲げる点に留意する。

- 1 義援金品の募集の広報については、新聞社、放送局（テレビ、ラジオ）等報道機関に協力を求めるとともに、市の広報媒体等を通じ呼びかける。
- 2 義援金の募集に当たっては、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会の協力を得たうえで振込先を決定し、受入窓口（市口座）と併せて公表する。
- 3 義援品の募集に当たっては、被災住民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画との整合を図り、時機を逸することなく行うものとし、受入れを希望するもの・希望しないものを把握し、そのリスト及び受入れ先を公表するよう、また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努める。

適切な品目及び一定の数量を確保できる企業からの援助を積極的に受け入れ、個人からの義援品は、企業からの義援品で不足する場合に募集するものとする。その際、梱包物資の内容やサイズ等が一見してわからない物品、古着及び保存性のない物資は受け入れられない旨を広報する。

第2 市民、企業等の義援金品の提供

市民及び企業等は、義援品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等 梱包に際して被災地における円滑な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

第3 義援金品の受付（会計課、保護・援護課）

市民からの義援金品で、市に寄託されるものについては、会計課及び保護・援護課において受け付ける。受け付けた義援金品は、県に寄託するか直接被災市町村へ郵送する。

第4 義援金品の配分（会計課、保護・援護課）

1 義援金品の受入れ

(1) 義援金

ア 市災対本部が設置されているときは、総括班資材等管理係が義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

イ 市災対本部が設置されていないときは、会計課が義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

(2) 義援品

ア 市災対本部が設置されているときは、民生班避難支援係が義援品の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

イ 市災対本部が設置されていないときは、保護・援護課が義援品の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

第5編 災害復旧計画

2 義援金品の保管

(1) 義援金

- ア 市災対本部が設置されているときは、資材等管理係が保管する。
- イ 市災対本部が設置されていないときは、会計課が保管する。

(2) 義援品

- ア 市災対本部が設置されているときは、民生班避難支援係が保管する。
- イ 市災対本部が設置されていないときは、保護・援護課が保管する。
- ウ 保管上必要があるときは、市庁舎及びその他の施設等に保管する。

3 配分要領

義援金品の配分は、市災対本部が設置されているときは、総括班資材等管理係及び民生班避難支援係が、市災対本部が設置されていないときは、会計課及び保護・援護課が行うものとする。

物資等の輸送・保管に関しては、あらかじめ救援物資の収集・配達の標準化を行い、民間企業やNPO・ボランティア等と協定を締結するなど、一貫して管理できる体制を構築できるようあらかじめ検討を行う。

配分に当たっては、被災状況等を勘案し、関係機関で委員会等を設けたうえ、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配給を行う。

4 配分基準

義援金の配分は、次の基準により行う。ただし、委員会等が特に必要があると認める場合は、この基準によらないことができる。

(1) 配分対象

ア 義援金

死者（行方不明で死者と認められる者を含む。）及び重傷者並びに全壊全焼流失世帯及び半壊半焼世帯、一部損壊世帯及び床上浸水世帯

イ 義援品

開設している避難所

(2) 配分基準（配分比）

ア 義援金（床上浸水世帯を1とする。）

死者（行方不明者で死亡と認められる者を含む）	10
重傷者（3箇月以上の治療を要する見込みの者）	5
重傷者（1箇月以上3箇月未満の治療を要する見込みの者）	3
全壊全焼流失世帯	10
半壊半焼世帯	5
一部損壊世帯	1
床上浸水世帯	1

イ 義援品

避難所における緊急性、必要に応じて配分を決定する。なお、避難所への配分を決定するに当たっては、緊急性を要すること、また、個人へ配分するものではないことから、義援金配分委員会における決定は不要とすることができる。

5 配分手順

(1) 義援金の配分

- ア 受け入れた義援金は、委員会の方針に基づき配分する。

第 5 編 災害復旧計画

- イ 総括班広報伝達係は、被災者に対して配分に関する広報を行う。
- (2) 義援品の配分
 - ア 指定避難所世話人は、指定避難所に申出のあった被災者の要望を把握し、民生班避難支援係に報告するとともに、避難生活者及び高齢者等の災害時要援護者を優先して配分するようにする。
 - イ 総括班広報伝達係は、被災者に対して配分に関する広報を行う。

第7節 生活資金の確保

災害により住居、家財等に被害を受けた者が、生活の建て直し、自立助長のため必要となる資金の支給や貸付制度について、市、県及び関係機関は、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

第1 被災者生活再建支援制度（保護・援護課）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく制度である。

市は、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

1 対象となる自然災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内で(1)又は(2)に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- (5) (1)又は(2)に規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- (6) (1)又は(2)に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、
 - ・ 5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
 - ・ 2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

2 支給対象世帯

上記の自然災害により

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

第5編 災害復旧計画

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害の程度	全壊 (2(1)に該当)	解体 (2(2)に該当)	長期避難 (2(3)に該当)	大規模半壊 (2(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支給額）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	全壊～大規模半壊 2(1)～(4)該当	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊 2(5)該当	100万円	50万円	25万円

4 支給申請

(1) 申請窓口 市

(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等

イ 加算支給額：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

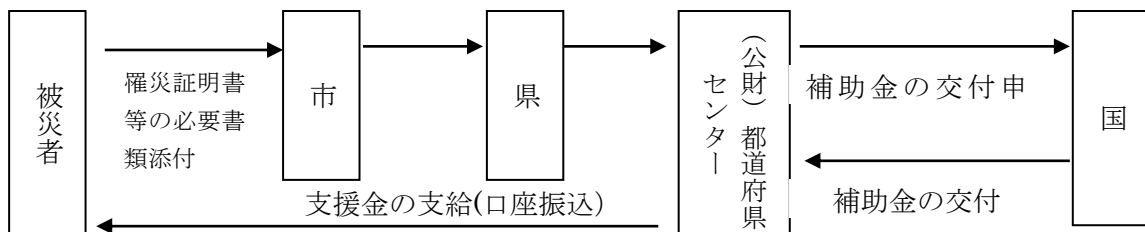
(3) 申請期間

ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内

イ 加算支給額：災害発生日から37月以内

(4) 手続きの流れ

対象世帯主は、支給申請を市に行い、市は提出を受けた書類等の確認の後、取りまとめ県に提出する。県は当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターに提出する。



※県では支援金支給に関する事務の全部を公益財団法人都道府県センターに委託している。

第2 福岡県被災者生活再建支援金

県内で被災者生活再建支援法が適用されている自然災害において、法の適用要件を満たさない市町村の被災者に対しては、福岡県被災者生活再建支援金により法と同様の支援を行う。

第 3 生活福祉資金の貸付(県社会福祉協議会)

災害救助法が適用されない程度の災害、又は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得者世帯等が生活を立て直すため、臨時に必要な経費等について、県社会福祉協議会が貸し付ける資金である。

第 4 災害援護資金の貸付(市)

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷し、又は住居若しくは家財に相当程度の被害を受けた世帯に対し、直方市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年 6 月 25 日市条例第 19 号）に定めるところにより、生活の立て直しに必要な資金を貸し付けるものとする。

第8節 租税の徴収猶予、減免

市は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図るなど、被災者の自立、復旧・復興を支援する。(税務課)

- 1 市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等、適宜適切な措置を講ずる。
- 2 県は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は福岡県税条例等により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講ずる。
 - (1) 期限の延長
災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害が治まった後2箇月以内に限り当該期限を延長する。
 - ア 災害が広域にわたる場合、知事の職権により適用の地域及び期日を指定する。
 - イ その他の場合、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。
 - (2) 徴収猶予
災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。
 - (3) 減免等
被災した納税義務者等に対し、必要と認める場合は、該当する各税目について、次により減免、課税の免除及び納入義務の免除等を行う。
 - ア 個人事業税
被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。
 - イ 不動産取得税
災害により家屋が滅失又は損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋を取得した場合、被災の状況に応じて減免する。
 - ウ 自動車税（種別割）
所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。
 - エ 軽油引取税
徴収した軽油引取税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。
 - オ 産業廃棄物税
徴収した産業廃棄物税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。
災害により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるものは、課税を免除する。
 - カ 宿泊税
徴収した宿泊税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その宿泊税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。
- 3 国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。
 - (1) 申告等の期限の延長

- (2) 徴収猶予
 - ア 納期限未到達の場合の徴収猶予
 - イ 通常の場合の徴収猶予
 - ウ 災害減免法に基づく徴収猶予等
- (3) 減免措置

第 9 節 災害弔慰金等の支給

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、併せて生活の安定化を促進する。

第 1 市は、直方市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 4 9 年 6 月 2 5 日市条例第 1 9 号)に定めるところにより、災害弔慰金、災害傷害見舞金を支給するものとする。

【災害弔慰金等一覧】

災害弔慰金	対象 災害	自然 災害	●市の区域内で住家が 5 世帯以上滅失した災害 ●県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ●県内において住家が 5 世帯以上滅失した市町村の数が 3 以上ある場合 ●災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上
	支給額	① 生計維持者 ② その他の者	① 5 0 0 万円 ② 2 5 0 万円
	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
災害見舞金	対象 災害	自然 災害	●市の区域内で住家が 5 世帯以上滅失した災害 ●県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ●県内において住家が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある災害 ●災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上
	支給額	① 生計維持者 ② その他の者	① 2 5 0 万円 ② 1 2 5 万円
	障害の 程度	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい傷害を残し、常に介護を要するもの ④ 腹腹部臓器の機能に著しい傷害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢のひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の傷害が重複する場合における当該重複する傷害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

第 10 節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずるものとする。

〈主な実施機関〉

県（防災危機管理局・人権・同和対策局調整課・関係各課）、市（市民・人権同和対策課、関係各課）

広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

- ・インターネットによる情報提供
- ・風評被害対策用リーフレットの作成
- ・車内吊り広告
- ・テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- ・広報誌への掲載
- ・講演会の開催 等

第4章 経済復興の支援

第1節 金融措置

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

第1 融資計画

1 市、県、関係機関

(1) 災害援護資金

市は、直方市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月25日市条例第19号）に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の建て直しに資するために1世帯当たり350万円以内で被害を程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

なお、資金貸付けの財産は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれの市町村に、無利子で貸し付けることとなっている。

災 害 援 護 資 金	対象災害	自然災害：県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害			
	貸付限度額	1	世帯主の1箇月以上の負傷	1 5 0 万円	
		2	家財等の損害		
		ア	家財の 1／3以上の損害	1 5 0 万円	
		イ	住居の半壊	1 7 0 万円	
		ウ	住居の全壊	2 5 0 万円	
		エ	住居の全体が滅失又は流出	3 5 0 万円	
		3	1と2が重複した場合		
		ア	1と2のアの重複	2 5 0 万円	
		イ	1と2のイの重複	2 7 0 万円	
		ウ	1と2のウの重複	3 5 0 万円	
		4	次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		
		ア	2のイの場合	2 5 0 万円	
		イ	2のウの場合	3 5 0 万円	
		ウ	3のイの場合	3 5 0 万円	
	貸付条件	所得制限	(世帯人員)		(市民税における総所得金額)
			1人	2 2 0 万円	
			2人	4 3 0 万円	
			3人	6 2 0 万円	
			4人	7 3 0 万円	
			5人以上	(一人増すごとに7 3 0 万円に3 0 万円を加えた額)	
			ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1， 2 7 0 万円とする。		
		利 率	年3 %以内で条例で定める率（据置期間は無利子）		
		据置期間	3年（特別の事情のある場合は、5年）		
		償還期限	1 0 年（据置期間を含む）		
		償還方法	年賦、半年賦又は月賦		
		根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和4 8 年法律第8 2 号）第1 0 条		

第 5 編 災害復旧計画

(2) 被災中小企業等の復旧・復興支援

必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付けを行う。

ア 福岡県中小企業融資制度【緊急経済対策資金】融資対象等

県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、県知事が指定する風水害、震災の発生等突発的な事態の生起により、経営の安定に支障を生じているもの

イ 申込場所

- (ア) 各商工会議所、商工会
- (イ) 県中小企業団体中央会
- (ウ) 指定金融機関

(3) 災害により、被害を受けた一般市民、中小企業者、農林業者及びその他の団体に対する災害復興のための資金の貸付け又は融資は、おおむね次のとおりである。

法令名	内 容	対 象 者
中小企業信用保険法 (昭和 25 年法律第 264 号)	経営の安定に要する資金に対する特別保証	経済産業大臣が指定した地域において、災害等の影響により、経営の安定に支障が生じているとして市町村長の認定を受けた中小企業者
国民金融公庫法 (昭和 24 年法律第 49 号)	特別枠を設け、災害資金の貸付け	被災者
中小企業金融公庫法 (昭和 28 年法律第 138 号)	特別枠を設け、災害資金の貸付け	災害救助法が適用され、被害が大であると認定された地域の中小企業者
医療金融公庫法 (昭和 35 年法律第 95 号)	災害を受けた医療施設の復旧のための必要となる資金の融資	私的医療機関設置者
自作農維持資金融通法 (昭和 30 年法律第 165 号)	災害資金の融資	農業者
開拓営農振興臨時措置法 (昭和 32 年法律第 58 号)	災害資金の融資	開拓営農者
天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法 (昭和 30 年法律第 136 号)	天災を受けた農林漁業者に対して経営事業資金を融資した金融機関に対する利子補給	融資を取扱う金融機関
農林漁業金融公庫法 (昭和 27 年法律第 355 号)	災害資金の融資	農林業者

2 政府系金融機関

(1) 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）

災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。

第 5 編 災害復旧計画

- (2) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）
災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。
 - (3) 株式会社商工組合中央金庫
災害により被害を受けた中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸し付ける。
- 3 被災者に対する広報等
- 国、県及び市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第 2 節 生活必需物資等対策

被災地域において欠乏している生活必需物資、復旧資材等について、市は県及びその他の関係機関に協力し、需給及び価格の動向の把握を行い、生産者に対し供給体制の確保、在庫の放出、適正な価格での供給等の行政指導を行い、関係者の協力を得て、必要物資等の供給の確保を図り、物価の高騰、買占め、売り惜しみの防止に努めるものとする。

また、関係機関は、当該物資の優先輸送の確保に必要な措置を講ずるものとする。

第5章 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度の災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全、高齢者、障がい者、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1節 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくりの中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

このため、市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県及び関係機関との連携）を図るものとする。

〈留意点〉

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とするものとする。

第2節 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対して行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

第3節 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、市は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請するものとする。